立憲民主党
政策集2022

目次

内閣 1
NPO・市民社会 5
デジタル・IT 6
拉致問題 11
孤独・孤立 12
経済政策 15
ジェンダー平等 21
SOGI 35
多文化共生社会（外国人） 36
選挙・政治改革 41
行政改革・行政刷新 45
消費者 49
災害対策 54
東日本大震災からの復興 58
財務金融・税制 69
総務・地方分権 77
法務 85
外交・安全保障 93
文部科学 101
厚生労働 114
障がい・難病 144
子ども・子育て 150
経済産業 163
エネルギー 168
環境 181
国土交通・沖縄北方 187
農林水産 198
憲法 214
新型コロナウイルス感染症対策 224

内閣

公務員制度改革

- 総合職への志願者の減少、中途退職者の増加など、公務員を取り巻く危機的な状況が表れています。内閣人事局による幹部人事のあり方を見直し、庁内公募制度の活用なども含めて適材適所でやりがいのある人事運用を通じて有能な人材が国家公務員を志願するよう、開かれた透明性の高い人事行政を目指します。
- 公務員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、民間企業同様、超過勤務縮減の徹底、業務の効率化や職場環境の改善等「働き方改革」の具体化に向けた取り組みの実施、テレワークの推進強化等を行います。特に子育て、介護等を行っている者については配慮するようにします。
- 公務員や消防職員への労働基本権の回復・保障を図り、労働条件を交渉で決める仕組みを構築します。
- 国有林野職員について、自律的な労使関係の下で労働関係の調整が行われてきたことに鑑み、引き続き労使関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革による自律的労使関係制度が措置されるまでの間、暫定的に、労使関係に関する従前の法律関係を確保するための措置を講じます。（再掲）
- 公務員についても民間企業同様、ジェンダー平等の推進、常勤・非常勤を問わない同一価値労働同一賃金、長時間労働の是正を促進します。
- 国・自治体が率先して非正規雇用問題に対応するため、公務部門での非常勤雇用問題や官製ワーキングプア問題の解決を目指します。
- ハローワークの職員や消費生活相談員、図書館司書など国家公務員・自治体職員の正規雇用化を進め、期待される役割を担える体制を取り戻します。
- 担当事務事業の予算を適正に削減した部署や公務員個人が評価される仕組みを導入します。
- 行政機関等の事務・事業の公正さに対する国民の信頼を得られるよう、「政官接触記録の作成等に関する法律」を制定します。
- 職員OBを介した再就職あっせん行為等の規制の新設など、「天下り規制法」を制定します。
- 内閣人事局による幹部職員人事制度を見直し、官邸による強すぎる人事介入を改めることで、国民に開かれた透明性の高い行政組織、行政運営を目指します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の下での保健所の削減による医療崩壊や、度重なる豪雨災害等への対応の不備など、「小さな政府」「身を切る改革」

が必要以上に進んだため国民の生活に負の影響が出ています。安易な人員・経費の合理化による住民サービスの切り捨てではなく、国民の命と暮らしを守り抜き、ベーシック・サービスを充実させます。（再掲）

- デジタル化は必要不可欠であり体制整備は急ぐべきですが、安易な人員削減に結びつけることなく、適切に人員を配置し、住民サービスの充実・向上を図ります。（再掲）

国民の知る権利の保障

- 内閣官房に総理直轄の真相究明チームをつくり、森友・加計問題や桜を見る会問題などについて、タブーなくすべて開示し、真実を明らかにします。
- 「公文書改ざん防止法」等を制定し、行政文書の作成・保存・移管・廃棄が恣意的に行われないようにするとともに、「公文書記録管理院」の設置を目指します。
- 情報公開法を改正し、行政機関の長に、自発的に分かりやすい情報提供を義務付けます。
- 国民の知る権利を守るため特定秘密保護法を見直し、国会や第三者機関の権限強化も含め行政に対する監視と検証を強化します。安保法制や共謀罪の違憲部分を廃止します。
- 情報監視審査会に対し、秘匿の適否を判断する権限を与え、適切な情報提供や、「黒塗り」部分の開示を促進させます。

カジノ法廃止・ギャンブル依存症対策

- 「IR（統合型リゾート施設）推進法・整備法」を廃止し、賭博性が高く、治安の悪化が懸念されるカジノ事業は中止します。
- 当事者であるギャンブル依存症の患者団体や家族の会などと連携し、ギャンブル依存症対策を進めます。

学術会議任命拒否問題

- 政治が科学に介入せず、学問の自由を尊重するため、科学者の代表機関である日本学術会議が推薦した6名の新会員は、恣意的に拒否することなく任命します。

国民の立場に立った警察行政への転換

- 国民生活を守るため、特殊詐欺（オレオレ詐欺等）への対策など、身近な犯罪の取り締まりを強化します。

- 高齢運転者の事故防止のため、自主返納制度の実効性向上やアクセル・ブレーキの踏み間違い防止などの対策を進めます。
- 国内外での犯罪行為により不慮の死を遂げた方への給付金・弔慰金支給制度の周知徹底を図ります。

性暴力被害者支援の強化

- 各都道府県の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害発生直後の緊急対応（72時間以内の緊急避妊、証拠保全、医療ケア、心理的ケア、被害届等）が可能となる医療拠点型を目指します。（再掲）

宇宙の開発利用促進

- 「宇宙資源法」の執行も含め、新型基幹ロケット「H3」の開発を促進し、世界トップクラスの宇宙開発能力を維持・強化するための先端的研究開発を推進します。
- 「はやぶさ2」による小惑星探査を通じた生命起源の探求といった宇宙科学・探査を戦略的に推進します。
- 政府系宇宙インフラ（気象、測位、リモートセンシング等）を拡充し、宇宙産業の基盤技術の発展を推進します。
- 準天頂衛星システム等の衛星データを活用し、自動運転や農機・建機の自動走行等による生産性革命を推進します。
- ベンチャー企業をはじめとした民間事業者の宇宙ビジネスへの参入を促進します。

安定的な皇位継承

- 皇位の安定的継承と女性宮家の創設に向けて国民的議論を深めます。

アイヌ政策

- 先住民族であるアイヌの人々の尊厳を第一に、生活支援および教育支援に資する事業等アイヌ文化の振興策等を実施します。
- アイヌ民族の先祖の尊厳を蹂躙し、現在に至るまでアイヌ民族に苦難を与えてきた歴史的事実を厳粛に受け止め、「先住民族の権利に関する国連宣言」、国連人権条約監視機関による勧告等に基づくアイヌ政策を進めます。
- アイヌ民族差別を解消し、アイヌ民族の誇りを尊重するために、サケ漁などの権利の回復を目指します。
- 盗掘されたアイヌ遺骨の返還・再埋葬を国等の責任で行うとともに、アイヌ差別禁止のために実効性ある行政措置を行います。

- 子どもたちがアイヌ語やアイヌの歴史・文化に触れる機会を増やします。
- アイヌ政策を進める際には、決定機関にアイヌ民族が参画し、その声を尊重できるように、体制を整備します。

NPO・市民社会

新しい公共

- NPOなどの多様な主体を支援します。ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスや協同労働をさらに推進し、官民で雇用創出・社会的課題の解決に取り組みます。
- 認定NPOや公益法人等に対する寄付税制を維持・拡充します。
- 中小企業が利用できる制度をNPOなどへも適用を拡大します。
- 休眠預金活用法が社会的課題の解決のために活用されるよう検証します。

デジタル・IT

デジタル5原則

- ①政府による国民の監視手段にしない、②個人情報の保護の徹底、③セキュリティの確保、④利便性の向上、⑤苦手な人も含め誰も取り残さず、使わない人が不利にならない――の5原則をもとに、行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。

「誰ひとり取り残されないデジタル社会」

- 情報インフラである通信の基盤を強化し、誰もがアクセス可能な環境の整備を進め、真に「人に優しいデジタル化」による「誰ひとり取り残されないデジタル社会」を目指します。
- 情報技術格差（デジタルディバイド）を最小化するとともに、国民の多様な要望、ニーズに応えられるよう、行政サービスにおける対面業務、電話対応、紙による手続き等を維持し、通信料の補助等の支援策を講じます。

個人情報保護・セキュリティの強化

- 個人の情報の権利利益の保護を図るため、個人情報保護法など国内関連法をEU一般データ保護規則（GDPR）など海外の法制度を基準に改正します。自己に関する情報の取り扱いについて自ら決定できる権利（自己情報コントロール権）、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行う権利（データポータビリティ権）、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求める権利（忘れられる権利）、本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されない権利（プロファイリングされない権利）を法律上、明確化します。
- インターネットやSNS上の差別や誹謗中傷への対策を強化します。
- インターネットのターゲット広告の規制など個人情報保護を強化します。デジタル広告、不正または悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益保護の観点から必要な対策を検討します。
- 国産クラウドの確立、データセンターの国内立地化を一層進めることで、企業・個人・政府の情報を守ります。
- 消費者の利益保護の観点から、オンライン取引の場を提供するプラットフォーム企業や販売事業者への保護措置の義務付け、表示誤認の回避対策、相談体制の拡充等、法整備を含めた検討を行います。（再掲）

- フィンテックの発展に伴いデジタル格差、情報格差が生じないための環境整備を行います。消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会で身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実します。（再掲）
- 巨大デジタルプラットフォーム企業に対し、個人情報保護やセキュリティ確保の観点から、適切な規制を行います。
- 個人情報保護委員会が、行政機関等への監視、資料の提出、実地調査、勧告や報告の要求を遅滞なく行えるよう体制を強化します。
- 行政機関等が個人情報を利用する際、マイナポータルで自己情報の利用状況を把握できる仕組みを構築します。
- 安心・安全な情報管理を実現するため、官民の連携を進めてサイバーセキュリティを強化します。
- 行政手続きのデジタル化の推進に当たっては、システムの安全性と信頼性の確立が重要であり、委託先を含め、データを管理するサーバーの設置を国内に限定します。
- 闇取引をまん延させるダークウェブやブラック・マーケットの監視・摘発の強化に向けて、海外の捜査機関などとの連携・協力を推進します。
- 重要インフラ施設（発電所、空港、水道等）も直接監視できるよう、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の権限を拡大し、テロや頻発するサイバー攻撃、マイナンバー導入による個人情報漏洩を防止します。

政治のDXの推進

- すべての人の選挙権行使を保障するため、通常の紙による投票に加えて、公示・告示から投票前日まで24時間、いつでもどこでも投票可能なインターネット投票を目指します。まず、手続きや投票が時間的に間に合わないこともあることから要望の強い在外投票から先行して実施します。
- 危機管理、共生社会、業務効率化の観点から、国会・地方議会での議会活動のデジタル化を進めます。感染症や自然災害の際に政治機能を維持し、障がいや妊娠・子育ての時も望めば議論に参加できるよう、国会と地方議会におけるオンライン会議の解禁に向けた課題・問題点の整理を行います。
- 請願のデジタル化を含め、国民が行政や立法の意思決定プロセスに直接参加できる「シビックテック」など、デジタル民主主義を推進します。
- マイナンバーカードの普及率が低迷しているため、スマホ内にマイナンバーカード同様の機能搭載を可能にします。
- 若者を含めた国民の政治参加促進のため、インターネットの活用等により、①政策づくり、②選挙運動、③投票の各場面で参加しやすい環境づくりを進めます。（再掲）

- リコールや住民投票などの直接請求署名について、不正防止等のためデジタル署名を可能にします。（再掲）
- 政治資金の透明性向上の観点から、国会議員関係政治団体の収支報告書を名寄せし、インターネットにより一括掲載することを義務付ける法律を制定します。個人情報を保護し、個人献金を促進するため、インターネット掲載する寄付者の住所は市町村名までとします。（再掲）

行政のDXの推進

- デジタル技術を活用したプッシュ型支援の促進など、行政サービスの利便性向上を図ります。
- 母子手帳について、名称を親子手帳と併記することや、電子化に対応することなどを含め、検討を進めます。（再掲）

経済のDXの推進

- 環境・エネルギー・インフラ分野、医療・介護分野、地域活性化・観光分野など、あらゆる産業分野におけるデジタル関連の研究開発などを支援します。
- 特に働き手の足りない介護・福祉・医療分野・農林水産業のDXを促進します。（再掲）
- 暗号資産の健全な発展を目指したルールを整備します。（再掲）
- 国際競争力確保の観点から、Web3.0の発展に大きく関係する暗号資産税制を見直します。
- 法律上の位置づけ、構成員・参加者の法的な権利義務関係等を明確にするよう、ブロックチェーンの応用の一つである分散型自律組織（DAO）の法人化を認める法制度の整備を目指します。
- デジタル証券の流通市場の整備に向けた適切な法制度を検討します。
- 決済手段の多様化と低コスト化を図るため、世界に後れを取ることがないように、日銀が行っている中央銀行デジタル通貨（CDBC）の実証実験や研究などの検討を促進します。（再掲）
- 次世代通信網のインフラ整備を推進します。（再掲）
- 完全自動運転に向けた環境整備を行います。（再掲）
- 量子技術の実用化を後押しします。（再掲）
- 次世代インターネットの開発を後押しします。（再掲）
- フィンテック等、金融サービスの環境変化への対応を促進します。（再掲）
- 先端技術や知的財産権の保護・強化を図ります。（再掲）
- データ流通などデジタル貿易の国際共通ルール作りに取り組みます。（再掲）

地域のDXの推進

- 地域分散型で進められる自然エネルギーによる発電と需要のマッチング、需給をコントロールするデジタル技術の開発を支援します。IoT化を進めてデマンドサイドの効果的なコントロール（ピークカットなど）を実現するとともに、省エネなどESCO事業を推進します。
- 電力システムのデジタル化を進め、電力市場を拡大活性化し市場メカニズムによる需給コントロールを実現します。（再掲）
- BEMS・HEMS（Home Energy Management System）を利用した需要側と供給側のデジタルでの連携とデマンドレスポンスによる制御を行う熱伝導管、送電線、データ通信網等の適切な施設の配置や技術を構築するため、地域のインフラ更新時に合わせて、自治体と国が一体になって取り組みます。（再掲）
- 地域主導でエネルギーマネジメント事業を立ち上げ、DXを活用したエネルギービジネスによって、地域でお金が回る経済を実現します（日本版シュタットベルケ）。
- 地方への人口の移転の促進、都市への人口の一極集中の解消に向け、自然の豊かな地方で生活、子育てをしながら世界を舞台に仕事をする新しいライフスタイルであるテレワークを全国各地で促進します。そのため、電子署名と認証業務に関する法律の改正を検討します。
- デジタル技術を活用して地域住民の意見を反映できるよう、日本版BID制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）の拡充を検討します。
- さまざまな地域のデータを地図の形で共有してまちづくりに活用するため、地域のコミュニケーションツールとして、GIS（地理情報システム）の有効活用を検討します。災害時の救援や復興支援にも活用できるようにします。

教育のDXの推進

- プログラミング教育を実施し、デジタル人材の育成に向けた取り組みを進めます。
- GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備されたことを受け、健全な教育の情報化を目指し、ICTの支援員や通信環境の充実、機器更新時のフォロー、授業内容や教員養成課程の見直しを図ります。同時に、ICTリテラシー教育や身体に与える影響調査、ネットいじめの防止などに取り組みます。（再掲）
- オンライン教育と対面授業の組み合わせ最適化（デジタル教材制作と学習支援員等の増員検討）を推進します。（再掲）

- AI・IoT・VR・ブロックチェーン等の先端技術や安定期に入った汎用技術等のデジタルテクノロジーを活用して、個人情報保護と情報セキュリティに配慮しつつ、学習効果の向上、教育の仕組み改革等を目指します。（再掲）
- 適応学習（アダプティブラーニング）により最適化された学習の提供ができるようにします。習熟度チェックをコンピューター上で行うCBT（Computer Based Testing（Training））の導入と、習熟度に応じた学習内容の運用を検討します。（再掲）
- ICTリテラシー教育や身体に与える影響調査、ネットいじめの防止などに取り組みます。（再掲）

拉致問題

- 一刻も早く、拉致被害者を取り戻す！
  拉致被害者との再会を果たせずにご家族が亡くなるなど、北朝鮮に拉致された被害者と被害者家族の高齢化が進んでいます。主権と人権の重大な侵害である拉致問題について、関係者が一体となって取り組んできた国際世論への喚起が実を結び、2014年に国連が「人道に対する罪」と認めました。もう一刻も猶予がありません。国際社会と連携しつつ断固たる措置を実施し、「特定失踪者」も含め全ての拉致被害者の救出に全力を尽くします。
- 政府拉致対策本部および警察・外務省も含めたオールジャパンで取り組み、国連人権委員会等にさらに働きかけるなど、関係機関・関係各国と連携しつつ、北朝鮮との直接交渉に向けて日本政府自ら打開策を見出すよう最大限の努力をしていきます。
- 米国任せではなく、日朝会談を実現するなど、日本政府として主体的に取り組んでいきます。

孤独・孤立

望まない孤独・孤立に寄り添う

孤独・孤立の視点に立った政策全般の見直し

- 自殺・貧困・格差といった社会問題全般について、孤独・孤立という視点から問題の所在を見直し、就業支援のほか、政策・法制度・社会システムの見直しにつなげます。

社会問題としての孤独・孤立

- ヤングケアラー、引きこもり、不安定就労の就職氷河期世代（ロスジェネ世代）、新型コロナ下での高齢者施設入所者など、必要な社会的支援につながることができず孤独・孤立を余儀なくされている人たちの抱える困難について、まず実態を調査・把握し、施策の改善につなげます。
- コロナ禍の下で家族や知人と会えない高齢者施設利用者の心のケアのため、カウンセリングなどの支援を拡充します。
- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。
- 自治体がヤングケアラーのアセスメントおよびケアマネジメントを行う部署を設置したり人材を確保できるよう、国が支援を行います。
- 経済的な理由で生理用品が買えない女性に対し、学校での支給などを含めて支援を行います。「生理の貧困」により学業・アルバイトなどに支障をきたすことのないよう、公的施設に生理用品を備えおく対策を取るとともに、経済的支援が必要な人が支援につながるようアウトリーチ型支援を拡充します。

相談体制の拡充

- 「身近な相談員」である民生委員（特別職の地方公務員・非常勤、給与なし）の処遇を改善するとともに増員し、現場の実態把握を進めます。
- 孤独・孤立を余儀なくされた人々への民生委員による寄り添いサポートを拡充します。

- 自治体の把握する個人情報を民生委員と共有する仕組みを構築し、個人の事情に応じたきめ細かいサポート体制をつくります。
- 電話、メール、SNSカウンセリングなど、多様な相談手段をつくります。
- 孤独を理由に自死する人が絶えないなか、自殺統計原票の調査項目を増やすなどして、自殺の原因・動機の究明を進め、対策を講じます。

「おひとりさま」の安心―家族にこだわらない、個を尊重する生き方

多様な人生の尊重

- 夫婦・子どもの世帯を標準として設計されてきたこれまでの税・社会保障制度を見直し、単身者も老後の不安なく、尊厳を持って人生を送ることができる社会制度の構築を目指します。

「幸せな在宅ひとり死」へ

- 介護の社会化を進め、サービスを拡充し、「おひとりさま」でも、病院や施設でなく、慣れ親しんだ自宅で自分らしい最期を迎えられる「在宅ひとり死」もまた幸せな最期とされる社会を目指します。

多様な住まい方の支援

- ひとり暮らしのお年寄りや老夫婦などが、気の合った仲間と助け合いながら共同生活をするグループリビングやシェアハウス、子育て世帯・ひとり暮らし・大人だけの世帯がともに暮らすコレクティブハウス等を支援します。

高齢単身者の住まい確保の支援

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」など関連法制度を拡充し、単身者が高齢になっても安心して賃貸住宅に住み続けられる仕組みをつくります。

医療・介護・住まいの連携

- 地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりのなかで高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の供給を促進するなど、医療・介護・住居が連携した施設の拡大を図ります。
- リバース・モーゲージの拡充・活用促進などを図ります。

単身者の入院

- 保証人のいない単身者が必要な医療を受けられないということがないよう、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の普及とフォローアップを図ります。

単身者の葬祭

- それぞれの人の生前の意思が尊重され、尊厳を保ちながら、わかりやすく公正なルールで墓地の確保・供養を受けられるよう、必要な法制度の整備・事業などを促進します。

終活支援

- 単身者の認知症・ひとり死に対する不安を取り除くため、成年後見・身上監護・死後事務の委任（デジタル遺品の処理、ペットの引き取りあっせんなど）等の「おひとりさま」「終活支援」事業を支援するとともに、事業の適正さをチェックする仕組みをつくります。
- エンディングノートを活用し、自分らしく生きるために必要な公的サービス・民間サービスを適切に利用できるようにします。

経済政策

地域分散・分権（内需主導）型経済の実現

- グリーン（環境・エネルギー分野）、ライフ（医療・介護分野）、ローカル（農業・観光分野）で、地産地消、地域のニーズに応じた新たな地場産業を創出します。特に、中小・小規模事業者の専門性や独自性を伸ばす公的支援を拡充します。

エネルギー

- 2030年までに省エネ・再エネに200兆円（公的資金50兆円）を投入し、年間約250万人の雇用創出、年間50兆円の経済効果を実現します。（再掲）
- 自然エネルギーの普及、エネルギーの地産地消で、地域に雇用と所得を創出します。
- 送電網・地域間連系線の増強、スマートグリッド導入等への公的支援を行います。
- 建物の断熱化を促進し、省エネや地場産業（建設業等）を振興します。
- 公共施設や新築住宅等への太陽光パネル設置、コジェネシステムの普及促進を行います。

医療・介護

- 医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上と過度な規制緩和の抑制に努めます。（再掲）
- 日本発の先進医療、画期的な新薬や再生医療を世界に向けて発信できる環境を整えます。（再掲）
- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。（再掲）
- iPS細胞を利用した再生治療研究等の促進・創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本発の医療技術を海外に輸出するための産業育成を図ります。（再掲）
- 開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使用される基盤づくりを進めます。（再掲）
- 成長産業である医療関連産業の育成に努め、新たな労働市場を開拓していきます。（再掲）
- 医療・介護分野で研究開発型の独立行政法人を最大限活用します。研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応

じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。（再掲）

- 介護・医療従事者の身体的負担を軽減するため、ロボット技術の開発と運用を支援します。（再掲）
- 医療・介護のIT化をさらに推進します。在宅患者も含めた情報集約による地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療・介護サービスの提供を目指します。（再掲）
- 抗生物質などの研究開発、難病治療を促進します。（再掲）
- AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）の研究室併設を含む抜本的改革による研究開発環境を整備します。（再掲）
- 医学部では基礎医学に留まらず、臨床科目の教室におけるPh.D.のポスト増加、特に教授ポストの新設確保により欧米並みの研究力を確保します。（再掲）
- 臨床研究法に基づき、実効性のある取り組みを進め、研究の中での多様な利益相反を適切に管理し、研究対象者の健康と人権を守ります。（再掲）
- ドラッグラグやデバイスラグの解消を念頭に置きつつ、PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化をはじめ、高度管理医療機器の申請と更新の適正化、国産医療機器医薬品推進政策を進め、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。また、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上に努めます。（再掲）
- 国産医薬品・医療機器の開発と既存の必須医薬品・医療機器の国産化のため、国主導で産官学一体支援の体制を構築します。（再掲）

農林水産業

- 農林水産業の多面的機能を保持・強化しつつ、スマート農業、ソーラーシェアリング、国産材の利用、木材利用の技術革新（CLT等）を推進します。また、地域の特産品のブランド化・デザイン化、日本の「食」「酒」等の輸出、適切なセーフガードの設定を進めます。

地域における住まいと働く場の確保

- 地域において住まいと働く場を確保するため、サプライチェーンの国内回帰、適正なリモートワーク・ワーケーション、公共事業におけるグリーンインフラの整備、芸術創造産業の振興、遊休地の活用（新規事業、Iターン）、デジタル地域通貨の活用の検討、地域金融機関の機能強化等を進めます。

ベーシック・サービスの充実により、将来不安を解消

- ベーシック・サービス（医療、介護、障がい福祉、子育て、保育、教育、放課後児童クラブ等）の充実により、将来不安を解消することで、経済成長を促します。

可処分所得を増やし、消費を喚起

- コロナ禍や物価高騰により、国民生活や国内産業に甚大な痛みが生じていることを踏まえ、税率5％への時限的な消費税減税を実施します。これにより生じる地方自治体の減収については国が補填します。
- 時給1500円を将来的な目標に、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げます。（再掲）

労働法制・取引適正化

- 非正規雇用の正規化、同一価値労働同一賃金の実現、残業代支払い厳格化、フリーランス・みなし個人事業主やギグワーカーなどの保護を行います。
- 派遣業のあり方について見直します。
- 就職氷河期世代の就労支援を行います。
- 現行の「外国人技能実習制度」や「外国人留学生の資格外就労制度」等を抜本的に見直し、新たな外国人雇用／労働の許認可制度を創設します。
- 価格転嫁・下請取引の適正化に向けて監視を強化します。
- 学び直し（リカレント教育）や多様な職業訓練プログラムを推進します。
- 産休・育休、有給休暇の取得促進など働きやすい労働環境を整備します。

金融政策による成長条件整備

- 「異次元の金融緩和」については、物価安定目標を消費者物価の前年比上昇率で2％とした政府・日本銀行の共同声明（アコード）を見直すなど、市場との対話を通じながら見直しを進め、企業の持続的成長と国民の安定的な資産形成に資する金融環境の構築を目指します。（再掲）

野心的な産業政策

- SDGsを踏まえつつ、基礎研究や、イノベーションの創出が期待できる分野への支援を強化し、新しい産業と雇用を創出するとともに、諸施策の推進により、経済安全保障を確立します。

研究開発力の抜本強化

- 研究開発費を今後10年間で大幅に引き上げます。

- 安定雇用により高度な技能を持つ人材を育成し、自社内の技術開発に努める企業を支援します。

野心的な産業技術開発

- 創薬・バイオ、次世代通信技術、光電融合、量子暗号、AI、デジタル、航空宇宙、超電導、次世代モビリティなどを国家プロジェクトとして推進することで、次世代の産業インフラを世界に先駆けて実装し、民間のイノベーションを促進します。
- 標準、規格、特許の分野での人材育成を強化し、世界標準を主導します。

国内産業の多様性確保

- 食料、エネルギー、デジタルなど、国民生活や個人の尊重に不可欠な分野は、効率化や比較優位論によらず、国が責任を持って維持します。

持続可能な産業への転換

- グリーンインフラの活用により、グリーン成長を社会の大変革につなげ、関連する分野をわが国の主要産業へと育成します。
- エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、またバリアフリー化に取り組む公共交通事業者や小規模店舗等への支援などを通じ、持続可能な観光を目指します。
- 電気自動車（EV）の充電ポイントや水素スタンドの設置支援、EV・燃料電池車の普及促進、次世代の蓄電技術の開発など、自動車産業の脱炭素化の基盤整備を強力に進めます。

中小企業・小規模企業者への支援

- 危機的な状況にある中小企業・小規模企業者を支えるため、中小企業憲章の理念に基づき、事業継続、生産性向上、新事業の創出やスタートアップ、事業承継などを総合的に支援します。

グリーン

- 脱炭素分野のイノベーション支援（産学共同研究の推進等）を行います。
- 環境負荷軽減の新素材開発を支援します。
- 省エネ技術や蓄電技術の開発を支援します。
- 高性能太陽光パネル、洋上風力の国産化を後押しします。
- 環境性能車（EV, FCV）開発支援、次世代車載電池の開発製造支援を行います。
- 充電スタンド、水素スタンドの拡充を支援します。

- 水素発電、水素還元方式による製鉄、水素運搬船等の実用化を支援します。
- レアメタルのリサイクルを促進します。
- 再エネファンド、グリーンボンドを促進します。

デジタル

- 特に働き手の足りない介護・福祉・医療分野・農林水産業のDXを促進します。
- 次世代通信網のインフラ整備を推進します。
- 公共施設などを中心とした「どこでも無料Wi-Fi」を実現します。
- 完全自動運転に向けた環境整備を行います。
- 先端半導体の国産化を推進します。
- 国産クラウドサービスを確立します。
- 国産ドローン開発・活用を推進します。
- 量子技術の実用化を後押しします。
- 次世代インターネットの開発を後押しします。
- 政府のデジタル化による行政手続きの迅速化を図ります。
- 中央銀行のデジタル通貨導入の検討を促進します。
- フィンテック等、金融サービスの環境変化への対応を促進します。
- デジタル教育を推進し、デジタル人材の養成を進めます。
- サイバーセキュリティの技術力を強化します。
- 先端技術や知的財産権の保護・強化を図ります。
- データ流通などデジタル貿易の国際共通ルール作りに取り組みます。
- 人工知能の倫理基準の国際標準化に取り組みます。
- 巨大デジタルプラットフォーマーへの適切な規制と起業の促進に取り組みます。

ヘルスケア

- ワクチン開発の促進、医薬品・医療機器開発の支援、再生医療の推進に取り組みます。
- 予防医療促進の視点も踏まえ、ビッグデータ活用による健康増進、健康寿命長期化のためのまちづくり、高齢者向け住宅リフォーム、IoT機器の活用等を進めます。

「公益資本主義」の導入

- 株主・金融偏重のコーポレート・ガバナンス改革、ROE経営、短期主義経営などを見直し、従業員・消費者・取引先・地域社会など多様なステークホルダーへ利益の公正な分配の実現を目指します。
- ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、協同組合やNPOなど株式会社以外の組織への支援を強化します。
- 労働者協同組合法が円滑に施行され、労働者協同組合が広範に活用されるよう、国が積極的に広報活動を行うとともに、予算措置のあり方を検討した上で、プラットフォームづくりをはじめとした地域的取り組みを支援します。（再掲）
- 「社会的起業」を後押しします。
- ソーシャルボンド（社会的貢献債）の発行を後押しします。
- ESG投資（環境、社会貢献、企業統治に配慮する企業への投資）を促進します。

所得再分配機能・財源調達機能の強化

- 法人税については、租特透明化法に基づき精査を行い、必要な租税特別措置を残した上で、法人の収益に応じて応分の負担を求める税制に改革します。（再掲）
- 所得税については、分厚い中間層を復活させるため、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮した上での最高税率引き上げ、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から「給付付き税額控除」への転換、基礎控除の拡充をはじめとした諸控除の見直し等により、所得再分配機能を強化し、高所得者に有利な税体系を中低所得者の底上げにつながるものに改めます。（再掲）
- 金融所得課税については、当面は分離課税のまま累進税率を導入し、中長期的には総合課税化します。同時に、資産形成を支援するためNISA（少額投資非課税制度）を拡充します。（再掲）
- 社会保険料負担の上限額を見直し、富裕層に応分の負担を求めます。（再掲）
- 巨大IT企業等のいわゆる国際プラットフォーム企業が、ビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態に対し、法人税の最低税率に関する国際合意が実現したことも踏まえ、国際課税の枠組みをさらに強化します。（再掲）

ジェンダー平等

ジェンダー平等の推進

- 女性の人生のさまざまな場面（進学・就職・結婚・出産・育児・介護など）での選択を広げ、男女ともに生涯を通じたジェンダー平等教育を進め、性別を問わずその個性と能力を十分に発揮することのできるジェンダー平等の共生社会の実現を図ります。
- 女性に対するあらゆる形態の差別や経済的・社会的不利益、不合理を解消し、社会における女性の地位の向上を図るとともに女性の参画を促進し、その意見を反映させ活力ある社会の実現につなげます。

男女共同参画基本計画の着実な推進

- 男女共同参画社会基本法のもと各次の男女共同参画基本計画が実効あるものとなるよう、内閣府や男女共同参画会議等による監視体制を強化し、重点方針を中心に各省での予算の金額や執行状況などをフォロー、分析します。
- 「ジェンダー・ギャップ指数2021」では156カ国中120位と世界最低のレベルが続いています。あらゆる分野にジェンダー平等の視点を取り込むジェンダー主流化を推進し、第5次計画の不備を補うべく、立法化、政策立案を進めていきます。

ジェンダー統計の整備推進

- 女性の貧困、労働、健康その他現状と施策の影響を正確に把握・分析する観点から、ジェンダー統計の整備を推進します。政府の各種計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すようにします。

自治体の実態把握

- 政府が、全国の自治体における男女共同参画の推進に関する条例の制定状況を把握するとともに、条例制定や制定後の運用状況の監視について、積極的に情報提供・助言等を行うようにします。

ジェンダー平等に関わる条約の批准

- 個人通報制度や調査制度を定める女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、ジェンダー不平等な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めます。
- 「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（ILO第111号条約）、「パートタイム労働に関する条約」（同第175号条約）、1952年の「母性保護条約（改正）に関する改正条約」（同第183号条約）、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約」（同第189号条約）、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（同第190号条約）を早期に批准し国内法の整備に取り組みます。

個人の尊重・選択的夫婦別姓

- 個人の尊厳と両性の本質的平等を実現するため、民法を改正し選択的夫婦別姓を導入します。
- 今なお残る、女性にだけある再婚禁止期間を廃止します。嫡出推定規定を見直し、無戸籍児の救済につなげます。

政治分野―パリテ（男女半々の議会）の実現

- 政治分野でのジェンダー平等実現にむけて国政選挙においてクオータ制を導入し、男女半々の議会「パリテ」の実現を目指します。人口の半分を占める女性が政策を立案し、決定する政治の場に参画し、より多様な声が公平に反映され、だれもが生きやすい社会を実現します。
- 政治分野のジェンダー・ギャップを解消するために、IPU（列国議会同盟）「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」に基づく監査の導入を検討します。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女が政治の政策・方針決定過程に参画し、ともに責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定過程に公平・公正に反映されるようにします。
- 地方議会における女性議員ゼロ解消を目指します。
- 2030年までに立憲民主党の候補者、地方を含めた所属議員、党職員の女性比率を3割にすることを目指します。党の取り組み状況・実績の「見える化」を一層進め、政治分野の男女不均衡の是正を先導します。
- 女性が議員になることの障壁となっている経済的、社会的、心理的な阻害要因（根強い性別役割分業意識やハラスメントなど）を取り除き、女性の立候補を促すために必要な法制度（立候補休暇制度など）や議員の出産育児のための環境を整えます。ジェンダー視点を持った政治への変革を求めて結成された女性議員ネットワークのさまざまな活動の展開で、議員活動を支えます。

雇用におけるジェンダー平等の促進

- 男女ともワーク・ライフ・バランスの実現が可能な職場・地域・社会の環境整備を目指します。
- 女性の正規雇用化、賃金上昇に向けて取り組みます。（再掲）
- 女性活躍推進法（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」）の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率等について、企業等が把握し目標を設定することを義務付ける法改正を行います。（再掲）
- ジェンダー平等を実現するため、長時間労働の是正や均等待遇原則の確立など、女性が安心して働き続け、生活と仕事との両立が可能な環境を整えつつ、女性管理職比率の目標値の設定・公表を義務付ける等の具体的な施策を実行します。（再掲）
- 妊娠出産の権利と「家族と過ごす時間」を保障するためにも、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を義務付ける「勤務間インターバル規制」を導入します。
- 女性の採用や管理職・役員への女性の登用についての具体的な目標を設定するなど、実効性のある計画を策定します。（再掲）
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に際しては、「継続就業のための環境整備」にとどまらず、物理的な「職場環境の整備」も進めます。（再掲）
- 男女雇用機会均等法を「男女雇用平等法」とするとともに、「男女労働者の仕事と生活の調和を図る」ことを目指します。（再掲）
- 日本が未批准のILO第183号条約（改正母性保護条約）の批准を求め、雇用形態に関係なくすべての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。（再掲）
- 在宅就労を可能とするテレワークの普及、教育訓練給付制度を活用したスキル習得機会の拡大などにより女性の社会参加を促進します。（再掲）
- 就業継続のための取り組みを前提として、妊娠、出産、育児により退職した女性の再就職支援策を進めます。（再掲）
- 母性保護、授乳権の確保の観点からも、妊娠・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援を拡充します。（再掲）
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。（再掲）
- フリーランス、農山漁村や自営業の女性の産休・育休相当期間中の所得保障、社会保険料免除など経済的、社会的自立のために実態把握・調査研究を実施し、法整備を検討します。（再掲）

同一価値労働同一賃金の実現

- 女性の賃金水準は男性の水準の7割台にとどまり、賃金格差が大きく開いたままです。また、同じ価値の仕事でも、非正規雇用などを理由に賃金が低くなることが多く、不公平です。こうした処遇の改善を目指し、まずは立憲民主党が提出した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律」（同一価値労働同一賃金関係）を制定します。法律には、合理的と認められない待遇の相違を禁止すること、事業主の説明義務の対象に合理的と認められない待遇の禁止等に反するものではないと判断した理由等を追加すること、待遇格差の是正は正規雇用の待遇を低下させるのではなく、非正規雇用の待遇の改善によって行われるようにすること等を盛り込み、現行の同一労働同一賃金の法制度の不備を改めます。（再掲）
- その上で、ILO第100号条約の遵守徹底を図るため、職務にふさわしい待遇を設定するための職務の価値の評価方法の調査研究等を進め、同一事業主の下だけでなく、産業間・地域間・企業規模間においても同じ価値の仕事をすれば同等の賃金が支払われることを確保し、処遇格差の是正が図られるよう、「同一価値労働同一賃金（均等待遇）」の法定化を目指します。（再掲）
- 公務員についても民間企業同様、ジェンダー平等の推進、常勤・非常勤を問わない同一価値労働同一賃金、長時間労働の是正を促進します。（再掲）
- 国・自治体が率先して非正規雇用問題に対応するため、公務部門での非常勤雇用問題や官製ワーキングプア問題の解決を目指します。（再掲）

職場におけるハラスメントの禁止

- セクハラ、マタハラ、パワハラ、パタハラ（パタニティ・ハラスメント：育児のために休暇や時短勤務を希望する男性に対する嫌がらせ）などあらゆるハラスメントを禁止するとともに、防止のための職場環境を整備します。
- あらゆる形態のハラスメントを禁止する法制の整備を目指し、すべての労働者を保護し、被害者を救済する制度を整えます。
- フリーランス、就活中の学生などへのセクハラも含めた「セクハラ禁止法」を制定します。
- セクハラを行った社員などに対して処分を課す、被害者に対して支援情報を提供するなど、会社が社員などのセクハラに厳正対処することを義務付けます。
- 国、自治体は、セクハラ禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針を作成し、相談体制を整備、人材を育成します。
- 「パワハラ規制法案」を成立させ、企業や政府の役割を明確にします。

- 研究現場でのアカデミックハラスメントやセクシュアルハラスメント対策を推進し、意識、慣行の見直しを促進します。
- 女性の身だしなみやマナーを理由に就職活動や職場でヒール靴の着用を強制する社会慣行を改めるよう、呼びかけていきます。

個人の自立に向けた経済支援活動

- フリーランス、農山漁村や自営業の女性の産休・育休相当期間中の所得保障、社会保険料免除など経済的、社会的自立のために実態把握・調査研究を実施し、法整備を検討します。（再掲）
- 若者・女性の起業支援のため、社会的起業・小規模企業等へのマイクロクレジット・金融支援など中小・小規模企業の女性経営者を支援します。

女性医師・研究者支援

- 医学部入試での女性差別は認められません。女性医師が圧倒的に少ない現状に鑑みて、再発防止策を徹底します。女性医療従事者の就業継続・再就業支援、就労環境整備等を強化します。
- 女性研究者が能力を最大限発揮できるよう、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などに比べ低い女性研究者の割合を引き上げます。
- 雇用形態・給与等の処遇や研究資金等、女性研究者の研究環境についてジェンダー平等の観点から点検し、見直しを促します。研究活動と子育ての両立を実現する体制整備を進めます。

尊厳ある暮らしの実現

- 男性が女性の補助としてではなく、ともに家庭的責任を担う立場で家事や育児に参加する権利を持つことを明確にします。
- 家事・育児・介護など、無償労働の負担の男女間の偏りを是正します。
- 無償労働の把握、分析および経済的・社会的評価のための調査・研究を推進し、無償労働が公正に認識、評価されるよう取り組みます。

中立的な税制・社会保障制度の実現

- 共働き世帯の増加など社会の構造変化に対応し、ジェンダー平等社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税制の実現に取り組みます。共働き世帯、ひとり親家庭の増加など世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含め、人的控除全体の見直しを行います。（再掲）

- 固定的な性別役割分担を前提とした税制や社会保障制度の見直しを積極的に進めます。
- 税制や社会保障制度を世帯単位から個人単位へ転換します。

性暴力の禁止

- ポルノや売買春、痴漢等の被害からインターネット上の性犯罪、子ども・高齢者・女性を対象とする性的虐待・暴力、あるいは性的指向や性自認に関する暴力に至るまで、性暴力は被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大で深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。
- メディアにおける性・暴力表現について、子ども、女性、高齢者、障がい者をはじめとする人の命と尊厳を守る見地から、人々の心理・行動に与える影響について調査を進めるとともに、情報通信等の技術の進展および普及のスピードに対応した対策を推進します。
- 売買春等における買い手を生まないための教育・啓発など、「女性の性を商品化する風潮」を変える取り組みを具体的に進めます。

性犯罪刑法改正

- 子どもを性暴力から守るため、被害者の同意の有無にかかわらず強制性交等罪等が成立する年齢（いわゆる性交同意年齢）を現行の13歳未満から16歳未満に引き上げる刑法改正を実現します。
- 性犯罪刑法改正について、被害実態を踏まえるとともに、捜査・司法運用の実態を検証した上、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件のあり方、地位・関係性を利用した犯罪類型のあり方、性交同意年齢のあり方、強制性交等罪の対象となる行為の範囲、法定刑のあり方、配偶者間等でも強制性交等罪が成立する確認規定のあり方、性的姿態の撮影行為に対する処罰規定のあり方、公訴時効のあり方、いわゆる「レイプシールド」（被害者の性的活動歴についての証拠又は質問に関する制限）のあり方、司法面接の証拠法上の取り扱いのあり方等について検討を進めます。

性暴力被害者支援法案の制定

- 性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性に鑑み、「性暴力被害者支援法」（「性暴力被害者の支援に関する法律」）を制定します。
- 各都道府県の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害発生直後の緊急対応（72時間以内の緊急避妊、証拠保全、医療ケア、心理的ケア、被害届等）が可能となる医療拠点型を目指します。（再掲）

- ワンストップ支援センターの安定的な運営、支援員の確保、育成等が行えるよう、財政支援を行います。
- 警察への届け出の有無に関係なく、急性期、中長期に適した十分な被害者支援を行うことができるようにします。
- 性犯罪捜査での関係機関の連携等により被害者支援を制度化し、真に子どもと女性の人権と一生涯にわたる健康を守ります。
- 被害者が子どもである場合、性犯罪捜査・公判などの過程で、さらなる負担を負わせることがないよう、司法面接制度を改善、普及させ、人材育成、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。
- 被害者の権利擁護、犯罪防止等、総合的な性犯罪・性暴力対策を推進します。
- 性暴力や児童虐待などによる被害者を支援するため、公認心理師・臨床心理士等からカウンセリングを受ける場合でも、その費用を所得控除の対象にします。（再掲）
- 被害の未然防止、被害者救済には加害者対策が必須です。加害者のカウンセリング・治療、調査分析、加害者更生に取り組む団体への支援、人材育成などについて法整備を検討します。
- SNSの活用をはじめ、誰もが相談しやすい窓口の整備を早急に進めます。
- いわゆる「デートレイプドラッグ」を悪用した性犯罪被害を防止するとともに、被害者支援に取り組みます。
- アフターピル（緊急避妊薬）を処方箋なしで薬局で購入できるようにします。
- セーフアボーション（安全な人工妊娠中絶）のため、経口中絶薬が速やかに承認されるようにします。

性犯罪防犯教育プログラム

- 性犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、性暴力が許されないこと、被害にあった時には支援を求める権利があること等の具体的な防犯教育プログラムを検討し、若年者への啓発を進めます。
- 性的な行動において、本来の自分の意思に基づいた自己決定ができるよう、教育機関での性教育を進めていきます。

子どもに対する性犯罪の根絶

- 日本版DBS制度（教職員や保育士、ベビーシッターなど子どもに関わる職場で働く際に、DBS（Disclosure and Barring Service：前歴開示および前歴者就業制限機構）が発行する「無犯罪証明書」の提出を義務付ける英国の制度）の構築を検討し、不適格者を審査できるようにします。（再掲）

- 子どもたちへの性犯罪被害を未然に防ぐため、空き教室等、学校内等での死角をなくすための人的配置等を推進します。（再掲）
- わいせつ行為を認知できるようになるための、子どもへの教育を推進します。（再掲）
- 特別支援学校教員やベビーシッター等による知的障がい児等への性的虐待の増加を踏まえ、具体的な対策を検討します。（再掲）

性ビジネスへの対策強化

- アダルトビデオ（AV）やいわゆるJKビジネスによる女性・子どもの被害防止、被害者救済・支援、加害者取り締まり等のために、実態把握を進めます。既存の法制度を適切に運用・周知するとともに、包括的な法整備を含む必要な改善策を検討します。（再掲）

痴漢対策

- 痴漢は犯罪であり、国として痴漢対策に取り組むよう、関係省庁、鉄道会社等の連絡協議会を設置し、具体的な施策を検討します。
- 痴漢抑止バッジ、ポスター、女性専用車両の増設など痴漢を防止する効果のある方策について、民間団体、鉄道会社等と連携し、開発します。
- 政府は鉄道会社等と連携し、痴漢の実態調査を行い、防犯アプリの活用・普及等効果的な施策の検討につなげます。
- 痴漢被害にあった場合の学校、家庭、警察、鉄道会社等の対応をマニュアル化、周知し、二次被害を防ぎ、被害者が相談と支援を受けることができるようにします。

DV・ストーカー対策の強化

ストーカー事案への対応のさらなる充実

- 改正「ストーカー規制法」（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」）について、さらに実効性を高めるために不断の見直しを行い、ストーカー被害者等の安全が確保されるよう、的確な運用を進める等、総合的に推進します。
- 恋愛感情以外によるストーカーにもストーカー規制法が適用されるよう法改正します。
- ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等が適切に対応・支援できるよう、専門的能力や経験を有する人材を育成します。
- ストーカー行為等の被害者に対して、医学的・心理的ケアが適切に提供されるよう、実効的な加害者更生プログラムの提供体制を整備します。

DV防止法の改正

- 目に見える身体的暴力から、目に見えない心理的暴力、性的暴力に移行している等の被害実態を踏まえ、DV防止法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)の抜本的改正を検討します。
- 専門職であるにもかかわらず、ほとんどが非正規で低賃金という実態にある女性相談支援員の待遇改善、雇用の安定、専門性の確保等を進めます。
- 家庭裁判所等でのDV被害者、支援者の安全を確保するための工夫を進めます。
- DV、ストーカー対策等について、精神医学的・心理学的観点も含め加害者更生プログラムや啓発・教育を具体的に進め、加害者対策・研究を充実させます。
- 児童虐待とDVの密接性を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化を図ります。

DV被害ワンストップ支援センター

- 女性センター等の担当者の専門性を高め、定着を図ります。
- DV被害者支援をワンストップ支援センターで行い、人材を確保し、継続的に支援を行える体制を整えます。DV被害者支援者養成講座を充実させ、DV裁判専門スタッフの育成、加害者の加害行動更生プログラムを提供します。
- DV被害にあった母と子どもの安心・安全を保障する「レスパイトハウス」(仮称)作りを支援します。
- DVや、ストーカー、性暴力等の被害者が就業を継続できるよう、加害者の接近や個人情報漏洩を防ぐ等の支援策を検討します。
- DV被害者支援団体が、安定的に活動を継続できるよう、人件費を含め、国や自治体が予算を助成し、効果的な支援プログラムの全国展開を可能にします。

DV等被害者情報の保護

- 現行制度において、DV等被害者は、住所を加害者等に知られないようにするために、住民基本台帳の閲覧を制限したり、住民票の写しの交付を制限したりすることができる支援措置を受けられますが、この支援措置は1年ごとの更新が必要となっています。毎年の更新は被害者にとって精神的・物理的に大きな負担であることに加え、そもそもDVは短期間で解決するような単発の出来事ではなく当事者間の関係性の問題であり、1年ごとの更新には合理性がないことから、1年ごとの更新が不要となるようにします。

- 自治体で誤って加害者に被害者の住所等の情報を漏洩してしまうことを防ぐよう①研修・マニュアル整備への支援、②税務、社会保障、子ども・子育て支援などのさまざまな分野との連携強化への支援、③人為ミスが起こりにくい情報システムの整備を支援するようにします。

ひとり親等支援

- すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。
- 剥奪指標（社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの）など子どもを取り巻く困窮度が分かる実態調査を行います。（再掲）
- 相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定するとともに、生活困難度等について多面的に見える化を図ります。
- わが国のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟国の中で最悪の水準にあることから、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給月額を1人当たり1万円増額するとともに、支給期間を20歳未満（現行18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）に延長し、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学を後押しします。また、支給は毎月に改めることで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。さらに、ふたり親低所得世帯にも月額1万円を支給します。（再掲）
- ひとり親家庭や生活困窮世帯の育児、生活、就業支援の充実、雇用の確保を進めるとともに、居場所づくりにより孤立を防ぐなど、個々の家庭の実情に応じた支援を行います。
- ひとり親が資格取得のために講座を受講する際の負担の大幅な軽減や、講座受講時の子育て支援サービスの提供などの拡充を進めます。（再掲）
- ひとり親家庭に対する病児・病後児保育事業、子育て・家事のヘルパー派遣を拡充します。
- 障がいのあるひとり親家庭や生活保護家庭を支援する障害者加算、母子加算を継続し、障害年金、児童扶養手当の制度拡充を行います。（再掲）

養育費の確保

- 養育費は子どもの成長発達のために必要で、子どもの権利として位置付けるべきです。
- 日本は9割近くが協議離婚であり、その半数以上が、養育費の話し合いができていません。養育費の取り決めが必ずしもなされていない現状に鑑み、当事者にとって精神的・経済的・物理的に簡便な方法を促進し、養育費支払いの履行を促します。

- 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度など公的関与の拡大を進めます。

困難を抱える女性への支援

困難を抱える女性への支援

- DVや性犯罪被害、家族破綻、貧困、障がい、社会的孤立など、さまざまな困難を抱えた女性が増えているにもかかわらず、法律の狭間にあって適切な支援を受けにくい状況が指摘されています。切れ目なく人生のそれぞれの段階で適切な支援が受けられるよう制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援が実効性あるものとなるように、法の運用状況を検証し、関係団体の意見も聴きながら、必要な制度改善を進めます。
- 女性相談支援員について、人員の増員及び配置の拡大、専門性の向上、待遇改善を行い、女性の人権を擁護し、アドボケーター（代弁者）としての活動が行えるよう体制を強化します。
- 官民、民間団体間での緊密な連携を推進し、積極的な支援活動を可能にします。

さまざまなニーズへの対応

- ひとり暮らしの高齢女性に正しい情報と支援が行き渡るよう、施策を講じます。
- 障がいのある女性に対する複合的な差別の防止のための必要な措置を講じます。
- 外国人女性に対し、多言語での情報提供を行い、相談窓口へ接続できるよう環境を整備します。

障がい者への支援

- 女性障がい者が直面する課題への対応を強化します。「女性障がい者」の枠組みでの実態調査を行います。意思決定の場への参画を進めていきます。
- 障がい児・者に対する性暴力、DV被害の実態調査研究を行い、対策を推進します。

高齢女性に対する支援策

- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含めて検討し、要介護度にかかわらず、低所得の高齢者であれば入居できる支援付き住宅の整備を進めます。（再掲）
- 貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件を分かり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応します。（再掲）
- 賃貸住宅の家賃については、給付条件を整理した上で月1万円を補助します。（再掲）

ジェンダー平等を推進する教育

ジェンダー平等教育

- 男女が真に平等な社会こそ全ての人に幸福が訪れる最低条件であることを、小さい時から実体験に基づき学べるようにし、就学以前の「性別役割分担意識を固定させないための教育」を行い、学校教育でのジェンダー平等を進めます。

包括的性教育の推進

- 「性の権利」を知り、性を自分のものとして行動するための包括的性教育を推進します。生涯を通じた女性の健康を保持するためには幼児期からの教育が重要であることから、学校等での性に関する指導の実施や科学的な知識の普及などを推進します。
- すべての人のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の実現を目指します。
- 女性が、子どもを産む・産まない、性的指向・性自認（SOGI）等にかかわらず、また人生の段階に応じて、健康保持・向上のために必要な支援を受けられるよう施策を拡充します。
- 望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、自己決定権を尊重する包括的性教育を行います。
- 性暴力・性虐待被害者や若年妊娠等について、迅速に必要なサービスにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。

リカレント教育

- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援、リカレント教育（学び直し）の支援など、

家庭のさまざまな事情に沿った施策を行います。妊娠・出産などで高校等を中退することのない支援も行います。

- 教育機関が非正規雇用労働者、女性などに学び直しの機会を提供し、複線型のキャリアパスの形成を支えていくことを可能にします。

生涯を通した女性の健康の保障

- 性と生殖に関する女性の健康と権利を守るための施策の拡充を図り、女性が自己決定権に基づき心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう、総合的に支援します。

性差に着目した医療の充実

- 女性と男性の生物学的性差や社会的性差に着目しつつ、女性の心身の症状を診る「性差医療」を拡充します。女性の健康、性差医療等に係る調査研究・統計を行うとともに、その成果等について教育・研修および普及・啓発を推進します。
- 適切な性・生殖に関する情報の提供を進めるため、若い世代の男性（泌尿器科）、女性（婦人科）の検診の普及促進を図ります。
- 女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」は若年化が進んでいることから、若い女性への普及啓発を一層進めるとともに、患者が治療と仕事や子育てを両立できるよう支援します。
- 男性に固有の病気、生活習慣などに着目し、生涯を通じた健康保持策を推進します。
- 更年期障害の軽減、成年期・高齢期の健康づくりを支援します。

民間団体への支援

- 地域の中で、人材を育成し、子どもの育ちや助けを必要としている人を支える体制を作ります。
- 子育て支援、暴力被害者支援などを行うNPOなどの民間団体が行政と対等な立場で連携し、活動しやすくするための環境を整えます。
- NPOなどの民間団体の事務処理の負担を軽減する体制を作ります。

災害対応におけるジェンダー平等

- 防災計画・災害対応を女性の視点で見直すため、各レベルの防災会議への女性の参画を進めます。
- 避難所運営への女性の参加、女性や性的指向・性自認（SOGI）で困難を抱えている人のニーズ把握や相談に応じる体制の整備、知識・経験を有するNPO等との連携など災害対応におけるジェンダー平等を推進します。

ジェンダー平等に基づいた国際協力

- 持続可能な開発目標（SDGs）の5番目の目標であるジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることを、国内外を問わず推進します。
- 紛争国や開発途上国で女性の教育水準向上と仕事の充実を図り、貧困を是正し、男女格差・国際間格差の解消に資するよう、政府開発援助（ODA）の予算配分と実施に際して調査、計画、立案、実施、評価の各段階にジェンダー平等の視点を取り入れます。

DV、児童虐待、性被害への対応拡充

- 24時間体制にするなど相談窓口の拡充を行うとともに、DVシェルターや子ども、若年女性を保護する施設の増加を図ります。
- SNSなどを利用した相談体制を拡充します。
- 緊急事態宣言下でも支援につながる体制を整備し、自治体や民間支援団体等の相談窓口を閉鎖しないよう整えます。
- 一時保護期間について、状況を踏まえて柔軟に延長できる対応を促します。

SOGI

LGBT差別解消法の制定

- レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーをはじめとする「性的少数者」などが差別を受けず自分らしく生きることができる社会をつくるため、性的指向や性自認（SOGI）による差別について、①行政機関等による差別の禁止、②雇用の分野での差別の解消、③学校等での差別の解消等の施策、を盛り込んだ「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」（LGBT差別解消法）を制定します。

支援団体との連携

- 支援団体と協力して、性的指向・性自認（SOGI）による差別や偏見、ハラスメントがない社会を実現します。

婚姻の平等・同性婚の法制化

- 同性婚を可能とする法制度を実現します。性的指向・性自認（SOGI）にかかわらずすべての人に結婚の自由を保障するため、婚姻平等を実現する「民法の一部を改正する法律案」（通称・婚姻平等法案）を成立させます。
- ICD-11（国際障害疾病分類第11版）の採択に伴い、性同一性障害者の戸籍の変更に関する特例法の名称変更を検討します。同時に戸籍要件の見直しを進めます。ホルモン療法の保険適用拡大を検討し進めます。
- コロナ禍のもとで被っている性的マイノリティの不利益や懸念に鑑み、平時から機微な個人情報の扱いやプライバシーのあり方を見直すとともに、保健所の体制強化、トランスジェンダーのホルモン治療、性別適合手術などの中止、延期が起きない医療体制の構築など、緊急時を見据えた安心・安全な社会を実現します。

人権教育

- 学校設備、授業や学校生活全体を通じて、性的マイノリティを含めて人権の尊重を貫き、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、学校と地域が協力して人権の砦となることを目指します。

多文化共生社会（外国人）

基本法制定と多文化共生庁創設

基本的な考え方

- わが国は、すでに本格的な人口減少社会に突入し、特に地方での過疎化や高齢化が加速化する中で、農林漁業など第一次産業、地場企業の技術者や開発者、医療・介護・福祉・子ども子育て・教育などを含むベーシック・サービスの担い手などの育成や確保が大きな課題となっています。
- そのため、国内ではすでに170万人以上の外国人労働者が経済活動を担い、学齢期の子どもを含め約280万人の外国籍の人が生活者として在留していますが、活力ある日本社会・経済を維持・増進していくためには、今後も、多くの外国人労働者に夢と希望をもってわが国に来日し、安心して働いて生活することのできる環境の整備が必要不可欠です。
- 今回のコロナ禍において、日本の外国人受け入れ制度の制度的な欠陥が浮き彫りになりました。社会や経済を支える人材の不足が世界的に広がり、人材獲得競争が激化する中、このまま問題を放置すれば、いずれ日本が選ばれなくなるという強い危機感を国民全体で共有し、日本で働き、生活してもらうためのシステムを早急につくりあげなければなりません。
- 政治の責任として、20年後、50年後の日本社会をも見据え、外国人労働者や生活者の人権を保護し、わが国へ移住して安心して働き、生活し、共に学び、社会・経済の担い手として定住してもらえる外国人受け入れ制度の構築およびそのために必要な多文化共生社会政策を実現します。

多文化共生社会実現のための基本法の制定

- 人権の尊重を基本とした在留外国人を包摂できる社会の実現と、在留外国人の増加による社会経済情勢の変化への配慮を基本理念とする「多文化共生社会の形成」を目指す「多文化共生社会基本法」を制定します。

国および地方における多文化共生社会基本計画の策定とその実践

- この法整備に基づき、国や都道府県・市町村は①国籍または社会的文化的背景が異なることを理由とする差別の禁止、②差別に関する相談および紛争防止等のための体制の整備、③教育・啓発、交流促進等による国民と在留外国人の関心と理解の増進、④日本語等の習得機会の確保、住居の確保に関する支援、情報提供等による生活の円滑化、⑤学齢期の者の就学等の未成年の在留外国人に対する教育の機会の確保、などの施策について基本計画を定め、その施策を推進します。

多文化共生庁の創設と一元的な政策の推進

- 「多文化共生庁」を創設し、国籍や民族の異なる人々が、互いに文化的・社会的背景等の違いを認め合い、相互理解と協調を基本に社会の対等な構成員としてお互いさまに支え合い、ともに生きる「多文化共生社会」を実現します。これにより、国と地方自治体とが密接に連携・協力しつつ、多文化共生政策に一元的に取り組むことのできる環境を整備します。

労働・教育・地域交流

外国人労働者の受け入れ制度の抜本改革と権利の保障／保護

- 人権侵害や労働法令違反の頻発が続いている現行の「外国人技能実習制度」や「外国人留学生の資格外就労制度」等を抜本的に見直し、外国人労働者の権利が国内労働者と同等に保障され、保護される環境を整えるため、新たに「外国人雇用/労働許可制度（仮称）」を制定します。
- 経済連携協定（EPA）に基づく看護師や介護福祉士の受け入れ、国家戦略特区による家事支援外国人材の受け入れ制度などについては、新たな雇用／労働許認可制度の創設にあわせ、抜本的な見直しを行います。
- 外国人労働者を雇用する事業主については、雇用上の責任を果たすことはもとより、地域コミュニティとの橋渡し役など、多文化共生社会の推進のための環境づくりに努めることを求めていきます。

外国人労働者の日本語／コミュニケーション能力向上のための支援策

- 日本で就労、生活する外国人については、「多文化共生社会」の構成員として職場や地域での意思疎通、コミュニケーション手段の確保と、異文化や慣習等の相互理解の促進が必要不可欠であることから、①外国人在留者労働者側には職業上および生活上必要な日本語能力などの習熟を求める一方、②迎え入れる日本側（国、自治体、雇い主等）にはその習熟機会の提供や保証と、応分のコスト負担を求める新たな制度を創設します。

自治体への支援と連携・協力

- 外国人受け入れ制度の構築・整備に当たっては、特に人材確保が困難な地域に必要とされる人材が集まるよう、人材の確保や育成、生活支援や交流事業、教育や多言語に対応したワンストップセンターの整備などに積極的に取り組む自治体等に対する制度上・財政上の支援策を検討します。

外国人の子どもたちの教育の保障

- 外国人労働者の子どもについては、学校教育の機会を保障するとともに、その受け入れ体制の整備を行います。
- 中長期に渡って日本で暮らす外国人が増加していることから、外国人の子どもの就学機会の確保や就学支援、学習支援を行います。
- 外国をルーツとする子どもたちの幼児教育を含めた教育のあり方を検討するとともに、不就学や不登校の問題に取り組みます。
- また、海外における日本語教育の推進を図るとともに、日本語学校の普及を進めます。

社会保障の確保

- 外国人労働者が国内で安心して働き、生活できる環境を確保するため、就労環境の整備とあわせて、外国人労働者およびその家族についても、社会保障制度の担い手としての位置付けを明確にし、制度への参加を確保します。また、在日外国人の無年金問題を解決するため、特定障害者特別障害給付金制度の改正および老齢基礎年金相当の給付金を支給する制度をつくります。

住民自治と多文化共生

- 外国人の政治参加や行政サービスの参画のあり方について検討を進めます。とくに、地域での外国人の増加により公共サービスのニーズが変化していることを踏まえ、意見・要望を反映する仕組みづくりを目指します。

多文化共生教育や人権教育の推進

- 多文化共生社会の実現に向けて、地域社会や学校での多文化共生教育や人権教育の実践、相互に交流する機会の確保などを制度的に位置付ける方向で、必要な措置を講じます。

在留制度の見直し

- 就労目的で来日する外国人について「労働者」としての在留を認め、「生活者」として安心して暮らしを営むことができる体制や環境の整備を段階的に進め、外国人労働者を「労働者」として受け入れる新たな外国人労働者雇用／労働の許認可制度を創設します。
- 現行の就労に関わる各種在留ビザについては、上述の許認可制度の創設に合わせて抜本的な見直しを行います。
- 特定技能制度にとどまらない抜本的な外国人労働者受け入れのあり方について、①地方の人材確保、②客観的かつ合理的な受け入れ人数の上限

の設定、③適切な外国人労働者の待遇、④在留資格変更時の一時帰国、⑤現行諸制度の抜本的見直し、⑥適切な社会保障制度と教育制度、⑦家族帯同など人権的な配慮、⑧多文化共生施策の充実の8項目の観点から早急に再検討します。

- 在留特別許可に関する許可基準を明示するとともに、児童の最善の利益の考慮、児童が父母と分離されないことへの配慮、家族がそろって在留できるような配慮等を行います。
- 出入国管理制度の見直しを行い、多文化共生社会を実現する観点から、出入国管理行政と外国人労働者と生活者の支援・保護行政を区分けし、法制度上の措置を講じます。

難民等保護

- 国際法違反との強い批判を受けている現行の難民認定制度・収容送還制度を抜本的に見直し、わが国が締約国となっている「難民の地位に関する条約」や「国際人権規約」等の国際ルールに基づいて、保護すべき難民申請者や補完的保護対象者等を適切に保護できる新たな難民認定・保護制度を確立するため、政府から独立した第三者機関である「難民保護委員会」の創設等を柱とする難民等保護法案の制定をめざします。

差別解消

包括的差別禁止法の制定

- 日本は国連人種差別撤廃委員会から再三にわたり厳しい勧告を受けています。国際人権基準に立つ包括的な差別禁止法の制定を検討します。

個人通報制度

- 人権条約に認められた権利を侵害された個人が、条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書を日本が批准することを目指します。

政府から独立した人権救済機関の構築

- あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる独立性を有し、公正中立さが制度的に担保されたより実効性のある人権救済機関(「人権委員会」(仮称))を設置し、救済活動を行う仕組みを創設します。

ヘイトスピーチ対策の強化

- 2016年の第190回通常国会で法律が作られた「ヘイトスピーチ対策」への取り組みを拡大し、人種・民族・出身などを理由とした差別を禁止する法律の制定など国際人権基準に基づき、差別撤廃に向けた取り組みを加速します。
- インターネットを利用した人権侵害を許さず、速やかに対応できるような法改正、窓口創設を実現します。
- 刑法の名誉毀損罪の法定刑の上限は懲役3年となっていますが、現状の人権侵害の深刻な状況に鑑みて、上限の引き上げを検討します。（再掲）
- 不正アクセスによるインターネット上の人権侵害について、プロバイダが被害救済のための対応をとることを義務付けます。

選挙・政治改革

選挙制度

パリテ＝男女半々の議会の実現

- 政治分野でのジェンダー平等実現にむけて国政選挙においてクオータ制を導入し、男女半々の議会「パリテ」の実現を目指します。人口の半分を占める女性が政策を立案し、決定する政治の場に参画し、より多様な声が公平に反映され、だれもが生きやすい社会を実現します。（再掲）

選挙制度改革

- 選挙制度、議員定数、衆議院と参議院のあり方など不断の見直しにより、国民の声がより反映される政治を実現します。1票の格差、議員定数不均衡の是正を図りつつ、衆議院では市町村境界等の地域・生活圏的な区分と小選挙区割との極端な乖離（かいり）の解消を求めます。参議院では、合区を解消し、各都道府県選挙区で議員が選挙されるよう、選挙制度の抜本的な見直しを行います。
- 衆議院小選挙区はアダムズ方式で10増10減を実行します。
- コロナ禍のように、感染症の流行等によって投票所での投票が困難となる事態は今後も生じ得ます。また、在外投票の投票率は低迷を続けています。それだけではなく、地理的状況・身体的状況により投票所への移動が困難な者を含め、選挙人の投票機会を等しく確保することを目的に、インターネット投票を導入し、まず在外投票での実施から検討します。
- 立候補休暇制度の創設、議員の出産育児を支援する環境整備などに取り組み、より幅広い人材が公職に立候補できる環境を整備していきます。
- 一般有権者もメールによる選挙運動を行えるようにすることを目指します。
- 外国人の政治参加のあり方について検討を進めます。
- 自治体議員のなり手不足が生じている現状も鑑み、地域の実情に適合し民意が反映される地方議会のあり方、選挙区割を含めた選挙制度のあり方の適正化に取り組みます。
- 若者を含めた国民の政治参加促進のため、インターネットの活用等により、①政策づくり、②選挙運動、③投票の各場面で参加しやすい環境づくりを進めます。
- リコールや住民投票などの直接請求署名について、不正防止等のためデジタル署名を可能にします。

政治改革

政治とカネ

- パーティー券の購入を含めた企業団体献金の禁止と個人献金促進を図る法律を制定します。政治資金の透明性向上の観点から、国会議員関係政治団体の収支報告書を名寄せし、インターネットにより一括掲載することを義務付ける法律を制定します。個人情報を保護し、個人献金を促進するため、インターネット掲載する寄付者の住所は市町村名までとします。
- 国民の政治不信を防ぐために、公選法第11条に定める選挙買収等の罪で起訴された国会議員には、憲法が定める身分保障の趣旨を踏まえつつ、歳費を支給停止・返納する法律を制定します。選挙買収等に政党交付金が使用された疑いがある場合には、政党に調査・公表義務を課し、一定額の政党交付金の返納や交付辞退を可能とする法律を制定します。
- 調査研究広報滞在費（旧：文書通信交通滞在費）について、2021年衆議院総選挙が実施された10月分の日割り計算額との差額の国庫返納、使途報告・公開の制度を整備します。

若者の政治参加

- 現行の各種選挙の被選挙権年齢を7歳引き下げ（衆議院議員と自治体議員、市町村長は18歳以上、参議院議員と都道府県知事は23歳以上）、若者の政治への直接参加の機会を増大させます。
- 現実にある課題や争点について学び、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考えて判断し行動する能力を身に付けるための主権者教育を、高校だけでなく小・中学校から積極的に行うことを推進します。「模擬選挙」等の実施について支援します。（再掲）
- 高校生の政治活動・選挙運動については、主権者・有権者にふさわしい対応とし、無用な制限に向かわないように取り組みを進めます。（再掲）

国会改革

- 議員提出法案の審議活性化を進めるため、委員会ごとに議員提出法案の質疑のための定例日を設けるなど、与野党の議員間で活発な政策論議ができるよう配慮します。
- 国会審議の中で内閣提出法案を柔軟に修正できる環境を整えます。
- 疑惑解明に必要な場合は、行政職員の国会招致が可能となるよう、政府参考人の範囲を広げます。
- 国会の資料要求を適正化するため、理事会で理事から資料要求があれば、資料提出に応じるようにします。

- 国会に対し、ねつ造あるいは偽造された文書を提出した場合などには、その違反について刑事告発等厳格に対応を行います。
- 国会議員間の討議の活性化のため、委員会で法案審議がない時期には、議員間の自由討議を積極的に行います。
- 党首討論のあり方を見直し、①討論の時間を長くし、②参議院で行われている質疑の「片道方式」（答弁時間にかかわらず、質問者の持ち時間を確保する方式）を導入するとともに、③予算委員会等に総理が出席しない週は必ず党首討論を実施するといった措置を講じます。
- 首相の解散権については、手続き面や国会への説明責任の全う等の観点から制約を加える運用を検討します。
- 臨時国会召集の要求があった場合、２０日以内に臨時国会を開会することを法制化します。
- 政府が国会議員の質問主意書に対して閣議決定する答弁書で、質問内容に対し「意味するところが必ずしも明らかではない」と留保する文言が急増するなど、不誠実な回答が横行している現状を改善するための方策を検討します。
- 国会事務局の部署もスクラップ・アンド・ビルドし、統廃合できる部署の人員配置を見直し、国会改革で新設する部署や増強すべき部署の人員に回します。
- 国会職員の府省や在外公館、国連機関等への出向や人事交流を増やし、国会職員の専門性や国際性の向上を図ります。
- 国会調査局で調査研究に当たる職員の採用は、衆参事務局の総合職・一般職の採用試験と切り離し、「研究職」として独自の採用枠を設けます。「研究職」には、新卒採用の他に博士号取得者や弁護士等、実務経験者等の採用を行い、国会の調査研究能力を強化します。また、長期研修や人事交流を行うことにより、国会職員全体の専門性を高めます。
- 質問の事前通告の適正化のため、委員会開会の前々日など適切な日時までに質問を通告する慣行とします。
- 印刷物のペーパーレス化を推進し、報告書等の配布先の絞り込みを徹底します。
- 請願審査の形骸化を食い止めるため、会期途中で請願審査を実施して、国民の声をより国政に反映するよう努めます。また、その結果についてホームページ等で公開し、請願者が審査結果を知ることができるようにします。
- 国会に国民から期待された行政監視を実現するため、少数会派であっても関係者を国会に証人として出席させ、証言を求める事ができるよう証人喚問のあり方を含む調査機能の強化等を実施します。

- 政府による違憲・違法の解釈変更などを防ぐため、新たな解釈をつくる際に歴代政府が国会に答弁している「法令解釈の考え方（ルール）」への適合性の文書作成および国会への提出義務を課します。
- 危機管理、共生社会、業務効率化の観点から、国会・地方議会での議会活動のデジタル化を進めます。

行政改革・行政刷新

行政改革

総論

- コロナ禍のもとでの給付金等の遅れや使い勝手の悪いアプリ、「アベノマスク」の無駄遣いなど、国民のニーズから乖離した施策の数々は民意を顧みない無責任な政治の帰結です。納税者の視点で行政の施策を見直すとともに、必要な施策には人員と財源を移し、適材適所の資源配分を行います。
- デジタル化は必要不可欠であり体制整備は急ぐべきですが、安易な人員削減に結びつけることなく、適切に人員を配置し、住民サービスの充実・向上を図ります。
- 未来を考え、①国民の納得感を高め、不公平感をなくす「歳入庁」の設置、②国民に開かれた行政組織の再編、③「ブラック霞が関」を脱却して職員のやる気を引き出す適材適所の人事行政を提案するとともに、国会活動が公務員の過度の長時間労働などを助長しないように国会改革に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の下での保健所の削減による医療崩壊や、度重なる豪雨災害等への対応の不備など、「小さな政府」「身を切る改革」が必要以上に進んだため国民の生活に負の影響が出ています。安易な人員・経費の合理化による住民サービスの切り捨てではなく、国民の命と暮らしを守り抜き、ベーシック・サービスを充実させます。
- 政府による民間への業務委託について、全府省統一の適切なルールを設けます。
- 経済財政諮問会議をはじめとする重要な会議の委員・議員に、働く者の代表者を加えます。

市民参加の行政改革

- 法律の制定・改廃を国民が発議できる国民発案権（イニシアティブ）制度を導入します。
- 問題があると思われる国の財務行為について、国民が、会計検査院に対して監査を請求し、会計検査院の対応が不十分なときは、国などを被告として必要な措置を取るよう請求する訴訟を提起することができるよう、公金検査請求訴訟制度を創設します。

歳入庁設置

- 「歳入庁設置法」を制定し、税金と年金の保険料、雇用保険の保険料等をまとめて扱う歳入庁を設置します。

中央官庁改革・国の機能の分散化

- コロナ禍で機能不全が明らかになった中央官庁の再編を含む大改革を進めます。
- 中央官庁については、橋本政権による省庁再編により、厚労省の肥大化や内閣府・内閣官房への業務集中が進んだ弊害が指摘されています。場当たり的な官庁の新設などはせず、①肥大化しすぎて行政事務や国会対応に支障が生じていることが明白となっている中央官庁の分割、②消費者保護や子ども・子育てなどの分野での縦割り行政の弊害の除去、③総務省の放送・通信の免許・許認可行政の独立行政委員会への移行、などの観点で改革に取り組みます。
- ベーシック・サービスを充実させる観点から、機構・定員の過度な削減や独立行政法人の効率化係数の杓子定規的な遵守を見直します。
- 中央官庁などの国家機能については、今後の自然災害の可能性や国土の人口バランス、テレワークの普及などの視点も踏まえて、分散配置を進めます。

公務員の働き方改革

- 総合職への志願者の減少、中途退職者の増加など、公務員を取り巻く危機的な状況が表れています。内閣人事局による幹部人事のあり方を見直し、庁内公募制度の活用なども含めて適材適所でやりがいのある人事運用を通じて有能な人材が国家公務員を志願するよう、開かれた透明性の高い人事行政を目指します。（再掲）

公会計制度改革

- 国の会計制度を新たな公会計制度によって「見える化」し、財政民主主義を徹底します。具体的には、①異なる会計基準を統一し、勘定科目の統一と開示項目の標準化を進め、②政策ごとのコストやセグメント情報、公的団体・法人を含む連結財務情報の作成・開示を義務付け、③新しい公会計による財務指標をベースに目標が設定され、国民の目にモニタリングされる仕組みを導入し、④諸外国並みの超長期収支見込みを公共財政長期持続可能性報告として開示することを法律で義務付けること、等を検討します。

- 特別会計改革・独立行政法人改革については、増加する独立行政法人等政府機関・基金・官民ファンド・特別会計等を徹底的に見直し、スリム化を進めるとともに、財務状況等に関して国会への報告を義務付けます。
- 深刻さを増す放漫財政を健全化し、行財政運営の適正化・効率化を図るため、「アベノマスク」や「接触確認アプリCOCOA」の度重なる不具合等に象徴される膨大な予算の無駄遣いの排除や、EBPM（証拠に基づく政策立案）の徹底に努めます。

行政DX

- 行政のデジタルトランスフォーメーションについては、①あらゆる住民の利便性を高めるとともに、苦手な人も含め誰も取り残さないこと、②個人情報保護の対策を徹底すること、③セキュリティを確保すること、④政府による国民の監視に使用しないこと、を大原則とし、行政情報の徹底的な公開と自己情報コントロール権の制度化に取り組みます。

社会保障と税の一体改革関連

- 社会保障の充実・安定化を図り、将来世代に過度な借金を押しつけないことが基本です。その改革を進めるに当たって、行政組織及び業務については、社会経済情勢の変化に対応した見直しに努め、消費税の使途の社会保障・子育て支援への限定、家計支援対策を行います。（再掲）

財政透明化関連

- 誰もが、税金を何に使ったかを確認・チェックできる仕組みを強化します。旧民主党政権では「行政事業レビュー」を導入し、国が行う5千を超える全事業を統一シートで公表してきましたが、その後の政権交代による制度の形骸化は甚だしいものがあります。このため、既存の「行政改革推進本部」や「行政改革推進会議」の抜本強化を図るとともに、法定化により着実な実効性を確保し、外部性と公開性、使いやすさ、使途の総覧性をさらに高め、予算編成過程、基金事業など使途の透明性を強化します。
- 財政規律が緩む中で、中立的・長期的な観点から財政政策を調査・評価するために、独立財政機関「経済財政等将来推計委員会」を国会の下に設置します。（再掲）

行革実行体制

- 既得権や癒着の構造を断ち切るために、常に行政構造の見直しを続けます。行政改革の大方針を定める基本法としての「行政改革実行法」を早期に制定し、国の取り組む行政改革の理念、行革実行体制を確立し、実際に

取り組む施策を明確にすることで、国民本位の行政を実現します。また、国から地方への財源と権限の移譲を抜本的に進めます。

行政監視

国会による行政監視

- 強力な行政監視機能を持つ「行政監視院」を国会に設置します。
- 会計検査院長への各府省幹部経験者の就任を禁止します。あわせて「会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案」（会計検査院権限強化法案）を成立させ、資料の提出拒否・虚偽資料提出等のほか、検査上の要求に応じない等の事案が生じた場合、懲戒処分を要求することを可能とするなど、会計検査院の権限を強化します。
- 衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会、参議院行政監視委員会の審議の活性化と政府の施策及び予算への反映に取り組みます。

内閣・公文書管理

- 「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）を改正し、行政文書の定義を見直すことにより、対象を拡大するとともに、保存期間の上限を最長30年に設定し、保存期間満了後は原則公開とします。また、メールやパソコン等で作成した電磁的記録である行政文書や、外部と接触した場合の当該接触に係る情報が記録されている行政文書の保存期間は、1年未満とすることができないようにします。これにより、行政文書の作成・保存・移管・廃棄を官僚が恣意的に行わないようにします。
- 公文書等の改ざん・隠ぺい等の不適切な取り扱いの防止を実効的に講じられるようにするため、行政機関の公文書等の管理について評価・監視を行う「公文書記録管理院」を内閣の所管下に置きます。
- 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）を改正し、国民の知る権利の保障を強化します。具体的には、行政機関の長に、自発的に分かりやすい情報提供を義務付けるとともに、不開示情報規定および部分開示規定を見直し、開示情報を拡大します。不開示決定の通知に、その根拠条項および理由をできる限り具体的に記載することにより、運用の明確化を図ります。また、開示請求手数料を安くするなどし、手続きの簡素化を図ることで、税金の使途や行政情報を透明化します。
- 特定秘密保護法については、民意を顧みずに強行採決された経緯にも鑑み、国による情報の恣意的・不適切な秘匿を防止するため、廃止します。廃止されるまでの間は、具体的には、当該行政機関の恣意性を排除するため、内閣府に設置する第三者機関（情報適正管理委員会）が指定基準を定め、基準非該当の秘密指定を知った秘密取扱者は、委員会への通知義務を負うこととします。

消費者

消費者の権利

消費者目線の政策

- 事業者と消費者との間に情報の質・量、交渉力に構造的な格差があることから、「消費者の権利の保障」を第一として、消費者行政強化と消費者保護を推進します。消費者庁・消費者委員会が消費者基本法の基本理念を踏まえ、供給サイドではなく消費者の立場から消費者行政に当たるよう、チェック機能をしっかり果たしていきます。
- 消費者契約法について、2022年改正で組み込まれなかった、包括的な「受け皿規定」(バスケットクローズ)の導入や契約条項の事前開示、立証責任の転換について、改正を目指します。また、既存の枠組みにとらわれない抜本的かつ網羅的なルール設定について検討します。
- サブリース問題等で、被害者が個人事業主と定義され、救済対象にならなかったことから、消費者契約法における消費者要件の見直しを検討します。

成年年齢引き下げに伴う消費者被害の防止

- 2022年4月から成年年齢が引き下げられましたが、十分な法整備は取られておらず、国民の理解醸成も十分ではないことから、包括的つけ込み型勧誘取消権の創設やいわゆるクーリング・オフ制度の期間拡大などを含む消費者の権利実現法案の成立を目指します。
- 携帯やネット通販などの若年者が締結しやすい契約について、クレジットカード、貸金関係など業界の自主的取り組みに任せるだけでなく、若年者保護対策を積極的に推進します。
- 若年者の被害が拡大しやすい連鎖販売取引(マルチ商法)に対する消費者教育を重点的に行うとともに、法執行を強化し、消費者被害の拡大防止のために22歳以下の者との取引を禁止することなどについて検討します。
- 若年者への消費者教育に関しては、地方消費者行政強化交付金の補助率1/2を撤廃して全額負担を進め、全国での若年者への消費者教育を徹底します。

新型コロナウイルス感染拡大に関連する消費者施策

- 消費生活センターなど消費生活相談を受ける現場でコロナ対策としてテレワークなどの対策がなされたとしても十分な相談体制が維持できるよう、テレワーク下での相談体制を強化します。

消費者被害への対策強化

- 消費者被害が疑われる際に、さらなる消費者被害の発生を食い止めるため、立入検査の徹底、業務停止命令などについて、運用状況の見直しを含めて抜本的に見直します。
- 特定適格消費者団体が被害を受けた消費者を確実に救済できるよう、被告である加害者側企業・団体の財産に関する情報などを開示するため、関連する仕組みを見直します。
- 被害者への連絡や広報に係る事務・費用負担を被告である企業・団体に確実に転換させるための制度を検討します。
- 加害者側企業の倒産手続きによって、消費者被害に係る損害賠償請求権が優先されない課題について、法改正を含め対策を検討します。
- 被害者救済のための新たな仕組みの創設について検討を行います。
- 過剰与信（支払い能力を超える与信）による多重債務や支払い能力を超えたクレジット契約、消費者金融等からの借り入れなどによる被害からの予防や救済のため、ヤミ金融業者等の悪質な業者に対する取り締まりの徹底やセーフティネット貸付の拡充による消費者被害の予防、消費者の側に立った消費者契約法等の運用を推進します。
- 消費生活相談の過半を占める財産被害の救済のため、行政機関による財産の保全措置や、悪徳業者が違法に収集した財産をはく奪する制度の強化に取り組みます。
- 不招請勧誘対策やインターネット取引等での虚偽・誇大広告対策といった、特定商取引法や消費者契約法改正の際に積み残された論点については、引き続き消費者被害の発生・拡大の防止・救済に向けて必要な法整備を進めます。
- 定期購入トラブルについて、被害対策の具体的効果が十分に得られているかどうか、法改正施行後も断続的に確認し、必要に応じて法改正を含めて検討します。

企業・組織のコンプライアンスの向上

- 企業・組織が持つ浄化作用を強化するため、通報対象事実の緩和や通報者の範囲の拡大など公益通報が抑制されず、違法行為の是正・抑止に実効性あるものとなるよう、法改正をはじめ、制度の見直しを進めます。

消費者行政の強化

- 消費者庁は、地方公共団体に地方消費者行政強化交付金等による支援を行っていますが、使途が限定的で活用しにくく、地方公共団体の消費者行政に関する財政基盤や推進体制は、いまだぜい弱であることから、地方公共団体への恒久的な財政支援や消費生活相談の登録など、国の消費者行政に効果が及ぶ事務に対する財政支援を拡充します。
- どこに住んでいても消費生活相談が受けられるよう、消費生活センターの全自治体への設置を推進します。地方消費者行政を継続的に下支えする財源を確保し、消費者行政担当者や消費生活相談員に対する研修体制の構築、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善による人材確保等に取り組み、地方消費者行政の強化、消費生活相談機能の充実・強化を図ります。
- 消費者裁判手続特例法の円滑な施行と運用、同制度の担い手である適格消費者団体および特定適格消費者団体等の財政等の支援のため、新たに創設される消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の充実及びPIO-NETに係る情報の開示の範囲のさらなる拡大の検討を行います。
- 消費者の生命・身体に被害をもたらす事故の原因を究明し、被害の発生・拡大を防止するため、消費者安全調査委員会の体制を人員・財政面で強化します。
- 消費者被害の支援者であり、さまざまな被害情報の窓口でもある消費者団体やNPO・NGOとの連携を強化し、より消費者目線に立った消費者行政を推進します。
- 悪徳商法・特殊詐欺等による、特に高齢者や障がい者等に対する消費者被害を防止するため、地域における見守り活動の推進、消費者ホットラインの周知と利便性の向上、多様な媒体を通じた広報活動の充実などに取り組みます。また、その担い手である消費者団体の専門人材の育成や財政面・情報面等の支援を進めます。

消費者委員会の本来の役割の実現

- 消費者委員会が設置された本来の目的に立ち返り、消費者委員会が消費者の権利を保護するとの観点から独立して各中央省庁を監視する役割を果たせるよう、後押しします。

食品の安全・安心の確保

- 安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、加工食品の分かりやすい原料原産地表示のあり方を検討するとともに、食品トレーサビリテ

ィの促進、食品添加物、遺伝子組み換えやゲノム編集食品、アレルギー表示など、消費者が自ら安心・安全を選択できる食品表示制度となるよう見直しを進めます。

- 輸入食品が量・件数ともに増加しているのに対し、検査率は低下している現状を踏まえ、輸入食品の監視体制を強化し、違反・違法食品の流通を防止するため、税関職員や食品衛生監視員等の人員確保など検疫体制を整備するとともに、トレーサビリティ制度の確立に向けて、米国の食品安全強化法など国際的動向を参考に必要な法整備に取り組みます。
- 内閣府・農林水産省・厚生労働省・経済産業省・環境省に分断されている食品安全の管理機能を一元化します。
- 特定保健用食品や機能性表示食品をはじめとする、いわゆる「健康食品」については、消費者による商品の有効性や安全性についての誤認や過信が起こらないよう、科学的根拠に基づく情報公開、表示・広告の適正化等について、消費者委員会専門調査会の議論を踏まえ、制度全体の一体的な見直しを進めます。あわせて、不適切な表示の取り締まりを一層強化します。
- 廃棄食品の横流し・再販売事件の再発防止に向けて、消費者庁と厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係省庁の連携と廃棄物処理法並びに食品リサイクル法に基づく監視・チェック機能の強化により、実効性のある製造・流通・廃棄まで一貫したトレーサビリティと監視体制の整備に取り組みます。

食品ロス削減

- コロナ禍の下で「新しい生活様式」への転換が求められる中、「2000年度比で2030年度までに食品ロス半減」の政府目標に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進します。
- サプライチェーンを通じた連携やフードバンク等の取り組みを推進するため、生ごみの資源化や個人や企業によるフードバンク等への食品の現物寄付に関する税金控除等の優遇措置や、意図しない不慮の食品事故についての寄付者への免責制度の導入、商慣習の見直し等による食品ロスの供給システムの確立を進めます。

デジタル化に関連する対策強化

- 売主が消費者（非事業者である個人）であるCtoC取引の「場」となるデジタルプラットフォームの提供者の役割について検討を行い、消費者の利益保護の観点から、法改正を含め検討します。

- オンラインでの商取引について、消費者の利益保護の観点から、取引の場を提供するプラットフォーム企業や販売事業者への保護措置の義務付け、表示誤認の回避対策等、法整備を含めて検討します。
- いわゆる情報商材等を取り扱う販売業者等が参加する取引デジタルプラットフォームや、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態把握を行い、対策について検討します。
- デジタル広告、不正または悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益保護の観点から必要な対策を検討します。
- CtoC取引を含めたデジタルプラットフォームにおける取引に関する紛争を効率的・実効的に解決するため、オンラインによる手続きが可能な裁判外紛争解決手続（ODR）の提供について検討を行います。
- デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構・定員を十分確保します。

消費者教育の充実

- 消費者に対し、必要な情報と教育の機会が提供されることは消費者の権利の一つであると位置付け、消費者教育推進法に基づく、消費者の権利である消費者教育を、学校、職場、地域などでの関係省庁の連携や多様な主体の参加により幅広く推進します。
- 消費者契約やカード・キャッシュレス利用等に関する知識も含む学習機会の提供を、学童期から高齢者まで多様な形で推進していきます。
- 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会で身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実します。

エシカル消費等の推進

- 環境・社会や安全に配慮された製品や商品を優先的に購入・使用する「エシカル消費」を推進すべく、企業の取り組みを後押しする仕組みを検討し、環境保護、人権保護、動物福祉など表面化しにくいさまざまな課題解決につなげます。
- 消費者の知る権利・選択の権利が阻害されることがないよう、すべての電気について、電源構成等の情報開示の義務化を進めます。

災害対策

強力な防災・災害・危機管理体制の創設

- 強力な司令塔である「危機管理・防災局」を設置することで、戦略的で効果的な対策を進めます。実働部隊である「生活支援隊」の創設を目指し、危機対応を抜本強化します。
- 阪神淡路大震災以降、四半世紀の災害対策を検証し、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震や大規模な津波に備え、耐震化、地震係数、前震・本震・余震の考え方等についても総括と更新を行い、新たな地震防災対策の戦略策定を行います。
- GIS（Geographic Information System：地理情報システム）の災害への活用を進めます。同一のGISプラットフォームを国・地方自治体・民間で共有することで被災状況や対応状況の迅速な把握と可視化を実現します。

「インクルーシブ」な災害対策の構築

- “全ての人がお互いさまに支え合う「インクルーシブ」な災害対策”を構築し、地域、世代、性別、職業、障害の有無などにかかわらず全ての層の代表が参加して情報収集、発信、避難計画および実施、避難所運営などをする分権型の防災体制をつくります。
- 高齢者、障がい者など要支援者ごとの個別避難計画を早急に策定します。
- 災害や紛争などの被災者全てに対する人道支援の最低基準とされる「スフィア基準」（国際NGOなどによるプロジェクトにおいて策定された基準）や女性の視点をもとに避難所の質を向上させます。
- 複合災害に備えた避難所の質の向上、自然の多様な機能の活用も含めた避難施設のバリアフリー化を積極的に進め、高齢者住宅の耐震化、無電柱化の促進、適切な生活排水処理対策などを推進します。
- トイレや温かい食事は48時間以内に確保し、発災後72時間内に完全な生活ができる食料・装備を避難所に完備します。
- ペットの同行避難・預かり避難、学校飼育動物避難に資する施策を推進します。
- デジタル管理システムの構築、避難施設の避難先や経路の確保、災害物資の迅速な配布、災害関連死対策の拡充、あわせて情報手段やアプリ等を活用した防災情報の周知徹底、防災訓練などのソフト面における対策を徹底的に見直します。
- 交付金交付、雪下ろし作業用の命綱固定アンカーの普及促進などが盛り込まれた改正豪雪対策特別措置法を活用し、さらに除排雪の人材確保、高齢

者・障がい者への配慮、雪冷熱エネルギー活用、情報システムの改善などに取り組みます。

国と地方の連携強化

- 国と地方の連携強化、災害時に被災自治体へ権限・予算を移譲する法整備の検討、事業再建・社会インフラ復旧への支援などを進めます。
- 災害査定の迅速化や査定以前の市町村による復旧・復興事業の着工への財政支援を図ります。
- 大規模災害発災時の被災自治体バックアップ体制を強化します。大規模災害対応の専門性や経験・ノウハウを持つ、内閣府・国土交通省・消防庁をはじめとした各府省庁の担当者や自治体職員を現地の自治体に早急に派遣するなど国が責任を持つ仕組みを整備します。
- 都道府県と政令市との防災計画上の調整を推進します。
- 民間や自治体などでの「災害スペシャリスト職員」の採用と養成、自治体同士の助け合い（対口支援）を拡充します。都道府県単位で災害対策トレーニングセンター、地区防災の避難所運営に係る常設機関などの設置を進めます。
- 自治体・関係機関の災害協定締結を促進します。
- 災害時に現場で対応する自治体職員や自衛隊員等の心のケアなど「助ける人を助ける」仕組みを構築します。

首都直下地震に備えた首都機能分散移転

- 国会・行政機構の機能不全も予想される首都直下地震に備えた政府業務継続計画の強化に加え、議員や議事堂などの被害への対応策を含めた国会と地方自治体の業務継続計画（BCP）、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震の予想域から外れている地域などに首都機能の一部を分散移転し、地方分散型統治国家モデルを構築します。

ボランティアへの支援強化

- 消防団、防災士、自主防災組織、市民消火隊、女性防災クラブ、災害ボランティア、町内会などさまざまな住民組織や住民の参加協力を得ながら、地域での避難計画の策定や防災教育と訓練など、防災への取り組みを進めます。
- 生活不安や避難生活での心身の疲労やストレスに対する心のケア対策、乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣支援強化などを行います。

- 災害救助法などでボランティアの位置付けを明確にし、経験を有する災害ボランティア団体等と行政、ボランティア団体同士の連携がスムーズとなるシステムを構築し、きめ細かく機能的に連携した被災者支援が可能となる環境を整えます。また、小型重機などの貸与制度の創設、重機ボランティアの育成を行います。交通費等を所得税の控除として認めるなど税制措置も含めたボランティアの自己負担を軽減する措置について検討します。

「流域治水の推進」などを中心とした対策強化

- 洪水対策の面から河川の流域管理を進めるとともに、治山事業（森林整備・砂防事業）を進め、地滑りや山崩れなどの山地災害防止に取り組みます。
- 想定を上回る集中豪雨や「ゲリラ豪雨」災害に対応できるよう、都市水害対策を強化します。アメダスや監視用カメラ、土石流センサー等を各自治体にきめ細かく設置し、観測・予測体制について一層の精度向上を図ります。
- 事前防災を強化するための支援制度を創設します。噴火等の災害が予想される段階での規制措置に伴う地域経済や生活へのダメージを軽減する「災害予防措置支援制度」（仮称）を新設し、事前防災措置を発動しやすくします。
- 津波災害の想定される地域等において、垂直避難を可能とする環境整備や土地利用のゾーニングにより、津波や地震から命を守るまちづくりを進めます。

火山対策の強化

- 全国の火山の監視・観測体制を強化し、適時適切な情報発信に努めるとともに、大規模な火山噴火に伴う降灰や軽石の漂着、津波等による社会的・経済的な影響の軽減を図るための防災・減災対策を推進します。
- 流域治水などを中心とした火山対策強化に取り組みます。

被災者生活再建支援策の拡充など

- 被災者生活再建支援金については、支給範囲を中規模半壊から半壊全てにまで拡大するなど、支給基準を見直し、最高額の300万円から500万円への引き上げを目指します。
- 個人対象の「災害損失控除」の創設、法人の災害損失特別勘定の適用要件の緩和、消防団・ボランティアへの支援などを図ります。
- 従業員の雇用維持のための雇用調整助成金等の拡充、雇用保険の給付日数延長など、雇用対策の実施を充実させます。

- 応急仮設の復興住宅への移行・共用を可能にする法整備を行うとともに、旅館・ホテルなどの民間施設を借り上げ、また、みなし仮設住宅の充分な確保、広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等により住宅を迅速に確保します。

事業再建・社会インフラ復旧への支援

- 中小企業・小規模事業者の事業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関等による金融支援をはじめとした総合的支援を進めます。災害の規模と債務整理を制度化します。生活再建支援法枠外の商店や工場と一体型の住居への支援を進めます。
- 復旧期には、被災地の高速道路や鉄道などの公共交通網の無償化を事業者支援を講じつつ実施します。電源喪失時に備えた代替交通手段、電源確保等に資する優遇措置を講じます。
- 直接被災した農林水産業施設等の災害復旧事業の早期実施、経営困難な農林水産業従事者に対する特別支援を実施します。
- 観光をはじめとする風評被害を防ぐため、国と自治体が協力し正確な情報を発信する仕組みを構築します。

東日本大震災からの復興

原子力災害被災地域の復興に向けて

原子力災害被災地域の復興

- 避難地域の復興については、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物等の生活環境整備や、産業・生業の再生、新産業の創出、心のケアや地域コミュニティの再生等をさらに進めていきます。
- 帰還促進や移住の促進を継続して支援するとともに、先例にとらわれない発想のもと、地域の再生・活性化に向けたあらゆる施策を講じ、人口減少や高齢化・過疎化など、地方が抱える社会課題を先進的に解決するモデル地域となるよう取り組みます。
- 区域外避難者も含めた被災者の希望と生活実態に即した経済支援を含む総合的な支援の継続など、被災者の生活再建支援を継続的に実施します。

帰還困難区域の復興・再生

- 帰還困難区域での特定復興再生拠点区域の整備については、除染や家屋解体等で発生した廃棄物の処理を国が責任を持って確実に対応する仕組みを構築します。さらに、生活環境の整備、産業・生業の再生に向けて十分な予算を確保し取り組みます。
- 特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、必要な除染・家屋解体等を行い、帰還に必要な生活環境の整備を進めます。その上で将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除します。

原子力発電所の廃炉について

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言は、いまだに解除されていません。廃炉は福島の復興の大前提であり、安全を最優先に慎重に廃炉作業を進めていかなければなりませんが、燃料プールからの核燃料や燃料デブリの取り出し等、廃炉工程の遅れが生じています。東京電力とともに、廃炉作業の現状や今後の見通しを可能な限り情報発信するとともに、「廃炉」とは何かを明確にした上で必要に応じて廃炉工程を見直します。
- 廃炉作業については、地元企業の人材や技術を積極的に活用するとともに、作業員が安心して働くことができるよう、個々人の被曝（ひばく）線量

を一元的に管理できるシステムの構築を含め、労働環境の整備全般について東京電力に不断の改善努力を求め、国も一体となって取り組みます。

- 廃炉が決定されている東京電力福島第二原子力発電所については、安全かつ確実に廃炉作業を進めます。
- 原発事故の一刻も早い収束、被災者への責任ある対応を徹底するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織を改編します。これにより、廃炉措置、被災者支援を東京電力から切り離し、国主導で実施します。
- 福島県に廃炉技術および放射性廃棄物の保管管理、放射線影響モニタリング、放射線の健康影響等をテーマとする研究施設を誘致、原子力技術者の育成拠点として環境整備を進めます。世界の原子力研究者の英知を結集し、原発事故の早期収束を実現します。

ALPS処理水の処分方法および風評被害対策

- ALPS処理水の処分方法については、地元や関係者の理解を得ず、原発敷地内から海洋放出されることが決定されましたが、この方針を見直します。今後、政府が行う風評被害対策が具体的かつ実効性ある取り組みであるかを徹底的に検証します。当面は地上保管を継続し、トリチウムの分離や放射能濃度の低減など技術開発による根本的な解決策や、福島やその周辺自治体のみに負担を強いることのない処分方法の検討を徹底的かつ具体的に進めつつ、国民的議論を経た上で処分方法を決定します。

中間貯蔵施設事業について

- 中間貯蔵施設については、引き続き地権者に寄り添った対応を行うとともに、大量の除去土壌等の輸送が継続することから、輸送の安全性を確保し実施します。
- 中間貯蔵施設で保管されている除染土壌等について、30年以内に福島県外で最終処分を完了するため、国民全体の理解を得ながら最終処分の予定地選定を含め、目に見える形で責任を持って取り組みを確実に進めるとともに、使用済核燃料の最終処分に関して国の責任を明確にします。

福島県外避難者への支援継続について

- 避難、居住、帰還といった選択を、被災者が自らの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならないと定める「子ども・被災者支援法」の下、福島県外避難者に対して、その生活実態を踏まえ支援を拡充し継続します。

原発事故等による避難者の実態把握の調査について

- 国や県、市町村による避難者数の集計手法が統一されていないことが適切な支援を困難にしていると考えられることから、国主導で、県や市町村と連携して適切な調査を行い、十分な実態把握をし、避難先の自治体に住民票を移した避難者についても支援をつなげていきます。

風評払拭対策について

- 震災から10年以上を経てなお風評被害が続いていることを踏まえ、これまでの風評払拭（ふっしょく）のための取り組みを総点検し、リスクコミュニケーション対策を抜本強化します。特に、学校での放射線教育の重要性を踏まえた取り組みを図ります。

水産業の支援

- 福島県の漁業の試験操業が2021年3月末に終了しましたが、年間水揚げ量は震災前の2割にも回復していないことから、風評対策や漁獲量増加に向けた取り組みを強化します。また、水揚げ量の増加や流通の促進につながる水産業施設整備を支援します。

営農再開に向けた支援

- 原子力被災12市町村では営農再開面積が3割にとどまることから、引き続き農業者へきめ細かい支援を行い、担い手不足解消等のための取り組みを進めます。

森林・林業の再生

- 森林と林業・木材産業の再生に向けて、「ふくしま森林再生事業」を引き続き継続するとともに、対象地域を県内全域に拡大します。
- 里山再生モデル事業の検証を踏まえながら、除染や森林整備など里山の再生に国が責任を持って取り組みます。
- 野生きのこや山菜については、新たな検査技術の開発などに取り組み、基準値を下回るものについては出荷が可能となるよう、さらなる検討・研究を進めます。

ADR和解仲介案の尊重

- 東京電力は東日本大震災の被害者が早期に生活再建を実現するために「3つの誓い（①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、③和解仲介案の尊重）」を立て、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案の尊重を掲げているにもかかわらず、中間指

針との乖離（かいり）を理由に和解仲介案を拒否する件数が多いことから、「3つの誓い」を厳守するよう東京電力を指導監督します。

事故原因究明

- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）を復活させ、事故原因の徹底究明、事故に対する責任の明確化に取り組みます。

健康管理・被害補償・安全確保

- 被災者の希望に応じた健康診断の実施と情報の適正管理、健康被害の早期認定と補償の実施など、被災者の健康被害に関するフォローを徹底します。
- 福島県民の健康管理については、国が責任を持って取り組むよう、強力に求めていきます。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による汚染地域の住民・事故収束現場作業員等に対し、健康管理手帳を交付し、年1回の健康診断を生涯にわたり受けられること等を定める法律の制定を目指します。
- モニタリングポストについては、放射能汚染の状況を知る上で重要な施設であり、今後も地域住民の安心安全の確保のために設置・管理を継続することとします。

原子力損害賠償法

- 原子力損害賠償法を抜本改正し、被害者の保護を原子力損害の賠償に関する法律の唯一の目的とすることを検討します。

子ども医療・ケア、帰還支援

- 福島県の子どもがいつでも安心して医療を受けられる環境、子どもを産み育てやすい環境等を整備します。
- 子どもの心身のケアを長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。また、健康や将来に対する不安を払拭できるよう、「子ども・被災者支援法」に基づき、健康調査の強化、18歳以下の医療費無料化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。さらに、福島再生を担う豊かな人材を育成するため、福島でのさまざまな教育・研究活動への支援を強化します。

地震・津波被災地域の復興に向けて

必要な予算措置の継続

- 地震・津波被災地域においては、心のケア等の被災者支援をはじめ、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、安易な予算の削減を行うべきでなく、きめ細かい取り組みを着実に進めるためにも、継続して必要な予算を確保します。

被災跡地と公共施設の有効活用

- 公有地と民有地がモザイク状に分布する被災跡地を復興事業に有効活用するため、行政機関が民有地を簡易迅速に利用できるようにする「復興特区法改正」の成立を、また、相続人が確定していない被災跡地を円滑に処分できるようにするため、不在者財産管理人に関する民法の特例等を定める「土地処分円滑化法」の成立を図ります。
- 改築・新装された文化施設やスポーツ施設について、維持修繕を確実に実施できるようにするため、国は多様な収益機会を提供します。

復旧・復興に要する人的支援の継続

- 心のケアの相談件数が高止まりであり、特に災害公営住宅入居者の孤立・孤独死防止のための見守り・心のケア・生活支援の実施や交流の場の確保が求められていることから、人的支援、民間支援団体への支援を継続します。
- 災害公営住宅では家賃負担上昇による退去者の増加や若い世代の収入超過による退去が発生しており、コミュニティの担い手不足につながるなど、復旧・復興の阻害要因にもなっていることから、一人暮らしの高齢者や障がい者、高齢世帯などの見守りを行う入居者や、自治会の担い手が収入超過により退去することのないよう、家賃の上昇を緩和するなど実情に合わせて柔軟に対応します。

被災した地域公共交通への支援

- 地域の生活交通を担うバス事業者と離島航路事業者については、今後も利用者の減少などに伴う欠損額の増加が見込まれることから、引き続き支援の継続と十分な予算措置を講じます。また、住民バスに対する補助が大幅に減少し、市町村の財政負担が増大していることから、「被災地特例」が終了した路線バスと合わせた一体的な路線の見直しを見据え、十分な財政支援を講じます。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業・事業復興型雇用確保事業の延長

- 復旧に必要な土地造成の遅れに伴い、引き続きグループ補助金の募集と財政措置を講じます。また、造成の遅延による事業所再建計画の変更などは柔軟に対応するとともに、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長します。

福島県以外の指定廃棄物の処理について

- 福島県以外の指定廃棄物の処理については、地元の理解を得つつ、国が責任を持って適正に処理するよう取り組みを進めます。

被災地全体の復興に向けて

復興庁の本来機能の発揮

- 復興大臣がリーダーシップを執ることにより、被災自治体からの要望をワンストップで受け、「復興の司令塔」として復興事業を統括するとした設立趣旨に適う本来機能を発揮します。
- 年月の経過とともに多様化する被災地・被災者のニーズに応えるために、今まで以上に地域に寄り添いきめ細かい復興支援を行います。また、わが国を地方分散型社会に移行する上で有為な人材を育成するため、テレワークも活用して出先機関に人員をシフトさせます。
- 本庁の司令塔機能を強化するために、各省から出向で人材を受け入れる場合は、出向元が関わる復興事業の制度を熟知し、被災地と被災者に寄り添った制度の運用と見直しへの意欲があるかを確認します。

農林水産物等の輸入規制への対応

- 東京電力福島第一原子力発電所事故により、いまだに中国・韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。わが国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、一刻も早く規制が撤廃されるよう積極的に働きかけます。また、輸入規制によって大きな被害を受けている農林水産物については、規制撤廃に向けた取り組みを推進するとともに、国内外での消費拡大を図るため積極的に支援します。

震災遺構の整備と長期的保存、語り部など伝承活動への支援

- 震災の記憶の風化を防ぎ、教訓を後世に伝えるため、震災文化財をそのまま残すなど、維持・保存にも従来とは異なる手法・技術も求められることから、長期にわたる財政的支援を講じます。また、教訓を生かした内容とす

るため、語り部など伝承活動や教訓を生かした防災教育活動など、ソフト事業の継続に対する人件費等をはじめとした財政支援も強化します。特に、風評被害についての実態等についても記録を残し払拭に努めます。

- わが国が世界の震災・津波対策の向上に貢献するよう、東日本大震災地震津波防災ミュージアム等を、最大の被災県である宮城県に整備します。

復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援強化

- 地域課題の解決に取り組む企業やNPO等のマンパワーを強化するため、被災者以外の人材を雇用した場合でも「事業復興型雇用確保事業」により人件費等を補助します。
- NPO等は、きめ細かいニーズ把握や伴走型の支援に「絆力」（きずなりょく）を生かした復興・被災者支援の実績があることから、移住人口や関係人口の増加、地域内の人のつながりの強化に結びつく取り組みに対し財政的な支援を拡充するとともに、事業運用の柔軟化を図ります。また、被災後10年以上が経過する中で、寄付や助成等が減少し、さらに新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化していることから、各種補助事業についても継続します。

自治体職員等への支援の継続

- 今もなお復興業務を進めるためのマンパワーが不足していることから、復興の担い手である自治体職員等への心のケア等の支援を継続し、自治体ごとのニーズに対応した全国からの応援職員の派遣をはじめ人材確保のための取り組みを拡充します。

災害援護貸付の償還困難者への支援

- 債務者の生活実態に即して債務免除や償還期限の延期を行った市町村に対し、財政負担の軽減に資するよう、災害弔慰金法、地方自治法、債権管理法の規定を見直します。

災害関連死について

- 災害関連死は、被災県ごとに申請件数に対する認定率が異なるため、統一的な取り扱いができるようその基準を作成し公表することを定める災害弔慰金法改正案の成立を図ります。

感染症対策について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が、復興途上にある被災地の復旧・復興に影響を及ぼしている現状を踏まえ、その状況把握に努め、各産業に対す

る支援策の拡充を検討するとともに、支援策から取り残される人がひとりも出ないよう被災者に寄り添って対応します。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている復興途上の被災地で、生活を支えるエッセンシャルワーカーへの支援を充実させます。さらに、経済的に困窮した学生が修学を断念することがないよう、万全の策を講じます。

2021年2月13日福島県沖地震被災者への支援について

- 2021年2月13日に発生した福島県沖地震の被災者が、一日も早く元の生活に戻れるよう復旧に全力を上げるとともに、心のケア対策にも万全の策を講じます。
- 2月13日の地震や今後起こり得る地震についての復旧について、東日本大震災で講じられた復旧・復興事業のスキームや復興特別会計を活用できるようにします。また、被災事業者の復旧や事業再建に向けて、柔軟かつ万全の支援策を講じます。
- 今後10年程度余震が続く恐れがあることから、さらなる防災・減災対策のため、政府は、自治体によるハザードマップや避難行動要支援者の個別計画等の作成等について財政措置を含めて支援します。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の新たな活用

- 東日本大震災後に借入を重ね、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大や余震により苦境に陥っている被災者に対しては、二重ローン対策を行ってきた株式会社東日本大震災事業者再生支援機構がこれまで培ってきたノウハウを生かしつつ、既存の支援先か否かを問わず、被災者の債権買い取りや出資をできるよう制度を改善します。

東日本大震災からの復興施策の検証と防災教育の徹底

- 震災から10年以上が経ち、これまでの復興施策を被災者の意見を踏まえ第三者委員会で検証し、支援のノウハウや災害関連死等の課題を取りまとめ、今後起こり得る大規模災害に生かせるよう、関係者に周知し、次世代へ継承します。
- 震災の教訓を踏まえ、教職員を含めた学校での防災教育を徹底します。また、全国的に毎年のように台風や豪雨などに見舞われていることから、被災地においてもハードおよびソフトの両面で、防災についてあらためて再点検を実施します。
- 予算の使途の点検、事業の効果検証等を行うなど、これまでの復興事業の総括を実施し、その総括結果に基づき、災害対応法制・組織体制などを見直し改善につなげます。

被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置、就学・教育支援

- 時間の経過とともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しています。学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続し、政令加配定数を基礎定数化します。
- 避難生活の長期化等により保護者の生活基盤が回復せず、就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業、奨学金事業および私立学校の授業料等減免事業について、中長期的に必要な予算を確保します。
- 風評をもとにする被災地の子どものいじめをなくします。また、東日本大震災・原発事故に起因する不登校やいじめ等により学校生活に困難を抱える子どもへの支援体制の強化および学校・教育委員会への指導の徹底に取り組みます。
- 震災孤児・遺児に対する公的支援は、財政措置は当然ながら、地方公共団体、里親、支援施設に任せきりにせず、家庭内、学校での状況の把握、サポートについて国が責任をもって支援します。

医師偏在解消

- 復興の障害となっている医師の地域偏在の解消など東北地方の地域医療の課題解決に向けて取り組みます。

コミュニティFMの活用

- 過疎地で1人暮らしを続ける被災者などにとってコミュニティFMは孤独感を緩和し地域情報を入手する上で重要であるため、採算の厳しい被災地のコミュニティFMに財政支援を行います。

被災地の創造的復興に向けて

地域の活力と持続可能性の向上に向けた移住・定住等の促進

- 被災地の復興を支える移住者を増やすため、被災自治体への移住者（帰還者を含む）の推移を把握し、事業の継続的改善に活用します。さらに移住したいと思われるような魅力ある地域となるよう、関係自治体の取り組みに対し財政支援を含めバックアップします。
- 特に若い世代の東北6県へのUターン、Iターン促進施策を強力に推進するなど、東北地方の人口減少対策に取り組みます。
- 復興の推進に当たっては、ジェンダー平等の観点や障がい者の視点を尊重しながら取り組みます。

- 地域内での住宅再建を後押しするため、住宅の再建等の際の支援金の上限と国庫補助率の引き上げを行う「被災者生活再建支援法改正案」の成立を図ります。
- 漁獲高の激減と魚種の変化により、漁業の継承や新規参入が困難になっているため、継承者や新規参入者の初期投資を補助します。

福島県を「グリーンリカバリー」の牽引役へ

- 一日も早い原発ゼロ社会の実現を目指し、福島県を再生可能エネルギーや新エネルギー社会を切り拓く先駆けの地とするため、福島県発の技術開発や社会モデルの構築に向け強力に支援します。
- 水素社会の実現に向け、福島県で関連技術の開発や普及に向けた環境整備の実証に取り組み、世界をリードする「ふくしま水素モデル」を構築します。
- エネルギーの地産地消によって地域社会の再生と防災化を図る新たな「ふくしま地産地消モデル」を目指し、先例にとらわれない大胆な取り組みを展開します。そのために必要な送電網整備については、財政措置を含め強力に支援します。
- 福島県が掲げる2040年頃を目途に、県内の一次エネルギー供給の100%相当以上を再生可能エネルギーで生み出すとした目標について、大幅な「前倒し」が可能となるよう県と協議して強力に後押しします。

福島国際研究教育機構の整備

- 基本構想については、具体的な機能や関係者の役割分担等を明らかにし、検討に当たっては、地元の意見を十分に踏まえるようにします。また、本機構の中長期的な運営のため、国が責任を持って持続可能な予算を十分に確保します。
- 本機構の設置にあたっては、トップの人選が重要なポイントとなることから、その招へいにあっては政府を挙げて取り組み、あわせて、世界レベルの研究拠点を目指しつつ、その得られた研究成果を、雇用を含めた地域経済へ波及させます。
- 本機構の立地地域の選定については、既存組織との連携、生活環境、交通アクセス等の整備状況を重視し、参加する大学・企業等の意向も踏まえながら、地元自治体の意見を尊重します。

国際リニアコライダー等の誘致

- 「新しい東北」に資する国際リニアコライダー（世界最大級の電子・陽電子衝突型線形加速器の開発計画）等の国際研究開発プロジェクトが被災地に誘致されるよう、関係機関と連携、協力します。

新型コロナウイルス感染症収束後における東北への観光支援

- 被災地域に対する海外からの誘客、修学旅行等の団体旅行誘致などの地方の取り組みを支援し、「東北観光」を重点的に位置付けるとともに、国際会議やスポーツ大会等の大規模イベントの東北開催について特段の配慮を行い被災地域全体への来訪を促進します。

財務金融・税制

財務金融

財政の健全化

- 確かな税財源の確保や、行政需要の変化に応じた予算配分、適切な執行、成長力強化による税収増など、歳出・歳入両面の改革を行い、中長期的に財政の健全化を目指します。

金融政策の正常化に向けて

- 「異次元の金融緩和」については、物価安定目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とした政府・日本銀行の共同声明（アコード）を見直すなど、市場との対話を通じながら見直しを進め、企業の持続的成長と国民の安定的な資産形成に資する金融環境の構築を目指します。

金融・資本機能の強化、技術革新

- 成長資金が必要な主体に対して、円滑、効率的かつ効果的に資金が供給されるよう、民間・公的金融の役割を踏まえつつ、調達手段の多様化などわが国の金融・資本市場の機能向上を図ります。
- 地域経済の発展に欠くことのできない地方銀行・信用金庫等について、経営の安定化・収益源の多様化を図ります。
- 金融機関のノウハウを生かし、リバース・モーゲージ、人材の融通、仮想地域通貨の発行など、生活者・事業者・地域の将来不安を解消するためのビジネスモデル構築に向けた支援を行います。
- フィンテックと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、決済サービスのイノベーション、規制の見直し等を進めます。フィンテックの発展に伴いデジタル格差、情報格差が生じないための環境整備を行います。
- ESG投資などサステナブルファイナンスを推進するための税制優遇策などを検討します。
- 金融のデジタル化の推進や手口の巧妙化を踏まえ、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の実効性を向上させます。
- 暗号資産の健全な発展を目指したルールを整備します。
- 決済手段の多様化と低コスト化を図るため、世界に後れを取ることがないように、日銀が行っている中央銀行デジタル通貨（CDBC）の実証実験や研究などの検討を促進します。

予算・財政の透明化

- 特別会計を含む予算・決算の透明性を高め、税金の使い道を確認して行政の無駄を排除します。
- 行政のICT化を推進し、スリム化とコスト削減を図るとともに、予算の執行状況をリアルタイムで把握できる環境に変え、税金の使い道の透明化と検索一覧性を向上させます。
- 民間企業と同様の会計原則、複式簿記等による国の財務諸表を作成し、インターネットで公開することを義務付けます。地方自治体等も含めた財務諸表の連結範囲について検討し、行政活動の実態に即した財務情報の提供を目指します。
- 財政規律が緩む中で、中立的・長期的な観点から財政政策を調査・評価するために、独立財政機関「経済財政等将来推計委員会」を国会の下に設置します。
- 国が計上した巨額の「コロナ予算」の使途や効果について検証を実施します。
- 肥大化する政府基金について、情報公開を進め、透明性を確保するとともに、費用対効果や成果の検証を行います。

税制

所得税

- 所得税については、分厚い中間層を復活させるため、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮した上での最高税率引き上げ、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から「給付付き税額控除」への転換、基礎控除の拡充をはじめとした諸控除の見直し等により、所得再分配機能を強化し、高所得者に有利な税体系を中低所得者の底上げにつながるものに改めます。
- 共働き世帯の増加など社会の構造変化に対応し、ジェンダー平等社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税制の実現に取り組みます。共働き世帯、ひとり親家庭の増加など世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含め、人的控除全体の見直しを行います。
- 基礎控除を増額することを基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を給付する「給付付き税額控除」の導入を進め、所得再分配機能を強化します。
- 給与所得者と比較して個人事業主・フリーランスの働き手が税制上実質的に不利な取り扱いを受けることが多いことに鑑み、青色申告特別控除の拡充などにより税格差を是正します。

- 職業の違いによる税制の不公平を是正する観点から、給与所得控除を見直しつつ、どうしてもかかる経費を実額控除の対象とすることを検討します。
- 退職所得控除については、働き方の多様化、雇用の流動化等が進む現状を踏まえ、「公平」かつ「中立」な税制を目指す観点から改革を行います。また、企業年金制度の普及の状況、退職一時金の原資が企業経営上の内部資金に流用される可能性にも留意しつつ、退職給与引当金損金算入制度の復活を検討します。
- ベビーシッターの利用料について税の控除や補助金で支援することを検討します。
- 労働者の福利厚生を向上させるとともに、食事手当等の非課税限度額の拡充を行います。
- 前年より大幅に所得が減少した人々を支援する観点等から、住民税の現年課税化が理想ですが、現年課税化は税務上困難であるため、前年の所得税を返すことで所得税負担を平準化する制度の導入を検討します。前年より大幅に所得が減少した場合、前年と当年の所得を合算して割り算をし、所得税を計算し直して還付等の対応を検討します。
- 金融所得課税については、当面は分離課税のまま累進税率を導入し、中長期的には総合課税化します。同時に、資産形成を支援するためNISA（少額投資非課税制度）を拡充します。
- 多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、個人投資家を金融市場に呼び込む観点等から、損益通算の対象範囲の拡大を進めます。
- クラウドファンディングや暗号資産への課税のあり方について、さらに検討を進めます。
- 新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充させます。NPO等に対する支援税制（市民公益税制）について改善を図り、大学等に対する寄付金税制を充実させるとともに、現行の寄付控除の拡充やNPO法人をはじめとする中間支援組織などへの新たな税制上の措置を創設します。また、不動産、有価証券等資産による寄付が促進されるよう新たな控除の創設等、税制上の措置を講じます。
- 認定NPOや公益法人等に対する寄付税制を維持・拡充します。認定NPO等への寄付とふるさと納税との競合状態を是正するとともに、遺贈・相続財産寄付やフードバンクへの食品寄付といった現物寄付の推進等、寄付文化の醸成につながる税制面での支援措置について改善を図ります。あわせて、特定寄付信託（プランドギビング）において、現金だけでなく土地・建物も信託対象となるよう制度のあり方を検討します。
- 性暴力や児童虐待などによる被害者を支援するため、公認心理師・臨床心理士等からカウンセリングを受ける場合も、その費用を所得控除の対象にします。

- 現役世代の社会保障への不安解消、高齢者の生活の安定に寄与するため、所得税法上および地方税法上の生命保険・介護保険・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を引き上げます。
- 貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象にするとともに、返還免除制度を拡充します。（再掲）

法人税

- 法人税については、租特透明化法に基づき精査を行い、必要な租税特別措置を残した上で、法人の収益に応じて応分の負担を求める税制に改革します。
- 中小・小規模企業への法人税減税を検討します。
- 企業の内部留保が賃上げに回るように税制等による措置を強化します。いわゆる「賃上げ税制」については、少なくとも、基本給の引き上げを実現するため、適用要件判定などで使用される「給与等支給総額」から、時間外・休日労働による支給額を除外します。
- 正社員を新たに雇用した中小企業の社会保険料事業主負担軽減等により企業活動を支援し、従業員の手取り増につなげます。賃金や教育訓練費だけではなく、退職金の増減や余裕資金の多寡に応じたボーナスの増減等について法人税に差をつける「人への投資促進税制」の導入を検討します。
- 働き方改革やジェンダー平等に配慮した上で、リモートワークの導入に必要となる設備等への投資や、リモートワークの活用を通じて介護や育児などに対し柔軟性の高い働き方を導入した企業などに対して、税制上の優遇措置を講じます。

消費税

- 消費税の逆進性対策については、真に効果的・効率的な低所得者対策となっておらず実務上の負担や混乱などの問題も多い軽減税率制度は廃止し、「給付付き税額控除」の導入により行います。
- 2023年10月導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、免税事業者が取引過程から排除されたり、不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないといった懸念や、インボイスの発行・保存等にかかるコストが大きな負担になるといった問題があることから、廃止します。
- 適正な価格転嫁が行われるよう対策に万全を期します。
- 総額表示の義務化を見直し、外税表示の選択肢を恒久化します。

- 医療機関の控除対象外消費税問題を解消するため、診療報酬への補填を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じます。

相続税・贈与税

- 相続税については、格差是正の観点から税率構造の見直しを行います。
- 教育資金贈与特例措置等の効果も見極めつつ、格差是正と資産の世代間移転を促進する観点から、相続税・贈与税のあり方について見直しを進めます。
- 雇用を支え地域経済の中核となっている中小企業や、地域の医療を支える医療機関等の事業承継の円滑化を推進するため、10年限定の特別措置となっている事業承継税制の恒久化および免除措置の創設を行います。
- 相続税の小規模宅地評価にかかる特例措置の拡充を検討します。

個別間接税

- 電子たばこに対するたばこ税の課税については、健康被害の実験結果も見ながら、適正な税率を検討します。
- 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点から引き続き見直しを行います。
- 自動車重量税の「当分の間税率」廃止、自動車重量税の国分の本則税率の地方税化により、ユーザー負担の軽減と地方財源の確保を両立させます。また、自動車関連諸税の簡素化を図ります。
- 高齢者の交通事故対策として、ブレーキとアクセルの踏み間違い等を防ぐ安全装置を装着した車については、減税を深掘りします。
- 自動車の任意保険についても所得税の控除の対象とし、ユーザーの負担軽減を図ることを検討します。
- 揮発油税のトリガー条項については、復興財源に配慮し、必要な期間にわたり一時的に凍結を解除して、原油価格高騰時には確実に発動できるようにします。発動により減収する地方税（地方揮発油税、軽油引取税）については国が補填します。

納税環境

- 納税者の利便性の向上を図る観点等から、複雑な手続きの改善等に資する「納税者権利憲章」の制定を含め、納税環境整備を進めます。
- 確定申告制度の周知に努めるとともに、確定申告がしやすい環境を整えるため、現在は手続きが煩雑かつ初期費用がかかるe-Taxの改善を図ります。

- e-Tax及びeLTAXの利便性を高めるとともに、その活用等を通じ、電子化対象手続きを拡充するなどして、税務手続きのデジタル化・簡素化を進めます。

国際課税

- 巨大IT企業等のいわゆる国際プラットフォーム企業が、ビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態に対し、法人税の最低税率に関する国際合意が実現したことも踏まえ、国際課税の枠組みをさらに強化します。
- いわゆる国際連帯税について検討を行います。

租税特別措置

- 租税特別措置等については、「租特透明化法」をさらに強化するとともに、効果が不明なもの、役割を終えたもの等は廃止します。

中小企業・農林水産業への支援

- 地域雇用の基盤である中小企業、農林水産業を支え、育てるため、取り巻く環境に配慮しつつ、支援・育成する税制について幅広い角度から検討し、強化・改善します。
- 税制、立地支援、規制などの見直しにより、産業空洞化対策や中小企業を含めて企業が活動しやすい環境を整備します。
- 中小企業を支援する税制の強化・改善に取り組みます。特に、外形標準課税の中小企業への適用拡大はしません。
- 産業・企業の振興や誘致等の観点から、中小企業の機械等一部の償却資産にかかる特例措置の拡大を検討します。
- 自動運転や次世代自動車などの最先端技術での競争力を高めていくため、研究開発促進税制を拡充します。
- 製造業が対象となっている減税（設備投資減税・研究開発税制・固定資産税減免等）や補助金制度について、非製造業に適用拡大することを検討します。
- 中小企業の交際費課税の特例について、拡充を検討します。
- 都市農地は「なくてはならないもの」であることに鑑み、実情を踏まえた支援措置の創設を図ります。生産緑地指定の下限面積を引き下げ、対象農地を貸借した場合の相続税納税猶予制度の継続適用の拡大や、農業経営の安定的な継続を可能とする固定資産税の減免等の税制改正を検討します。（再掲）

住宅対策

- 住宅ローン減税をはじめとする負担軽減措置については、良質かつ環境に配慮した住宅の取得に重点化した制度に改めます。
- 空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置について、今後の空き家数の推移を見つつ、拡充を検討します。
- 良質な中古住宅を提供し、家計を支援していく観点から、空き家のまま利用されていない住宅を市場に流通させるべきです。売り手は負のストックを清算し新たな購買力となり、若者を中心とする買い手は良質な中古物件をより廉価で取得が可能とするために、不動産売却損の他の所得との損益通算の復活に向け、適用回数、所得等の制限も念頭に置きつつ再検討を行います。
- 良質な中古物件供給のため、耐震基準適合証明書の取得について税財政面での支援を検討します。

災害復旧・復興支援税制

- 近年、大きな災害が多発していることを踏まえ、雑損控除から災害による損失控除を独立させ、「災害損失控除」を創設します。
- 被災地支援のボランティア活動を支援する観点から、交通費等の自己負担分について税額控除を行う「ボランティア活動支援税制」の創設を検討します。
- 被災地では人の移動や物資の運搬に車両が不可欠ですが、被災により車両を再取得する必要に迫られた場合、中古車であっても、車齢13年超から自動車税・自動車重量税が重課される現状があるため、被災者の車両の再取得については税負担の減免を図ります。
- 遺族の生活資金を確保するため、災害時の死亡保険金の非課税枠を拡充します。
- 巨大自然災害への保険金支払いに耐え得る異常危険準備金残高の早期回復等のため、積立率・洗替保証率の引き上げ等の措置を講じます。

脱炭素社会の実現に向けて

- 断熱をはじめとする省エネや再エネの普及を進めるとともに、2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）を達成できるよう、脱炭素の技術革新・技術開発を税制面からも強力に支援し、税制全体の見直しの中で炭素税のあり方を検討します。
- 環境に配慮した農業生産・経営を支える多様な設備・機械装置等の導入及びソーラーシェアリング等を促進するための税制上の措置を創設します。（再掲）

- わが国の基幹産業である自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図るべく、電動自動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等を支援する税制上の措置を講じます。

印紙税

- 印紙税については、電子契約には課税されないことも踏まえ、税制抜本改革法7条に基づき、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書、金銭または有価証券の受取書（百貨店や飲食店等での領収書を含む）について負担の軽減を検討します。

総務・地方分権

地方自治・分権総論

- 「権限・財源・人間」の東京一極集中が進む一方で、地方では過疎化が進み、地域の活力が失われつつあります。ものごとの決定や自治の活動などをできるだけ小さな単位で行い、そこで行えないことをより大きな行政単位が補う「補完性の原理」と、最も住民に身近な自治体が優先的に執行する「近接性の原理」を重視して、地域の自主性と自律性を最大限発揮できる社会を構築します。
- 地域の多様性を尊重した地方自治体の自主的な取り組みを重視し、権限や財源を可能な限り地方自治体に移譲させる地方分権を進めます。一括交付金の復活、地方交付税の法定率の引き上げ、権限と財源のより一層の移譲などで、自治体の自主性・自律性を高め、真の地域主権改革を実現し、活力ある地方をつくります。
- 地域ごとに差異のある喫緊の課題に主体性を持って取り組むことができるよう、国と地方自治体が対等の立場で協力関係を構築します。
- 自然環境・歴史文化資産など地域の資源を最大限活用し、地方自治体と市民などの協働・連携によって地域の創富力を高め、地域の活性化、絆の再生を図ります。
- 「小規模、分散、ローカル」の視点を重視し、SDGs（持続可能な開発目標）、とりわけ目標11「住み続けられるまちづくりを」を実践します。
- 人口や財政状況、自然条件、経済状況など、多種多様であるそれぞれの状況に応じて、人が輝き、地域が元気になる、真の豊かさを実感できる持続可能な分散型社会を作ります。生活インフラ、ユニバーサルサービスをどこに住んでいても維持するよう努力し、持続可能な暮らしを守ります。
- 国民主権の原理のもとで、地方自治の本旨のより具体的な議論を深化させます。

地方自治・分権各論

- 国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」が実質的な決定の場となるよう強化します。地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務を設けたり、分科会方式を活用したりするなど、制度面での充実を図ります。
- 地方自治体が利活用しやすい総合的な相談窓口を総務省に設け、国の省庁の垣根を超えた対応を可能とします。

- 国の義務付け、枠付けの縮小・廃止の際は、必要な人員・財源を保障するようにします。国際的な人権基準にのっとって国が最低基準を設けるとともに、当事者や社会的弱者の声が反映されるようにします。
- 住民の自己決定権を保障し、大事な問題は住民が決めることができるよう、自治体の重要事項について住民の意思を直接確認するための住民投票を実施しやすくします。その他、直接請求制度の改善（人口段階別に要件を定めて実施しやすいようにする）や、審議会・委員会等の人選への公募など住民参加を進めます。
- 国の新たな立法による地方自治体の事務の増加などで地方自治体の負担が過度に増加しないよう、地方自治体に関わる国の立法は大綱的なものにとどめる仕組みを検討します。
- 地方自治体に対する国の関与をめぐる紛争について、国地方係争処理委員会が十分に機能するように見直します。
- 人口減少の抑制や人口増、持続可能な自治体づくりで成果をあげている小規模自治体の活動を支援します。三位一体改革で行われた小規模自治体に対する交付税減額措置の原状回復を目指します。
- 地域住民の身近な相談窓口として、国の行政と住民をつなぐ役割を果たしている行政相談委員について、負担の軽減や積極的な支援を行います。

地方税財政

- 地方税財政については、地方分権のあり方の議論とともに、納得感と実効性のある偏在是正に取り組むなど、抜本的な検討を行います。
- 現在6対4となっている国税と地方税の割合について、国と地方の役割分担に応じた税の配分となるよう、偏在性や安定性に配慮しつつ、地方税の配分割合をさらに引き上げます。
- 自動車関連諸税については、地方財政に配慮しつつ、負担の軽減、簡素化およびグリーン化の観点から、抜本的な見直しを行います。
- 森林環境譲与税について、自治体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増加させる方向で見直します。人件費や測量等に充当できるよう使途を拡大します。
- 地域住民が将来にわたり安心して生活することを可能にするために必要な行政需要を的確に捕捉して、地方財政計画に適切に歳出を計上するとともに、地方交付税を増額し、財源調整・保障機能を強化します。
- 地方交付税は、総額を確保しつつ、財源保障と調整機能の維持・充実を図ると同時に予見可能性の高いものとします。地域間の財政力格差については、偏在性の低い地方消費税の充実・強化、地方交付税の財政調整機能の強化を基本に対応します。
- 人口減少時代に対応し増大する財政需要をきちんとカバーできるように地方財政制度を再構築します。

- 地方交付税の法定率引き上げと臨時財政対策債の廃止を目指します。
- 地方税財政に関わる諸制度の見直しに当たっては、自治体との協議を尊重するとともに、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないようにします。特に財政基盤のぜい弱な市町村に対し、特段の配慮を行うようにします。
- 少子高齢化に対応するため、地方交付税の人口割について、子どもや高齢者の数をより反映するなど、きめ細かい算定を行うようにします。
- 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について対応するため、特別交付税の特例的な増額配分などの十分な財政支援を講じるようにします。
- 各府省の「ひも付き補助金」を見直し、地域の自主的な取り組みに対応して柔軟に予算配分を行う「一括交付金」を復活させ拡充します。これにより、現行のひも付き補助による事業内容の縛りを排し、地域自ら考え、住民とともに知恵と創意を生かし、より効果的な財源活用を目指します。
- ふるさと納税については、故郷や思い入れのある地域、被災自治体などへの支援につながる一方、自治体間で財源の奪い合いが生じていること、高所得者ほど有利であること、居住地課税原則にそぐわないものであることなどの問題もあることから、制度の見直しを進めます。
- 地方自治体の適切な予算執行のため、競争性のない随意契約の削減、議会主導・市民公開の事務事業レビューの実施を推進します。
- 保健所・地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化を図ります。公立病院経営強化プランについては、自治体や地域住民の意向を尊重し、地域医療を維持できるものとします。感染症対策や災害など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視します。
- 「平成の大合併」の検証を行うとともに、普通交付税の算定特例の段階的終了を踏まえ、合併自治体に必要な財源の保障を行います。

自治体職員の待遇

- 自治体が、必要な人に必要なときに必要な公共サービスを提供し、「コモン・ニーズ」（人々にとって共通のニーズ）を実現していきます。
- 災害の多発化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて、自治体職員の人員不足は、ますます深刻な問題となっています。総人件費抑制策を転換し、自治体に十分な人材と財源を確保します。
- 非正規で働く官民の人々の無期直接雇用への転換を原則としつつ、給与水準や労働条件について、待遇改善（同一価値労働同一賃金の促進）を行います。
- 自治体で働く非正規職員（会計年度任用職員など）の処遇改善などに取り組みます。引き続き所要額の調査を行うなどし、財源の確保に努めます。

自治体の会計年度任用職員に、国の期間業務職員と同様に、勤勉手当を支給可能となるよう法改正を行うとともに、短時間勤務職員にも常勤職員と同様の手当支給が可能となるよう法改正を行います。さらに、雇用の安定を図るため、将来的には、フルタイム職員は任期の定めのない常勤職員への移行を目指すとともに、パートタイム職員は給与や労働条件等について常勤職員と均等とする新たな短時間公務員制度の実現を目指します。

- 自治体における障がい者雇用推進策と合理的配慮のための財源を確保します。
- 基準財政需要額の算定にあたり、人件費を充実するよう改めます。削減されてきた技能労務職員の増員を図ります。
- 指定管理者や自治体から委託された職場で働く職員の雇用・労働条件の改善を図ります。公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とするため、公契約基本法の制定を目指します。

地域活性化

- 地域の先駆的な取り組みに対し規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施する総合特区制度などを整理しつつ、それらを最大限活用し、地域に根差した着想を積極的に支援します。その際、自治体の提案・申請については、住民に情報公開を行い、地域社会の活性化に資するものであるか、住民を含めた関係者の参画による合意形成を図ります。
- 国家戦略特区については、地域住民の合意に根差した制度となるように見直しを行います。規制改革推進会議や国家戦略特別区域諮問会議を廃止し、法規制は国会議員が責任を持って議論・検討できる仕組みを整えます。
- 東京一極集中が地方の疲弊を招いている一方で、都市居住者の多くは密集による感染リスク、長い通勤時間にストレスを感じ、生産性を低下させています。これらの問題を解消するため、「職住近接」（職場と住居が近接）、「商住近接」（商業施設等が住居と近接）、「医住近接」（医療機関等と住居が近接）の「3つの近接」を基本とするコンパクトシティの形成を、地域の自主性を尊重しつつ進めます。
- 大都市部において、過密を緩和し、快適な生活空間として豊かさを実感できるまちづくりや住環境を実現し、住んでいる人が住みやすいまちを目指すとともに、大都市と地方との共生を目指します。
- 自治体の自主性を尊重した人口密度を考慮した土地利用計画（コンパクトな都市づくり）を可能にして、住民の利便性確保と中心市街地の活性化を両立させ、地域全体の資産価値の下落を防止します。

- 公共交通機関や徒歩・自転車で移動できる都市への転換を図ります。トランジットモールを進め、歩いて楽しめる街、高齢者がゆっくり楽しめる街を目指します。
- 鉄道やバスなど地域公共交通を安定的に維持・確保できるよう、支援を強化するとともに、自治体の交通政策専任者の配置・育成を進めます。
- 税の優遇措置等を通じて法人企業、研究所等の中枢機能の地方への移転を一層促進します。東京からの本社機能の移転、工場などの誘致に加えて、農林水産業、中小企業・創業支援、観光、スポーツ等の施策により、地域に眠る資源を積極的に生かすことで、地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。
- 地方回帰を加速させるため、若年層・現役世代・高齢者それぞれに応じた移住促進策を講じるとともに、地方大学と産官学の連携を強化し、人口の流出防止・定着を図ります。大学の知と地域が強みを持つ産業・技術を結びつけ、地方課題の解決への貢献を図るとともに、地域に仕事をつくり、安心して働けるようにします。地方大学への助成を強化し、地域活性化の核とするとともに、希望する人が生まれ育った地域で質の高い大学教育を受けられる環境を整えます。
- 地域活性化の担い手として、人への投資、法人・組合等への支援を行い、女性、障がい者、高齢者、外国人を含めたそれぞれの地域の多様な担い手を育成・確保します。地域おこし協力隊の改善・充実、農林水産業、観光業、商工業、IT産業等への参入支援をはじめとする外部人材の活用、地方への移住を積極的に支援します。
- 地域や地域の人々と多様に関わる人々（「関係人口」）が地域づくりの担い手となることが期待されており、地域の関わりやつながりを持ちたい人々、地域を応援したい人々を積極的に支援します。
- 若者や中高年のUターン・Iターン・Jターンのために、地元中小企業への就職・転職活動支援、住宅支援、子育て支援などを総合的に推進します。
- 企業の経営戦略の判断に資する官民保有情報の利活用や、ICTを活用したマーケティング支援などを通じて、地域の中小企業がより一層活躍できるビジネス環境を創出し、地元企業を成長させることで地域経済の活性化を図ります。
- リモートワーク環境の一層の整備により地方移住を促進するとともに、二拠点居住の課題を整理し、地域活性化を後押しします。
- 「新しい公共」の拡充を図るという観点で、非営利事業体を振興し、商工会議所、商工会、観光協会、農林漁業組合、消費生活協同組合、農業生産法人、シルバー人材センターはじめ、NPO、特定地域づくり事業協同組合、労働者協同組合、地域商社等と農商工の連携による地域の活性化を図ります。

- 分散している生活サービスや地域活動の拠点を集約し、交通ネットワークでつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図る「小さな拠点」による地域づくりを進め、過疎地域や中山間地域などの暮らしを守り、コミュニティを維持します。物流、交通及び役所や学校、さまざまな活動拠点のネットワークをより効率的に結ぶようにします。
- 空き家や空き店舗等を活用して、不足するコミュニティ施設や福祉施設などに転用し、若者をはじめ住民が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- 健康・医療、学校・保育と連携した「まちなかづくり」を進めるため、病院・介護施設、学校、保育所等を地域のインフラとして生かします。
- 地域の魅力を高めるために、地域文化を高めていきます。伝統文化の継承や地域の文化財への支援、また地域における文化活動の振興への支援を強化します。
- 自治体と市民、NPO等の協働・連携を図り、豊富な自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限に活用し、域内循環率を高める仕組みを創り上げることにより、中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高めていく「緑の分権改革」を推進します。
- エネルギーの地産地消を推進し、エネルギーの自給を通じて地域でお金を回すことにより、地域の自立、地域活性化と雇用創出を図ります。（再掲）
- エネルギー事業、公共交通事業、上下水道事業等を一体的に運用することにより地方自治体が運営する事業の安定化、サービス向上を実現します（日本版シュタットベルケ）。

ICT政策

- 世界中のすべての人やものがインターネットにつながるIoT時代を迎える中で、成長戦略のみならず国民生活の維持・向上戦略の柱にICT（情報通信技術）、AI（人工知能）を位置付けます。ICTの恩恵を受ける人と受けない人との間に生ずる格差（デジタル・ディバイド）が生じないように配慮しつつ、あらゆる分野におけるICT・AIの利活用を積極的に推進し、日本経済・地域経済の再生を図ります。
- デジタル技術を活用したプッシュ型支援の促進など、行政サービスの利便性向上を図ります。（再掲）
- オープンガバメントを推進することで、制度や施策に関して意見交換するためのITを活用した仕組みを用意し、多様な市民と行政機関職員のリアルな対話の機会を創出します。
- 電子決裁システムを構築することで、コスト削減と意思決定の迅速化を図ります。

- 行政運営の効率化と住民サービスの一層の向上を図るため、政府や地方自治体の情報システムについては、情報セキュリティ対策の強化・向上と自己情報コントロール権の確保を図りつつ、地方の自主性・独自性を十分に尊重した上で、クラウド化や標準化を推進します。
- 地域の事情に根差したカスタマイズされたシステム構築のため、ローカルのIT事業者を応援します。
- 今後、国際競争に打ち勝ち、世界をリードし得るAI、IoT等の技術革新やサービスの創造を促進するため、次代を担うICT人材の育成を進めます。
- ICTを最大限活用し、情報の収集・選択・活用能力を培う学習者本位の教育を行い、地域の特性を生かした専門的な高等教育と連携し、地域活性化の核となる人材を育成します。教育クラウドを推進することで、限界集落や離島などをはじめとする住民に対して都市と遜色のない主体的な学習活動を支援します。小・中・特別支援学校へのネットワーク基盤環境の整備、デジタル教科書の普及、インクルーシブ（ともに生きともに学ぶ）教育、支援技術の研究・開発・普及体制を強化します。
- 本格的なIoT時代の到来に当たり、超高速・超低遅延・多数同時接続を可能とする5Gの普及・促進、次世代の移動通信システムであるBeyond5G（6G）の研究開発を促進して、国際競争を牽引します。また、その技術を医療や介護、交通やインフラ、農業やエネルギーなどに活用して、地域の活性化や国民生活の利便性向上を図ります。
- 遠隔医療診療の普及などICTの積極的な利活用によって、遠隔地での生活上の不安の解消など資源の偏在に対処し、各地域と専門家との相互連携の拡大を目指します。

放送・通信

- 多様化する視聴者のニーズに応えるため、放送のインターネット同時配信のさらなる展開を図ります。
- 地域に根差し、地域社会・文化の活性化に貢献しているローカル局を維持するため、公共放送との協力体制の構築や経営基盤の強化などの国の支援を進め、放送の多元性・多様性・地域性を確保します。
- 通信環境へのアクセスをベーシック・サービスと位置づけ、地域密着型の情報通信インフラを構築します。
- 低所得者へのスマホ等の通信機器の貸与や購入・使用に対する支援を強化します。
- 通信・放送行政を総務省から切り離し、放送免許の付与・更新や番組規制などを行う規制監督部門を独立性の高い独立行政委員会として設置する通信・放送委員会（日本版FCC）に移し、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入の排除を進めます。

- 国民の財産である電波の許認可・割り当てについては、透明・公平・公正に行う必要があることから、電波法・放送法の改正を検討します。
- 放送については、通信との融合の時代に見合うものにするとともに、地域社会・文化の振興、視聴者の利便性向上に資する施策を推進します。
- インターネットやSNS上の差別や誹謗中傷、人権侵害等への対策を強化するとともに、インターネットのターゲット広告等の規制など個人情報保護を強化します。

郵政

- 2012年に成立した改正郵政民営化法に基づき、国民・利用者の利便性を高め、郵政事業のユニバーサルサービスの維持・向上に努めるとともに、それを支えている郵政グループ各社で働く者の処遇の維持・改善を目指します。
- 郵政グループ各社の経営の自主性の観点と利用者の利便性向上の観点等から、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の新規事業の認可に当たっては、他の金融機関等との間の競争関係に配慮しつつ、法律に基づく手続きを円滑に進めます。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の資金については、政府の株価対策に利用されることのないよう、郵政民営化法の趣旨に沿った持続可能性のある適切な運用を推進します。また、限度額については、他の金融機関等との間の競争関係に配慮しつつ、国民利用者の利便性向上の観点から、撤廃を含め検討を進めます。
- 郵政事業に係る税制上の措置については、他の事業形態とのバランスを勘案しつつ、ユニバーサルサービス確保の観点から、さらなる検討を進めます。
- 人口減少社会において、郵政事業が地域の生活を支える担い手となるよう郵便局ネットワークを活用し、地域の活力・魅力を高めます。

消防

- 近年、災害が長期化、激甚化、多発化している一方、この50年間で消防団員は120万人から80万人へと減少しています。地域防災を担う人づくり、体制づくりを進めるため、女性団員確保策の充実、地域住民や企業・団体、消防機関や自治体との連携、消防団の処遇改善等により、消防団員の確保を図ります。
- 「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した各自治体の消防職員の増員、消防資機材の整備を進めます。また、消防職員の団結権を回復します。

法務

人権尊重・刑事司法制度

- 無実の人が罪を負わされる「えん罪」をなくすため、現在全体の約2～3%程度の事件に限定されている「取り調べ等の録音・録画(可視化)制度」の対象事件をさらに拡大します。同時に、拡大した事件についても、公正な事後検証が裁判所でできるよう、取り調べ等の開始から終了までの録音・録画を実現します。
- 現在の再審請求手続は大変複雑で、再審事由が極めて限定されており、再審を受けるための壁となっています。この再審請求手続きを見直して再審への門戸を開き、真に「えん罪」のない社会を目指します。
- 死刑再審無罪者への国民年金の給付、成年被後見人の選挙権回復などを行ってきました。今後もさらなる人権の尊重と回復に向けた制度の改正を目指します。
- 「人質司法」とも指摘される被疑者および被告人の身体拘束について、人権保障と真実発見の調整の観点から課題を整理し、対応を検討します。
- 犯罪の被害に遭った者やその家族、また、加害者の家族に対しての精神的、経済的、社会的なケアが十分に制度化されるよう調査・検討します。
- 多様化・複雑化する社会の中で、家族をめぐる問題も変化し、増大しています。子どもの養育、夫婦、離婚、貧困、ひとり親家庭などについての課題の解決を目指します。

差別解消

- 部落差別、アイヌ差別、障がい者差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指し、「包括的差別禁止法」の制定を検討します。
- インターネット上の誹謗中傷を含む、性別・部落・民族・障がい・国籍、あらゆる差別の解消を目指すとともに、差別を防止し差別に対応するための国内人権機関を設置します。
- あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる、独立性を有し、公正中立さが制度的に担保されたより実効性のある人権救済機関(「人権委員会」(仮称))を設置し、救済活動を行う仕組みを創設します。(再掲)
- インターネットやSNS上の差別や誹謗中傷、人権侵害等への対策を強化します。政府は侮辱罪を厳罰化しましたが、侮辱罪での現行犯逮捕を完全には否定しないなど、表現の自由が萎縮する懸念が残りました。相手の人格を攻撃する誹謗中傷行為を刑法の対象とするため、加害目的誹謗等罪を創設するとともに、プロバイダ責任制限法を改正し発信者情報の開示を幅

広く認めることなどを柱とする「インターネット誹謗中傷対策法案」の成立を目指します。

- 人権条約に認められた権利を侵害された個人が、条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書を日本が批准することを目指します。（再掲）
- 個人通報制度や調査制度を定める女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、ジェンダー不平等な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めます。（再掲）
- レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーをはじめとする「性的少数者」などが差別を受けず自分らしく生きることができる社会をつくるため、性的指向や性自認（SOGI）による差別について、①行政機関等による差別の禁止、②雇用の分野での差別の解消、③学校等での差別の解消等の施策、を盛り込んだ「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」（LGBT差別解消法）を制定します。（再掲）
- 同性婚を可能とする法制度を実現します。性的指向・性自認（SOGI）にかかわらずすべての人に結婚の自由を保障するため、婚姻平等を実現する「民法の一部を改正する法律案」（通称・婚姻平等法案）を成立させます。（再掲）
- 嫡出でない子（結婚していない男女間に生まれた子）の権利の保護を図ることを目的として、出生届書の記載事項から嫡出である子または嫡出でない子の別を記載する欄を削除する戸籍法改正を目指します。
- 2016年に成立した「ヘイトスピーチ解消法」における取り組みを拡大し、人種・民族・出自などを理由とした差別を禁止する法律の制定など国際人権基準に基づき、差別撤廃に向けた取り組みを加速します。
- 依然として存在するわが国における偏見に基づく差別を解消するための取り組みを進めます。
- 刑法の名誉毀損罪の法定刑の上限は懲役3年となっていますが、現状の人権侵害の深刻な状況に鑑みて、上限の引き上げを検討します。（再掲）

性暴力の禁止

性犯罪の適正な処罰

- 刑法の強制性交等罪における暴行・脅迫要件や同意年齢などの見直しを進めます。子どもを性暴力から守るため、被害者の同意の有無にかかわらず強制性交等罪等が成立する年齢（いわゆる性交同意年齢）を現行の13歳未満から16歳未満に引き上げる刑法改正を実現します。
- 性犯罪刑法改正について、被害実態を踏まえるとともに、捜査・司法運用の実態を検証した上、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件のあり方、地位・関係性を利用した犯罪類型のあり方、性交同意年齢のあり方、強制性

交等罪の対象となる行為の範囲、法定刑のあり方、配偶者間等でも強制性交等罪が成立する確認規定のあり方、性的姿態の撮影行為に対する処罰規定のあり方、公訴時効のあり方、いわゆる「レイプシールド」（被害者の性的活動歴についての証拠又は質問に関する制限）のあり方、司法面接の証拠法上の取り扱いのあり方等について検討を進めます。（再掲）

性暴力禁止法の制定など

- 性犯罪は、その被害を訴えにくく、支援を求めにくい犯罪であることに加え、「魂の殺人」ともいわれるほどの重大な被害を及ぼし得る犯罪です。この性犯罪の特殊性に鑑み、ジェンダーバイアスを排した適正な処罰がなされ、被害者の権利侵害の回復がなされるように「性暴力禁止法」の制定を検討します。
- 性犯罪の事件では、ジェンダーバイアスを排した適正な捜査・司法運用が行われるよう、捜査機関、司法機関など関係機関への通知、研修等が行われるようにします。

子どもへの性暴力

- 子どもへの性的虐待は決して認められるものではありません。2017年刑法改正で創設された監護者性交等罪などにより適切に処罰します。
- 教職員や部活動の指導者などによる子どもへの性犯罪やスクールセクハラは後を絶たず、深刻化しています。教職員や部活動の指導者などは「監護者」には当たらず、教職員などには逆らえないといった心理的な支配下におかれ、実質的な抗拒不能の状態に置かれている場合であっても、「暴行脅迫要件」を欠くとし、強制性交等罪が成立しないケースがあります。強制性交等罪の「暴行脅迫要件」を緩和、あるいは「暴行脅迫要件」を不要とする新たな犯罪類型を創設し、適正に処罰されるようにします。
- 子どもは性暴力を受けたことが理解できず、成人してから認識することがあります。公訴時効について、被害者が被害を認識し得る日を起算日とすべきであり、本人が被害を認識し得なかった場合などには、公訴時効の進行を停止させる制度を導入することを検討します。
- 被害者が子どもである場合、性犯罪捜査・公判などの過程で、さらなる負担を負わせることがないよう、司法面接制度を改善、普及させ、人材育成、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。（再掲）
- 司法面接や身体的被害の把握のために、警察庁・法務省・厚労省の三者連携を担当者レベルのアドホックなものから常設の協議体に格上げすること、その中に司法面接に特化したチームを設置するよう取り組みます。また、虐待などの犯罪被害を受けた子どもの心身のケア、あるいは身体的被害を見逃さずに必要な事情聴取を適切に行うためにも、三者連携に合わせて医療従事者との連携を進めます。

- 児童が被害を受けた事件の刑事裁判では、司法面接による録音・録画や供述調書は、原則「伝聞証拠」として扱われています。せっかく被害から間もない段階で子どもをケアしながら供述を得ても、証拠採用されず、結局法廷における証言を強いられる負担をいかに少なくすることができるか、被告人側の反対尋問権の保障に配慮しつつ、今後検討を進めます。

企業の法的支援

- 2020年に施行された改正民法で保証制度の見直しが行われましたが、十分とはいえません。中小企業等に事業用の資金を貸し付ける場合には、その会社のことや「保証」の制度を知らない人を保護するため、会社経営者本人以外を保証人にすること（第三者保証）を法律で禁止します。
- 会社を新たに起こしたり、経営をしたり、親から子へ経営を引き継がせたりするときに弁護士等が法律上の支援をする制度等を充実させ、中小企業経営がより発展し、より長く続けられるようにします。
- 企業が持続的に成長していくため、コーポレート・ガバナンスの強化等によって生産性・収益性を向上させていくことが重要です。内部通報体制の整備義務や、公益通報者保護の拡充なども含め、総合的な改革を推進します。
- 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）を改正し、債務者の利益保護規定の強化等に取り組みます。
- 知的財産権に関する紛争処理機能を強化することで、特許紛争の早期解決を図り知財システムの実効性を担保するとともに、新産業やベンチャー企業の創出を支援します。

法曹養成改革

- 経済的状況や学歴などその人が置かれた立場に関係なく、さまざまな経歴や専門性を持った人が法曹（裁判官・検察官・弁護士）として活躍できる機会をつくるために、多くの問題・課題を抱えている現在の法科大学院をはじめとする法曹養成制度を根本から見直します。
- 法曹志願者数の減少に歯止めをかけるため、司法試験の受験資格、方法、試験科目、司法修習期間の見直しや、弁護士への研修機会の提供等の措置を講じ、より良い法曹養成制度を目指します。
- 司法修習生のうち、給費制が廃止され、修習給付金の支給を受けることができなかったいわゆる「谷間世代」の救済策を検討します。

個人の尊重・選択的夫婦別姓

- 選択的夫婦別姓を早期に実現します。女性が結婚・出産後も働き続けるだけではなく、社会のリーダーとして活躍することも増えてきました。しかし、結婚のときに女性の多くが改姓することによって、それまで「旧姓で」積み上げてきた経歴が本人とつながらなくなる問題や愛着ある姓を変更せざるを得ないといった自己同一性喪失の問題が生じてきました。個人の尊重と男女の対等な関係の構築の観点から、これらの問題の解決を可能とする、選択的夫婦別姓制度を導入します。
- 2016年の改正で短縮されたものの、民法には、女性にのみ100日の再婚禁止期間が定められています。これは、女性が出産した場合、その子の父が前の夫なのか今の夫であるのかを早期に確定するための「嫡出推定」という決まりがあるためです。あらためて、再婚禁止期間と嫡出推定の規定を整理し直し、女性の離婚、次の結婚、出産時期による「父子関係」の決め方を実状に合わせて明確にすると同時に、今なお残る、女性にだけある再婚禁止期間を廃止します。嫡出推定規定を整理することで、無戸籍児の救済につなげます。

社会復帰支援

- 犯罪の総件数が減る一方で、罪を犯した者が罪を繰り返してしまう「再犯率」が高いことが問題となっています。「再犯の防止等の推進に関する法律」をもとに、刑期を終了した人たちが二度と罪を犯さないで済むよう、高齢者や障がいのある人、薬物依存歴のある人など、実情に応じた矯正プログラムの見直しや、刑期終了後の就職支援等の充実を図ります。
- 矯正施設を出た元受刑者の社会復帰は、保護司等のボランティアによって支えられています。しかし今、保護司の高齢化や、なり手の減少に直面しています。保護司を含めた保護観察制度を社会の変容に合わせて見直します。

所有者不明土地・相続登記問題

- 所有者不明土地は、相続登記が未了のまま放置されているものであり、空き地・空き家問題や整備が進まない山林問題、公共事業や災害復興工事に支障を来たしているなどの要因にもなっています。相続登記の義務化や相続土地の国庫帰属の制度が創設されますが、国・地方公共団体が地域整備事業を行う場合に、所有者不明土地であっても用地取得が迅速にできるようさらに法整備を行います。

外国人労働者の受け入れ

- すべての外国籍の人々が日本国内で安心して生活し、就労できる環境を整えるため、「多文化共生社会基本法」の制定と技能実習制度に代わる新たな雇用制度の確立を目指します。
- 活力ある日本社会の実現には、外国人労働者が必要ですが、その人権を尊重しつつ、国民と在留外国人がともに生活できる環境の整備を図ることが重要です。「人権尊重を前提とした在留外国人を包摂できる社会の実現」「在留外国人の増加による社会経済情勢の変化への配慮」を基本理念とし、多文化共生社会の形成を目指す法整備を行います。
- この法整備に基づき、国や都道府県・市町村は①差別の禁止、②相談体制の整備、③教育・啓発、④生活の円滑化、⑤教育の機会の確保、などの施策について基本計画を定め、その施策を推進します。
- 特定技能制度にとどまらない抜本的な外国人労働者受け入れのあり方について、①地方の人材確保、②客観的かつ合理的な受け入れ人数の上限の設定、③外国人労働者の適切な待遇、④在留資格変更時の一時帰国、⑤現行諸制度の抜本的見直し、⑥適切な社会保障制度と教育制度、⑦家族帯同など人権的な配慮、⑧多文化共生施策の充実の8項目の観点から早急に再検討します。（再掲）
- 大都市圏ばかりでなく、人材確保が困難な地方にも必要とされる外国人材が集まるよう、人材の確保や生活支援、多言語に対応したワンストップセンターの整備などに取り組む地方自治体等に対して、制度・財政上の裏付けをもって支援します。
- 地域や職場、学校での交流事業の支援、日本語教育の機会の確保など、外国人対応が増えている自治体に支援します。

難民保護

- 入国管理・収容・難民認定制度を抜本改善・透明化するため、「難民等保護法・入管法改正法案」の成立を目指します。
- 国際法違反との強い批判を受けている現行の難民認定制度・収容送還制度を抜本的に見直し、わが国が締約国となっている「難民の地位に関する条約」や「国際人権規約」等の国際ルールに基づいて、保護すべき難民申請者や補完的保護対象者等を適切に保護できる新たな難民認定・保護制度を確立するため、政府から独立した第三者機関である「難民保護委員会」の創設等を柱とする難民等保護法案の制定をめざします。（再掲）
- 戦争等避難者も難民等として円滑に保護し、生活面での支援を提供できる体制を整備します。ウクライナやミャンマー、シリア、アフガニスタンなどからの戦争等避難者を緊急、円滑に受け入れ、日本で安心して暮らせるように医療、福祉、就労、教育、住宅などの支援を展開するため、「戦争等避難者に係る入管法特例法案」の成立を目指します。

成年年齢引き下げ・少年法見直し

- 成年年齢の引き下げに当たっては、民法改正を利用した悪徳商法が横行しないよう消費者契約法等のさらなる改正も視野に入れます。また、少年法の適用年齢や飲酒、喫煙など制限理由が年齢だけに基づくものではない法律は、個別に慎重な検討を行います。
- 成年年齢の引き下げ、社会の複雑化の進展に伴って、法教育の重要性は高まっています。国民全体が一定レベルの法知識を得られる環境を整備します。
- 政府は少年法を改正し、18歳、19歳の者を少年法の適用対象としつつも特定少年と位置付けて、家庭裁判所から検察官に逆送する犯罪の範囲を拡大するなどの特例規定を設けました。この改正は、未熟で可塑性に富む少年らの更生にとって阻害要因となることから、推知報道の禁止の解除、ぐ犯の対象からの除外、前科による資格取得制限の緩和の適用除外といった改正点を見直すとともに、少年事件の報道や出版などにおける被害者やその家族、遺族への配慮規定を追加するよう再改正します。
- アダルトビデオ出演による被害を防止します。

テロ対策・国民の自由

- 国民の生命・自由・安全を守るため、最先端技術を駆使して入国審査などの水際でのテロ対策を進めます。あわせて、航空保安体制の強化、テロ目的の資金移動・麻薬取引の監視などを強化します。
- 2017年に強行採決された共謀罪については、監視社会をもたらす恐れがあることや、表現の自由、思想・良心の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を侵害する恐れがある一方、テロ対策としての実効性は認められないことから、廃止します。
- 刑事訴訟法改正により2016年から開始された通信傍受の拡大について、19年には被疑者との会話やメールなどの傍受が施行されました。適正運用に努め警察や検察が通信傍受を濫用することのないよう厳しく監視します。

養育費の確保

- 養育費は子どもの成長発達のために必要で、子どもの権利として位置付けるべきです。
- 日本は離婚の9割近くが協議離婚であり、その半数以上で養育費の話し合いができていません。養育費の取り決めが必ずしもなされていない現状に鑑み、当事者にとって精神的・経済的・物理的に簡便な方法を促進し、親の義務の履行を促します。

- 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設など公的関与の拡大を進めます。

信頼される行政・司法の再構築

- 安倍政権は2020年、検察官の人事に対する内閣や政治家の介入を可能にする検察庁法改正を含む国家公務員法等改正案を国会に提出しましたが、元検事長の恣意的な定年延長など認められるのものではありません。検察の独立性や政治的中立性を確保しつつ法務・検察行政の刷新を図ります。
- 財務省の公文書改ざん問題で、国は改ざんを指示した国家公務員に賠償金の負担を求めなかったため、国民の税金により賠償が行なわれました。国家賠償法に基づく求償権を適正かつ厳格に行使させるとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、「国賠法改正案」の成立を目指します。
- 在外邦人が、憲法で保障された公務員の選定・罷免権を国内と同様に行使できるようにするため、最高裁判所裁判官の国民審査に投票できるよう必要な措置を講じます。また国民審査の投票に当たって、投票の利便性を高める取り組みも進めます。

外交・安全保障

世界の平和と繁栄への貢献

- 世界の平和、安定と繁栄を推進するために、自由、民主主義、法の支配、基本的人権の尊重に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を推進し、国際法の諸原則を基礎とした国際的なルール作りを主導するなど、積極的な平和創造外交を展開します。
- インド太平洋地域の経済的な影響力が増し、世界的なパワーバランスに変化が起こりつつある中で、米中の対立が地域の緊張を高めています。健全な日米同盟を基軸とし、アジア太平洋地域をはじめとした世界との共生を実現します。近隣諸国との人的交流を大幅に拡充し、国民各層の相互理解を深め、日本の未来を見据えた外交戦略を進めます。
- 中国の一方的な主張に基づく、尖閣諸島周辺でのわが国に対する挑発行為や、南シナ海での現状変更の試みは、国際法違反であり、これに対しては国際社会とともに国際法の遵守を毅然として求めます。
- インド太平洋地域において、大国間の緊張緩和と信頼醸成のため、日米のみならず、二国間および多国間（QUAD（日米豪印）・ASEAN＋3（日中韓）・EU諸国など）による航行の安全確保を含む安全保障協力・交流を促進します。国際協調主義に基づく、地域の航行と上空航空の自由と安全のためのルール作りなどを協議する新たな枠組みである会議体（例：自由で開かれたインド太平洋会議（FOIP会議））の設立を目指します。
- 核兵器廃絶、人道支援、災害救援、経済連携、文化交流などを推進して人間の安全保障を実現するとともに、自国のみならず他の国々とともに利益を享受する開かれた国益を追求します。
- 「人権外交」を主流化するため、人権担当大臣を任命します。人権の保護・促進を外交・開発援助の主要な目的として明確に位置付けます。人権尊重の原則に沿った、国際場裡での行動（投票行動、発言）を徹底します。集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）を批准します。
- ロシアの侵略を受けたウクライナ、北朝鮮、ミャンマー、ウイグル、香港などでの深刻な人権侵害に対して、国際社会とともに人権の蹂躙を即刻停止するよう働きかけていきます。人権侵害国や軍との宥和主義から決別し、人権侵害政府に対するODAを原則停止（ただし、人道援助は継続）します。
- 国際的な基本的価値である人権規範を強化すべく、「特別人権侵害行為対処法」（日本版マグニツキー法）、およびサプライチェーン全体での人権尊重のため、「人権デューデリジェンス法」を制定します。国内外の人権保護の活動をするNGOへの支援を強化します。

- 日本の国土や文化、日本国民の魅力等を積極的に発信していきます。わが国のソフトパワーに資するよう、歴史問題や領土保全に関する日本の正確な認識を含む、国際世論への戦略的な働きかけを中心とするパブリック・ディプロマシー（広報や文化交流を通じて世論に働きかける外交）を強化します。
- わが国への理解や交流の担い手を育てるため、海外での日本文化や日本語教育の普及、留学生の招へいに努めます。特にアジア太平洋・アフリカ諸国から積極的に留学生と高度人材を受け入れ、人事交流を盛んにします。またODAを活用しながら高度人材育成に貢献します。国際機関、国際NGOで活躍する日本人を増やしていきます。海外留学支援、人材交流などを通してグローバル人材を育成していきます。海外在留邦人子女に対する日本語教育支援や、在外邦人コミュニティとの連携強化を推進します。
- 米国等での情報発信を積極的に行うことで、日米同盟を強化し海外での世論づくりに貢献し、わが国のイメージと国際的地位を向上させます。国際社会での日本の影響力をさらに向上させるために、外交官・外務省職員等を増やし、国際機関における日本人の影響力を強め、母子保健など日本の強みを生かした国際貢献を積極的に行います。
- 国際連合など多国間協調の枠組みに基づき、国際社会の平和と繁栄に貢献します。国際連合をはじめ、WTO等の国際機関の改革にリーダーシップを発揮します。安全保障理事会常任理事国入りを目指します。特に安保理の実効性と正統性を維持していくため、安保理の構成や常任理事国の拒否権のあり方、総会決議の拘束力のあり方など加盟国と協力して改革していきます。
- 台湾海峡の平和と安定は、わが国の平和と安定に密接に関係しており、緊張が高まると、わが国に対しても大きな影響が及ぶことが想定されることから、両岸問題が平和的に解決されることが何よりも重要です。そのための外交努力、平時からの安全保障協力、わが国周辺地域の常時警戒監視、情報収集、台湾海峡情勢に関するハイレベルな情報交換を進めます。

経済外交

- 自由貿易体制の発展にリーダーシップを発揮します。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの経済連携については、食料安全保障なども勘案し、日本の国益を守りつつ、より高度な自由化と質の高いルール形成に戦略的に取り組み、「開かれた国益」を追求し、全体利益の最大化に努めます。
- 経済安全保障の観点から、「自由で開かれた経済」「民間主体による自由な経済活動」を最大限尊重しつつ、サプライチェーンの強靭化、先端技術の優位性確保、インフラセキュリティ強化などについて、実効性のある安全保障政策を推進します。

- 幅広い分野で、知的財産の保護、情報セキュリティ、企業統治などを強化するとともに、通信、デジタル、クリーンエネルギー技術、宇宙などの経済分野に係る国際的なルールの形成を主導し、日本の優位性を確立するための「経済安全保障戦略」を策定し、総合的な国力の増進を図ります。

SDGs（持続可能な開発目標）2030アジェンダの達成、開発協力、地球的規模課題

- 気候変動、食料問題など地球規模課題の解決に、国際社会全体の目標として国連サミットで合意された、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえつつ、主導的な役割を果たしていきます。
- 気候変動、食料問題など地球規模課題の解決に、国際社会全体の目標として国連サミットで合意された、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえつつ、主導的な役割を果たしていきます。
- 「SDGs推進基本法」を制定し、SDGsの目標とターゲットを活用し、国全体で取り組み、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に貢献します。同法に基づいて内閣にSGDs担当大臣およびSDGs推進本部を置き、SDGsの国内外での達成に向けて、政策立案や政策評価に当たってはSDGsの17の目標と169のターゲットを活用し、あらゆる政策にSDGsの視点を反映させます。
- ODAの実施に当たっては「人間の安全保障」とSDGsを指針とし、自国の利益だけではなく、人類全体の共通利益を増進する「開かれた国益」を実現します。
- 新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束は全世界的な課題です。先進各国と協調してワクチンの迅速で公平な投与体制の全世界的な構築に外交的資源を投入するとともに、将来的なリスクに備えてワクチンや治療薬の国内的な開発・供給体制の整備に努めます。
- UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）等の国際機関やNGO、市民社会等との連携のもと、人権保護や平和構築など、世界各地の難民問題に関する国際的な取り組みを支援します。わが国の周辺事態での難民の発生について対応策を検討します。

核兵器のない世界の実現

- 非核三原則を堅持し、不拡散・軍縮のための取り組みに積極的・能動的な役割を果たしていきます。核兵器禁止条約にオブザーバー参加していきます。
- イランの核合意、中東和平といった国際的な平和への取り組みが危機に瀕し、北朝鮮の核兵器開発、核保有国であるロシアによるウクライナ侵攻で、

NPT体制が揺らいでいます。NPTをはじめ核軍縮・軍備管理体制の維持・強化を追求し、国際的努力を積極的にリードします。

- NATO 型核シェアリングについては、能力的にも NPT 条約に鑑みても現実的ではなく、認められません。日米同盟の抑止力に対する疑念を生じたり、唯一の戦争被爆国として核廃絶を訴えてきたわが国の信頼を損なうことにもなります。現在の「日米拡大抑止協議」をハイレベル協議に格上げし、日米同盟の防衛体制等について意見交換し、日米同盟の信頼、連携、抑止力を強化する方策について緊密に議論します。

安全保障

- 専守防衛に徹し、わが国を取り巻くきわめて厳しく急速に変化する安全保障環境の現実を見据えつつ、国民の生命・財産とわが国の領土、領海、領空を守り抜き、地域の平和、安定、繁栄に貢献する現実的な安全保障戦略を進めます。
- 日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国自身の防衛体制とあいまってわが国の安全保障の基軸です。強固な日米同盟は日米安保体制の信頼を高め、抑止力を高めることにつながることから、わが国自身の防衛体制を強化するとともに、健全な日米同盟の一層の強化を進めていきます。
- わが国の領域内にある「合衆国軍隊の装備における重要な変更」を行う場合は、日米安保条約の付属文書の取り決めに従った日本政府との事前協議の徹底を求めます。
- わが国周辺の弾道ミサイルをはじめとした脅威に対し、抑止力と対処能力を総合的に備えることは、現実的な安全保障戦略における重要な課題です。いわゆる敵基地攻撃については、「法理的には自衛の範囲に含まれ可能である」と認識してきた一方、日米同盟の盾と矛の役割分担の変更につながる重大な政策変更であり、専守防衛を超えるおそれもあり、わが国は政策判断として能力を保有してきませんでした。この判断は国防の基本方針に則った基本理念に基づくもので、非常に重いものです。
  日米の役割分担を変更するのか、周辺国との緊張を高める安全保障のジレンマに陥らないか、報復や飽和攻撃による被害の拡大の可能性とコストをどう考えるか、相手国からの攻撃能力を無力化させる他の手段はないかなども勘案して、多角的な観点から、専守防衛を超えることのないよう検討し、国民的理解を得ながら、現実的な防衛力整備を図ります。
- 中国の一方的な主張に基づく、中国公船の尖閣諸島周辺における活動は活発化、常態化しています。平時の領域警備、警戒監視活動の強化及びいわゆるグレーゾーン事態への万全の態勢を備えるため、「領域警備・海上保安体制強化法」を制定します。中国による南シナ海での力による現状変更や尖閣諸島周辺でのわが国に対する挑発行為には毅然として対処します。

- 北朝鮮の核・ミサイル開発は、わが国のみならず国際社会への深刻な脅威であり、断じて容認できません。北朝鮮の急速に進化する技術とその脅威に対応するため、宇宙、サイバー、電磁波など新たな先端防衛技術の開発も含め、わが国のミサイル防衛能力、迎撃能力向上を図り、極超音速兵器をはじめとする新たな脅威への対処能力の研究開発を加速させます。
- 日米韓の情報共有、連携が北朝鮮のミサイルの脅威に対抗する上で不可欠なため、韓国新政権と積極的に対話を行い、日韓防衛当局間の関係を再構築していきます。関係各国と連携しつつ、北朝鮮との直接対話、拉致・核・ミサイル問題の解決に向けてあらゆる外交的な働きかけを行っていきます。
- 北朝鮮の完全な核・ミサイル廃棄に向けた検証可能で具体的な行動を促すために国際社会が一致して行動するよう、関係各国と連携しつつ、北朝鮮との直接対話、拉致・核・ミサイル問題に解決に向けてあらゆる外交的な働きかけを行っていきます。完全な非核化と日本を射程にするミサイルの廃棄が確実になるよう、国際社会と協力し非核化のプロセスでの査察・検証などに人的・技術的協力を行う用意があることを示し、積極的に関与していきます。
- 現行の安保法制については、立憲主義および憲法の平和主義に基づき、違憲部分を廃止する等、必要な措置を講じ、専守防衛に基づく平和的かつ現実的な外交・安全保障政策を築きます。
- 国際社会の制止を振りきり、ウクライナ侵略を断行したロシアの脅威は高まっていると言わざるを得ません。ロシアは、不法占拠している北方領土の実効支配、軍事拠点化を進めており、周辺での軍事活動を活発化させる傾向にあります。北方領土を含む、ロシア軍の動向の監視や対応体制を一層充実させます。
- 基本的価値観を共有する世界の国々との二国間およびQUAD（日米豪印）、EU諸国など多国間の安全保障協力・交流を促進しつつ、国際協調主義に基づいた連帯を進めます。東南アジア諸国の海洋警察力などのキャパシティビルディングを支援しつつ、ASEANとの安全保障協力・交流を促進します。
- 気候変動に伴う大規模自然災害が現代の新たな安全保障課題であるとの認識に基づき、災害派遣での連携協力を積極的に国際社会に呼びかけます。東日本大震災を含む多くの自然災害被害を経験したわが国が人道支援・災害救援の分野で積極的に国際貢献することで、国際的な信頼を築きます。
- 宇宙、サイバー、電磁波という領域におけるセキュリティ向上や相手の戦力を無力化する能力を早急に強化します。SNSなどを活用した情報戦など非軍事と軍事行動が同時展開するハイブリッド戦に備え、フェイクニュースへの対応能力等を早急に高めます。各領域の秩序と安定に資する基本方

針を策定し、軍事と非軍事の境界があいまいな領域での国際的なルールや規範形成の議論に貢献します。

- 民間のサイバーセキュリティ専門家（ホワイトハッカー含む）との協力・連携体制を構築します。在外大使館等で活動する防衛駐在官を拡充し、情報収集・分析能力を強化するとともに、体制の抜本的強化を行います。
- わが国の防衛を一手に担って尽力している自衛隊については、限られた人員、財源的な制約のもと、自衛隊員の施設の改修、十分な備品の支給などの任務環境、処遇の向上等の基礎的部分の改善や無人化・省人化を進めます。なお、自衛隊の体制整備については真に実効性のある防衛力の整備、特に南西諸島防衛の強化を優先します。南西諸島の防衛力整備については、住民との十分な対話と丁寧な手続きを旨とし、国民保護の徹底を図ります。
- 国内防衛産業基盤の維持・育成はわが国の安全保障に直結するため、デュアルユース技術開発への支援、防衛装備品の国内調達の割合の引き上げ等を行います。
- 防衛装備庁の調達業務等を厳しく監視し、FMS（米国対外有償軍事援助）調達の見直しを含め、国内の防衛装備品の技術基盤・産業基盤の強化を進め、バランスの取れた調達を戦略的に行っていきます。
- 「イージス・システム搭載艦」については、弾道ミサイル防衛にとどまらない機能を付与することを検討する方針が示されていますが、常時監視・防護の役を果たせないうえに、自衛隊の負担が過重となるものであり、イージス・アショアの代替案とはなり得ません。その役割や必要性、十分な合理性の説明がないまま導入すべきではありません。
- 辺野古新基地建設を中止し、沖縄における基地のあり方を見直します。
- 日米地位協定については、改定を目指しつつ、現状の基地問題の早期解決に向けて、米側と交渉できる現実的な提案を行っていきます。基地周辺住民の健康と安全に直結する①新型コロナウイルスのような感染症問題、②環境汚染問題、③騒音問題への対処に関する事項については、政治レベル案件に格上げし、「2＋2」閣僚会合などの場で審議・決定します。
- 現行の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意の「凶悪な犯罪」をすべて列挙し、起訴前拘禁の移転の要請に対して「好意的な考慮を払う」から「原則応じるものとする」に改定するための交渉、日本側による米軍基地の管理権、立入権限、横田空域（RAPCONを含む）の縮小、米軍・自衛隊との共有化の交渉のための検討委員会を設置します。駐留軍等労働者の法的位置付けを明確にする法律を検討します。
- 日米合同委員会を改組し、外務副大臣を日本側代表とし、30年経過した議事録は、日米合意の上、両国の公文書開示原則にのっとり原則公開します。今後の日米合同委員会のより詳細な議事要旨について、開催後速やかに公開します。

- 日米地位協定の改革にあたっては、独・伊の地位協定を参考にして、平時と有事に分けた協定適用の研究を進めると同時に、有事において日本の安全保障を確保する米軍活動に対して、日本側として可能な限り支援していくものとします。
  平時に、人口密集地や米軍基地周辺住民に対する、深刻な騒音被害や精神的苦痛、さらには物理的危険をもたらすような、深夜・早朝の離発着訓練、低空飛行、パラシュート降下訓練等の「有事を想定した訓練」を行う際には、航空法等の基準を踏まえ、日本政府との協議対象とします。
  海外の著名なシンクタンクなども積極的に活用し、グローバルな視点を取り入れていきます。
- 防衛装備移転三原則を規制強化の方向で見直します。

主権・領土

- 尖閣諸島がわが国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがなく、現にわが国はこれを有効に支配しています。同諸島を巡って解決すべき領有権の問題は存在せず、今後とも平穏かつ安定的に維持・管理していきます。力による現状変更の試みには毅然として対処します。
- 領域の警備について万全の体制で備える必要があるため、海上保安庁の計画的な能力向上、海上保安庁と自衛隊の役割分担の連携に関する基本的事項を定めるとともに、海上保安庁の行う警備を補完するために、限定された警察権の範囲で実施する自衛隊の行動等を定めた「領域警備・海上保安体制強化法案」を成立させます。
- わが国固有の領土である北方領土については、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結すべく、これまでの日ロ間の諸合意、法と正義の原則を基礎として、ロシアとの交渉を進めます。
- 主権を曖昧にした二島（歯舞群島、色丹島）の先行返還は受け入れられません。日本政府の北方領土に関する主張が後退したと受け取られないよう、政府が北方領土四島の主権を対外的に周知していくように求めます。
- わが国固有の領土である竹島の問題は、国際法に従って平和的な解決を粘り強く求めていきます。
- 「海洋国家」として排他的経済水域等の根拠となる離島の命名等のほか、国境離島、重要防衛施設、インフラ施設などの安定的な維持・管理のために必要な法整備等を検討していきます。
- 一刻も早く、拉致被害者を取り戻す！拉致被害者やご家族ともに、事件発生から年月が経過し、拉致被害者との再会を果たせずにご家族がなくなるなど、一刻も猶予がありません。主権と人権の重大な侵害である北朝鮮による拉致問題について、早期に全ての拉致被害者が帰国できるよう、全力で取り組みます。

- 拉致問題については、政府拉致対策本部・警察・外務省も含めたオールジャパンで取り組み、国連人権委員会等にさらに働きかけるなど、関係機関・関係各国と連携しつつ、北朝鮮との直接交渉に向けて日本政府自ら打開策を見出すよう最大限の努力をしていきます。
- 国際的な企業活動等に従事する在外邦人・企業の安全を確保するための態勢を構築します。
- わが国周辺における偶発的な衝突などの不測の事態に備えて、在外邦人等の域外避難、および国内の国民保護のための計画を適切に策定します。また、他地域の危機的事態に対しても同様の計画策定を行います。
- 日韓両国間では、1965年に締結した日韓請求権協定により、両締約国とその国民（法人を含む）の財産、権利および利益、両締約国とその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることが確認されています。韓国内で元朝鮮半島出身労働者（元徴用工）による訴訟が相次いでおり、わが国の企業へ賠償を求める等の動きがありますが、国際法を尊重した適切な対応を行うよう、日韓請求権協定に基づく協議を行い、わが国の企業の利益を守ります。
- 慰安婦問題については、韓国に対し、最終合意を誠実に遵守することを厳しく求めます。

文部科学

教育／チルドレン・ファーストで日本を変える

人への投資、未来への投資

- 教育の格差を解消し、人への投資、未来への投資によってわが国の将来を切り拓き、全ての子どもと若者に寄り添う、チルドレン・ファーストの政策を推進します。

教育予算・財政

- 社会全体で全ての子どもの育ちや若者の学びを支援します。日本は就学前教育と高等教育での公的支出を含めた教育支出のうち、家計の私費負担の割合が他のOECD諸国と比べて高くなっています。教育に関係する予算の確保・充実を図り、著しく低い日本の教育への公的負担を大幅に引き上げていきます。

教育の私費負担の軽減／公教育の無償化

- 家庭の経済力に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指し、教育の無償化を推進します。旧民主党政権下で高校の授業料無償化を実現、2012年には国際人権規約A規約第13条の留保の撤回を決断し、国際的に中等・高等教育を漸進的に無償化する責務を負うことを明確にしてきましたが、さらに、大学など高等教育まで公教育全体を通じた無償化を進めます。

就学前教育・保育の無償化

- 全ての就学前教育・保育の無償化を推進します。
- 待機児童の解消を目指すとともに、保育園・認定こども園の質と量の確保を推進します。また、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善を図ります。
- 就学前教育・保育においても、子どもの個性を伸ばすための教育を推進します。

教育に要する費用のさらなる軽減

- 公立小中学校の給食を無償化します。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、経済的理由で就学に困難を抱える子どもに学用品費等の援助を行う就学援助制度を拡充します。

所得制限のない高校授業料の無償化

- 高校の授業料無償化については、所得制限を撤廃します。

大学等授業料の無償化と奨学金制度改革

- 教育は国が一義的な責任を持つという観点から、国連社会権規約の漸進的無償化を実現するために大学の授業料を引き下げます。
- 国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生に対しても国公立大学と同額程度の負担軽減を実施します。奨学金制度の拡充で学生の生活費等についても支援します。
- 貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象にするとともに、返還免除制度を拡充します。
- 返済中の有利子奨学金の利子分を免除します。
- 奨学金を借りている人については、所得に応じて無理なく返済できる所得連動返還型無利子奨学金や、返還猶予制度などをより柔軟に運用します。

学生への家賃補助制度

- ひとり暮らしの学生などに対する家賃補助制度を創設します。

多様な教育機会の保障

不登校の子どもとフリースクールすべての子どもへの支援

- すべての子どもたちの学ぶ権利を保障します。一人ひとりの理解度や状況に応じた多様な学びの機会を確保し、不登校の子ども、フリースクール等への支援を推進します。

夜間中学への支援拡充

- 学齢を超過した後に就学を希望する人に対する教育機会の確保を進めるため、全都道府県での夜間中学の拡充を図ります。

地域での学びの支援

- 公立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の推進、市町村立の小規模高校の設立や、オンライン学習等の積極的活用、周辺学校との連携強化を推進します。

外国にルーツを持つ子どもの支援

- 母語・母文化を尊重しながら、すべての外国にルーツを持つ子どもの就学と日本語教育の充実、一人ひとりの子どもの発達に合わせた支援を推進します。

自主性・多様性を尊重した教育の推進

- 性別や年齢、国籍、障がいの有無、異なる価値観などを認め合い、多様性を尊重し、自ら人生の選択肢を見つけ、選ぶことのできる教育を推進します。
- 多様な職業の可能性を早い段階から学習、体験することで、将来の職業を自らの意思で選択することができ、個性と能力を磨く機会が十分に得られる学校教育を目指します。

教職員の働き方改革

子どもに向き合うための環境づくり

- 給特法（教育職員の給与に関する法律）の廃止を含めて教職員の処遇改善を行うとともに、部活については地域社会への移行など抜本的な見直しを行い、教職員の長時間労働を是正します。
- 加配教員やスタッフ職の増員を推進し、持ち授業時間に上限を設定します。
- 教員の負担を軽減することで教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員の担い手不足に対応します。
- 教職員が、いじめや不登校などさまざまな状況に置かれている子どもとしっかり向き合う時間を確保するため、教職員定数の充実を図ります。
- 教職員定数の充実や、スタッフ職の増員、非常勤教職員の環境改善を推進し、教員が子どもとしっかりと向き合う時間を確保するとともに、教員不足に対応します。
- 労災認定基準を上回り、OECDから「世界一多忙」と指摘された教職員の勤務環境を改善します。

子どもの権利を保障

少人数学級のさらなる推進

- 一人ひとりの子どもがきめ細かい教育を受けられるよう、さらなる少人数学級を目指すとともに、地域の実情に合わせることができる弾力的な定数制度の実現で、教室の姿を変えます。

- 2022年度から導入された小学校高学年の教科担任制については、教員の定数の増加を図ります。

子どもに対する性犯罪の根絶

- 学校教育や社会教育で、男女ともに性暴力の加害者や被害者にならないように、性についての正しい知識を身に付けられる人権としての性教育（包括的性教育）を推進し、子どもたちへの犯罪を根絶します。
- 日本版DBS制度（教職員や保育士、ベビーシッター等として子どもに関わる職場で働く際に、DBS（Disclosure and Barring Service：前歴開示および前歴者就業制限機構）が発行する「無犯罪証明書」の提出を義務付ける英国の制度）の構築を検討し、不適格者を審査できるようにします。（再掲）

学校体育のあり方の見直し

- 危険な組体操やしごき、精神論の強要の禁止など、スポーツ医学等の科学的識見に基づく保健体育授業を推進します。また、自主性と人格尊重の課外活動などを進めます。

いじめ防止対策の推進

- 根本的かつ包括的な、いじめ防止対策を強力に進め、子どもの自殺を防ぎます。きめ細やかな指導が行えるよう教員定数の充実を図ります。いじめ対策推進法を強化し、学校の相談体制の強化、教育委員会の取り組み責任の確立、日常的な学校、児童相談所、警察の連携強化を推進します。

校則のあり方

- 子どもたちが自律して考え、学ぶことができるように、ヒト・モノ・カネの権限を大胆に学校現場に委ね、ブラック校則の見直しや、自分たちのことは自分たちで決める「ルールメイキングプロジェクト」の推進等を通じて、自律型の学校づくりを目指します。
- 校則については、子どもの意見表明権を保障し、教職員が当事者である児童生徒との議論を深め、あり方を検討します。

子どもの権利擁護

- 子どもに関するすべての施策が子どもの最善の利益を目的として行われるための包括的な法整備として、「子ども総合基本法」を制定します。

学校のデジタル化とICT教育の推進

学校のデジタル化

- GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備されたことを受け、健全な教育の情報化を目指し、ICTの支援員や通信環境の充実、機器更新時のフォロー、授業内容や教員養成課程の見直しを図ります。
- ICTリテラシー教育や身体に与える影響調査、ネットいじめの防止などに取り組みます。
- オンライン教育と対面授業の組み合わせ最適化（デジタル教材制作と学習支援員等の増員検討）を推進します。

EdTechの推進

- AI・IoT・VR・ブロックチェーン等の先端技術や安定期に入った汎用技術等のデジタルテクノロジーを活用して、個人情報保護と情報セキュリティに配慮しつつ、学習効果の向上、教育の仕組み改革等を目指します。

学びの個別最適化

- 適応学習（アダプティブラーニング）により最適化された学習の提供ができるようにします。習熟度チェックをコンピューター上で行うCBT（Computer Based Testing（Training））の導入と、習熟度に応じた学習内容の運用を検討します。

学校や通学路の整備

空調設備の設置推進

- 公立学校施設の特別教室や体育施設等についても、エアコン等空調設備の100％設置の早期実現を目指します。

学校のトイレ等の施設整備

- 児童生徒が使いやすいトイレの整備やトイレの個室増設などで、快適な学校生活を確保します。子どもたちが安全で安心な学校生活が送れるよう、「学校安全対策基本法」を制定し、学校での防犯、防災、老朽化事故防止、つり天井対策、環境衛生対策などに万全を期します。

通学安全確保の取り組み

- ブロック塀など通学路の危険箇所への対策、通学中の自動車事故を根絶するためのゾーニング規制等を入れた「児童通学安全確保法」の制定を目指します

放課後の子どもの居場所支援

- 自治体の方針に基づき、学校施設を活用した放課後の子どもの居場所支援、学習支援事業に中央府省が予算を含めて協力する態勢をつくります。

自らの力で生き抜くための教育の推進

主権者教育の推進

- 現実にある課題や争点について学び、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考えて判断し行動する能力を身に付けるための主権者教育を、高校だけでなく小・中学校から積極的に行うことを推進します。「模擬選挙」等の実施について支援します。
- 高校生の政治活動・選挙運動については、主権者・有権者にふさわしい対応とし、無用な制限に向かわないように取り組みを進めます。
- 租税・消費者・法教育を推進します。

教育の場におけるジェンダー平等教育の推進

- 誰もが多様な生き方を選択できるようジェンダー平等教育とLGBTへの理解を推進します。当事者の子どもたちが適切な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。

特別な支援を必要とする子どもへのきめ細かい対応策

インクルーシブ教育・特別支援教育

- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ（ともに生きともに育ちともに学ぶ）教育を大学教育に至るまで実現します。
- 一人一人に応じた支援を行うため、特別支援教育のあり方について検討を進め、充実のための体制整備を図ります。

- 子どもが発達段階や習熟度に応じた指導をインクルーシブな場、あるいは居住地の近くで受けられるよう、通級による指導も含め、体制・支援を充実させます。（再掲）

医療的ケア児の支援

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に則り、たんの吸引や経管栄養などを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的ケア児の保育や学校教育等を受ける権利を保障するために、看護師を保育所や学校等に配置することや、研修を受けた介護福祉士等を学校に配置するための環境整備を進めるとともに、通学支援などを拡充し、希望する学校等に通学しやすい環境を整えます。医療的ケア児を家庭だけでなく社会全体で支えるための支援事業を拡充します。（再掲）

長期入院等の子どもへの支援

- 闘病中の中高生の学びの支援として、全国の小児がん拠点病院に高等部を設置し、長期入院中の私立学校生にも院内学級との二重学籍を認めるとともに、院内学級への教員配置を増やすなど、AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者の学びを保障します。（再掲）

災害にあった子どもたちへの支援

- 被災した児童については、子どもの心身のケア、就学支援を長期的・継続的に行い、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。

「ヤングケアラー」への支援

- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。（再掲）
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。（再掲）

生理の貧困対策

- 経済的な理由で生理用品が買えない子どもに対し、学校での支給などを含めて支援を行います。

若年妊娠した学生への学業継続支援

- 妊娠した生徒や学生が退学することなく学業を継続できるよう環境を整備します。妊娠退学についての全国調査を行い、妊娠により学びが絶たれることがないように、学業を継続し、卒業後まで見据えてソーシャルワークと保育が寄り添い伴走していく体制を構築します。

教育委員会改革

- 教育委員会制度については、2014年改正後の新たな制度の状況等を検証し、教育委員会の独立性を担保する見直しを行います。

全国学力テストの見直し

- 子どもたちの学力、学習状況を調査するための全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査等）のあり方について、抽出型も含めて、真に子どもたちのためになる方法を検討します。

集団から個を見る脱・詰め込み教育

- 学習内容や評価方法の見直しを含めた履修主義から習得主義への転換を行います。

教科書検定の見直し

- 3条委員会のような独立した委員会に権限を移すなど、教科書検定のあり方を見直します。また、学校単位でも教科書を採択できる仕組みを検討します。

学校のあり方

- 安易な株式会社化、公設民営学校等の設置には厳しく慎重な姿勢で臨みます。
- 学校統廃合は、地域や保護者への情報共有と理解のもと、自治体の自主判断で進めます。

専修学校・各種学校の充実

- 専修学校や各種学校が社会の実学を支え、広く産業・社会の人材養成の基盤となっていることを踏まえ、適切な助成を充実させるなど、学校制度上での位置付けを明確にします。

入試改革、柔軟な教育制度の推進

- 大学入試のあり方を大胆に見直し、学級や学年の枠に縛られず、柔軟に教育を受けられる学校にします。
- これからの時代にあった能力を身に付けるための学習指導要領やICT活用を含めたカリキュラム、飛び級制度の推進、担任制の見直しなど、より自由で弾力的な学校運営ができる制度をつくります。

法科大学院のあり方の見直し

- 法曹志願者数の減少に歯止めをかけ、より良い法曹養成制度にするため、司法試験の受験資格、方法、試験科目、司法修習の期間の見直し、弁護士への研修機会の提供等の措置を講じます。

開かれた大学と生涯学習

大学運営・私学助成の充実

- 大学運営費交付金を増額します。
- 教育・研究への支援拡充を図るため、寄付文化を醸成し、大学等への寄付に当たっての税額控除の拡充などを検討します。
- 建学の精神や大学の個性と多様性を尊重し、多様な教育の機会を確保するとともに、公私間格差の是正のため、私学助成の充実を推進します。

学び直しと生涯学習

- 通信教育、夜間大学院などの充実を図り、生涯を通じての学びや学び直し（リカレント教育）など多様な教育ニーズに対応する生涯学習社会の実現を目指します。
- 急速に進むデジタル化やデジタル技術の活用に対応するため、デジタル人材の育成等を含めた新技術の習得に対する支援を行います。

地域の拠点となる国公立大学

- 地域での教育機関、地場産業、地方自治体の協力と連携を強化し、教育・研究・地域産業・地域再生の拠点としての国公立大学、高等専門学校づくりを進めます。

文化芸術

文化芸術の振興

- 日本の伝統的な文化芸術を継承し発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を振興します。また文化財保護を強化します。
- 映画や音楽、アニメ・漫画・ゲーム等の幅広い分野での振興と助成を推進します。
- 文化芸術活動に関する海外留学制度を拡充し、人材育成に努めます。
- 学校教育などで実演芸術等をはじめとする多様な文化芸術の鑑賞・体験が享受できる機会を増やします。
- 文化芸術振興基本法の支援対象に「場」や「担い手」を加えることや、劇場法の支援対象に映画館や小規模音楽会場等を加えることなどを含めた、さらなる文化芸術振興のあり方を検討します。
- 芸術家の地位と権利を守り、生活基盤を支えるための法整備を進めます。
- 文化芸術の振興を図る目的で、基金の公的資金の増額および民間からの資金増加を図る仕組みを検討するとともに、若年層が文化芸術に触れる機会を増やす施策を検討します。
- 高齢化や人口減少、過疎化の進行に伴い、文化財の維持管理が困難になっていることを踏まえ、文化財の維持管理にかかる支援の強化や人材育成を図ります。

伝統文化の保護等

- 工芸・芸能・祭りなどの伝統文化の保護と後継者養成を図ります。

文化芸術のバリアフリー化

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が生涯にわたり文化芸術を楽しめる環境を整え、個々の心身を豊かにします。

表現の自由と著作権保護

- 表現の自由を尊重し、二次創作分野などの発展を図る観点から、著作権法改正を含む検討を行います。
- 著作権管理団体の権利者への権利料・使用料の分配については、若手や新人のアーティスト・演者・作家などに配慮し、文化の発展に資するという法の目的に沿うよう著作権管理事業法の改正を検討します。

文化遺産への対応

- ユネスコ等の国際機関への対応を的確に行うとともに、文化遺産・記憶遺産登録等への積極的な対応を図るとともに、国際的な論争や紛争の冷静かつ客観的な処理を目指します。

図書館等の充実

- 全国の公共図書館や郷土資料館、博物館等を充実させます。
- 非正規雇用職員の正規化による雇用の安定や、各図書館等への配置の促進について検討します。

スポーツ

生涯スポーツの推進

- 生涯を通じて健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツを推進します。
- 地域スポーツの振興、学校部活動や体育授業中の事故防止対策、プロスポーツ振興と現役・OBの雇用対策、スポーツ医学の発達、知的スポーツとも言われる囲碁・将棋等、「e-スポーツ」(コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦)等の振興を通じて、「国民皆スポーツ」に取り組みます。
- スポーツ基本法にのっとり、スポーツを通じた地域づくり、人づくりを進め、地域のクラブ活動(スポーツ少年団、地域スポーツ文化クラブなど)を支援することにより、さまざまな活動の裾野を広げ、子どもたちが歓びや楽しさを体験し、協調性や創造性などを育むことを応援します。

障がい者スポーツの普及、支援

- 障がい者スポーツの普及・支援、指導者・選手の育成など環境整備を進め、障がい者のスポーツ参加や大会開催を促進します。

スポーツ指導員の資質向上

- 部活動指導員の資質向上や事故防止を図ります。スポーツ指導員の資格制度等について検討します。
- 体罰の禁止や競技団体の透明性の確保を推進します。

科学技術・イノベーション

研究力の強化

- 国の科学研究費を倍増し、研究者の安定的な雇用や個々の研究環境を整備することで、研究人材の育成を進めていきます。
- 研究の中核となる大学の研究力を強化し、リサーチユニバーシティ（研究大学）を増強します。また、研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- 世界に先駆けて本格的な再生医療を実現するため、iPS細胞などの研究に対して集中的な支援を行います。
- 国際リニアコライダー計画（世界最大級の電子・陽電子衝突型線形加速器の開発計画）の研究拠点の日本誘致に取り組みます。
- デジタル、通信、IoT、AI、自動運転、ビッグデータ、ブロックチェーン技術、ロボット等の活用などを通じて、実生活に貢献する技術開発を積極的に支援します。
- 大学等の各研究機関で軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、基本原則や基本方針の導入、適切性を審査する制度などを検討します。

基礎研究の強化

- 基礎研究については、短期的な成果の見込めるものなどに限らず、広く継続的に実施できるよう、予算の充実化を推進します。
- イノベーション（技術革新）を促す基礎研究への投資拡大と、長期的な研究環境を整えるとともに、成果の実用化環境を整備します。オープンイノベーション促進の一環として、産学連携をさらに強力に推進します。

研究者等への支援拡充

- ポスドクを含む研究者や大学院生の処遇改善を進め、安心して研究に専念できる環境を整備します。大学などの理系カリキュラム改善やインターンシップを産学官連携で推進し、またテニュアトラック制（任期付き研究者が審査を経て専任となる制度）の普及などにより優秀な若手研究者を支援します。また、研究者が研究に専念できる環境を整備するため、補助員の配置などに対する支援を検討します。
- 女性研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などに比べ低い女性研究者の割合を引き上げます。

- TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）の単価引き上げ、積極的な活用を促します。また、博士後期課程は独立生計者として授業料免除の審査を行うようにすることを検討します。
- 研究者の学会の年会費・参加登録費・旅費等研究活動に必要な経費を所得税の控除の対象とするなど、若手研究者の負担軽減策について検討します。十分な環境で若手研究者が研究に打ち込めるよう、非常勤講師への研究者番号の発行等を検討します。
- いわゆるアカデミックハラスメントへの公平で公正な対応のため、大学・研究機関から独立した第三者機関の設置・対応を検討します。キャンパスロイヤー制度・被害者救済制度の強化も検討します。

厚生労働

共生社会

ハンセン病対策

- ハンセン病患者・回復者への偏見・差別解消に取り組みます。「らい予防法」が廃止された現在でも、社会に残る偏見・差別から、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない、自由に故郷に帰ることができない、実名を名乗ることができない、亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえない等、困難を抱える患者・回復者をサポートします。
- ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化を進め、退所者・非入居者への医療・介護・相談等の体制整備と、継続的・安定的な経済支援を行います。
- 国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、医師、看護師、介護員、その他職員の確保に最大限努め、特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めます。
- 2019年の臨時国会で成立した「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき、国会と政府が悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の元患者の家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するための補償金を支給します。
- ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るとともに、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識を普及啓発するため、資料館の充実と職員の待遇改善を図ります。

生活保護・生活困窮者支援

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護基準を検討し、必要な措置を講じます。
- 生存権保障を強化する観点から、生活保護法のあり方を見直します。
- 児童扶養手当は子ども1人当たり月額1万円を加算し、ふたり親低所得世帯にも月額1万円を支給します。
- 生活保護が適正に運用され実施されるよう、体制整備、行政処分のチェック機能の強化と人材育成、権利擁護を強化します。
- 親族による扶養は生活保護の要件ではないこと、生活必需品である自家用車の保有を認めることなどを運用面で周知徹底します。
- 福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行い、総合相談体制の強化と正しく法の解釈と運用がなされる環境を確保します。

- 貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件を分かり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応します。
- 就労インセンティブを損なわないようにするために、生活保護の収入認定や生活保護の各扶助を単独で支給することの是非等について検討します。
- 2017年に行われた生活保護の基準の検証に用いられた水準均衡方式を見直して必要な措置を講じるとともに、その間、要保護者に不利な内容の保護基準を定めないようにします。
- 生活困窮者自立支援制度で現在任意事業となっている就労支援や学習支援などについて、義務化を目指します。本制度とホームレス自立支援制度については、相互の役割分担のもとに円滑な事業の連携を進めます。
- 経済的に困窮している人や社会的に孤立している人に対する生活支援を拡充するため、求職者支援制度の活用、ハローワークや自治体のさまざまな相談機能の縦割りの解消、NPO等との連携により社会復帰、早期就労支援や住居確保、食料支援、医療支援、学習支援など、自立支援を充実させます。
- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含めて検討し、要介護度にかかわらず、低所得の高齢者であれば入居できる支援付き住宅の整備を進めます。
- 貧困による子どもの不登校、引きこもり、ひとり親家庭の生活困窮の状況、フリーターなどを含む子ども、若者、女性、非正規労働者等の生活実態などについて、貧困との関連から縦断調査を含め詳細な調査と分析を進めます。
- 無料低額宿泊所に関わる問題を解決し、いわゆる「貧困ビジネス」などによる被害を防止します。

住まいの安心の確保

- 賃貸住宅の家賃については、給付条件を整理した上で月1万円を補助します。（再掲）
- 生活困窮者等の空き家への入居およびその後の生活支援に取り組んでいるNPOに対して、財政的支援を行います。NPOとの協同により、空き物件のオーナーが抱える不安やリスクを解消し、従来、入居を断られてきた生活困窮者等の住まいの安心を確保します。

引きこもり等対策

- 若者が気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の居場所「青少年センター」（仮称）の設置を進めます。

- 家族が悩みを相談できるワンストップ窓口を作り、家族全体を支援します。精神保健福祉士や保育士などの専門職や子育て経験者、元教師など地域の人材を活用します。
- 引きこもりの状態など、生活実態等についての縦断調査を含め総合的な調査と分析を進めます。
- 不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。
- 福祉事務所、市町村保健センターなどと連携し、支援の手が伸びていない家庭に対し、積極的に働きかけるアウトリーチによる対策を進めます。

自殺対策等

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。
- 自殺対策基本法に基づき、国が都道府県・市町村の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業への財政支援や事業の結果の検証を行うことで、国が自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させます。
- 若年世代への「包括的な生きる支援」の強化や、働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など、「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算等を確保して、引き続き自殺対策を推進します。
- 国が指定した法人が中心的役割を担い、労働や福祉分野など広く関連施策と連動させた総合的・効果的な自殺対策の実施に必要な調査研究、その成果の活用等を行ったり、地域レベルでの自殺対策を担う地方公共団体の取り組みに対して支援します。
- 自殺予防対策を強化します。精神医療の場での向精神薬への過度の依存を是正し、アウトリーチ支援を充実させます。また、厚生労働省、内閣府、文部科学省等の連携をさらに充実させます。
- 小中高校での相談体制の強化と意見表明権を保障する仕組みとともに、学校外にも若者の居場所作りを進める等、子どもの自殺対策を進めます。

被爆者援護施策

- 被爆者やその家族、それを支える人々の意見に真に向き合い、被爆者援護施策の一層の充実を図るとともに、原爆症認定の遅れに伴う援護措置の遅延など、懸案の諸課題の解決を図ることを検討します。訴訟によらない全面解決を図るため、原爆症認定制度の抜本的な見直しを行います。

戦没者遺族等に対する援護施策

- 一日も早く、一柱でも多くの遺骨を遺族の元に返せるよう、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、諸外国や他省庁、民間団体との協

力や情報の収集を積極的に行って、遺骨収集に集中的に取り組みます。戦没者の遺骨が混入した土砂を埋め立てに使うことは認めません。

- 戦争体験者が高齢化していることを考え、平和を守り、戦争被害が風化しないよう後世に伝えるために、被爆者のみならず、空襲被害者、沖縄戦体験者などの体験を伝承する伝承者の育成を行い、全国に派遣する事業を作ります。
- 空襲等で負傷等の被害を受けた「特定戦災障害者等」に対して特別給付金を支給する法律の制定を検討します。

アスベスト被害者の救済

- 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の不十分な点を踏まえ、すべてのアスベスト被害者の全面救済を図ります。
- トンネルじん肺についても、訴訟を提起しなくても補償を受けることができる基金制度の創設等の解決策を作ります。

働き方

総論

- 1990年代以降、雇用の非正規化、不安定化、低賃金化を招いてきた労働者保護ルールの緩和政策を抜本的に見直します。
- 女性や若年層の正規雇用化、賃金上昇に向けて取り組みます。
- 「労働基本法」（仮称）をつくり、働くことの価値と重要性を再確認するとともに、雇用については「無期、直接、フルタイム」という3要素を基本原則に位置付けて、雇用の本来あるべき姿を取り戻していきます。望めば正社員として働ける社会を目指します。
- 未批准のILO中核条約（第111号差別撤廃）の早期批准を目指すとともに、ILOからの勧告等を尊重し、批准済みのILO条約の遵守徹底を図り、ディーセント・ワーク（ILOが提唱する「働きがいのある人間らしい仕事」という考え方）の実現に努力します。あわせて、強制労働や児童労働などによって生産された製品等の輸入・取引をしないようにする取り組みを推進します。
- 誰もが安心して働き、安心して年齢と経験を重ねていけるよう、雇用形態に関係なく、会社等で働いていれば原則として社会保険の適用を受けられるようにします。
- 社会に出る若者が自らの権利等を守る力を養えるよう、「ワークルール教育推進法」を制定します。その中で、社会に出てからの継続的な知識の習

得や、使用者のワークルール教育についても行い、健全な労使関係の醸成にも寄与します。

- 雇用や労働に関わる全ての政策について、「三者構成原則」を徹底し、政府、労働者代表、使用者代表が対等な立場で協議して決定し、お互いに尊重して実行することを徹底します。
- 過半数労働組合が存在しない事業場では、従業員代表が対象労働者による民主的な手続きで選出され、代表制が確保されるよう、現行制度の徹底と監督の強化を図りつつ、労使団体と協議の上、「従業員代表制法案」（仮称）を検討します。
- 政府が実現を目指している「解雇の金銭解決制度」の導入については、現状ではかえって経営者による解雇権の乱用を助長しかねないことから、認めません。不当な解雇が多発している現状に対して、紛争解決や救済制度の拡充による労働者保護の強化を図ります。
- 地域や職務を限定する「限定正社員」の名を借りて、正社員を解雇しやすくしたり賃金引き下げなどを狙う見かけ正社員づくりなどの労働規制緩和は認めません。
- 医師、看護師、保育士、介護職員の有料職業紹介を原則禁止し、例外的に認める場合も手数料に上限を設けます。
- 雇用形態の多様化により、フリーランスやフリーシフト制、個人請負や一人親方、副業・兼業、ギグワーカーなど、同じ働く者でありながら、労働法令等による保護から除外されてしまう働き方（働かせ方）が拡大している中で、労働時間や賃金、安全衛生など労働者保護ルールの適用のあり方を検討し、働く者全ての命と健康と暮らしが守られる環境や法制度を整備します。
- 毎月勤労統計調査の不正により、この調査をもとに算定する雇用保険、労災保険、船員保険、事業主向け助成金について、多くの人の給付が支払い不足となっていました。一人でも多くの方の被害が回復されるよう、あらゆる手段を尽くすことを政府に求めていきます。

長時間労働の是正

- 一人一人のライフスタイルと希望に応じた働き方を選択できる「ワーク・ライフ・バランス社会」を実現します。
- 法定労働時間である「1日8時間、週40時間」働けば、安心して普通の暮らしができる労働環境の整備を目指します。
- 夜勤を含む深夜労働や連続長時間勤務などの問題に対応するため、健康への影響を含めた包括的な研究調査を実施し、具体的な規制対策を講じます。

- すべての労働者が、生活上・健康上必要な休暇・休業（有給休暇、出産休暇・育児休業、病気休暇・介護休業など）を必要な時に取得できる環境を整備します。
- 「人間らしい質の高い働き方を実現するための働き方改革」を実現し、過労死ゼロ社会の実現を目指します。過労死等防止対策推進法に基づいた施策を一層、着実に実行します。
- 事業場外の労働や在宅勤務などでの労働時間の使用者による適正な把握と管理を徹底し、総実労働時間の削減を図るとともに、労働災害が発生した場合等の労働時間認定を容易にし、労災認定が迅速に行われるようにします。
- 「ブラック企業ゼロ」を目指して、ブラック企業やブラックバイト対策を徹底します。
- 長時間労働を抜本的に改善し、過労死や過重労働を断固根絶するために、残業時間を含む総実労働時間の上限規制の遵守徹底を図り、時間外労働の上限時間のさらなる規制を検討していきます。
- 労働法令遵守の徹底や質の高い雇用の維持・確保、労働条件の向上や福利厚生の拡充に努める経営者を支援します。
- 毎日の睡眠時間と生活時間を確保するため、勤務間インターバル（休息）規制を義務化（原則11時間以上）して、「過労死ゼロ」社会を実現します。
- 裁量労働制については、制度の乱用・悪用による健康被害などが生じているとともに、長時間労働の温床となっていることから、なし崩しの適用拡大は認めません。健康管理時間（社内と社外での労働時間の合計）の把握と記録を義務付け、それを上限規制の範囲内とすることを制度導入の要件とするといった規制強化によって制度の適正化を図ります。
- 違法残業など法令違反に対する罰則を強化します。
- 労働基準法の違反に当たる不払い残業（サービス残業）の実態の把握などを進め、すべての職場から不払い残業をなくしていきます。
- 1週間に1日は必ず休日をとることを法定化し、違反への罰則を設けます。
- 労働時間の把握・記録・保存・管理の徹底により、残業代の完全な支払いを確保するとともに、事業所の労働組合や労働者に対し前年度の月平均所定外労働時間の実績や前年度の有給休暇の平均取得日数を公開すること等により、労働時間の削減、有給休暇の取得率向上等に向けた労使の話し合いを促進し、総実労働時間の削減につなげます。
- 個々の労働者ごとに労働時間管理簿を作成すること等によって労働時間の適正な把握と管理を徹底するとともに、本人等の要請で情報開示することを義務付けます。
- 教職員の健康と安心を確保するため、産業医の確保を実現します。

- 社会正義の確立を通じた恒久平和の実現というILOの基本理念に立ち、三者構成主義と国際労働基準、およびディーセント・ワークの国内外でのさらなる推進を目指します。
- 企業および事業所ごとの働き方情報（3年離職率、残業時間、有休・育休・産休の取得率、過労死・労災死の有無など）の開示義務の対象の拡大を目指します。青少年雇用促進法による新卒求職者への企業情報開示についても、対象情報を拡充します。
- 固定残業制（みなし残業）については、基本給と残業代（所定外賃金）の明示を法律で義務化します。
- 医療や介護分野などでの夜勤・宿直・連続勤務問題や、労働時間規制の適用が除外されている業務等（管理・監督者、農業・漁業従事者、研究開発業務など）や時間外労働の法的上限規制の適用が5年間猶予された業務等（建設業、自動車運転手、医師など）については、規制の適用・強化に向けた見直しを図ります。また、深夜勤務が健康等に与える影響についての研究・調査を進めます。
- 政府の「働き方改革関連一括法」では、法施行5年後に適用される自動車運転業務の時間外労働の上限が年960時間と長いため、一般則である年720時間とします。
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。
- 生活と仕事とを両立するために必要な有給休暇や出産・育児休業など、各種休業・休暇制度を希望通り取得できるよう、法を整備し、企業文化改革を促します。ジェンダー平等社会実現のため、男性の育児休業取得を促進します。
- 労働基準監督官や需給調整指導官等の増強を含む抜本的な労働法令遵守の徹底・強化策を実行するとともに、求人情報開示のさらなる適正化と違反企業等に対する罰則の強化を図ります。
- 「働き方改革関連一括法」によって創設された高度プロフェッショナル制度は廃止します。

同一価値労働同一賃金

- 女性の賃金水準は男性の水準の7割台にとどまり、賃金格差が大きく開いたままです。また、同じ価値の仕事でも、非正規雇用などを理由に賃金が低くなることが多く、不公平です。こうした処遇の改善を目指し、まずは立憲民主党が提出した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律」（同一価値労働同一賃金関

係）を制定します。法律には、合理的と認められない待遇の相違を禁止すること、事業主の説明義務の対象に合理的と認められない待遇の禁止等に反するものではないと判断した理由等を追加すること、待遇格差の是正は正規雇用の待遇を低下させるのではなく、非正規雇用の待遇の改善によって行われるようにすること等を盛り込み、現行の同一労働同一賃金の法制度の不備を改めます。

- その上で、ILO第100号条約の遵守徹底を図るため、職務にふさわしい待遇を設定するための職務の価値の評価方法の調査研究等を進め、同一事業主の下だけでなく、産業間・地域間・企業規模間においても同じ価値の仕事をすれば同等の賃金が支払われることを確保し、処遇格差の是正が図られるよう、「同一価値労働同一賃金（均等待遇）」の法定化を目指します。

最低賃金

- 時給1500円を将来的な目標に、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げます。

ハラスメント対策

- 「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（ILO第190号条約）の批准を目指します。
- セクハラ、マタハラ、パワハラ、いじめなど職場でのあらゆる形態のハラスメントを禁止する法制の整備を目指し、防止対策の強化を図ります。すべての働く人を保護し、被害者を救済する制度を整えます。
- フリーランス、就活中の学生などへのセクハラも含めた「セクハラ禁止法」を制定します。（再掲）
- セクハラを行った社員などに対して処分を課す、被害者に対して支援情報を提供するなど、会社が社員などのセクハラに厳正対処することを義務付けます。（再掲）
- 国、自治体は、セクハラ禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針を作成し、相談体制を整備、人材を育成します。（再掲）
- 会社間のセクハラ・マタハラ対策を強化するため、事業主に対する義務を新設する法律を制定します。具体的には、①被害側の事業主は、加害側の事業主にセクハラを行わないよう求める、または厚労大臣に是正を図るよう求める、②加害側の事業主は、加害者（社員）に対し、セクハラを行わないようにするための必要な措置をとる（加害側企業の事業主は、被害側企業に対して不利益な取り扱いをしてはいけない）こととします。
- 取引先などの他の会社の労働者からのパワハラ、下請け会社などの他の会社の労働者へのパワハラに対して、労働者の安全・健康を守る観点から

必要な予防・保護のための措置を講ずることを事業者に義務付ける法律を制定します。

- コールセンターなど消費者対応業務に関係する「カスハラ」に対応するようにします。

非正規雇用対策

- 「無期の直接雇用」を雇用の基本原則として確立し、雇用に安定と安心を取り戻します。
- 非正規雇用については、臨時的・一時的なものであるべきことを明確化し、入り口規制（雇い入れ要件）の導入と出口規制（更新期間や回数要件など）の改善を図るとともに、社会保険の適用や差別禁止の徹底により安心を確保します。
- パートタイム労働者や有期契約労働者、派遣労働者などいわゆる非正規労働者の均等処遇を確保し、正規、非正規を問わず働く意欲を持つすべての人に対する能力開発の機会を確保するとともに、正規労働への転換を推進します。
- 正規雇用の採用や増員、非正規雇用の正規雇用への転換、および社会保険の適用拡大など、雇用の質的・量的充実に取り組む中小企業経営者への支援策を強化します。
- 非正規労働から正規労働への転換を積極的に進める企業に対する社会保険料の軽減措置など、支援措置の拡充を行います。
- ハローワークの職員や消費生活相談員、図書館司書など国家公務員・自治体職員の正規雇用化を進め、期待される役割を担える体制を取り戻します。（再掲）
- 労働者派遣法については、真に労働者にメリットがある制度となるよう、対象を真に専門性のある職種等に限定することも含め、抜本的な見直しを断行します。
- 派遣労働者保護の観点から、マージン率の適正化に取り組みます。
- 誰もが安心して働き、年齢と経験を重ねていけるよう、社会保険（被用者保険）の適用を拡大するとともに、中小零細企業の労使への支援策を講じます。
- 有期契約労働者に対する育児・介護休業の適用要件をさらに拡大し、事業主・労働者双方への周知徹底その他積極的な取得促進策を講じます。
- 正規労働者はもとより、非正規労働者の育児休業取得・復職が容易となるよう、復職支援を事業者支援とともに進めます。さらに企業が就業規則に非正規労働者でも育児休業が取れることを盛り込むように都道府県労働局からの働きかけを強化します。

フリーランス支援

- 社会保険料負担逃れなどの目的で個人請負やフリーランス契約などを乱用・悪用する行為を規制するとともに、兼業・副業などについても労働法令による保護を確保します。
- 個人請負やフリーランスがさらに幅広く労災保険の特別加入制度の対象となるよう検討します。
- フリーランス、農山漁村や自営業の女性の産休・育休相当期間中の所得保障、社会保険料免除など経済的、社会的自立のために実態把握・調査研究を実施し、法整備を検討します。（再掲）

フランチャイズ問題

- 名ばかり店長など雇用契約の乱用・悪用行為の規制を強化するとともに、フランチャイズなどを含め、労働時間や賃金、安全衛生など労働者保護ルールの適用のあり方を検討し、働く者すべての命と健康と暮らしが守られる環境を整備します。

労災ゼロ

- 労災ゼロを目指し、労働安全衛生法等の見直しを行います。
- 軽度外傷性脳損傷の労災認定が適正に行われるよう、診断方法の研究を踏まえ、認定要件の見直し等を行います。
- 労働安全衛生法、安全衛生規則を改正し、建設現場での墜落死・転落死ゼロを目指します。

雇用保険

- 雇用保険の国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、失業等給付の国庫負担を従来の本則である4分の1に戻します。育児休業給付、職業訓練受講給付金の国庫負担についても従来の本則に戻します。
- 育児休業給付を、雇用保険制度から独立させ、国の負担による新たな制度を創設します。これにより、これまで雇用保険に加入できなかった非正規雇用者やフリーランスも育児休業給付を受けられるようにします。（再掲）

雇用の創出・雇用の確保

- 新規の正規労働者に係る社会保険料の事業主負担を軽減する「社会保険料・事業者負担軽減法」を制定して、企業活動を支えるとともに、従業員の手取り増と生活の充実へつなげます。（再掲）

- 成長分野で新規雇用を増やし、希望する人が成長分野への新規就労や転職を実現できるよう、個人や企業の取り組みを支援します。経済政策の最大の目的が質の伴った雇用の維持・拡大であることを明確に位置付け、グリーン（環境・エネルギー分野）、ライフ（健康・医療・介護分野）などの成長分野での産業育成を進めます。
- 自ら起業したり、農林漁業やものづくりなどの専門職への道を希望する若者を応援する制度を強化します。
- 「職業訓練・訓練中の生活保障・マッチング」をパッケージ化した雇用の総合的セーフティネットを創設します。
- 職業訓練や社会的セーフティネットなどを強化して、成長分野への移動を希望する人材の円滑な移動を支援します。科学者、芸術家、起業家など、クリエイティブ人材の育成と集積を進めます。イノベーションや人材開発に必要な海外からの高度人材の受け入れは、労使との協議に基づき計画的に認めていきます。
- 雇用を守るため、雇用調整助成金を維持します。他方、「失業なき労働移動」を推進するための「労働移動支援助成金」については、成長産業への移動を希望する労働者への支援策に改めます。

就職氷河期世代への支援

- 就職氷河期時代に学校を卒業し、不本意ながら非正規雇用で社会人としてのスタートを切り、その後も正規雇用への道が閉ざされている世代に各種の積極的労働市場施策により、正規雇用・無期転換の促進を図ります。
- 「就職氷河期世代支援基本法」の制定を目指します。
- 「就職氷河期世代支援プログラム」を拡充して延長します。

高齢者の雇用

- 年を重ねても就労を希望するすべての国民が就労可能な環境を整備し、年金と雇用との接続を確保します。
- 働き続けたいシニア世代が働き続けられるよう、高年齢者雇用安定法の徹底等により、定年の引き上げや継続雇用制度の導入に加え、高齢者の積極採用などを企業に促す取り組みを着実に実行します。再雇用後の待遇については、パートタイム・有期雇用労働法第８条の規定にのっとり、不合理な差別待遇とならないよう周知と指導を強化します。

女性の雇用

- 女性活躍推進法（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」）の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率等につ

いて、企業等が把握し目標を設定することを義務付ける法改正を行います。

- ジェンダー平等を実現するため、長時間労働の是正や均等待遇原則の確立など、女性が安心して働き続け、生活と仕事との両立が可能な環境を整えつつ、女性管理職比率の目標値の設定・公表を義務付ける等の具体的な施策を実行します。
- 女性の採用や管理職・役員への女性の登用についての具体的な目標を設定するなど、実効性のある計画を策定します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に際しては、「継続就業のための環境整備」にとどまらず、物理的な「職場環境の整備」も進めます。
- 男女雇用機会均等法を「男女雇用平等法」とするとともに、「男女労働者の仕事と生活の調和を図る」ことを目指します。
- 日本が未批准のILO第183号条約（改正母性保護条約）の批准を求め、雇用形態に関係なくすべての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。
- 在宅就労を可能とするテレワークの普及、教育訓練給付制度を活用したスキル習得機会の拡大などにより女性の社会参加を促進します。
- 就業継続のための取り組みを前提として、妊娠、出産、育児により退職した女性の再就職支援策を進めます。
- 母性保護、授乳権の確保の観点からも、妊娠・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援を拡充します。
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。（再掲）
- フリーランス、農山漁村や自営業の女性の産休・育休相当期間中の所得保障、社会保険料免除など経済的、社会的自立のために実態把握・調査研究を実施し、法整備を検討します。

人材の育成、就労支援

- 情報・通信技術やAIの活用、ロボット等の導入により、仕事と私生活の境界が曖昧になったり、職場での「人間」の役割が大きく変わったりすることが想定されるため、こうした変化の中でも、ゆとりのある働き方ができるよう働き方のルールを見直すとともに、職場環境の変化に対応した人材を育成するため、学校教育や職業訓練の見直しを進めます。
- グローバル人材と高度技能人材の育成のため、まず人的資源の裾野を広げることに注力し、その上で、産官学の連携による体制の強化を図ります。

- 若者が自立できるように就労支援を拡充し、未来を担う人材を育てます。若者が夢と希望をもって働ける社会を実現するため、新卒世代を中心に、学校での職業教育やカウンセラーによる進路指導、ハローワークでの職業相談など就労支援をさらに拡充し、若年者雇用を促進します。
- 高校、大学等での職業教育・訓練やキャリア教育を大幅に拡充するため、企業に協力を求め、その企業規模に応じて職業教育・職業訓練やインターンなど生徒・学生の受け入れを行い、さまざまな仕事を実際に体験する制度を展開します。
- 公的職業訓練の求職者支援制度について、新卒者も含め、制度を周知徹底し、ニーズをより重視したカリキュラムの再編など抜本的な拡充を行います。特に企業の協力を得て職場実習を重視するように見直します。さらに訓練期間の大幅延長を図ることで多様な資格取得の支援も可能とし、確実な就労につなげます。
- 急増した非正規雇用、女性、高齢者をはじめ再チャレンジ希望者に多様な学び直し（リカレント教育制度）の機会を創出提供し、複線型のキャリアパスの形成を支えていくことを可能にするため、教育機関が社会人の学び直しに対応した入学・履修制度、カリキュラム、人員体制を整備しつつ、「教育訓練給付制度」の拡充を図るなど、「学び直し」の最大の課題である経済的負担の軽減を図ります。
- 大学と企業との連携による再教育機会の推進や通信教育・放送大学の拡充などを進めます。社会人のキャリアアップ促進のための対策を大学・企業等に求めます。同時に大学等高等教育機関での社会人特別選抜枠の拡大等の編入制度の弾力化、夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育の拡充を進め、社会人の受け入れを促進します。
- 高齢者を中心に再犯率が高く、刑務所が福祉施設の代替となっている現状があります。特に高齢者や障がい者等の受刑者については、その特性に応じて刑務所出所後の就労支援など再犯防止を法務省のみならず厚生労働省との共通事業として取り組みます。

労働者協同組合

- 労働者協同組合法が円滑に施行され、労働者協同組合が広範に活用されるよう、国が積極的に広報活動を行うとともに、予算措置のあり方を検討した上で、プラットフォームづくりをはじめとした地域的取り組みを支援します。

社会保障と税の一体改革

- 少子高齢社会に対応し安心して暮らせる社会にむけて、医療・介護・障がい福祉・保育・教育・放課後児童クラブなどのベーシック・サービスの質・量

を拡充し、誰もが必要なサービスを受けることのできる社会を目指します。

- ベーシック・サービスを支える人材を確保するため、ベーシック・サービス従事者の処遇改善を図り、希望する非正規職員について5年をめどに正規化します。ベーシック・サービスの従事者の処遇改善は、結果として地域経済に潤いをもたらし、個々人の消費を拡大させることで内需を充実させるものでもあります。
- ハローワークの職員や消費生活相談員、図書館司書など国家公務員・自治体職員の正規雇用化を進め、期待される役割を担える体制を取り戻します。（再掲）
- 誰もが必要な医療や介護、子育て支援などのサービスを、必要なときにためらうことなくサービスが受けられるよう窓口などでの自己負担を適正化します。
- 公正な配分により格差を解消し、一人一人が幸福を実感できる社会を確立するため、社会保障などのモノサシを変えます。①社会保障の効果を測るモノサシは、格差是正とQOLを重視します。②豊かさを計るモノサシは、GDPからGPI（真の進歩指標）へ変更します。③税制を評価するモノサシは再分配を重視します。④将来経済推計のモノサシは、過大になる政府試算から国会に設置する機関による試算へ変更します。⑤官僚を評価するモノサシは、国民のための仕事を評価するようにします。
- 社会保険料については、負担と給付の関係性を重視しつつ、低所得者への保険料軽減措置などを拡充します。
- 社会保険料負担の上限額を見直し、富裕層に応分の負担を求めます。
- 医療・健康・福祉のスマート化（いつでも・どこでも健康状態を確認できるオーダーメイドの健康管理システム等）を推進します。
- 社会保障の充実・安定化を図り、将来世代に過度な借金を押しつけないことが基本です。その改革を進めるに当たって、行政組織及び業務については、社会経済情勢の変化に対応した見直しに努め、消費税の使途の社会保障・子育て支援への限定、家計支援対策を行います。
- 世代間公平に配慮しつつ、重点化と効率化によって、子どもから高齢者にわたる、持続可能で安心できる社会保障制度を構築します。
- 社会保障制度の充実・安定化により将来不安を軽減します。少子高齢社会に対応し、子育て支援、雇用の安定、老後の安心など、生活の不安を希望に変える「人への投資」により、可処分所得を増やし、消費を活性化します。
- 医療や介護への財政支出抑制方針を転換します。
- 日本はOECD諸国で唯一、大人が全員働いている世帯（共働き世帯やひとり親世帯など）で所得再分配後にかえって格差が拡大（相対的貧困率が悪化）し、税と社会保障の再分配機能が逆回転しています。その大きな要

因となっている社会保険料の逆進性を改善するなど、税と社会保障の仕組みを見直します。その際、「社会保障と税の一体改革」の理念である「全世代対応型社会保障への転換」を重視します。

- 医療・介護・障害福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。
- 短時間労働者への社会保険の適用拡大を進めます。
- 固定的な性別役割分担を前提とした税制や社会保障制度を見直し、世帯単位から個人単位への転換を進めます。

医療

医療提供体制

- 医療と介護の需要が増加する中、地域医療を支える観点から診療報酬の適正な改定を進めます。誰もが必要な医療を受けられるようにするため、医療の技術や医学管理を評価する観点から、引き続き診療報酬の引き上げに取り組み、医療の質の改善や効率化を進めていきます。その際、薬価のあり方について検討します。
- 国民にとって分かりやすい専門医制度を確立します。地域包括ケアを実現するために2次医療圏内の関係機関が自主的に地域医療構想や地域医療連携を作成できるよう積極的に支援します。
- 公立・公的医療機関を狙い打ちにした再検証対象医療機関のリストを撤回しないまま、自主的な病床削減等を行う医療機関に対して財政支援を実施する「病床機能再編支援事業」は中止します。
- 地域医療構想について、新型コロナウイルス感染症のまん延により生じた医療提供体制に関する課題を十分に踏まえた見直しが適切に行われるよう、地域での病床の機能の分化や連携の推進のあり方について検討し、必要な措置を講じます。それとともに、地域で必要となる介護等の提供体制のあり方について検討し、必要な措置を講じます。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延により生じた医療提供体制の課題も十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担と業務の連携、医師の地域間および診療科間の偏在の是正等に関する調整のあり方、新たな感染症のまん延時等の医療提供施設に対する財政上の支援や医療従事者の適切な処遇のあり方などについて検討し、必要な措置を講じます。
- 中小病院や有床診療所をはじめとした地域の医療機能全般の底上げを図ります。また、病床機能分化については、より一層の需給バランスの適正化を図ります。
- 地域の医療と介護の切れ目のないサービスの提供を目指します。
- 後発医薬品などの活用を図るために、医薬品情報提供体制を強化する一つの方法として、地域中核病院の薬剤部の活用を図ります。

- 予防中心の医療を実現するため、日常からの健康管理・相談や総合的な医療提供（プライマリ・ケア）機能を持つかかりつけ医を「家庭医」と位置付ける「日本版家庭医制度」を創設します。具体的には、患者が任意で「家庭医」に登録する制度を創設します。「家庭医」は一定の研修を修了することを要件とし、患者に対する医療提供の司令塔として、地域におけるプライマリ・ケアその他の健康の維持増進のための措置、専門的な医療機関との適切な連携、患者に関する医療情報の一元把握といった役割を果たします。制度導入にあたっては、国民への情報提供・開示の強化等、必要な環境整備を進めます。
- 地域の持続的な活性化を担う中核として、国公立や日赤等の公的病院の再生や存続を目指し、救急医療・産婦人科・小児科などをしっかりと確保します。
- インフォームド・コンセントをはじめ、カルテやレセプト（診療報酬明細書）などの医療情報について開示を進めるとともに、医療関係者と患者との信頼性を高め、医療の質を向上させます。
- 専門医養成のあり方や、指定医の認定制度のあり方に検討を加えた上で、診療報酬上の評価を行うことを目指します。
- 成育基本法に基づき、成育過程にある者とその保護者・妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進します。
- 無痛分娩に対応可能な病院を増やします。
- 在宅医療の拡充のため、訪問看護ステーションの活用を促進します。
- 医薬分業の適正化を図り、患者本位の新たな医薬分業制度を推進します。
- 遠隔医療、ドクターヘリの配置、運営の強化など、緊急対応のための体制を整備します。
- 精神医療については、入院患者の地域生活移行を促進し病床数を削減します。同時に、精神病院に配置される医療従事者の配置人員を改善します。

医療従事者の働き方改革、人材確保

- 医師および医療従事者の働き方改革（タスク・シフティング＜業務移管＞やタスク・シェアリング＜業務の共同化＞の推進）を進めます。
- 医師と患者の立場にたって新専門医制度を改善します。
- 医療従事者の長時間労働の是正、女性医療従事者の就業継続・再就業支援などにより医師・看護師を確保します。また、職能職域分担の見直しや特定看護師の職務拡大を目指します。
- 看護師の処遇を改善し、働き続けやすい環境の整備に努めます。
- 多職種が連携することにより医療の質が高まります。医療現場での医療職間の連携を強化するとともに、医師の指示の下で看護師が行う行為のあ

り方を見直すことにより、質の高い医療を受けられるようにすること等チーム医療を推進します。

- 新たに解禁された看護師の日雇い派遣について、看護師の待遇や医療の質などの観点から運用をチェックし、問題があれば見直します。
- 薬剤師の処遇を改善するとともに、医療機関への配置、在宅医療への参加を促進します。
- 専門医制度の地域医療に与える影響を検証しつつ、医師の偏在の是正に取り組みます。医師の偏在解消に向けて、医学部の定員と地域枠のあり方について検討します。医師不足対策を進めます。
- 医療人材の育成と確保、グローバルなブレイン・サーキュレーション（頭脳循環）を強化します。
- 診療看護師（NP）の確立を推進します。

医療保険

- 国民皆保険を堅持し、安定した医療保険制度をつくります。医療保険制度全体の安定的な運営のため、保険者間の負担の公平化、国民健康保険の都道府県単位化の適切な推進など、格差をなくすために医療保険の安定化を進めます。
- 医療機関の控除対象外消費税問題を解消するため、診療報酬への補填（ほてん）を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じます。（再掲）
- 団塊の世代が後期高齢者となり、その医療費が増え、後期高齢者支援金を拠出する現役世代の負担は今後さらに厳しさを増していくことが懸念されます。被用者保険からの大幅な拠出金が課題となっている高齢者医療制度については、抜本的な改革を行います。
- 当分の間、後期高齢者医療保険の保険料賦課限度額を引き上げ、後期高齢者の中で特に高所得の方に負担をお願いします。また、一部国費を充当します。将来的には、医療保険制度全体の負担のあり方などについて検討を進め、医療保険制度の持続可能性の強化と現役世代のさらなる負担軽減を目指します。
- 政府がコロナ禍の中で行う後期高齢者の医療費窓口負担割合引き上げ（1割→2割）を撤回します。
- 高額療養費制度を拡充することにより、治療が長期にわたる患者の負担軽減を図ります。
- レセプト審査の効率化、医療ビッグデータのさらなる活用によって、保険者機能の強化、医療費効率化、健康課題への活用を推進します。
- 高額医薬品については、総額医療費に配慮しつつ、保険適用の対象とすることを目指します。
- 国民健康保険の保険者が被保険者を対象に産前産後・育児期に保険料の免除を行った場合には、国が必要な財政上の援助を行います。

- 国民健康保険の出産手当金や傷病手当金の制度は、手当を支給するかどうか自治体の定める条例に委ねられています。支給を積極的に推進するため、条例を制定した自治体を財政的に支援します。
- 診療・調剤報酬の不正請求事例をなくします。

歯科医療

- 生涯健康な歯を持つことができるよう、乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診の普及促進、高齢者・障がい者の地域生活を支える在宅歯科診療・障がい者歯科医療の充実を図ります。また、虐待の早期発見にもつながるよう小児歯科検診の充実に取り組みます。
- 歯科口腔保健法に基づき、口腔ケアをはじめとする生活を支える歯科医療を充実し、歯科領域でもチーム医療を推進します。
- 地域包括ケアシステムの中に口腔ケアや歯科治療を明確に位置付けます。
- 歯科技工士の賃金・労働時間等の就労環境を改善し、「製作技工に要する費用」の考え方を明確にします。歯科技工士の待遇改善のため、歯科技工指示書を処方箋化します。歯科衛生士については、健康寿命に極めて重要な口腔ケアの担い手としての働く場を拡大する等、就労環境を改善すると同時に、復職支援を進めます。
- 定期健康診断に歯科検診を組み入れます。

予防医療

- 医療のビッグデータ活用、医療情報の積極的な活用による予防医療が重要であり、保健指導の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの中で、市町村が実施主体となり、地域住民の主体的な参加と保健師や栄養士などによるフレイル（健康と要介護の中間で、心と体の働きが弱くなってきた状態）対策と栄養指導、食育を充実させます。
- 安全性や効果が確認されている予防接種の定期接種化を検討します。
- 予防接種の副反応等が迅速に把握され、その検証や被害者救済、接種継続の可否判断等が適正になされる体制を確立し、国民が安心して予防接種を受けられる社会体制の整備を目指します。必要なワクチンについては、十分に供給されるよう、可能な限り国内生産体制の整備・確立を目指します。
- 健康寿命を延ばすため、保健衛生と健康指導、運動器障害（ロコモ）対策の充実、口腔ケアの奨励などの予防医療やリハビリテーションを充実させ、健やかに老後を迎えることができるようにします。
- 予防重視で、妊娠から乳幼児健診、学校保健、産業保健、老人保健までを国民のライフサイクルに応じた切れ目のない生涯保健事業として実施しま

す。メタボ健診、がん検診、婦人科検診などの受診率を高め、早期発見・早期診断につなげます。

- 行政と民間の連携を推進することにより、若年世代が気軽に健診を受けられる環境を整備します。
- 痛くない乳がん検診（ドゥイブス法）の普及を目指します。
- 予防やリハビリ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の活用に対する診療報酬上の評価を行います。
- 自殺予防対策を強化します。精神医療の場での向精神薬への過度の依存を是正し、アウトリーチ支援を充実させます。また、厚生労働省、内閣府、文部科学省等の連携をさらに充実させます。（再掲）
- 現在、遺伝性乳がん卵巣がん症候群（HBOC）の患者に対する乳房・卵巣の予防的切除に対する保険適用が認められていることを踏まえ、広く予防的切除の保険適用のあり方について検討します。

生殖補助医療

- 2020年12月に成立した「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」の附則に盛り込まれた課題について、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の保障を前提として、生まれてくる子の福祉と人権を最優先に、「出自を知る権利」の明定をはじめ、包括的な法整備に取り組みます。
- 生殖補助医療の提供に当たっては、商業利用や優生思想的悪用を禁止します。副作用などのインフォームド・コンセントの充実と健康被害への対策強化、精子・卵子提供者の情報管理・開示の基準整備を進めます。生命倫理の観点も踏まえた国民的議論の場を保障し、命と健康が守られるためのあるべき生殖補助医療の構築を図ります。
- 適正な性・生殖に関する情報の提供を進めるため、若い世代の男性（泌尿器科）、女性（婦人科）の検診の普及促進を図ります。

不妊治療

- 不妊治療を総合的に支える応援パッケージをつくります。
- 望む人が最良の不妊治療を受けられるように、不妊治療の保険適用を拡充します。全ての検査と治療（評価療養・患者申出療養・選定療養などを含む）について、保険適用または保険診療との併用が認められるよう、適用範囲を拡大します。
- 不妊治療の現行の年齢制限についての検討を行います。
- 不妊治療と仕事が両立できる環境整備を図るとともに、治療に応じて男女ともに利用できる不妊治療休暇を導入します。治療に関する職場のハラ

スメントを防止し、不妊治療への職場の理解を促進するため、各企業内の相談支援員の創設を後押しします。
- 個人の意思を尊重したカウンセリング体制を強化します。
- 不妊治療への社会の理解を深めるため、啓発に取り組みます。
- 男性不妊についてもカウンセリングを含めた環境を整備します。精子濃度の低下と不妊の関係性など、男性不妊の要因について調査を進め、男性の不妊治療の適用範囲を拡大します。
- 包括的性教育（ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育）を充実し、男女ともに性と生殖を含む自らの身体に関する健全な理解の推進を図ります。生殖可能および適正年齢や不妊に対する啓発教育について、慎重な配慮のもとで進めます。
- 養育里親や特別養子縁組の認知度を上げ、普及と支援体制を強化し、多様な家族のあり方を支えます。

子どもの医療費

- 子どもは健やかにかつ安全に育つ環境が保障されるべきものであり、子どもの医療費について、国のナショナルミニマムとして、統一的な医療費助成制度を検討します。子育て家庭などの医療費の経済的負担を軽減します。

感染症対策

- 感染症指定医療機関の拡充、医療従事者の専門性強化、関係機関との連絡体制の強化など、感染症対策を拡充します。
- 国立感染症研究所への予算・人員（特に研究者、ワクチン開発者、管理職）の配置を増やし機能を強化します。また、地方衛生研究所の体制を強化します。
- 人手不足の保健所について、職員の増員や非正規職員の正規化などにより、早期かつ確実に感染ルートを把握できる体制を作ります。今後の新たな感染症のまん延に備え、恒常的に職員の適正配置を進めます。同時に著しく減少した保健所を大幅に増設します。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置された場合で、国民の生命および健康を保護するため緊急の必要があると認めるときに、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む）の治療のため、一定の要件の下、使用価値を有すると認められる医薬品を指定し、医療保険の保険給付、副作用救済給付の対象とする制度を導入します。指定は、企業からの申請に基づいて行いますが、申請を待ついとまがないときは、厚生労働大臣が申請によらずに行うことができるようにします。また、当該医薬品を確保するため、買取りや企業への増産の要請等を行います。

- 感染症のための医薬品の研究開発を推進するため、医薬品の基礎的な研究開発から臨床試験に至る過程における取り組みに対する支援、開発された医薬品の買い取り等を実施するために必要な財政上の措置等を講じます。

ワンヘルスの実施施策強化

- 近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症となっており、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、人や動物の感染症研究を担う国や大学等の機関、全国的に構築された医師と獣医師との連携体制の下、人および動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的にとらえて対処する「ワンヘルス」の実施施策を強化します。

HIV対策

- 薬害HIV被害者の生活を支援します。
- キーポピュレーション（高い感染リスクにさらされている集団）への働きかけを強化し、対策を進めます。
- 現在の基準に合わなくなった障害者手帳の取得基準の見直しを進め、治療を開始すべき時に障害認定による治療助成を利用できるようにします。
- HIVについての啓発を一層進めます。

医療の安全

- 薬害事件の再発を防ぎます。これまで薬害エイズ・薬害肝炎事件をはじめさまざまな薬害事件が起きたことに鑑み、薬害防止のため医薬品行政の監視・評価機能を強化します。
- 医療事故調査体制の充実を図り、医療に対する国民の信頼を回復するとともに、医療事故を未然に防ぐ仕組みづくりを加速させます。また、被害者救済のための制度づくりを目指します。

医療・介護分野の研究開発体制強化

- 医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上と過度な規制緩和の抑制に努めます。
- 日本発の先進医療、画期的な新薬や再生医療を世界に向けて発信できる環境を整えます。
- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。

- iPS細胞を利用した再生治療研究等の促進・創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本発の医療技術を海外に輸出するための産業育成を図ります。
- 開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使用される基盤づくりを進めます。
- 新生児のへその緒から採取できる臍帯血には、さまざまな細胞のもととなる幹細胞が豊富に含まれています。臍帯血を再生医療に利用することで、従来治療が不可能とされていたさまざまな病気の治療につながることが期待されています。適正な管理体制の下で、臍帯血を使う再生医療を推進します。
- 成長産業である医療関連産業の育成に努め、新たな労働市場を開拓していきます。
- 医療・介護分野で研究開発型の独立行政法人を最大限活用します。研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- 介護・医療従事者の身体的負担を軽減するため、ロボット技術の開発と運用を支援します。
- 医療・介護のIT化をさらに推進します。在宅患者も含めた情報集約による地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療・介護サービスの提供を目指します。
- 抗生物質などの研究開発、難病治療を促進します。
- 後発医薬品の質の確保、先発品の特許切れ後の値下げを進めます。
- AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）の研究室併設を含む抜本的改革による研究開発環境を整備します。
- 医学部では基礎医学に留まらず、臨床科目の教室におけるPh.D.のポスト増加、特に教授ポストの新設確保により欧米並みの研究力を確保します。
- 臨床研究法に基づき、実効性のある取り組みを進め、研究の中での多様な利益相反を適切に管理し、研究対象者の健康と人権を守ります。
- ドラッグラグやデバイスラグの解消を念頭に置きつつ、PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化をはじめ、高度管理医療機器の申請と更新の適正化、国産医療機器医薬品推進政策を進め、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。また、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上に努めます。
- 国産医薬品・医療機器の開発と既存の必須医薬品・医療機器の国産化のため、国主導で産官学一体支援の体制を構築します。

がん、脳卒中、心臓病対策

- がん患者の緩和ケアをはじめ、わが家で療養できる在宅医療の基盤を整備します。
- がん対策基本法に基づき、がんの早期発見・治療がなされ、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにします。
- がん患者の療養生活の質を維持向上させるための施策と就労支援を推進します。また仕事と治療の両立に向け、事業所の理解促進と時間単位の休暇取得を推進します。
- 小児がん患者が学業と治療を両立できるようにするための施策を推進します。
- 小児がん治療後に予防接種を再度受け直しする費用の支援を検討します。
- AYA世代（思春期・若年成人）のがん対策を重点化し、実態調査を進め、就労支援および治療と就労の両立支援や教育環境の整備、理解・啓発を促進します。
- 希少がんおよび難治性がんに関する研究や治療等を着実に推進します。
- iPS細胞による再生治療研究等を促進します。
- 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための予算確保と法整備を進めます。
- 脳卒中や心臓病（心不全など）の原因疾患の早期発見と介入治療の推進、予防と救急対応のための教育・啓発、地域間格差のない治療機関のネットワークづくり、失語症などの後遺症の対策など、脳卒中・循環器病対策基本法に沿った施策を強力に推進します。
- 脳卒中・心臓病（心不全など）予防のための継続的・全国的な市民啓発を進めます。
- 適正な救急受診を促す市民啓発を推進します。
- 義務教育での予防教育の充実を図ります。
- 診断および治療に地域間格差のない医療機関の体制を整備します。
- 超急性期脳卒中・心臓病に対応できる施設の把握を進めます。
- 的確な救急搬送が行われる仕組みを作ります。
- 脳卒中・心臓病の発症登録、調査、評価、公表を通じた、地域医療の質を客観的に評価する体制を構築します。

アレルギー対策

- 国民の約5割が当事者とも言われる各種アレルギー疾患の研究と総合対策を推進します。

統合医療

- 漢方、あんま・マッサージ・指圧、鍼（はりきゅう）、柔道整復などについて調査・研究を進め、専門的な医療従事者の養成を図ります。

心身医学

- 心身医療の提供体制の整備を着実に進めるとともに、不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。乳幼児健診への専門スタッフの参加等を検討します。カウンセリングの再評価を行い、カウンセラーの資格、評価を見直し、薬剤治療を中心としなくても適切な治療ができるようにします。

違法薬物対策

- 違法薬物への依存に対しては、治療を中心に据えて依存からの回復と社会復帰を進めます。
- 薬物（危険ドラッグを含む）、アルコール、ギャンブル、ゲーム、スマホ等の依存症から患者が回復できるように、民間団体を支援し、相談体制、専門的な治療、リハビリの体制を充実させます。
- 危険ドラッグ禁止法を活用し、店舗・インターネットでの販売、広告等を取り締まり、危険ドラッグの根絶を目指します。

死因究明推進

- 死因究明等推進基本法に基づき、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保、死因究明等に関する教育・研究の拠点の整備、死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備など、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、子どもが死亡した場合のその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組みを導入します。

受動喫煙対策

- 2018年に改正された健康増進法による規制を徹底させます。屋内全面禁煙に向けて健康増進法の見直しを検討します。

水の安全・安心確保

- 生活者の立場から水の安全・安心を守ります。政府が2018年に制定した改正水道法によって、地方自治体の水道施設の運営を民間企業に委ねるコンセッション方式の導入が促進されることになりました。コンセッション

方式には、災害で断水が起きた場合に適切な対応が取られなくなる恐れがあるなど、大きな問題があります。水道事業の運営権を民間に委託するコンセッション方式を廃止します。

臓器移植・骨髄移植

- 適切な臓器移植医療の推進と、臓器移植に関する啓発活動、骨髄移植でのドナー・レシピエントの環境改善を目指します。
- 骨髄移植に関わる予算を増額し、休暇制度など、ドナーになりやすくするための環境を整備します。

望まない妊娠・生理の貧困問題対策

- 望まない妊娠を避け、生理の貧困問題にも対応するため、若者に生理用品や避妊具を配布したり、性教育や心身の健康に関わる相談に乗る取り組みを進めます。

病室等における通信環境の整備

- 患者の孤独解消や外部とのコミュニケーション確保のため、病院内医療機器への影響等を勘案の上、Wi-Fiをはじめとする病室の通信環境の整備を促進します。老人福祉施設や児童福祉施設などにおいても、同様の整備を促進します。

介護

介護保険制度

- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要が増加していく一方で、支え手である現役世代が減少し、地方自治体の財政負担が大きくなる中で、保険料が過度に増加することがないよう、国庫負担の引き上げ、自己負担のあり方、被保険者の対象について検討を進め、将来に向けて持続可能な介護保険制度を構築します。
- 介護報酬の改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されること、介護従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職が防止されることにつながるよう配慮します。
- 介護保険制度の改正、介護報酬の改定については、前回の改正・改定の影響の調査、分析、評価を踏まえて調査、予測、評価を行います。

介護サービス提供体制

- 地域の絆を強め、医療・介護・教育などが連携することによって、地域包括ケアシステムを拡充し、地域の「支え合いを支える」仕組みを構築します。
- 「かかりつけ医」と訪問看護など医療と介護、医療および介護従事者、ケアマネジャー等との連携を強化します。
- サービス付き高齢者向け住宅の確保など安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるように配慮します。
- 地域包括ケアシステムを子どもからお年寄りまで全世代を支援するシステムへと進化させ、地域コミュニティの再生に努めます。
- 介護・保育・障害福祉等の複合施設である共生型福祉施設の整備促進を図ります。
- 軽度者に対する介護サービスを将来にわたり全国で十分な内容と水準で提供されるようにするため、地域支援事業に移管された要支援高齢者向けのサービスの実態調査を行います。
- 現行制度の高齢者の健康増進策を推進します。要介護1、2の生活援助サービスを介護保険から総合事業へと移行することなど、要介護1、2の生活援助サービスを削減することがないようにします。
- 要介護度の進行の抑制、症状の改善のための介護サービスを重視します。
- 福祉用具が高齢者の自立を促進し、重症化を防止していることを重視して、現行制度は維持します。
- 医療療養病床・介護療養病床から老健施設等への転換への助成を引き続き行います。

認知症対策

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことのできる「見守りのネットワーク」をつくります。
- 認知症基本法を制定します。
- 認知症予防事業や認知症患者の徘徊（はいかい）対策を推進します。
- 早期の認知症の人が早期に診断を受け、一刻も早く専門職や専門機関につながるシステムを構築し、診断後の心身のケア・見守り・生活支援等の早期サポート体制を確立するとともに、初期認知症の人の居場所や生きがいづくりの支援環境を整備します。また、認知症グループホームの費用負担軽減を図ります。
- 若年性認知症患者の地域生活、就労支援、認知症グループホームの費用負担軽減を図ります。具体的には、若年性認知症の人については、介護保険優先原則に縛られることなく、障害者総合支援法によるサービスの就労支援や作業所、移送サービスが必要に応じて利用できるようにします。また、

若年性認知症への適切なケアが提供されるよう介護支援専門員や介護スタッフの研修を進めます。

- 認知症になっても本人が希望すれば働き続けられるようにするため、企業が認知症に対する理解を深め、支援者を置く等の環境を整えます。
- 経済的支援制度を活用して、生計維持者が認知症になった家庭の子どもの就学を支援します。

介護離職ゼロ対策

- 介護離職ゼロに向けた取り組みを強化します。誰もが必要に応じて介護休業を取得できる制度への見直しを進めます。
- 家族を介護する期間が長期化した場合に介護休業の通算期間を延長するなど、介護する家族の立場に立って、仕事と介護を両立できる環境を整えます。
- 特別養護老人ホームを整備するとともに、入居基準を見直し、待機者を解消します。
- 介護休業を取得しやすくするため、介護休業中の賃金補償（毎月の賃金補償実質100％、ボーナスも一定程度手当て）を行います。
- 介護休業、育児休業の代替要員として働く人が自らのスキルを高めるとともに、十分な給与や十分な失業給付を受けることができ、非常に短い期間の雇用であっても厚生年金・健康保険に加入できるようにするため、教育訓練、失業給付、社会保険に特例を設けることや、中小企業が育児休業取得者の代替要員を確保した場合に支給する「両立支援等助成金」について支給額の引き上げを含めた見直しを行うことを目指します。
- 「両立支援等助成金」については、育児や介護を理由に短時間勤務で働く人の代替要員を確保する際にも支給されるようにすることも検討します。
- 在宅で介護をしている家族に対するケアを重視し、レスパイト入院（介護家族支援短期入院）など、介護する家族が一時的に介護から解放され、リフレッシュするための支援を進めます。
- ヤングケアラーを含む家族介護者の支援、とりわけカウンセリングなど介護者自身のメンタル面での支援を推進します。
- 家族の介護などによって離職し長期間職業に就いていない人が再度就職できるよう、相談、資格取得を含めた職業訓練などの支援策を講じます。
- 政府の掲げる「介護離職ゼロ」には何が足りないのか、現場の声を吸い上げ、職場での介護休暇の改善などにつなげます。

介護従事者離職ゼロ対策

- 介護現場の人手不足解消のために、立憲民主党が提出した「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を早期に成立させます。政府

の処遇改善策からさらに支給対象を拡大、支給額を増額（介護サービスの事業所で働く全ての職員1人当たりプラス月額1万円）します。
- 全ての介護職員の賃金を全産業平均の水準に引き上げることを目指して、着実に処遇改善を行います。
- 介護従事者における、施設介護従事者と訪問介護従事者の待遇を同等にします。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士（ソーシャルワーカー）など介護分野で専門性が発揮可能な職種の人材活用や医療機関・介護施設への配置を進めます。
- 介護従事者のキャリアや能力がより評価されるよう、介護分野のキャリアアップのための制度を推進します。
- 介護ロボットやAIの導入に積極的な事業者に対する支援を充実させることで、これらの技術の普及を促進し、介護従事者の負担軽減や作業の効率化を進めます。
- 子どもたちが介護を職業として積極的に選択できるよう、介護という仕事の意味や魅力を学校教育の中で学ぶ機会を設けます。

ヤングケアラー支援

- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。（再掲）
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。（再掲）
- 自治体がヤングケアラーのアセスメントおよびケアマネジメントを行う部署を設置したり人材を確保できるよう、国が支援を行います。（再掲）

年金

公的年金

- 「老後2000万円問題」に向き合い、安心して老後を過ごせる社会をつくります。
- 老後の生活を社会全体で支え合う共助・公助の観点から、国民皆年金を堅持します。若い世代をはじめ全ての世代の国民に信頼される持続可能な年金制度の確立を目指し、最低保障機能の強化、世代間公平の向上に向けた年金制度の抜本改革案について検討を進めます。

- 当面、低所得の年金生活者（年金とその他の所得の合計額が基礎年金満額相当以下などの場合）に対しては、年金生活者支援給付金を手厚くします。さらに年金制度とは別に、簡易な資力調査を実施した上で低所得の高齢者に一定額を年金に上乗せして給付する制度を設けます。
- 長期的に、現役世代の収入水準を参照しつつ、一定以上の所得のある高齢者には、基礎年金の一部、特に税財源を原資とする部分の支給制限を検討します。
- 政権の意向や経済目標の影響を受けずに数字に基づいて年金制度を設計するため、年金財政の中長期試算や世代会計、将来の年金所得分布や高齢者貧困率など、多様な将来推計も行える「経済財政等将来推計委員会」を国会の下に設置します。
- 年金のマクロ経済スライド強化策の影響を検証し、年金改革論議の中でそのあり方を検討します。
- 将来の安心を高めるため、短時間労働者でも厚生年金に加入できるよう適用拡大を進めます。段階的に50人超規模まで引き下げられることが決まっている企業規模要件については、新たに適用される事業所に対して必要な支援策を講じた上で撤廃します。また、賃金要件については月6.8万円に引き下げます。
- 子育て世代の社会保険料の負担を軽減するため、国民年金第1号被保険者が1歳に満たない子を養育するための期間について、国民年金の保険料の納付を免除します。
- 未適用事業者に対する適用を速やかに徹底します。
- 年金の第3号被保険者制度の問題について、制度的公平や働き方に与える影響等を勘案しつつ見直し論議を進めます。
- 年金積立金の運用は被保険者の利益、確実性を考慮し、運用割合が倍増された株への投資を減らします。ただし、10年間については市場等に与える影響等を考慮した経過措置を設けます。また、GPIF等に年金積立金の運用リスク情報の公表を義務付けます。公的年金の積立金運用については、労使の十分な経営参加や監査、理事の報酬決定など、被保険者の目線でガバナンス体制を構築します。
- 「歳入庁設置法」を制定し、税金と年金の保険料、雇用保険の保険料等をまとめて扱う歳入庁を設置します。（再掲）
- 「消えた年金問題」について、これまで約1575万人の年金記録を取り戻しました。未統合の年金記録約5千万件のうち、2022年3月までに約3321万件の記録を解明し、生涯年金額で約2.8兆円の年金給付額を回復しました。また、年金記録が訂正されてから支払うまでの期間が大幅に短縮されました。今後も、残りの未統合記録の解明を着実に進めます。

- 日本年金機構を巡る度重なる不祥事を踏まえ、業務委託のあり方を含む事務処理の適正化や人員体制の確保、情報管理等の徹底など再発防止に取り組み、公的年金制度に対する国民の安心と信頼を確保します。
- 無年金者を減らすため、これまで25年以上の保険料納付等が必要であった年金受給要件について、10年以上の納付等で受給可能にしました。さらに残された無年金の問題に取り組みます。

私的年金

- 国民年金基金・個人型DC（イデコ）の加入資格を有していたにもかかわらず加入していなかった期間がある場合について、公的年金への加入にかかわらず、加入期間を任意で伸ばすことができるようにします。
- 厚生年金加入者（企業型DC加入者を除く）等の個人型DC（イデコ）の拠出限度額を、企業型DCと確定給付型年金を実施している場合の企業型DCの拠出限度額と同額に引き上げます。
- 中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、従業員規模の要件を500人以下とします。

障がい・難病

総論

- 「障害者の権利に関する条約」の批准のための一連の障がい者制度改革の成果を踏まえつつ、同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。
- 障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに、安心して地域で自立した生活ができるよう、仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。
- 精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。移行に必要な生活支援のあり方については、当事者とともに議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。
- 改正された障害者総合支援法の附則を踏まえ、2011年の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言の理念の実現を目指します。重度訪問介護の支援区分中度者への対象拡大や、常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動や就労の支援、障害福祉サービスのあり方、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援のあり方などのうち、積み残された課題について検討します。
- 障害福祉サービス等報酬の増額による経営の安定化とサービスの質の向上を進めます。
- 障害福祉サービス等報酬の改定に当たっては、全ての障害福祉事業者のサービスが安定的に提供されること、障害福祉従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職が防止されることにつながるよう配慮し、福祉施設事業所の活動の質の評価を反映させる仕組みの導入や、事務職やパティシエ等の技術指導者の処遇改善も行います。
- 障害福祉従事者の賃金を全産業平均並みに引き上げることを目標とし、まずは「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法」を早期に制定し、政府の処遇改善策からさらに支給対象を拡大、支給額を増額（障害福祉事業所で働く全ての職員1人当たりプラス月額1万円）します。
- 障害福祉サービス等報酬改定で食事提供体制加算の廃止や、送迎加算の引き下げが行われないよう、「食事加算等存続法」を制定します。
- 学校、病院の通報の義務化など第三者によるチェック体制を整備することなど、障害者虐待防止法を改正し、病院や学校等での虐待防止を進めます。

- 障がい者の活躍の場を広げるとともに障がい者本人の意思決定を尊重するため、成年後見制度をはじめとするさまざまな制度のあり方を検討します。
- 旧優生保護法下での強制不妊手術被害者に対する一時金支給法の施行を受け、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組みます。また、強制不妊手術が進められた背景・原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めます。
- 共生型福祉施設設置など、共生環境を整備します。
- 医療・介護・障害福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。（再掲）
- 災害対策基本法の改正を踏まえ、災害で誰も取り残すことがないよう、高齢者や障がい者などが避難計画策定や防災教育段階から関与する「インクルーシブ防災」を推進し、災害弱者対策を強化します。
- 「インクルーシブ防災」の実現に向けて、避難所等のバリアフリー化のための改修の要件拡大を進めます。
- 災害時支援の充実、小規模ホームのスプリンクラー設置を支援します。
- UD（ユニバーサルデザイン）推進のために改修補助制度を拡充します。またホテル等のバリアフリールームの拡大とUD化を推進します。
- 鉄道の駅ホームからの転落防止等の安全対策のうち、財政的な負担の大きさから工事等が遅れているものについては、国が財投資金等を活用して早急に進めます。（再掲）
- 障がい者の暮らしを支える制度を拡充します。介護保険優先原則の廃止、障害年金の引き上げなどを検討します。
- 障がい者の公共交通運賃補助制度の拡充を図ります。
- 障害福祉サービスにおける脱施設化を計画的かつ戦略的に進めます。
- 音響式信号機や盲ろう者対応信号の普及をはじめ、盲ろう者や視覚障害者が安心して安全に渡れる横断歩道の整備を加速化するため、地域の合意形成に向けた指針を定めるとともに、国としても省庁横断的に取り組み、自治体への財政支援を拡充します。
- 精神疾患と犯罪を結び付ける偏見の解消に取り組みます。
- 精神障がい分野のピアサポート（当事者による相談支援）事業がごくわずかな自治体でしか行われていない現状を改善するため、障害者ピアサポーター養成研修事業において事業所に雇用された障がい者だけでなく、多様な取り組みが評価されるように見直すなど、人材の養成・確保を国の責任で進めます。

障害者基本法、障害者虐待防止法の改正、差別解消法の実効性ある運用

- 精神障がい、知的障がい、身体障がい当事者の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら障がい者政策を進め、内閣府に置かれている障害者政策委員会の機能強化など、障害者基本法の改正を検討します。また共生社会の創造に向けた地域住民・NPOの活動に対する支援をより拡充するとともに、それらを通じて障がいの軽重にかかわらず、健常者とできる限り同等に社会に参画する選択肢を増やしていきます。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、自立した生活が送れるよう、障がいのある人もない人もともに生きる共生社会を実現するため、改正障害者差別解消法の附帯決議を踏まえるとともに、裁判外紛争解決の仕組みの検討など、同法の実効性ある運用を目指します。
- 障害者差別解消法の改正を踏まえて医学教育モデル・コア・カリキュラムや医療関係事業者向けガイドラインの改訂などを進め、障がい児・者が医療機関を受診しやすい環境整備に努めます。

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進、手話言語法の制定

- 視聴覚障がい者などの自己選択と自己決定が実現できる社会環境を整備するため、2022年に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に引き続き「手話言語法」を成立させます。
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の附帯決議を踏まえ、国・地方自治体がアクセシブルな機器を優先調達する仕組みを導入します。
- 聴覚障がい者と聴者を電話で即時双方向につなぐ電話リレーサービスの着実な運用に努めます。

障がい者の就労、社会参加等

- 「障害者の権利に関する条約」の第27条（労働及び雇用）が「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」とうたっていることに鑑み、働く全ての障がい者にディーセント（働きがいのある人間らしい）でインクルーシブな就労の場を確保することを目標に据え、政策に取り組みます。
- 福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労のあり方にさらなる検討を加え、すでに地方公共団体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。
- 就労継続支援B型や地域活動支援センター等を利用している障がい者についても、労働者性が一定程度認められ、労災や健康診断など、個々の実情に応じて労働法規が一部適用されて安心して働けるよう、障がい者の就労支援体系全体の再編も視野に検討します。

- 短期的には、現行の福祉的就労における低工賃問題への対応を図り、事業者への支援策の拡充を含めて、安定的な就労場所の確保や一般就労への移行促進も含めた自立可能な仕組みの構築を図ります。
- 通勤や就労中に利用できない重度訪問介護サービスについて、利用を可能にするため、「重度訪問介護支援拡大法」を制定します。
- 障がい者がそれぞれの能力を発揮できるよう仕事を切り出すなど、障がい者の雇用（国の行政機関および地方自治体を含む）を拡大し、定着支援を促進します。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人が生涯にわたり文化芸術やスポーツを楽しめる環境を整え、個々の心身を豊かにします。障がい者の余暇活動に対する支援の充実に努めます。
- 障がい者雇用を促進する観点から、「障害者雇用納付金制度」のあり方を検討します。

女性や性的マイノリティの障がい者への対応

- 複合差別など女性や性的マイノリティの障がい者が直面する課題の実態調査を行い、意思決定の場への参画を進めていきます。
- 障がい者が性暴力・DV被害を受けた場合の対策を推進します。

インクルーシブ教育・特別支援教育

- 障がいの有無などにかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、合理的配慮と必要な支援を提供できるインクルーシブ（ともに生きともに育ちともに学ぶ）教育を大学教育に至るまで実現します。
- 子どもが発達段階や習熟度に応じた指導をインクルーシブな場、あるいは居住地の近くで受けられるよう、通級による指導も含め、体制・支援を充実させます。
- 障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育をめざして一人ひとりに応じた支援を行うため、医学モデルとなっている学校教育法上の特別支援教育の目的を見直し、特別支援教育のあり方について検討を進めます。

学びの環境の整備

- 通級指導や交流および共同学習が、障がいのある児童・生徒を部外者として位置付けることがないようにします。教員や介助員、教材等のあり方について検討しつつ、普通学級で障がいのある児童・生徒が十分に学べるための環境整備を進めると同時に、全ての教職員、普通学級の児童・生徒が、障がいのある児童・生徒とともに支えあい、仲間として受け入れる理解を深めるための取り組みを進めます。

- 高校進学を希望する障がい者が、定員内にもかかわらず不合格になる事例もあることから、こうした定員内不合格を禁止するとともに、入試時および入学後の環境整備を推進します。
- 障害者放課後デイサービスの体制の充実並びに経営の安定化とあわせて、重度障がい児や医療的ケア児を含めた障がい児の受け入れを進めます。
- AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者や難病患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、特に取り組みが遅れている高校生のための院内学級を整備します。

医療的ケア児等の学ぶ権利の保障

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に則り、たんの吸引や経管栄養などを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的ケア児の保育や学校教育等を受ける権利を保障するために、看護師を保育所や学校等に配置することや、研修を受けた介護福祉士等を学校に配置するための環境整備を進めるとともに、通学支援などを拡充し、希望する学校等に通学しやすい環境を整えます。医療的ケア児を家庭だけでなく社会全体で支えるための支援事業を拡充します。（再掲）

まちづくり

- 内部障がいや発達障がい者を含めた移動困難者にとって大都市だけでなく地方でも移動しやすいユニバーサルデザイン社会を実現します。また、バリアフリー法の対象に災害時の避難対策も含めて、避難所等のバリアフリーを実現するとともに、バリアフリー法によってバリアフリーが義務付けられていない交通施設や小規模建築物等についても、円滑化基準の改定や財政支援などを通じて、バリアフリー化を進めます。

発達障がい

- 発達障がいに対する地域や企業、職場での他の職員、産業医の理解の増進、職場での意思決定支援者による支援の導入等により、さらなる障がい者雇用の拡充を図ります。
- 発達障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、2016年に施行された改正発達障害者支援法に基づき、発達障がいの疑いのある児童の保護者への支援、教育上の配慮、関係機関と民間団体の間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護、司法手続での配慮、発達障がい者の家族等への支援等を着実に進めます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員のあり方について検討します。

- 大人の発達障がいへの対応（就労支援、ピアサポート等）を強化します。

失語症対策

- 失語症対策を進め、失語症に対する障害者手帳制度を是正し、障害年金等級の見直しを検討します。
- 全国に50万人いるとされる失語症者が、どこに住んでいても意思疎通支援サービスが利用できるよう、失語症者向けの意思疎通支援者の養成、人材確保を加速化するため、自治体への財政支援を拡充します。

難病対策

- 難病・小児慢性特定疾患患者への支援を拡充します。
- 患者のニーズを踏まえ、難病対策を拡充します。2014年に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）で全国に設置された難病対策地域協議会の実態を把握し、患者・家族の積極的な参画を促すための支援を行い、協議会の活動を活性化します。また、難病法の見直しに向け、医療費の自己負担、医療費助成を受けていた小児慢性疾患の患者が大人になると助成を受けられなくなるトランジション問題などについて検討を行います。検討に当たっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。
- 指定難病の医療受給者証等により、難病患者にも法定雇用率が適用できるよう、精神障がい者の雇用率算定の状況を見極めつつ、検討するなど、難病患者の就労支援を強化します。
- 「難病の子どもの資金支援法」（仮称）を制定し、税制上の優遇措置を検討します。
- 先天性の代謝異常症の患者が必要とする特殊ミルクの安定供給を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の後遺障害に関する研究調査を継続するとともに、ME／CFS（筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群）との因果関係の解明に向け、神経免疫系の研究調査を実施します。
- ALSや筋ジストロフィー患者をはじめとする難病患者が人工呼吸器をつけて地域で安心して暮らせるよう、医療的ケアの提供体制を整え、医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援対策に取り組みます。

子ども・子育て

チルドレン・ファースト

- 子どもの権利条約にのっとり、子どもの権利と最善の利益を最優先とする子ども中心のチルドレン・ファーストの政策を実現します。
- 子どもの権利の保障を基本理念とし、子ども・子育て予算の倍増や具体的な子どものための政策を盛り込み、かつそれらを包括的・総合的に推進するための新たな行政組織創設の検討等を規定する「子ども総合基本法」の成立を目指します。
- 社会全体で子どもの育ちを支援します。
- OECD加盟国の中でも最低水準とされている日本の子ども・子育て関連予算について、積極的な積み上げを行い、結果として対GDP比3%台（現状の倍増）を達成し、社会全体で子どもの育ちを支えていきます。
- 子ども・子育てに関わる施策について、縦割り行政を排し、総合的な子ども・子育て支援を実施するため、早期に「子ども省」を設置します。
- いじめや虐待など子どもをめぐる問題が起きた場合に、子どもの権利を最優先に擁護し、客観的な第三者として調査権限と提言機能を備えた「子どもコミッショナー」を設置します。

ヤングケアラーの実態に即した支援

- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。（再掲）
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。（再掲）
- 自治体がヤングケアラーのアセスメントおよびケアマネジメントを行う部署を設置したり人材を確保できるよう、国が支援を行います。（再掲）

わいせつ教員等に対する対応について

- 日本版DBS制度（教職員や保育士、ベビーシッター等として子どもに関わる職場で働く際に、DBS（Disclosure and Barring Service：前歴開示および前歴者就業制限機構）が発行する「無犯罪証明書」の提出を義務付ける英国の制度）の構築を検討し、不適格者を審査できるようにします。

- 子どもたちへの性犯罪被害を未然に防ぐため、空き教室等、学校内等での死角をなくすための人的配置等を推進します。
- わいせつ行為を認知できるようになるための、子どもへの教育を推進します。
- 特別支援学校教員やベビーシッター等による知的障がい児等への性的虐待の増加を踏まえ、具体的な対策を検討します。

子どもの貧困対策強化

- 剥奪指標（社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの）など子どもを取り巻く困窮度が分かる実態調査を行います。
- 相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定するとともに、生活困難度等について多面的に見える化を図ります。
- わが国のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟国の中で最悪の水準にあることから、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給月額を1人当たり1万円増額するとともに、支給期間を20歳未満（現行18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）に延長し、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学を後押しします。また、支給は毎月に改めることで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。さらに、ふたり親低所得世帯にも月額1万円を支給します。
- ひとり親が資格取得のために講座を受講する際の負担の大幅な軽減や、講座受講時の子育て支援サービスの提供などの拡充を進めます。
- 障がいのあるひとり親家庭や生活保護家庭を支援する障害者加算、母子加算を継続し、障害年金、児童扶養手当の制度拡充を行います。
- 病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、ひとり親家庭に対する子育て・家事のヘルパー派遣を拡充します。
- 生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学の妨げとなっている世帯分離の運用を改善し、生活保護を受けながら大学・専門学校等へ通うことができるようにすることで、貧困の連鎖を断ち切ります。
- 就学援助制度の利用促進を図るとともに、入学前は前倒し支給を行います。
- 生活困窮者自立支援法による子どもの学習支援事業は任意事業にとどまり、自治体の実施率が低いことに鑑み、自治体に対する支援策を講じることを前提に、学習支援事業を必須事業とします。その際に全ての子どもの学びの場を確保するという観点を明確にします。
- 離婚後、住居の問題が発生することもあるため、保育機能や無料学習支援を受けられるキッズルーム等が完備された母子家庭等のためのシングル

マザー・シェアハウス、「サービス付き子育て賃貸住宅」の整備を検討します。

- 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設など公的関与の拡大を進めます。（再掲）
- 親から子に引き継がれる貧困の連鎖を断ち切ります。就学前教育や高等教育に対する負担軽減策を実行しま
- す。
- 「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策」をさらに推進し、教育と福祉の連携を進めるため、小中学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などを加速します。
- 貧困が子どもの栄養状態・健康に悪影響を及ぼし、その結果として学習、就労等の活動を阻害するという悪循環を断つため、公立小中学校給食を無償化します。「フードバンク」、「子ども食堂」の促進等の施策を官民連携して展開します。

社会全体で切れ目ない子育て支援

- 誰もが安心して出産・子育てができるよう支援を拡大します。妊婦健診費用、出産費用、幼児教育・保育費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長に合わせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行います。
- 出産育児一時金を出産費用の全国平均額まで引き上げ、出産費用を無償化します。
- 児童手当は、高校卒業年次まで月額1万5千円に延長・増額するとともに、所得制限を撤廃し、すべての子どもに支給します。

妊娠から出産までの支援の強化

- 妊娠前から出産・子育てまで一貫して子どもの育ちを支援し、家族全体の心身の健康サポートを行う日本版「ネウボラ」（子育て世代包括支援センターを中核とする子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワーク）を全国で推進します。
- 相談と実際の支援を連動させるため、産婦人科・教育機関・企業・保健所・児童相談所・マザーズハローワーク、周産期母子医療センターなどの関係機関を、日本版「ネウボラ」を軸に再構築し、ワンストップの支援体制を整備し、一層の支援を講じます。
- 母子とその家族が健やかに生活できるよう産後ケア事業を義務化するとともに、「産後ケアセンター」の開設と利用の促進を図ります。

- 母子手帳について、名称を親子手帳と併記することや、電子化に対応することなどを含め、検討を進めます。
- 子どもの成長、保護者、妊産婦も含めて切れ目なく成育医療・福祉・教育を推進します。
- 多胎児・多子の保護者が直面する困難や不安に寄り添った支援を強化します。
- 妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、いつでも対応できるよう、24時間対応の全国統一番号の電話ホットラインやSNS上の窓口を開設します。
- アフターピル（緊急避妊薬）を処方箋なしで薬局で購入できるようにします。
- 児童相談所の相談業務の対象に妊産婦も含め、若年妊娠など出産前からの相談体制を整備し、迅速に必要なサービスにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。
- 男女ともに年齢に応じた早期からの包括的性教育等により、予期せぬ妊娠を防ぐ一方、若年であっても家庭を持てる支援など、若者への教育、相談支援を強化します。

待機児童の解消

- 待機児童を解消し、利用希望者を「全入化」します。
- 潜在的待機児童も含め、待機児童の実態を明らかにして保育所や放課後児童クラブの必要な整備量を設定します。
- 待機児童の解消のために、保育所と放課後児童クラブを積極的に増やします。小規模保育所や一時預かりについては、保育士配置、子ども1人当たりの面積の基準の緩和を行うことなく、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、子どもの安全と良質な保育環境を守ります。
- 待機児童問題が解消するまでの措置として、待機児童のいる家庭がベビーシッターを安心して利用できるよう環境整備を進めます。

全ての子どもに質の高い保育・幼児教育を提供

- 保育所・認定こども園・小規模保育・放課後児童クラブなどを通じた保育等のサービスで、育児と仕事の両立ができる支援を充実させます。安全確保と万一事故が起きた場合の十分な補償のための体制を整備します。
- 保護者の就業形態にかかわらず、また都市でも地方でも安心して子どもを通わせることができるよう、幼保連携型認定こども園や小規模保育などへの給付制度を着実に実施します。
- 認可外保育所に対する指導を徹底します。

- 配置基準の見直しやICT等の活用を進め、保育所での子どもの見守りを強化したり、保育士の事務負担を軽減して保育士が保育に専念できるようにします。
- 休日保育等を拡充し、働く人を支援します。
- 病児・病後児保育と「子の看護休暇制度」を拡充します。
- 延長保育、夜間保育、障がい児や医療的ケア児の保育など多様な保育を充実させます。
- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ（ともに生きともに学ぶ）教育を大学教育に至るまで実現します。（再掲）
- 質を担保した上で小規模保育・家庭的保育（いわゆる保育ママ）を一層推進し、3歳以上の連携園が確保できるよう体制を整えます。多目的トイレや保育ママの自宅へのスプリンクラーの設置など、子どもの安全や保育の質の確保に影響のない規制については、省庁横断的に見直します。安全確保と万一事故が起きた場合の十分な補償のための体制を整備します。
- 一時保育、ベビーシッターについて、質の担保をした上で、保育時間の柔軟化、使い勝手の向上、複数の類似制度の整理に取り組み、安心して利用できる体制を整えます。
- 一時保育をインターネットで見ず知らずの人に依頼しなければならない実態を解消し、質の担保と責任を明確にした上で低料金、柔軟な保育時間で、子どもが安全に過ごせる保育施設の増設を進め、ベビーシッターについても安心して利用できる体制を整えます。
- 全ての就学前教育・保育の無償化を推進します。政府の幼児教育・保育の無償化では、0～2歳の子どものいる家庭については、住民税非課税世帯だけが無償化の対象であるため、所得制限をなくし、0～2歳の全ての子どもが幼児教育・保育の無償化の対象となることを目指します。
- 現在、無償化の対象となっていない「幼児教育類似施設」を対象とすることを検討します。
- 企業主導型保育事業と事業所内保育事業については、質の担保のために地元自治体の関与を強め、両者の統合を図ります。事業所内保育所が従業員のニーズを把握し、過不足なく保育士の配置等、質の担保されたものとして設置・運営されるよう改善に努めます。企業主導型保育事業は適切な設置基準等で質の担保を徹底します。
- 保育士や幼稚園教諭、放課後児童クラブや児童養護施設等で働く全ての職員1人当たり月額5万円の賃金引き上げを行います。まず、緊急的な措置として、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善法」の制定により、政府の処遇改善策からさらに支給対象を拡大、支給額を増額（プラス月額1万円）しま

す。それとともに、保育士のキャリア、スキルを「見える化」するキャリアカード制度を作り、就職、復職などを促します。また、保育所等の人件費比率を評価基準として公表するとともに、委託費の流用を厳格化することで保育士等の処遇改善を確認します。

- 保育士の確保を進めるため、自治体間の連携を促し、保育園ポイント（保育所入所基準指数）制度の適用について保育士自身の居住自治体に限るという条件を外すなど、運用を改善します。
- 地方自治体による保育所等への事前通告なしの立ち入り調査、通報窓口の充実や民間監査の活用により、保育の質を確保させます。
- 保育と教育に関わる事故のデータベース化と情報公開、自治体や第三者検証委員会の設置を促進し、保護者が保育所等を選べる体制を作ります。
- 保育士、幼稚園教諭の教育段階の統合を検討します。認定こども園への円滑な移行促進のために保育士と幼稚園教諭の資格の統合を検討します。給与や勤務時間等の待遇格差を改善します。
- 大規模集合住宅の建設に当たっては、事業者等と連携しつつ、人口増等による保育需要を想定した保育所整備、子育てのしやすい都市計画、まちづくりを進めます。

産休・育休制度の充実、仕事との両立支援

- 子どもにとっての生活時間と生活習慣の獲得、情緒の安定、安心できる居場所の保障のために、保護者が子育てと仕事を両立できる社会をつくります。
- 家族（とりわけ子ども）のための休暇や休業制度の整備と、その取得が男女や雇用形態等の差別なく可能な就労環境を確立します。
- 男性も女性も出産・育児休業を取得可能な就労環境を整備します。
- 産休・育休取得による既入園児の退園措置を撤廃します。
- 育児休業取得後速やかに育児休業給付金の支払いが行われるよう検証を行います。
- 育児休業給付金の支給対象期間延長のための不承諾通知書（入所保留通知書）をハローワークに提出する義務を撤廃します。
- テレワークの推進、やむを得ず退職した社員の再雇用制度、育休の延長や時短勤務など仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者を支援します。
- 代替要員の確保の支援等により男性も女性も雇用形態にかかわらず育児休業を取得できる環境を整備するため、「中小企業両立支援助成金」を拡充します。
- 育児休業取得後の復職支援策を進めます。
- 短時間勤務の取得を性別や雇用形態にかかわらず促進します。

- 女性の社会参加に不可欠な男性の育児参加の抜本的拡充に取り組みます。
- 夫婦協同育児や子育てシェア等の推進により、「3歳児神話」（3歳までは母親が子育てに専念すべきだという考え方）からの脱却を目指します。
- 育児休業給付を、雇用保険制度から独立させ、国の負担による新たな制度を創設します。これにより、これまで雇用保険に加入できなかった非正規雇用者やフリーランスも育児休業給付を受けられるようにします。
- 男女ともに育休中の賃金補償を実質100％とする雇用保険法改正を実現します。また、育休の取得によってボーナスの支給額が減少する企業が多いことを踏まえ、減少するボーナスについても一定程度手当てできるようにします。あわせて、育児休業給付の上限も見直します。
- 育児休業の代替要員確保を支援することなどにより、男性の育児休業取得率向上を目指します。
- 男性の育休取得促進に関して具体的な数値目標を設定するとともに、きめ細かな実態調査と分析に基づく実効性の高い方策を展開します。
- 育休の一定期間を父親に割り当てる「パパクオータ制」、男性を含め一定期間の育児休業付与の義務化の導入も含め、男性の育児休業取得率向上などのためのイクメンプロジェクトを拡充し、イクメン支援を行います。
- 介護休業、育児休業の代替要員として働く人が自らのスキルを高めるとともに、十分な給与や十分な失業給付を受けることができ、非常に短い期間の雇用であっても厚生年金・健康保険に加入できるようにするため、教育訓練、失業給付、社会保険に特例を設けることや、中小企業が育児休業取得者の代替要員を確保した場合に支給する「両立支援等助成金」について支給額の引き上げを含めた見直しを行うことを目指します。（再掲）
- 国民健康保険の出産手当金や傷病手当金の制度は、手当を支給するかどうか自治体の定める条例に委ねられています。支給を積極的に推進するため、条例を制定した自治体を財政的に支援します。（再掲）
- 「両立支援等助成金」については、育児や介護を理由に短時間勤務で働く人の代替要員を確保する際にも支給されるようにすることも検討します。（再掲）
- 産休・育休中に住宅ローンが組めないなど、取得に伴う不利益を禁止するとともに、ハラスメント対策に必要な措置を講じます。
- 育休を取得する場合の社会保険料免除制度を改善します。
- 介護休暇（原則1年に5日）と同様、育児についても育児休業制度や子の看護休暇（原則1年に5日）とは別に休暇制度を創設します。
- 国家公務員だけでなく、地方公務員についても、超過勤務の縮減に向け、数値目標と達成期限を設定します。
- 男性の育児休業取得促進、各種ハラスメント対策、「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）」への対応等については、自主的な取り組み

に委ねるだけでなく、国の方針としての政策誘導等、必要な措置を講じます。

子どもの居場所づくり

- 子どもが遊びと体験を通じて、生きる力を蓄える居場所、体験の機会を整備します。
- いじめや不登校、部活動、進路など、子どもたちの悩みや苦しみに寄り添うため、さらなる少人数学級の推進、学校現場への専門家配置、フリースクールへの支援を積極的に行います。
- 放課後児童クラブの整備を積極的に行うほか、学童保育の待機児童対策として、国からの整備費・運営費予算の増額、学校の余裕教室等の活用、職員の待遇の改善、事務処理の簡略化など学童保育の行政的支援、法的整備にさらに取り組み、学童保育の量と質を確保します。
- 学童保育の質や安全配慮に関わる基準の向上を目指します。
- 子育て支援としてのみだけでなく、子どもが自ら育つ場として、学習支援の場として、また、家庭への支援・貧困対策の観点から異年齢集団での活動・生活体験・社会体験をする子育ちの場として、子ども食堂・学習サポート事業などの設置を促進し助成を拡大します。
- 放課後デイサービスの現場の実態に即した報酬改定や質の確保、児童発達支援管理責任者の研修制度の課題に取り組みます。
- 図書館、企業や公的施設などに、親が安心して子どもを連れて過ごせる居場所をつくります。

若者の居場所づくりと活躍支援

- 気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の交流場所、勉強場所、食事などを提供する拠点をつくります。
- 急増する若者の自死防止のため、相談・支援・見守りを強化し、直面する困難や孤独解消を目指します。
- サブカルチャー・ダンス・ミュージック・ゲーム・スポーツ・文化芸術等の活動の拠点づくりや育成を支援するなど、一人一人の個性を生かし、チャレンジを支えます。職場体験・自然体験・地域や異世代交流の機会を増やし、自己肯定感と生きる力を高めます。ワークルール・消費者教育等の強化により、不当な行為に加担しない、被害に遭わない力を醸成します。
- 元保育士、子育て経験者、元教師など地域の人材を活用し、思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる拠点と体制を作り、支援します。
- 子どもが不安や悩みを相談するための、文部科学省の「24時間子どもSOSダイヤル」などについて、IP電話やSNSでも対応できるように施策を講じます。

- 高校の未卒業者等の実態把握と相談・支援ができる機能を強化します。

社会的養育環境の整備

- 子どもの成長を保障するため、家庭的養育優先の理念を尊重し、子育て支援のほか子どもと過ごす時間の確保や子どもの生活時間を尊重した保護者の働き方の改善等保護者の取り巻く環境整備に努めます。
- 実親による養育が困難であれば、子どもの時間感覚を尊重し、裁判所が早期に介入できるよう期間を設定することなども含め、親子分離、代替養育として特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育等を推進する社会的養育環境を整えます。
- 家庭的な養育環境を確保するため、乳児院併設型の小規模児童養護施設を整備します。
- 児童養護施設等退所後の自立支援のため、安心できる居場所の確保や相談機能の充実などを強化し、成人後の経済的支援についても検討します。
- 特別養子縁組促進法の下、実親が育てることが困難な子どもも家庭的な環境で育つことができるよう、実親の支援、特別養子縁組制度の周知なども進めていきます。
- 乳児院・児童養護施設などの児童福祉施設の居住環境の向上、職員の増員、待遇改善など社会的養護環境の抜本的見直し、児童養護施設退所後の自立援助ホームの充実および財政支援などを進めます。
- 里親制度に対する広報の強化と里親の育成や支援強化に向け、児童相談所および児童家庭支援センター等の体制強化を進めます。

子どもを性犯罪被害から守る

- 暴力を防止する教育を義務化し、暴力被害に遭った子どもへの個別対応を適切に行える体制を整備します。
- アダルトビデオ（AV）やいわゆるJKビジネスによる女性・子どもの被害防止、被害者救済・支援、加害者取り締まり等のために、実態把握を進めます。既存の法制度を適切に運用・周知するとともに、包括的な法整備を含む必要な改善策を検討します。
- 若年世代の予期せぬ妊娠を減らし、また性暴力被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢に応じた早期からの包括的性教育を行うとともに、相談、情報提供を行う拠点の整備を検討します。
- 子どもを性暴力から守るため、被害者の同意の有無にかかわらず強制性交等罪等が成立する年齢（いわゆる性交同意年齢）を現行の13歳未満から16歳未満に引き上げる刑法改正を実現します。（再掲）

- 性的虐待・暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大、深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。子どもへの性暴力については「性暴力被害者支援法案」により、医療機関でのクライシス対応が可能な支援センターの設置や専門職員の配置など性暴力の被害者となる子どもに対する支援を強化します。
- 性犯罪捜査・公判などの過程で、被害者である子どもにさらなる負担を負わせることがないよう、司法面接制度を改善、普及させ、人材育成、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。
- 児童・生徒への性犯罪の厳罰化を検討します。
- 未成年者に対する性暴力に係る公訴時効について、被害者の視点から検討を行います。

児童虐待および不幸な死を防ぐ

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を推進します。
- 中核市および特別区について、児童相談所を必置とします。
- 児童虐待を受けた子どもたちの保護と虐待防止対策を進めます。保護を必としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図り、関係する民間団体との連携と支援を強化します。
- 児童相談所の体制を強化するとともに、子どもの利益を優先する環境を整えます。児童心理司など専門職員の配置を強化することや、児童福祉司を増員し、配置基準を人口2万人当たり1人にすることを目指します。相談対応職員の常勤化と処遇改善も図ります。
- 児童相談所、家庭裁判所、警察、自治体、医療機関、教育機関、性暴力相談支援センター等関係機関や地域との連携強化および情報共有を促進します。とりわけ転出等に伴う情報引き継ぎの通知を徹底します。
- 児童相談所と警察の間の情報の共有に関する協定の締結を促します。
- 学校や保育所等、幼稚園、養護教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校医（医科、歯科）や地域の医療機関、地域の福祉機関やNPO、児童相談所、居場所（児童館・学童保育・プレイパークなど）が連携し、子どもたちがどこに相談しても、誰が発見しても子どもたちを見守りサポートできる体制を整えます。
- 第三者的立場で相談、調整、支援する子どもの権利擁護センター等、子どもの最善の利益を考えた仕組みをつくります。
- 児童虐待死亡事件の半数以上が0歳児である実態を踏まえ、市町村の子育て世代包括支援センターの体制・機能強化を図ります。また、特別な事情により希望する人が匿名で出産できる制度を検討します。

- 通告に応答できるコールセンター（児童相談所虐待対応ダイヤル、189）機能を強化し、緊急度・重症度を判別した上で、適切な保護・調査機関に振り分けることができるようにします。
- 乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診を普及促進し、虐待の早期発見にもつながるよう小児歯科検診の充実に取り組みます。
- 幼児教育・保育は、集団で過ごすことで得られるものがあり、子どもにとって有益であると指摘されています。そのため、全ての子どもが幼児教育・保育を受けられるようにすべきであり、さまざまな理由で保育所や幼稚園に通えていない「無園児」の解消を目指していきます。
- 親が教育等に必要な範囲で子どもを懲戒できるという民法822条の「懲戒権」規定を早急に見直します。
- 親権者が児童に体罰を加えた場合の親権停止等のあり方について検討します。
- 児童虐待防止対策とDV防止対策との連携を強化します。配偶者からの暴力を受けている者を発見した者について、努力義務とされている通報を義務化します。
- 事故や虐待で死亡した子どもの事例を記録・検証するチャイルド・デス・レビュー（CDR）を徹底し、再発防止につなげます。
- 若年層の自死数は急増傾向にあり低年齢化しています。小中高校での相談体制の強化と意見表明権を保障する仕組み作りを進めます。身近な友人の間で安心して相談し合えるよう、学校の学びにも組み込む等環境をつくります。

ワーク・ライフ・バランスの実現

- 男女がともに家族としての責任を担い、健康で仕事とともに自己啓発や地域活動もできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となる法律を作ります。
- 妊娠出産の権利と「家族と過ごす時間」を保障するためにも、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を義務付ける「勤務間インターバル規制」を導入します（再掲）。
- セクハラ、マタハラ、パワハラ、パタハラなどあらゆるハラスメントを禁止するとともに、職場でのハラスメント防止環境を整備します。
- 育児休業後の職場復帰支援の充実、キャリアの継続、給与などの待遇面の改善を企業の責務として法律に明記します。
- ファミリー・サポート・センターの抜本的見直しを図り、子どもの安全の責任の所在を明らかにするとともに、SNSを活用し、保護者の利便性を高めます。

- 母性保護、授乳権の確保の観点からも、妊娠・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援を拡充します。（再掲）
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。（再掲）

民間団体の支援

- 子育て支援、暴力被害者支援などを行うNPOなどの民間団体が行政と対等な立場で連携し、活動しやすくするための環境を整えます。
- ニーズに合わせて必要なDV被害を受けた母子の支援プログラムを作る民間団体が安定的に活動を継続できるよう、人件費を含め、国や地方自治体が予算を助成し、効果的なプログラムの全国展開を可能にします。また、NPOなどの民間団体の事務処理の負担を軽減する体制を作ります。
- 地域の中で人材を育成し、子どもの育ちや、助けを必要としている人を支える体制を作ります。

インクルーシブ教育の推進

- 幼児期から貧困、障がい、性的指向・性自認（SOGI）などさまざまな困難によって子どもたちが不利益を被ることなく、ともに学び合い、支え合う包容力あるインクルーシブ（包摂的）な社会づくりの素地をつくります。あらゆる人が孤立したり排除されたりしないように支援し、社会の一員として包み、支え合う社会を目指します。
- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ（ともに生きともに育ちともに学ぶ）教育を大学教育に至るまで実現します。（再掲）

多様な教育機会の確保

- 学齢に関わらず就学を希望する人への教育機会を確保し、夜間中学、フリースクール、フリースペース、定時制、通信制など「多様な学びの場」を用意し、どのような選択をしても十分な教育が受けられる環境を整備します。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に則り、たんの吸引や経管栄養などを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的

ケア児の保育や学校教育等を受ける権利を保障するために、看護師を保育所や学校等に配置することや、研修を受けた介護福祉士等を学校に配置するための環境整備を進めるとともに、通学支援などを拡充し、希望する学校等に通学しやすい環境を整えます。医療的ケア児を家庭だけでなく社会全体で支えるための支援事業を拡充します。

- 闘病中の中高生の学びの支援として、全国の小児がん拠点病院に高等部を設置し、長期入院中の私立学校生にも院内学級との二重学籍を認めるとともに、院内学級への教員配置を増やすなど、AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者の学びを保障します。（再掲）
- 妊娠した生徒や学生が退学することなく学業を継続できるよう環境を整備します。妊娠退学についての全国調査を行い、妊娠による学びが絶たれることがないように、学業を継続し、卒業後まで見据えて、ソーシャルワークと保育が寄り添い伴走していく体制を構築します。
- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援など家庭のさまざまな事情に沿った施策を行います。
- 発達障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、2016年に施行された改正発達障がい者支援法に基づき、発達障がいの疑いのある児童や保護者への支援、教育上の配慮、就労の支援、地域での生活支援を充実させます。さらに関係機関と民間団体の間での支援に資する情報の共有、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がい者の家族等への支援等を着実に進めます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員のあり方について検討します。
- 保育所、学童保育などで作業療法士等と連携するなど発達障がい児への対応を進めていきます。
- 発達障がい児に対する地域や保護者等の周囲の理解が進むように環境を整備します。

被災児童等の支援

- 子どもの心身のケア、就学支援を長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。
- 健康や将来に対する不安を払しょくできるよう、「子ども・被災者支援法」（「東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。
- 被災者・児童のニーズ把握・支援について、ジェンダーや性的指向・性自認（SOGI）、複合差別への視点からも東日本大震災、阪神大震災等の検証を行います。

経済産業

新産業創造・新雇用創出

- イノベーションを下支えするため、財政的な支援のほか、ビッグデータの活用支援、特区制度、国境を超えた人材技術交流、社会実験のための環境整備、規制等の障壁の除去などをスピーディーに進めます。
- テクノロジーファーストを軸に据えて、民間の企業、起業家、大学、研究機関等が進める技術開発やイノベーションの後方支援を行います。
- 2050年までの脱炭素化社会実現に向け、電動自動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等の促進、地域の脱炭素化を促進するまちづくりの観点での電動自動車等の活用、自動車製造等の各段階や製造等に必要な電気の発電段階での脱炭素化、労働力の公正な移行、国際協力の推進等、総合的施策を通じて、わが国の基幹的な産業である自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図ります。
- 新型コロナウイルスに対応するワクチンの国内研究・生産をはじめ、医薬・バイオに携わる事業者への支援を拡充します。
- グリーン（環境・エネルギー）、ライフ（医療・介護・保育）、カルチャー（観光、文化）、農業の6次産業化、「ものづくり」を横断的に担う中小企業などの地域資源をいかした事業への投資を促進し、地域での多様な事業主体の活躍の場を広げ、経済を活性化し雇用を創出します。
- 新産業やベンチャー企業の創出に向けた人材育成を進めるとともに、投資減税などにより、第4次産業革命（IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ、自動運転等）や最先端の技術革新などを後押しする研究開発、生産性向上に係る支援を拡充します。
- 産官学、中小-大企業、国内外の企業家など異分野のプレーヤー同士を結び付ける手法（オープン・イノベーション）を積極的に活用することで、「能力が発揮できる・生活の質を高める」ためのテクノロジーを推進し、日本発の「世界で戦える産業」を育成します。
- シェアリング・エコノミーのあり方を検討し、その法的、社会的基盤整備を推進します。
- キャッシュレス化を推進し、決済手続の省力化等の利便性の向上、データ利活用による消費の活性化を目指します。
- 政府系資金を呼び水に民間投資と合わせて年間20兆円規模以上の研究開発費を確保します。
- 斬新な発想、アイディアが生まれる環境を整備し、ベンチャー企業の創業を支援します。また、起業家が定住しやすい環境整備を進め、グローバルマーケットで戦い続けることのできる産業育成を目指します。

- 特定条件下での完全自動運転(レベル4)、完全自動運転(レベル5)を世界に先駆けて社会実装するため、研究・開発の支援と道路交通法をはじめとする法整備を総合的に進めます。

持続可能な経済成長

- 分権・分散型で内需主導の経済をつくり、公正な分配を推進することによって、持続的な経済成長と分厚い中間層の復活をめざします。
- 低賃金で人手不足が続いている介護や農業などの産業に対して、最先端のIT技術やロボット技術などの導入を積極的に進めます。
- 社会的投資促進税制などにより、身近な分野で共助の精神に基づいて活動するNPO団体などを支援します。

中小企業

- 中小企業憲章の理念を守り、中小企業の生産性向上と、新事業の創出や起業、事業承継を支援します。
- 産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育てるため、中小企業憲章の理念を実践します。また、中小企業や、創業間もない企業への支援を強化します。
- 中小企業へのきめ細かな支援体制を構築するとともに、ものづくり技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、ODAを活用した海外展開支援などを一元的に推進します。
- 世界で活躍できるメイドインジャパンの企業を数多く輩出するためにスタートアップ支援を行うとともに、既存中小企業の成長産業・高付加価値創出産業への転換や、人材確保策・事業承継への支援を強化し、中小企業の継続と発展を支えます。
- AI・ドローン・自動運転車・ロボット・ブロックチェーン・フィンテックなどの先端技術を中小企業が導入しやすい環境を整備し、中小企業の産業革命を牽引します。
- 過疎や人口減少・高齢化による地方の課題に対して、解決につなげるための新しい技術を導入する自治体や中小企業の取り組みを支援します。
- オーダーメイド型の企業支援サービスを拡充し、「企業サポート行政」を積極的に展開します。
- 地域の自主性を尊重しつつ地方都市のコンパクトシティ化を推進します。その際に、地産地消のエネルギー社会を進め、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進を図ることで中小企業の仕事づくりにつなげます。加えて、意欲を持って努力と創意工夫を重ね、個性や可能性を存分に伸ばすことができる地域経済を実現します。また、大店舗が出店する際には、近

隣の商店街や住民との間で、営業時間やまちづくり等について話し合いをするための事前協議制度を設けます。

- 中小企業の生産性向上のため、研究開発、人材、IT、デザインなどソフト面への支援を強化します。
- 中小企業・小規模事業者・個人事業主・フリーランス等を支援する税制の強化・改善に取り組みます。特に、外形標準課税の中小企業への適用拡大はしません。
- 中小企業への融資は、融資の際に不動産担保・人的保証に過度に依存することなく、中小企業の自立と発展に一層資する制度となるよう改革を行います。また、中小企業経営者への融資について、第三者連帯保証の原則禁止を徹底します。
- 製造業が対象となっている減税（設備投資減税・研究開発税制・固定資産税減免等）や補助金制度について、非製造業に適用拡大することを検討します。（再掲）
- 小規模事業者などの経営の効率化を図るために、中小企業組合（企業組合、協業組合含む）の起ち上げと運営を支援します。
- 中小企業の円滑な事業承継を促進するための制度改革に取り組みます。中小企業の持つ技術の価値を見出し、将来のものづくりの担い手に技術を伝達するための環境整備に努めます。単なる事業承継にとどまらない、事業の拡大発展のためのアドバイス、人材および事業マッチング支援を実施します。
- 中小企業の工場や仕事の現場において安全対策の充実を促進するために、働く者の安全に資するための設備投資に対して、支援制度を設けます。
- 中小企業の知的財産権を活用した技術革新を促進するために、弁理士などを活用した取り組みに対する補助制度を創設します。
- 中小企業の交際費課税の特例について、拡充を検討します。（再掲）
- 自動車整備士やバス・トラック運転手など、深刻な人手不足が生じている現場人材の確保に向けて、若者や女性等が魅力を感じる職種となるよう、働き方の見直しや働く環境、労働条件の改善などを着実に推進していきます。（再掲）
- 新規の正規労働者に係る社会保険料の事業主負担を軽減する「社会保険料・事業者負担軽減法」を制定して、企業活動を支えるとともに、従業員の手取り増と生活の充実へつなげます。
- 大企業と中小企業等との間の適正かつ公正な取引環境を実現するため、優越的地位の濫用に対する規制など独占禁止法の運用の徹底や、下請取引の適正化に向けた監視の強化等を図ります。
- デジタルプラットフォーマーに関わる取引についても、適正な競争環境の整備に努めます。

ものづくり・人材育成

- 日本のものづくりの現場を支える人材の育成を強力に後押しします。高校への多様な専門科の導入、高等専門学校、専修学校、工業高校等への支援を拡充します。大学等でも研究、開発やものづくりの基盤を支える高度人材の育成を推進します。
- 生涯を通じて社会人の職業訓練を支援するとともに、セーフティネットを強化した上で成長分野への人材移動と集積を進めます。
- 人材育成に当たっては、高度な専門領域に精通する人材育成に加え、技術の複合化に応えるため、複数の専門領域を学べる環境整備を進めます。また、即戦力の育成や働く場の確保につなげるために、教育機関と企業等との連携も視野に入れた人材育成に取り組んでいきます。
- 同業者、異業種企業、大学等教育機関、研究機関、政府の間の交流・連携を推進し、産業全体の総合力を高め、日本のものづくり競争力を強化していきます。
- 第4次産業革命に対応した経済産業政策の充実とあわせ、時代を先取りし第5次産業革命をリードするプラットフォーマーを生み出すことを目指し、人材育成、基礎研究支援を行います。

海外展開

- ODAなどを活用した中小企業の海外展開支援や、水・鉄道・都市開発・医療システムなどインフラのパッケージ輸出を積極的に推進します。また、エネルギーの調達先を多様化するとともに、わが国の優れた技術を生かした環境協力プロジェクトを進めます。
- 特許や著作権など、知的財産を守り積極的に活用するため、国際的な知的財産戦略を推進します。また、日本の食文化やコンテンツを海外に積極的に展開し、ソフト分野でも稼ぎ、雇用を増やす産業構造をつくります。
- 海外で展開する事業者等に対して、新型コロナウイルスをはじめとする感染症など予見不可能な被害に対して、公的に支援する制度を設けます。

フリーランス支援

- 従業員のような扱いをされているフリーランスが、労働者として保護されるように、労働関係法令を見直します。
- キャンセル料や経費、著作権などでフリーランスが損をしないように、国の作った標準契約書による安全で対等な契約を推進します。
- 労災保険・社会保険の適用対象を拡大するとともに、フリーランスの特別加入労災保険への加入を支援します。

- フリーランスや芸術家・芸能従事者のために、ハラスメントとメンタルの相談窓口や第三者調査機関をつくります。
- 芸術家の地位と権利を守り、生活基盤を支える「芸術家福祉法」を制定します。

エネルギー

気候危機対策

- 気候変動は人類存亡につながる人類共通かつ最大の脅威であり、その影響はこれまでにない厳しい気象現象や生態系へのダメージなどの形で顕在化し気候危機といわれる時代を迎えています。将来世代への責任を果たすため、あらゆる施策を総動員し、気候危機からの脱却を実現します。
- 気候危機対策を強力に推進し、2030年の再生可能エネルギーによる発電割合50%および2050年100%をめざし、2050年までのできる限り早い時期に化石燃料にも原子力発電にも依存しないカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）達成を目指します。
- パリ協定の目標を達成するため、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー50%の導入等により、2030年に2013年比55%以上の温室効果ガス削減を目指します（60%削減も実現可能と検証済）。
- 国民の意見を気候変動対策・エネルギー政策に反映させる仕組みを作ります（抽選による国民会議の設置＝くじ引き民主主義）。
- 将来世代への影響を長期的観点から検討する「未来世代委員会」を創設し、公平公正で開かれた科学的な政策議論を行い、国会や政府に対して提言・勧告を行うことができるようにする、「未来世代法」の制定を目指します。
- 技術革新に過度に依存せず、既存の省エネ・再エネ技術で最大限の温室効果ガス削減を行います。国民の意見を気候変動対策・エネルギー政策に反映させる仕組みを作ります。
- 再生可能エネルギーの最大限導入と、水素エネルギー等の活用により、2050年までにカーボンフリー電源化を実現します。
- 全体としての税負担の軽減を図りつつ、気候危機対策を推進するためのカーボンプライシング・炭素税のあり方について税制全体の見直しの中で検討を進めます。
- 石炭火力発電からの転換を図り脱炭素化の設備投資を支援するとともに、EV・HVや燃料電池車などの普及で運輸部門の脱炭素化に向けた取り組みを支援します。
- 強力な温室効果ガスであるフロンについては、その回収を徹底するとともに、助成制度の充実等により速やかな自然冷媒など代替物質への転換を推進します。
- 2030年までの期間に公的資金50兆円を集中的に投入し、脱炭素社会を実現するとともに日本経済の構造変革、日本産業の成長分野における競争力強化を実現します。

- 産業社会のグリーン化を推進することにより、再生可能エネルギーや蓄電技術など新しい成長産業分野において250万人の新たな雇用の創出を目指します。
- 各産業の脱炭素化を進めるにあたり、地域振興、新産業育成、雇用の公正な移行を強力に支援します。特に雇用については新しい成長分野における雇用創出を進めると共に、雇用環境の激変緩和、失業対策として、企業の雇用維持支援、職業教育施策の充実、雇用転換にともなう所得補償制度などを法制化します。
- 産業競争力強化の観点から、製鉄産業などエネルギー多消費産業、脱炭素への対応が求められる自動車産業等へ、産業構造変革を促す財政支援を一層強化します。大きな投資が見込まれる設備更新については、前倒しで実施できるよう各企業の成長戦略を後押しする支援を行います。
- 地球温暖化対策に関する国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、再生可能エネルギー導入目標の設定、省エネルギーの徹底、技術開発、環境外交の推進、適応等を盛り込んだ基本法の制定を図ります。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立を図ります。
- 気候危機リスクの開示を進めることなどにより、環境金融やESG投資（環境、社会貢献、企業統治に配慮する企業への投資）を促進します。

エネルギー

目標・方向性

- 気候危機対策を強力に推進し、2030年における再生可能エネルギーによる発電割合50%程度および2050年100%をめざし、2050年までのできる限り早い時期にカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）達成をめざします。
- 省エネルギーの取り組みを強化して、2030年に最終エネルギー消費30%削減（2013年比）、2050年には同60%削減をめざします。
- 産業部門については、補助金、税制優遇等の施策を充実させ省エネ設備への更新を促進し、2030年に全工場の80%で優良工場並のエネルギー効率を実現します。
- 省エネルギーのさらなる推進とあわせて、日本の資源である再生可能エネルギーを最大限活用することで、年間20兆円を超える資源輸入のための国富流出を止め日本経済の成長につなげ、再生可能エネルギー中心の災害に強い地域分散型エネルギー社会を実現します。
- 2030年までに省エネ・再エネに200兆円（公的資金50兆円）を投入し、年間約250万人の雇用創出、年間50兆円の経済効果を実現します。

- 災害に強く持続可能な社会づくり、少子高齢社会や消滅可能性都市やインフラ更新などの社会課題に対して、エネルギーを呼び水として、新しい社会の創造を模索します。
- 自治体・エネルギー企業・組合方式の運営主体などが共同参画し、地域内の発電所等からの熱を積極的に活用するまちづくり、地域の状況に合わせた親和性の高い再生可能エネルギーの導入の推進、エネルギーの地産地消を通じた分散型エネルギー社会を目指すスマートコミュニティへの転換を推進します。

新規技術・国際貢献

- グリーン＝環境・エネルギーインフラ分野、ライフ＝医療・介護分野、ローカル＝地域資源を生かした地域活性化・観光分野と、あらゆる産業分野におけるデジタル関連の研究開発などを支援します。
- グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。グリーン（環境・エネルギー分野）をわが国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造を図りつつ、地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これによって、再エネ・省エネ産業の市場と雇用を拡大し、成長率のかさ上げと持続可能な経済社会を目指します。
- 日本のものづくり産業の省エネルギー化・脱炭素化に向けた技術開発およびその実装を支援し、日本のものづくり産業の活性化と世界の脱炭素化に貢献します。
- 鉄鋼分野での水素還元技術を世界に先駆けて実用化するため、国の財政支援を行うこと等により、カーボンニュートラルを進める中においても、鉄鋼産業の競争力・持続可能性の確保と雇用維持を図ります。
- 自動車分野でのカーボンニュートラル実現のための技術開発への支援、脱炭素エネルギーインフラ整備、電動車購入支援等を国が大胆に行うことにより、自動車の脱炭素化で世界をリードし、日本の自動車産業の発展と雇用の維持を図ります。
- 電気自動車（EV）の充電ポイントや水素スタンドの設置支援、EV・ハイブリッド車（HV）・燃料電池車の普及促進、公共交通機関の脱炭素化への公的助成の拡充など、脱炭素化の基盤整備を強力に進めます。
- 一人一人の命と暮らしを支え合う経済システムや低廉で安定かつ低炭素なエネルギーシステムを確立します。その際には、雇用の公正な移行を維持します。
- 環境エネルギー分野での革新的技術開発と実用サービス展開を図るため、「スマートグリッド革命」を推進します。具体的には、再生可能エネルギーの安定的な利用と国民全体の省エネ・節電行動の拡大を同時に実現す

るため、①あらゆるレベルでのエネルギー管理システム（EMS）の普及促進、②デマンドレスポンス（需要応答）の導入、③民間資金を活用した日本版グリーンニューディールの導入を図ります。

- IoT、AIなどの最新デジタル技術、蓄電技術、VPP（バーチャル・パワー・プラント）等の高度な需給コントロールシステム、海流発電、小型高効率地熱発電の開発・導入を加速し、省エネ・再生可能エネルギー分野を日本の経済成長の柱となるように育てます。
- 次世代のエネルギー関連技術の開発に国を挙げて取り組みます。次世代型太陽光パネル、洋上風力発電、環境調和型地熱発電（地熱のカスケード利用等）、海流発電、高効率蓄電技術、直流ネットワーク、再生可能エネルギーと組み合わせた水素利用モデル、IoT技術に基づくスマートコミュニティ、デマンドレスポンス、グローバルなエネルギー分配に向けた送電線の開発など、新たな技術開発を加速化させます。
- 次世代のエネルギーとして注目される核融合技術については、主要国の連携のもと進むITER計画への参画等を通して、その安全性、科学的・技術的実現性について検証します。
- 波力発電、潮力発電など、新たな再生可能エネルギー技術の開発を進めるとともに、Power to Gas等の余剰電力対策の実用化を目指します。
- 次世代の蓄電技術（全固体電池等）の開発を支援します。
- 世界的には再生可能エネルギーは最もコストの低いエネルギーとなっていますが、日本では未だ十分にコストが低下していないことから、技術開発、関連産業の構造改革などを通じてさらなる低コスト化に取り組み、国民負担の軽減を図ります。
- 再生可能エネルギー、蓄電技術への支援を強化し、太陽光パネル、風力発電設備などの再国産化を目指します。
- 世界では再生可能エネルギーは新しい産業として雇用を生み出し世界の経済を牽引するエンジンとなっています。日本でもこうしたエネルギー分野での成長の果実を享受できるよう、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大を目指します。
- 住宅断熱の義務化・省エネ努力の見える化など、日本の持つ優れた技術の飛躍的な普及を図るとともに、熱供給などのエネルギーインフラ整備を推進します。世界最高水準の省エネルギー社会を実現し、日本の技術を海外にも広め、世界の脱炭素化に貢献します。
- 再生可能エネルギーの普及を通して、エネルギーをめぐる紛争や貧困、格差、気候危機といった課題の解決に日本として積極的に貢献します。再生可能エネルギーを核とした社会インフラの整備について、資金と技術（含む人材育成）をパッケージで提供し、支援国・支援地域の自立的内発的発展を促します。

- CCS（二酸化炭素回収）、CCUS（二酸化炭素回収・利用）などの次世代エネルギー関連技術の実用化に向けた支援を行います。

分散型・スマートコミュニティ

- 再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消や、省エネルギー、蓄電技術の向上などで、地域の活性化と雇用創出を図ります。
- 持続可能な社会への転換に投資し、新たな市場・産業・雇用を創出します。再生可能エネルギーやエネルギー効率化、エネルギー市場のデジタル化、自動運転による共有型モビリティー等に官民の投資をシフトすることで、エネルギー輸入に伴う海外への資金流出を抑制し、地域で資金が循環する「分散ネットワーク型の持続可能な社会」を構築します。
- エネルギーの地産地消を推進し、エネルギーの自給を通じて地域でお金を回すことにより、地域の自立、地域活性化と雇用創出を図ります。これを実現するため、分散型エネルギー社会推進のための法律の制定を目指します。
- 地域の工務店、電器店を中心に建物の断熱化や省エネ機器への切り替えを進める支援制度を創設します。省エネの初期投資の負担軽減のため融資制度を創設します。
- 公営住宅の断熱化を推進するとともに、低所得世帯向けの省エネ家電製品への買換を公費によって行うなど、福祉的エネルギー転換施策を創設します。
- 発電に利用されていないダムによる水力発電の推進、温泉の持つエネルギーの農業等への有効活用などを進める法整備を行い、エネルギーの地産地消を推進します。
- 地域主導再生可能エネルギーの普及により、地域の経済循環、地域の自立的発展につなげます。地域の特性を生かした再生可能エネルギーの開発を進め、地域の中小企業、地方自治体、市民組織等が活躍する地域再生、活性化を実現します。
- 地域内で発電された電力については、系統向けの売電や固定価格買取制度（FIT）を経由させない地産地消を原則的に優先させ、有効に利用するために規制を緩和して域内送電線を適切に敷設するとともに、昼夜のバランス等を勘案し、スマートコミュニティ内で適切に電力消費できるような環境の整備を図ります。
- 工場立地地域や商業地域、田園地域など、それぞれの地域にある特徴を最大限尊重し、水力発電、地熱発電、地上・洋上風力発電などの再生可能エネルギーとバイオマスなどによる火力発電を組み合わせ、発電で生じる熱は、熱伝導管で施設へ融通し冷暖房に活用するなど徹底した有効利用を図り、スマートコミュニティのまちづくりを進めます。

- 地元企業等、地域のさまざまな主体が参加する地産地消の再生可能エネルギー事業を推進することで、地域における経済循環、地域の自立的発展を実現します。エネルギー事業、公共交通事業、上下水道事業等を一体的に運用することにより地方自治体が運営する事業の安定化、サービス向上を実現します（シュタットベルケ＝ドイツにおける地域のさまざまな公共サービスを担う事業体）。

再生可能エネルギー（分野別）の推進、ヒートアイランド対策

- 太陽光発電については、環境破壊につながる大規模開発を抑制し、屋根置き太陽光発電、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を普及させます。公共施設の太陽光発電設置の義務化、ソーラーシェアリング向けFITの導入などにより太陽光発電事業を支援します。
- 風力発電については、ポテンシャルの大きな洋上風力発電について、その導入目標を明確にし、ゾーニングを進め導入を加速します。産業の裾野の広い洋上風力発電について、機器製造から建設、メンテナンスまで競争力のある産業となるように国を挙げて支援します。
- 再生可能エネルギー源として、河川エネルギーの利用促進策について検討します。
- ポテンシャルが世界第3位の地熱大国である日本の特性を生かして、地熱の利用を拡大します。比較的低温でも発電できるバイナリー発電を活用し、温泉利用と調和のとれた地熱発電を普及させます。発電と合わせて熱の直接利用も広げ、地熱を有効に使い尽くすカスケード利用を推進します。データに基づいた効果的効率的で持続可能な地熱利用、環境保全のためのゾーニングの実施、地域の合意形成を支援します。
- 「地中熱利用促進法」を制定し、省エネ効果の大きい地中熱の導入を加速化します。
- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立を図ります。（再掲）
- 農地を活用する「ソーラーシェアリング促進法」を制定し、資金貸し付けのネックとなっている農地法上の一時転用許可についての規制緩和措置などを講じ、全国的にソーラーシェアリングを展開します。また、生産緑地についてもソーラーシェアリングを可能とするよう法改正を目指します。

農業と再生可能エネルギー

- 農林漁業とエネルギー事業の融合、エネルギー兼業などにより、農山漁村や過疎地域を再生可能エネルギーにより活性化します。そのためにソーラーシェアリング、小水力発電、バイオマス発電、洋上風力発電等の利用拡大のための制度改正とコストダウンを目指します。

- 農業分野での化石燃料に頼らない持続可能な農業（小水力や太陽光発電の電力を耕耘機に利用、ビニールハウスの地中熱利用など）モデル事業を各地で展開し、エネルギーの自給自足を支援します。
- 農山漁村は、再生可能エネルギーを産するのに好適な条件を備えています。資源の乏しいわが国にあって、エネルギーの地産地消を実現し、さらには都市への供給も可能とするなど、その可能性を最大限引き出す施策を展開し、農山漁村の活性化を図ります。
- 環境に配慮した農業生産・経営を支える多様な設備・機械装置等の導入およびソーラーシェアリング等を促進するための税制上の措置を創設します。
- 農地や林地、海洋における再生可能エネルギー発電事業による収益が農林漁業者を支えるエネルギー兼業を推進します。

省エネルギー

- 中小企業の省エネルギー設備導入を進めるため、省エネ診断や省エネ機器導入への大胆な財政支援を行います。また、大企業の省エネ競争を促進するための支援や情報公開のあり方について検討を進めます。
- 補助制度を拡充してコスト回収時間を短縮することにより、高効率機器への切り替え促進、建物の断熱化、ゼロエネルギー住宅の拡大、省エネ家電への買い替え促進を図ります。また、クールシェアなどライフスタイルの変革によりさらなる節電・省エネを推進します。

熱の利活用

- 日本では多くの熱が利用されていないことから、熱利用の拡大を目指します。地中熱や河川熱などの再生可能熱や廃熱利用の拡大、電熱併給のコジェネレーションの導入、熱エネルギーの面的利用（地域熱供給等）、コミュニティ単位での活用、断熱の徹底などにより、熱エネルギーの効率的な利用を進めます。
- バイオマス、太陽熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱など再生可能熱エネルギーの普及目標等を定めるとともに、大規模な再生可能熱供給に対する買い取り制度や再生熱供給機器への助成制度の導入を検討します。

建築物の省エネ

- 遅れている建物の断熱化・ゼロエミッション化を推進します。建替のタイミングでの義務化、補助金・税制優遇、金融支援、省エネ努力の見える化により、2030年に全建物の10％のゼロエミッション化を実現します。地域の工務店・建設会社の参入を促進して地域経済の活性化につなげます。

- 住宅の断熱化・ゼロエミッション化により、快適で健康にも良い住環境の実現を目指します。建物エネルギー性能の最低規制を導入して光熱費のかからない高付加価値の住宅を普及し、省エネによる家計の可処分所得の増加と建築事業者の収益向上を両立させます。
- エネルギーの地産地消につながる屋根置き太陽光発電の普及を進めます。新築住宅・建物への太陽光発電（又は太陽熱利用）の設置原則義務化、小型蓄電池とのセット導入、屋根貸し方式による初期費用ゼロの太陽光発電を推進します。
- 住宅断熱の義務化・省エネ努力の見える化など、日本の持つ優れた技術の飛躍的な普及を図るとともに、熱供給などのエネルギーインフラ整備を推進します。世界最高水準の省エネルギー社会を実現し、日本の技術を海外にも広め、世界の脱炭素化に貢献します。
- 住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ義務化・省エネリフォームの推進、断熱性の高い木材住宅の普及などを図ります。
- BEMS（Building Energy Management System）導入等による省エネの見える化を推進します。加えて、建築物の賃貸や販売の際に断熱性能の説明を義務化し、工場やオフィスの省エネ進捗度の公表や金融機関の省エネ融資を点数化して実績を公表する等の制度設計を行い、必要な規制の法制化を進めます。
- わが国が得意とする技術を生かし、エネルギー管理システム、太陽光パネル、家庭用燃料電池などを組み合わせたZEB（Zero Energy Building）やZEH（Zero Energy House）などの導入を力強く後押しし、スマートコミュニティ形成の促進を図ります。
- 「公共施設省エネ・再エネ義務化法」を制定し、国の施設への導入を義務付け、省エネルギー・再生可能エネルギー機器の供給を拡大し普及・低価格化を進めます。また、地方自治体の施設に対しても省エネ、再生可能エネルギー機器の設置が進むように地方自治体を支援します。

水素・燃料アンモニア

- 水素の活用については、グリーン水素（再生可能エネルギーにより製造される水素）を前提に、EV化が難しい大型バスや大型トラック、船舶などの燃料としての活用、メタネーション技術により作られる燃料（e-fuel）の活用（航空機燃料など）を進めます。
- グリーン水素から製造されるアンモニアについて、課題となるNOxの回収、製造コストの低減と発電に必要な量の確保に関する取り組みを支援します。

エネルギー政策基本法・基本計画

- エネルギー政策基本法については、エネルギー利用に関する原則の追加、国・地方公共団体等の責務の拡充等を内容とする改正を行うとともに、エネルギーの地産地消と省エネ・再エネ中心の社会への変革をエネルギー基本計画などで明確化します。
- 科学的根拠に基づく客観的なデータによってコスト計算を行い、これに基づいてエネルギー基本計画を策定します。

電力システム改革

- 分散型エネルギーの普及と並行して、公正な競争を確保する観点から、電力・ガスシステム改革の課題検証を行い、消費者の立場に立ったエネルギーの安定供給の確保を実現します。
- IoT・5G・ブロックチェーン等の最新技術を活用し、分散協調型の電力網を構築するとともに、電力取引市場を高機能化し、総合的な経済性、地域社会間の連結性、持続可能性を向上させます。
- 消費者への電力小売における電源構成表示の義務化などにより、消費者が的確に電力会社を選択、購入できるよう市場の環境整備を進めます。

固定価格買取制度

- 固定価格買取制度（FIT）は再生可能エネルギーの導入促進に大きな役割を果たしています。小規模優先・地域優先、安定電源優先などの原則を整理し、よりきめ細かな買取価格区分設定（規模別条件別価格設定など）、設備認定の運用の見直し、合わせて送電網への優先接続を実現するなど、再生可能エネルギーの拡大の趣旨に沿った制度改正を行います。
- FIT後をにらみ、蓄電システムとの融合等による自家消費型、自立型の発電給電システムの導入を促進します。FITの買取期間が終了した電源について、新たな電力販売ルールを確立します。

スマートグリッド・デマンドレスポンス・デジタル化

- 電力システムのデジタル化を進め、電力市場を拡大活性化し市場メカニズムによる需給コントロールを実現します。
- BEMS・HEMS（Home Energy Management System）を利用した需要側と供給側のデジタルでの連携とデマンドレスポンスによる制御を行う熱伝導管、送電線、データ通信網等の適切な施設の配置や技術を構築するため、地域のインフラ更新時に合わせて、自治体と国が一体になって取り組みます。

電力系統

- 再生可能エネルギーの効率的な導入に向け、電力市場の活性化や制度・ルールの見直しを行います。
- 小規模分散型の再生可能エネルギーの最大導入を実現するため、系統の独立性の強化や国策としての電力送電網の整備・強化・更新を進めます。
- 再生可能エネルギーによる電力を最大限に活用できるよう、送電網の整備を、国の直接かつ独自の事業として推進します。
- 地域間連携線の運用ルールの見直しや託送料金の透明化などにより、公正な競争を確保します。
- 電力・ガス取引監視等委員会の独立性をさらに高め、機能を強化し、市場の監視を徹底し公正な競争を促進します。
- 再生可能エネルギーを含む広域的な供給力を有効に活用し、市場を活性化させるため、地域間・地域内の送電網の増強を進めます。
- 電気設備を点検する電気設備保安従事者の要員確保に取り組み、安全な設備維持に努めます。
- 送配電網の整備を加速化し再エネ発電に対する出力抑制を最大限回避します。地域のオフグリッドも視野に、地域分散ネットワークを支える送電網の整備を国の事業として行うとともに、蓄電設備の整備・運用を国主導で進めます。

特別会計

- エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定、一般会計のエネルギー関連経費等に計上されていた原子力関連等エネルギー関連予算を、立地自治体が行う省エネルギーや再生可能エネルギー普及のための新規事業等の産業振興・雇用確保のための事業に重点的に割り当てます。

再生可能エネルギー規制のあり方・ゾーニング

- メガソーラーや風力発電など地域で建設反対の動きがある事例が増えています。環境への影響も懸念されることから、再生可能エネルギー開発事業についてゾーニングの徹底、地元合意、地元参画を要件にして乱開発を防ぎます。地域参加を確保するための地元企業や市民の出資を促進します。
- 土地利用のゾーニング、再エネに関する環境アセスメントの見直し、地方自治体の権限強化などを通して、再生可能エネルギーの乱開発による環境破壊を未然に防止します。

太陽光発電パネルのリサイクル

- 太陽光発電パネルについては、有害物質を含むパネルの適正処理を徹底するとともに、中古市場の活性化により再利用を推進します。

原子力発電

- 地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーを基本とする分散型エネルギー社会を構築し、あらゆる政策資源を投入して、原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現します。
- 原子力発電所の新設・増設は行わず、全ての原子力発電所の速やかな停止と廃炉決定を目指します。
- 実効性のある避難計画の策定、地元合意がないままの原子力発電所の再稼働は認めません。
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）を復活させ、事故原因の徹底究明、事故に対する責任の明確化に取り組みます。（再掲）
- 避難計画については、原子力防災会議の意見、内閣総理大臣・原子力規制委員会の同意を法定し、国の責任を明確化させます。
- 原子力発電所（事故炉をのぞく）の廃炉については、原子力発電所の速やかな運転停止、廃炉決定を実現するために、電力会社とともに国が責任を持ち廃炉を進める体制を構築します。原子力発電所廃炉にともない債務超過が発生するなど、電力会社の経営が立ちゆかなくなる事態のないように配慮します。
- 原子力発電所および原発関連施設の廃炉期間中の安全確保を徹底するとともに、立地自治体および周辺自治体を含めた地域を対象とする実効性ある避難計画を立案し、訓練を実施し、万が一の放射能漏れ事故に対し万全の体制を構築します。
- 防災対策の重点区域などの見直しに当たり、避難困難者対策を含め、周辺地域の原子力防災対策を強化します。
- 廃炉を決定した原子力発電所の安全かつ着実な廃炉、原子力発電関連施設の徹底的な安全管理などに向けて、原子力に関する技術の継承・開発、人材の確保・育成、廃炉技術の確立について、国の責任のもと進めます。廃炉技術・放射性廃棄物の管理および最終処分技術をパッケージ化して、海外への廃炉ビジネスの展開を目指します。

原子力発電所立地自治体支援・雇用の確保

- エネルギー転換を達成するための人材の確保と育成に努めるとともに、労働者の雇用の公正な移行と影響を受ける地域の振興に、最大限取り組みます。

- 原子力発電所立地地域の経済、雇用に関する政策については、地方自治体、地域住民との話し合いと合意形成を大前提として取り組みます。
- 廃炉を迎える原発関連施設立地地域が自立した地域経済を構築できるようにするために国の支援をパッケージで実施します。原発につながる送電線網を活用した再生可能エネルギー拠点の立ち上げなど新たな産業創出を目指します。
- 原発立地自治体の自立に向け、原発に頼らない地域経済の基盤の確立、経済活性化、雇用の公正な移行、地域主体のまちづくりを支援します。原子力発電に依存しない社会の実現を目指す中で、影響を受けることになる原子力発電所立地地域について、スマートコミュニティ推進のモデル地域として位置付け、立地地域の電気代を削減するための財政的支援、先進的技術産業の誘致、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行う等、経済、雇用が安定的に維持できるよう大胆な措置を実施します。
- 原子力発電所等立地地域振興特別措置法を改正し、立地地域において水素や再生可能エネルギーなど新エネルギー関連産業の育成・振興を計画的に進めることを明記します。
- 全ての原子力関係労働者への支援（転職支援、住宅確保、家族のサポートなど）を実施し、雇用の公正な移行を実現します。

核燃料サイクル・最終処分

- 核燃料サイクル事業の中止に向け、関係自治体との協議による新たな枠組みを構築し、使用済み核燃料は直接処分を行います。最終処分は、国の責任を明確にし、安全を最優先に科学的な知見に基づいて進めます。
- 政府が進める使用済み核燃料の地層処分については、地震大国日本にあってその安全性、長期保管時の安定性などについて多くの課題が残っています。当面は、乾式キャスクによる保管に切り替え、一定期間安全に保持することとします。その期間を使い、最終処分に関する技術開発、処分地の選定、最終処分に関わる合意形成などを国の責任で進めます。
- 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にはしません。
- 青森県については県が計画する産業振興戦略の実行を国として全面的に支援します。県内には再生可能エネルギーにつながる資源が豊富に存在していることから、エネルギー産業の集積基地としての発展を実現させます。また、スマートコミュニティ推進のモデル地域として位置付け、立地地域の電気代を削減するための財政的支援、先進的技術産業の誘致、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行う等、経済、雇用が安定的に維持できるような大胆な措置を実施します。

化石燃料

- 化石燃料については、CO2の排出の比較的少ないLNG火力を中心に再生可能エネルギーへの移行期を支える主力のエネルギーとして、既存設備の有効活用を前提に活用します。国として必要な設備投資・運転資金を支援します。
- 石油火力、石炭火力については、CO2排出量がLNG火力に比べ多いことから、当面緊急時のバックアップ電源としての活用を基本とします。燃料アンモニアの混焼技術など新技術開発を支援し、将来的に燃料アンモニア専焼、CCS、CCUなどのカーボンニュートラルに必要な新技術の可能性を探ります。
- 当面の化石燃料の安定確保のための資源外交を進めます。
- 化石燃料の安定的な確保と流通基盤の整備のため、複数の調達手段を確保し、価格の競合を可能にする環境の醸成と中期的な安定供給の確保に取り組みます。
- 当面は、石油並びに保存性に優れるLPGについて、暖房・給湯部門における分散型エネルギーの一つとして位置付け、多様なエネルギー選択肢を保持していくとともに、製油所の強靭（きょうじん）化、災害時の避難所での燃料や病院などの非常用発電燃料等の確保、および供給体制の万全の確保を図ります。
- 2050年カーボンニュートラルに向け、化石燃料消費の減少が見込まれる中、ライフライン・地域のエネルギー供給拠点である地域のガソリンスタンドを維持するため支援を行います。多様化するエネルギーのインフラおよび地域コミュニティの中核施設となるよう支援します。

東北の復興

- 被災地・東北地区を、エネルギー価格の抑制と再生可能エネルギーの加速度的な拡大を追求する「新産業特区」とし、産業復興と雇用確保に向けて、製造業と観光業等の復興関連産業を通じた経済再生を実現します。

環境

脱使い捨てプラスチック・廃棄物対策

- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の基本として、使い捨てプラスチックの使用量を減らすことが最も必要かつ効果的な対策であることから、脱使い捨てプラスチック社会を目指し、「廃プラゼロ法案」を検討します。
- 現在政府が「有効利用」している廃プラスチックの熱回収については、実態としては石油から生産されたプラスチックを使用後に燃やしてエネルギーを得ているものであることに鑑み、気候変動対策の視点から、熱回収ではなくリサイクルする仕組みを検討します。
- マイクロプラスチック問題の深刻化を踏まえ、環境中での挙動の調査や、国際的な取り組みを強化するとともに、生態系への影響を防止するための規制を導入します。
- 海洋プラスチックごみの回収について、労務費の助成などのコスト面も含めた具体的な対策を検討します。
- 全国の約2800件、総残存量1500万トン以上の過去の不法投棄に関しては、循環型社会への転換の過程で、2050年に向けて国が先頭に立ち、全件を適正処理することを目指します。
- 省資源型の循環型社会への転換を実現し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、廃棄物に関連する法制度を抜本的に見直します。
- 「負の遺産」として遠ざけられがちな廃棄物の最終処分場について、適正かつきめ細かな管理・監視体制を構築し、人の健康が脅かされることのない安全・安心な社会づくりを目指します。
- 循環型社会へ移行を進めつつ、廃棄物の最終処分場の新たな建設は必要であることから、地下水脈など飲料水の水源地となっている地域には処分場を建設しないように規制を制定し、水環境を守ります。

生物多様性の保全

- 豊かな生物多様性を守るため、2030年ネイチャー・ポジティブの実現を目指します。
- 生物多様性条約の愛知ターゲットの目標が達成できなかったことについての検証と、これからの目標設定に積極的な提案を行っていきます。
- 侵略的外来生物駆除、野生生物適正管理を機動的に行うための基金を創設します。
- 外来種対策の強化として、問題を引き起こしている外来種の中から特定外来種をリストアップし、その移入や移動を禁止する「ブラックリスト」方式で

はなく、海外からの生物の持ち込みを原則禁止し、徹底した予防原則に基づいた安全等が確認されたもののみ輸入を許可する「ホワイトリスト」方式への変更を検討します。

- ヒアリなどの特定外来生物による日本の生態系への影響を水際阻止するため、港湾・空港、運輸、自治体等、関係省庁との連携を強化し、水際対策を進めます。また、狩猟を行う後継者の育成のため、狩猟を学び訓練する施設の増設を進めます。
- 湖沼等の水を抜いて水質浄化し、外来生物を駆除する「かいぼり」を積極的に活用し、在来種保護と生態系保全を推進します。
- 遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）について、薬品や健康食品等では、産業界から学術分野など多様な分野にわたっており、指針だけでの対応では限界があるため、ABS国内指針の法制化を検討します。
- 2018年に種の保存法の改正が行われましたが、いまだに日本市場から他国への不正な象牙の取引は止まっていないことから、象牙の違法な国際取引を阻止するための規制強化等を検討します。
- ゲノム編集技術の一部は生物多様性を確保するカルタヘナ法の規制対象とはなりませんでしたが、科学技術の進展によっては今後、環境や安全へのリスクが増大する可能性に鑑み、法が規制をしていない対象物についても、政府が情報収集を行うよう提言します。
- これまでの拙速な議論を見直し、予防原則に立った遺伝子組み換え生物の施策のあり方について検討します。
- 日本の美しい自然、豊かな生態系を後世に引き継ぐため、民間が行うナショナルトラスト活動に対し支援を行う法制度（ナショナルトラスト法案）の検討を進めます。
- 里山、里地で育まれていた生物多様性の復活を目指して、里山、里地の自然再生とバランスの取れた活用を進め、都市部での緑地の保全、緑のネットワーク整備を進めます。
- 生物多様性の宝庫でもある海を豊かな状態で保つため、海と海岸域や河川さらには森林と、陸域とのつながりを重視した一体の保全と管理を実施していきます。
- 森林は生物多様性の源であり、またCO_2（二酸化炭素）の吸収源としても重要な多面的価値を持つことから、間伐等森林の計画的管理、更新期を迎えた森の伐採とその後の潜在植生による自然林の復活を進め、健全な森林再生を推進します。
- 伐採木材の有効活用（国産材の利用促進、C・D材のバイオマス資源としての活用など）を充実させ、あわせて海外から流入し日本の木材市場に悪影響を及ぼす違法伐採木材の関連法についても検証し、対策強化について検討します。

- 生態系保全、国立公園管理、外来種対策、野生鳥獣保護、エコツーリズム等を推進する環境省自然系職員（レンジャー）の増員を行います。あわせて分野を限定せずに地域でサポートをする人・団体が増加する仕組みを検討します。

ワンヘルスの実施施策強化

- 近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症となっており、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、人や動物の感染症研究を担う国や大学等の機関、全国的に構築された医師と獣医師との連携体制の下、人および動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的にとらえて対処する「ワンヘルス」の実施施策を強化します。（再掲）

動物愛護・福祉の強化

- 人と動物が幸せに暮らす社会に向け、動物を飼養・管理する者の責務と動物取扱業者の責任の強化、動物に不必要な苦痛を与える虐待行為に対する罰則の強化などに取り組みます。ペットショップにおける生体販売の規制のあり方について検討します。
- 産業動物や動物実験への対応を含め、動物福祉に関する法整備や「動物園法」の制定を目指します。
- 畜産動物の福祉を向上させるための支援ができる法規制等を整備し、アニマルウェルフェアの世界標準達成を目指すとともに、畜産物を調達する企業の国際競争力の低下を防止します。具体的には、ケージフリーやバタリケージの導入など、消費者・生産者目線に立ちながら検討します。
- 動物の高額取引や密輸入などを規制するため、罰則の強化について検討します。
- 動物虐待事犯を取り締まるためのアニマルポリスの設置、虐待所有者からの「所有権はく奪」と「緊急一時保護」制度の創設について検討します。
- 虐待飼育下にある学校飼育動物の救済について検討します。
- ペットの同行避難の推進や、難病FIP治療薬などの動物用医薬品の拡充を検討します。

鳥獣保護

- クマ類の個体群の維持を担保しつつも、人間とのあつれきを軽減し、人身被害等を防止する体制整備も含めた効果的かつ効率的な保護管理について検討します。

- 近年、イノシシ、シカ、サル、クマ、キョンなどの野生鳥獣による農作物被害や人身被害が増えています。生態の調査及び適切な管理体制を強化します。

環境教育・環境情報の公開

- 環境問題の解決のため、自分たちの生活と自然環境との関係について学ぶ機会が重要であるという観点から、地域やNGOと協力し、環境教育プログラムの開発や学校などでの環境教育を充実させ、環境と経済が両立する持続可能な社会を構築します。
- 幼少期の自然との触れ合いは自然環境への意識、感性、命に対する意識に大きな影響を与えるものであることに鑑み、学校教育でのプログラムに加え、地域での環境教育プログラムの充実を図ります。
- エコツーリズム・グリーンツーリズム（自然や農業に親しむ観光）・里山体験・ホエールウオッチングなどを推進し、自然環境保全態勢を整備するとともに、自然環境・生物多様性の重要性、希少性、経済性を学び、自然環境が損なわれる事態が生じないよう、意識の向上のための取り組みを進めます。
- 大気、水質等のモニタリング、自然環境保全基礎調査、各法律の施行状況調査、気候変動枠組み条約等国際条約に基づく報告等、環境省をはじめ各省庁で環境に関する情報の集約は行われているが、環境問題ごとの項目の整理がされておらず、データベース化されていないことから、それらの情報が政策決定を行う際に十分に提供され、調査の結果が反映できるよう、抜本的な見直しについて検討します。
- 政策形成過程における市民参画のあり方、環境団体訴訟（環境団体が、環境利益を守るために、行政や企業などに違法行為の差し止め等を求める公益訴訟）の導入について検討します。

食品ロスの削減

- コロナ禍の下で「新しい生活様式」への転換が求められる中、「2000年度比で2030年度までに食品ロス半減」の政府目標に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進します。（再掲）
- サプライチェーンを通じた連携やフードバンク等の取り組みを推進するため、生ごみの資源化や個人や企業によるフードバンク等への食品の現物寄付に関する税金控除等の優遇措置や、意図しない不慮の食品事故についての寄付者への免責制度の導入、商慣習の見直し等による食品ロスの供給システムの確立を進めます。（再掲）

化学物質対策、化学物質過敏症への対応

- 縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。昨今被害が増加してきた香害などへの対応を含め、成分表示や表記の統一等、化学物質の製造から廃棄までの全体を、予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の検討を進めます。
- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐため、建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求める、大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定を義務付ける等を内容とするシックハウス対策のための法制度の検討を進めます。
- シックハウス症候群や化学物質過敏症など、化学物質による健康リスクを低減させるために、実態調査や発症メカニズムの解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設を建設するなどの対策を進めます。

健康被害対策

- 環境健康被害の回復・軽減策および被害防止対策の迅速な実施を図るため、「環境健康被害者等救済基本法」制定の検討を進めます。
- 公害健康被害補償不服審査会の審査を迅速化すべく、委員の増員やオンライン審査のあり方など検討し、提案します。
- アスベスト被害者の属性により救済内容に格差が生じない間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、基金の創設などのアスベスト対策を総合的に推進します。
- 解体作業でのアスベスト飛散防止を徹底するため、特定粉じん排出等作業での大気濃度測定の義務化や、専門的知見を持つ第三者による事前調査・作業完了段階での調査の義務化、特定粉じん排出等作業を行う事業に関する許可制度の導入を検討します。
- 呼吸器系、循環器系への影響が心配されているPM2.5について、モニタリングポストを増やし監視体制を充実させるとともに、有効な発生源対策を講じていきます。また、海外の発生源に対しては環境技術供与などを通じて、日本に飛来するPM2.5を減らしていきます。また、PM2.5の濃度が増加した場合の措置（注意報）を大気汚染防止法に位置付けるなど、全国で統一的な対応ができるよう検討を進めます。
- 公害を風化させないため、公害問題のアーカイブ化などを推進し、かつ、他国への知見の共有を推進します。
- 国民の約3割が罹患（りかん）しているといわれるスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。

環境を巡るさまざまな課題の解決

- 公共施設の建設などへの違法伐採木材の使用や、イベント開催時に多くの使い捨てごみが排出される現状を変革するため、責任ある調達や積極的な3R体制の構築を推進し、大型イベントのグリーン化を積極的に進めます。
- 重大な環境影響を未然に防ぐことを目的とした環境影響評価法ですが、事業の実施決定後に配慮書が作成されるものの、住民の参加や情報公開がまだ不十分であることなど問題点が散見されていることに鑑み、地域を主体とし、自然保護を重視したエリア等を設定するゾーニング制度の導入や、自治体の負担を削減するため、国と自治体の役割分担を見直す観点から欧州のセントラル方式の導入の検討など法改正を含めて検討します。
- 気候変動や生物多様性の喪失など、環境問題には切迫した課題があり、持続可能で、環境にも調和した社会への移行に対応するため、国家レベルで専門的かつ省庁横断的な課題解決の仕組みを検討します。
- 環境に対する情報アクセス権の保障・意思決定に対する市民参加・司法へのアクセスに関するオーフス条約の批准を目指します。
- NGO・NPOの知見や声を丁寧に聞き、環境分野での政策立案をともに進めます。
- 下水道、農業集落排水、合併浄化槽の適切な配置について見直しを行い、良好な水循環の確保と効率的な生活排水対策を進めます。特に、新たに公共下水道の排水区域となる地域については、硬直的な接続義務を見直すことにより、より効率的に事業を進めます。
- 生物が厳しい生存競争の中で獲得してきた巧妙な仕組みや形態は、極めてエネルギー効率が高く、環境への負荷が非常に少ないという特色があることから、このような生物の機能や形態をまねた技術、バイオミメティクスの研究開発を推進します。

国土交通・沖縄北方

地方と都市部の格差是正に向けて

まちづくり

- 「まちづくり基本法」（仮称）を制定し、美しく住みやすいまちをつくります。地域の美しいまちを維持するために、都市計画法、建築基準法の規制の見直しを進めるとともに、自治体が独自の基準で規制を見直せるようにします。
- 「低炭素まちづくり法」を活用し、人と地球に優しい健康・安心住生活を実現します。また、建物の断熱化・エネルギー性能表示（エネルギーパス）の義務化など建築基準法の改正の検討を進めるとともに、耐震改修を強力に推進します。さらに、まち全体の低炭素化を推進するため、路面電車からLRT（次世代型路面電車）への転換やITS（高度道路交通システム）の普及に努め、自動車流入規制・ロードプライシング（通行の有料化）のあり方の検討を進めます。
- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みやソーラーシェアリングの活用を含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進を図ります。（再掲）
- 「グリーンインフラ活用推進法」を制定し、自然の持つ力を活用した整備を進めます。
- 頻発する災害への対策やバリアフリー化も含めたまちづくりの一環として、景観美化にも資する無電柱化をさらに推進します。

住まい

- 賃貸住宅の家賃については、給付条件を整理した上で月1万円を補助します。
- 公共の住宅等の家賃算定にあたっては、住宅セーフティネットとしての機能が果たせるように、家賃負担に対して実効性のある配慮を行います。
- 要配慮者や子育て家庭への住宅支援、若い世代の流入を促進する団地の世代循環、高齢者向け住宅の供給拡大を進めます。
- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を活用し、地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりと一体となって高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の建設を促進するなど、自宅と介護施設の中間的な施設の拡大を図り、安全・安心な高齢者居住を実現します。
- 所有者不明土地問題を含め、空き家対策を進めます。

- 自治体への支援を通じて、空き家を借り上げる「みなし公営住宅」を整備します。
- 面積要件の見直しなども含め、建築物等のバリアフリー化を一層促進します。
- 「中古住宅高付加価値化法」（仮称）を制定し、地域の工務店・大工などの人材と地元の木材などの資材を生かした中古住宅のリフォーム（耐震化、ゼロエネルギー化）の推進、既存住宅ストックの高価値・高品質化、宅地建物取引業者などへの支援、中古住宅の流通合理化・活性化を図り、中古住宅流通・リフォームの20兆円市場化を目指すとともに、リバース・モーゲージの拡充・活用促進など、高齢者の資産の有効利用を図ります。
- すべての建築物の断熱を義務化することにより、健康寿命を延ばします。また、カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ義務化・省エネリフォームの推進、木材住宅の普及、省CO2、創エネに取り組みます。熱の出入りの大きい開口部（窓）に断熱性の高い木製サッシの普及を図ります。
- マンションの省エネ化・長寿命化を図り、住民の安全と健康を守るとともに、築年数が古い物件について、建て替えを促進する政策をさらに拡充させます。
- 「住宅宿泊事業法」（民泊新法）について、違法民泊の取り締まり、安全・衛生管理・防火・騒音等の対策、訪日外国人観光旅客急増に向けた健全な民泊の普及等の諸課題の解決を目指します。
- 公共建築物への自然エネルギーの導入を促進するための法制度を整備します。また、小水力・地中熱・河川熱・下水熱などの自然エネルギーの導入を進めるため、規制緩和や手続簡素化、財政支援強化を行います。
- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐため、建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求める、大規模な公共建築物での有害化学物質の定期的な測定を義務付ける等を内容とするシックハウス対策のための法制度の検討を進めます。（再掲）

地域経済の再生

- 人口減少社会の中でのコンパクトシティ、大都市等の再生等に重点的に取り組み、持続可能で活力ある国土・地域の形成を図ります。
- 東京一極集中が地方の疲弊を招いている一方で、都市居住者の多くは密集による感染リスク、長い通勤時間にストレスを感じ、生産性を低下させています。これらの問題を解消するため、「職住近接」（職場と住居が近接）、「商住近接」（商業施設等が住居と近接）、「医住近接」（医療機関等と住居が近接）の「3つの近接」を基本とするコンパクトシティの形成を、地域の自主性を尊重しつつ進めます。（再掲）

- 自治体の自主性を尊重した人口密度計画（コンパクトな都市づくり）を可能にして、住民の利便性確保と中心市街地の活性化を両立させ、地域全体の資産価値の下落を防止します。（再掲）
- 地域内での購買活動推進、エネルギーの地産地消などにより地域循環型社会を構築し、地域経済活性化を図ります。
- 東京からの本社機能の移転、工場などの誘致に加えて、農林水産業、中小企業・創業支援、観光、スポーツ等の施策により、地域に眠る資源を積極的に生かすことで、地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。（再掲）
- スマートシティを推進するため、ICTやWi-Fiなどを地域を問わず利用できるようインフラの整備・拡充を図ります。
- 地域に根ざした企業の海外対応や文化財等の地域固有の観光資源の磨き上げを支援して、アジアをはじめとする世界各地からの旅行者とアジア等への輸出を拡大することで、地域経済に海外の活力を取り込みます。

6次産業化

- 意欲ある若者や女性などが安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整備し新たな雇用の受け皿として再生していきます。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、各種の市場開拓事業を展開し、国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進め、農林水産業者の所得を増大させます。また、これら農林水産業と商業、工業、観光業を組み合わせた「6次産業」を生み出すことで、地域社会の自信と誇りを取り戻します。

ヒト・モノの移動をより快適に

交通・物流

- 交通政策では、「交通政策基本法」に基づき、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の交通手段が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、有機的かつ効率的に連携する中で、国民が自由に選択し円滑に安全に利用できる環境を目指します。
- 人口減少・少子高齢化などに伴う利用者の減少や、コロナ禍により甚大な影響を受けている地域公共交通を支援します。
- 「バリアフリー法」に基づき、道路をはじめ、あらゆる交通機関で整備の水準を高めバリアフリー化をさらに推進します。「交通政策基本法」を生かし、地域公共交通が維持され、公共交通が便利で移動が円滑な暮らしを実現します。

- 鉄道の駅ホームからの転落防止等の安全対策のうち、財政的な負担の大きさから工事等が遅れているものについては、国が財投資金等を活用して早急に進めます。
- 人口減少などに伴う利用者の減少、災害等の影響で経営が悪化、さらには存続が困難になっている交通機関のあり方について、それが地域の足として果たしている役割に鑑み、地域の声を聞きながら検討していきます。
- 整備新幹線の新函館北斗・札幌間、金沢・敦賀間については、工事の着実な推進を目指します。同時に、並行在来線に関わる地方負担の軽減、貨物運行ルートの確保、青函トンネル共用走行の高速化・安全対策等に取り組みます。
- リニア中央新幹線については、環境への影響や、工事方法の安全性などを十分に調査した上で、東京・大阪間の早期全線開通を目指します。
- 鉄道についてはパークアンドライドの環境整備、在来線への支援、税制特例措置の継続、災害時の復旧支援や老朽化施設の大規模改修支援の充実を目指すとともに、バス、トラックなどについては各種渋滞緩和策を実施し、定時性・速達性の向上を図ります。
- 交通事故の原因究明に資するドライブレコーダーの設置義務化について検討します。また、高齢者の交通事故対策として、高齢者向けに自動ブレーキ機能などの安全装置を装着した安全運転サポート車（サポカー）の使用を条件とした免許制度を創設します。合わせて、サポートカー限定免許を交付された高齢者のサポートカー購入時に対する支援策を導入します。
- 「タクシー業務適正化特別措置法」（タクシー特措法）に基づき、行き過ぎた規制緩和を見直すとともに、貸切バスの安全対策の徹底を含め、バス・タクシーの事業の経営環境および労働条件を改善するための法制度を整備します。併せて、悪質事業者排除等に向けた制度の検討を行います。
- 低料金でドアツードアのデマンドタクシー（乗合タクシー）、コミュニティバスなどを、国の基準の見直しや予算措置で強力に支援します。
- トラック業界などで燃料油価格高騰に伴う運賃転嫁を促進するための法律を制定します。
- 自動車整備士やバス・トラック運転手など、深刻な人手不足が生じている現場人材の確保に向けて、若者や女性等が魅力を感じる職種となるよう、働き方の見直しや働く環境、労働条件の改善などを着実に推進していきます。
- 交通・物流の安全・安心・安定したサービスを担保するため、技術職全般の処遇改善を図ります。
- 電子商取引市場の拡大による宅配便取り扱い個数の急増と運送業界の人手不足に鑑み、マンション、戸建住宅への宅配ボックスの設置に対する補助などを通じて、無駄のない効率的な物流体制構築を支援します。

- 道路整備に際しては、ミッシングリンクの解消など、地域が活性化するための道路ネットワークを整備します。
- 高速道路の利便性を向上させ、利用を活性化させることは、一般道や生活道路の渋滞解消による環境改善、そして新たな経済効果を生み出すことから、適切かつ計画的な道路の補修・建設を進めるとともに、簡易な出口の設置を促進します。
- 高速道路の活用を促す料金制度を検討し、地域の活性化、物流の効率化、財政の健全化の視点とともに、維持更新財源の捻出、公共交通への配慮と支援をしっかりと行い、地域活力、日本経済の活性化を図ります。例えば、償還期間の延長や、金利は実勢を踏まえた形に低減させる等により、料金体系を見直します。
- 空港・港湾の各施設の連携強化（羽田・成田空港など）により国際競争力を高めます。特に顕著な経済成長を遂げているアジア圏・北東アジア圏に対して、東北から沖縄に至る日本海沿岸域のゲートウェイ機能を強化するとともに、太平洋側と連結する日本海側の交通ネットワークを充実させることにより、国内外のヒト・モノ情報の交流・連携を促進し、経済の活力と成長を促します。
- PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）におけるコンセッション（公共施設等運営権付与）方式を活用し、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図ります。
- 今や国家レベルの課題であるテロ・ハイジャックに対し、ソフトターゲットとして空港が狙われやすいことも踏まえ、「航空法」の強化や「航空保安法」の制定などを通じ、航空保安に関する国の責任を明確にして防止策を強化します。
- 改正物流関連法に基づきさらにモーダルシフトを進め、エコで、安全な交通・物流が整うよう、陸・海・空の交通・物流の安全事業規制の見直し・強化を行います。
- ドローンの安全性を十分に確保しつつ、まずはへき地や離島への物流に活用します。地震・暴風雨・水害・火山爆発などの自然災害発生時には、災害状況の把握や物資の輸送に利用します。

真の観光立国を目指して

- 「観光立国推進特別措置法」（仮称）を制定し、年次有給休暇の取得促進および休暇の分散取得などの休暇改革に取り組むとともに、観光人材の育成、観光資源の付加価値化・ブランド化の促進、旅館・ホテル業の振興、観光圏の開発など、観光環境を変革し、観光立国を強力に推進する施策を講じます。
- エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、またバリアフリー化に取り組む小規模店舗等への支援などを通じ、持続可能な観光を目指します。さら

に、観光地において、文化財を活用した地域づくりのための規制緩和等を検討します。

- 「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、地域ごとの伝統文化について活性化を図ることで産業として確立させ、それら日本文化を観光コンテンツとして活用することを通じ、コロナ禍により重要性が高まったマイクロツーリズム市場の拡大を図ります。
- 被災地域に対する海外からの誘客、修学旅行等の団体旅行誘致などの地方の取り組みを支援し、被災地域全体への来訪を促進します。
- 交流人口の増加により国内観光需要を喚起することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会の創出を促進します。
- 為替動向に影響されない安定的な交流人口の確保を目指し、観光資源の質的向上を図ります。
- 観光需要を地域経済のエネルギーにするため、観光をマネジメントする人材を育成するとともに、有給休暇を取りやすくします。
- 観光における日本の強みは、文化芸術、食文化であることも踏まえ、総合的な施策を展開します。

暮らしを守る

社会資本・河川・ダム

- 従来の20世紀型公共事業の延長線にある国土強靱化ではなく、自然と共生し、スリムでしなやかな国土を形成するため、21世紀型社会資本整備、すなわちグリーンインフラの整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本の再生により有効な活用を図ります。さらに、地元のニーズに根ざし、地元企業が自信と誇りを持って仕事ができ、人に優しく思いやりのある地域密着型の社会資本整備を進め、防災力を向上させるとともに、地域の暮らしと雇用を守ります。
- 「社会資本再生法」（仮称）を制定し、公共事業の選択と集中を図り、社会資本の円滑な維持管理・更新を進めつつ、都市部を含め、国土の安全性・防災性と効率の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の老朽化・安全対策に万全を期し、縮減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。
- 「建設現場労働者環境改善法」（仮称）の制定や、「建設職人基本法」の見直しなどを通じ、社会資本の整備、老朽対策等、重要な使命を担う労働者の賃金・安全確保等の労働環境・処遇を改善することにより、建築土木品質の向上を図ります。また、解体業、建築士事務所等の次代を担う産業分野について業種としての確立を図ります。建設キャリアアップシステム（CCUS）については、法律上根拠を明確にして運用を図ります。

- 建設産業の経営見通しと雇用を安定化するため、民間の建設需要の変動を行政の建設需要（老朽インフラの更新や維持管理、民間への補助等）で補います。
- 高度成長期に整備されたエネルギー、情報通信を含む基幹インフラの老朽化が原因となって大規模な事故被害が出ている現状を改善するため、その改修を促進するための基金等を整備します。
- 生活密着型の事業を優先しながら公共事業の選択と集中を図り、無駄な事業を見直した上で、真に必要な事業に振り分け、社会資本の円滑な維持管理と長寿命化や更新に取り組みます。また、大規模開発から既存施設の維持・保全を重視した施策への転換を図ります。
- 河道拡張や堤防補強、遊水池の設置など総合的な流域治水により、できる限りダムに頼らない治水を推進します。ダムの見直しにより中止となった地域の振興・生活再建のための法律を制定し、ダムに頼らない地域振興を行い、生活支援を行います。
- 堤防整備を進める一方で、内水氾濫（堤防内側の氾濫）の対策を強化します。
- 「下水道法」の改正などを通じ、下水道、農業集落排水、合併浄化槽の適切な配置について見直しを行い、良好な水循環の確保と効率的な生活排水対策を進めます。特に、新たに公共下水道の排水区域となる地域については、硬直的な接続義務を見直すことにより、より効率的に事業を進めます。
- 再生エネルギー源として、河川エネルギーの利用促進策について検討します。（再掲）
- 近年の気象の変化による水害の発生など、河川の流域管理の重要性が高まっていることから、河川の流域全体を見据えた施策の推進を実施します。また、河川の持つエネルギーを最大限活用するために、「河川のエネルギー利用促進法」（仮称）を制定し、小水力発電や河川の熱利用を進めます。
- 顕在化する気候変動を踏まえ、治水計画（河川整備計画やその背景にある河川整備基本計方針等）の見直しを行います。
- 熱海市の災害における盛り土の土石流災害との関係について解明を進め、その結果に基づき、関係府省の連携・情報共有、盛り土に関する土石流災害に対する総合的な発生防止策を図ります。また、災害防止の視点から、盛り土や土砂類の搬入や搬出についての定期的な実態把握や、残土処分場の確保等について適正な措置を検討します。
- 開発により環境への影響が想定される場合に、影響を軽減するための措置を取る日本版代償ミティゲーション制度の導入を検討します。

災害と気象

- 多発する災害対応や各種施策の遂行に当たり、地方自治体によっては過度な負担が生じていることから、地方整備局の拡充や人的支援を通じ、負担軽減を図ります。
- 自然災害の甚大化、頻発化に伴い、気象庁の役割は一層重要になってきていることから、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震等に関する対策研究費の予算化や観測体制の充実を図ります。

グリーンイノベーション

- SDGsにも資する「自然との共生」を通じ、グリーンインフラを活用することにより市場規模の拡大を図り、グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。
- グリーン（環境・エネルギー）分野をわが国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させること等で新たなマーケットの創造を図りつつ、地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これにより、再エネ・省エネ産業の雇用を拡大していきます。
- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立を図ります。

水資源

- 「水循環基本法」に基づき、生命を育む水循環・水資源を守り、次世代に引き継ぐために、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保します。水の広域的な需給調整を行うことにより、流域全体で水を有効活用します。
- 地下水は地域共有の貴重な資源であり、水循環の一部をなす公共水であるとの認識に立ち、健全な水循環が維持されるよう、地下水の保全と利用促進、あり方を定める水循環基本法を推進します。
- 水道水など飲料水の源泉地域は、環境と健康の観点から規制を強化し、廃棄物処理場などの建設を禁止します。

自然との共生

海洋

- 「海洋基本法」「宇宙基本法」「地理空間情報活用基本法」等を生かし、海洋国家日本を維持・発展させるために、海洋や宇宙に関わる産業を活性化します。海洋・水産資源の確保と保全、日本人船員の育成を図ります。
- 洋上風力や海洋資源の利用等、海域での自然エネルギーの技術開発・導入拡大によって、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に加え、エネルギー関連産業の創出と経済発展の実現に努めます。
- 海上保安庁などの警戒監視、警備体制を拡充し、尖閣諸島やEEZ（排他的経済水域）をはじめとする領土、領海の守りを固め、国境離島の保全を進めます。
- 日本は四方を海に囲まれ、本州、北海道、四国、九州、沖縄島を含め6852島からなる海洋国家です。日常から海に関心を広げ、診療船による島民の健康維持への活用や、遊覧観光の振興を図ります。また、大規模災害時には、海路から人の避難や物資の輸送を行えるように備えます。

森林

- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用促進法」を生かし、公共建築物の木造建築化をさらに推進するとともに、日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするため、国産材（地元材）による道路の木製ガードレール化など、公共事業での木材活用を推進します。
- 木材を建築材として活用するだけでなく、未利用森林資源の活用、間伐材等の端材を原料とするバイオマス発電と熱供給、木材ペレットに成型した熱エネルギー利用の促進や、森林資源からプラスチック代替材やバイオエタノールを生産する等の施策を進め、石油産業に代わるバイオマス産業の基盤を構築します。

離島

- 離島はわが国および国民の利益保護や増進に重要な役割を担っていることから、そのハンディキャップに配慮しつつ、振興を図ります。
- 「離島振興法」を生かし、離島活性化交付金等を活用し、離島の交通・教育・医療・福祉の充実・強化を進めます。
- 「有人国境離島地域保全特別措置法」により、有人国境離島地域の保全および特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する措置を講じるなど、わが国の領海、排他的経済水域等の保全に努めていきます。

沖縄北方

沖縄振興

- 沖縄振興策を総合的・一体的に推進します。貧困対策や離島振興、観光振興など積極的に進めます。
- 沖縄振興一括交付金については、制度創設時の原点に立ち返り、地域主権の精神を軸とし、先端的な特区を創設するなど、真に沖縄の創意工夫や、自然・地域の特性を生かした産業を育成し、自立した地域振興と活性化に資するように取り組み、自立的かつ継続的発展につなげていきます。
- 沖縄の地政学的な優位性を生かして、アジアの物流の拠点となるよう港湾、空港の整備や規制緩和等を進めます。また、基地や米軍施設移転後の跡地の利用について、地権者、地元自治体等と協議のうえ、国の責任で再開発等必要な後押しができるよう制度の検討を進めます。
- 離島県の沖縄は物流コストが本州と比べ2倍もかかるため、製造業の大きな足かせになっています。物流コストの軽減を図り、産業振興を推進します。
- 全国の都道府県で唯一、沖縄には鉄道がありません。戦争で破壊され復興していません。交通渋滞の緩和や観光振興に資する新たな公共交通システムとして鉄軌道の導入を進めます。

北海道関係

- 農業や観光、自然エネルギー等さまざまな資源に恵まれ、多くの可能性を持つ北海道のポテンシャルを最大限に引き出す総合的な開発を進め、道民所得の向上など、振興を図ります。
- 広大な面積に恵まれ、風力や太陽光、バイオマスなど、自然エネルギー資源の宝庫である北海道を自然エネルギーの拠点として、整備、推進していきます。
- 現在も北海道の旧産炭地域を中心に行われている事業については、石炭火力発電所の停廃止によって地域の経済・雇用に大変大きな影響があることが想定されます。そこで国産石炭の活用について検討支援を進めるとともに、旧産炭地域の地域振興を実施します。
- 北方四島は、わが国固有の領土です。北方四島が日本に帰属するべき領土であることについて、国民の理解を深め、対外的にも積極的に発信します。
- 2018年の改正「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」を踏まえ、北方領土隣接地域の振興や住民生活の安定に資する施策を推進します。
- 経済交流活動については真に互恵的であって、国民、道民の理解を得られるものについて検証しながら進めます。

- 旧北方領土島民の高齢化に配慮し、北方墓参や交流事業でのバリアフリー化や利便性の向上を図ります。また、旧島民の高齢化が進んでいく中で、次の世代にもこの問題を引き継げるよう、若者世代への継承対策を進めます。
- 北方領土、竹島等については、国際法にのっとり、わが国の主権の正当性を積極的に国際社会に発信していきます。

農林水産

農林水産業の基本的考え方

- わが国の農林水産業は、国民の生命と生活を守る基盤です。国民が生きるために不可欠な食料を安定的に供給するとともに、国民生活の安定に欠かすことのできない国土・自然環境の保全、集落の維持・発展、地域文化の伝承等、各般にわたる機能を発揮しています。こうした重要な役割を担っている農林水産業の経営の持続的かつ安定的発展を図るとともに、農業、林業および漁業が有する多面的機能を十分に発揮させ、その役割を一層強化することを基本として諸施策を展開します。
- 農業・農村が有する防災機能をはじめとする多面的機能の効果は全国民が享受しているものです。多面的機能は水田をはじめ、畑作、酪農畜産、果樹、施設園芸など、多様な農業が広く展開されてはじめて発揮されるものであり、基盤となる農業者の健全かつ安定的な経営が大前提です。このため、わが国農業の中心である家族経営や集落営農等を積極的に支え、中山間地等条件不利地での地域資源の活用、農業生産の活性化、地域の特性に合う多様な農業の展開、多面的機能に着目した直接支払、環境保全型農業の推進等の施策を通じ、戸別所得補償制度と一体で多面的機能の発揮を推進し、持続可能な開発目標（SDGs）の観点から農山漁村の再生を実現します。
- 「農業の競争力強化」への偏重を改め、農林水産業固有の特性やわが国の農山漁村社会の歴史に根ざす地域政策を一体的に推進します。農協・漁協や自治体の振興を通じたコミュニティづくりや環境負荷を考慮に入れた農林水産業を推進します。
- わが国農業は、大規模専業農業から農外収入を得ながら小面積を耕作する小規模兼業農業まで、規模や農法、作物等、多種多様な農業が存在しています。多様な農業が複層的に存在することは、わが国農業に極めて重要で、規模拡大を進める農業者も、小規模兼業で経営する農業者も、ともに、この国の農業を支える存在として重視します。このため各種支援策において「規模拡大」を要件とすることは盛り込みません。
- 肥料・飼料・燃油など生産資材の高騰対策の強化と、供給体制の整備・安定を図ります。
- 規制緩和と競争力強化に偏重してきた農政から脱却し、多種多様な農業者が共生する多様な農業のあり方を支援します。規制改革推進会議や国家戦略特別区域諮問会議を廃止し、法規制は国会議員が責任を持って議論・検討できる仕組みを整えます。

食料自給率の向上

- わが国の食料自給率は、カロリーベースで40%を切る極めて厳しい状況にあり、主要な農産物の外国への輸入依存度が年々高くなっています。まずは、食料自給率の向上を目指すことを基本とし、農地の有効利用等による国内生産の拡大を図っていきます。
- わが国農業の中心である家族経営を活性化し、国内農産物の需要拡大を図るとともに、耕作利用率や農業生産力の向上に向けた施策および食育・地産地消の取り組みを総合的・一体的に推進し、農業者戸別所得補償制度の構築によって自給率50%を目指します。
- 食料自給率の能力を維持・向上するため、学校等における給食での国産農産物を利用した食農教育を推進するとともに、わが国の第1次産業の価値や、国土保全や災害防止の重要性、安定的な食料供給や食の安心安全を「国土と食の安全保障」として捉え、国民が広く認識の共有が図られるよう、理解の浸透と定着を図ります。
- 現下の世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や、気候変動・地球温暖化の影響といった状況に対処し、危機管理の徹底、農地・担い手の確保、国内生産の拡大と安定した流通体制の整備、国内生産の維持・拡大を旨とした貿易ルールの形成を図り、食料自給率を向上させ、「食の安全保障」を確立します。

コロナ禍の下での農業政策

- コロナ禍は、特定産品の供給を外国に依存するリスクを明確にしました。特に食料供給は、国民の生命にも直結する重大な問題であり、あらためて食料安全保障の重要性が明確になりました。一方で、さまざまな農林漁業生産物が国内での需要を失い、多くの在庫が残ったことで、価格低下や新たな生産を阻害する要因にもなっています。農業での他作物転換や、次期作の取り組みへの支援、国内需給緩和時に国外市場向けの転換を可能とする代替新市場開拓など、コロナ禍であっても安心して農林漁業経営が行われるよう取り組みます。

農山漁村の活性化

中山間地農業等の推進

- 中山間地域における農村自体が共同体として存続し、農業を継続していけるような体制の整備を推進します。
- 農業生産活動の基盤の維持および整備、中山間地域その他条件不利地域の農業支援、有機農業など自然環境の保全に資する農業支援などのため、その実態に合った交付金を交付する制度を構築します。

6次産業化

- 農業・農村の活性化には、農業所得の向上と農業従事者の確保が必須です。このため、農業生産基盤の整備および保全管理、生産資材価格の適正化、安心・安全な農畜産物の生産と適正価格の形成による需要拡大、地域資源の活用等、青年就農給付金等の強化、農産物の付加価値を高め、農業者所得の向上と地域雇用のさらなる創出を図るため、「6次産業化」を推進します。
- 意欲ある若者や女性などが安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整備し新たな雇用の受け皿として再生していきます。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、各種の市場開拓事業を展開し、国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進め、農林水産業者の所得を増大させます。また、これら農林水産業と商業、工業、観光業を組み合わせた「6次産業」を生み出すことで、地域社会の自信と誇りを取り戻します。（再掲）

エネルギーとの兼業

- 農山漁村は、自然エネルギーを産するのに好適な条件を備えています。資源の乏しいわが国にあって、エネルギーの地産地消を実現し、さらには都市への供給も可能とするなど、その可能性を最大限引き出す施策を展開します。
- 農業生産に伴う土壌炭素固定や温室効果ガス抑制を勘案した「資源・エネルギー生産性」を考慮し、地球環境負荷を認識するため、輸送量と輸送距離を定量的に把握する「フードマイレージ」を普及させます。
- 農山漁村の土地、水、バイオマスといった豊富な資源を活用し、地域の規模に応じた発電事業による地域還元等を通じ、農山漁村の活性化を図ります。

農山漁村機能の維持・地域の活力等

- 農地の利活用、維持管理を徹底するためには、農業者が農村に定住することが重要です。そのため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を統合し、食料安全保障や環境保全、中山間地域を支える観点で見直しを検討するなど、新たな直接支払制度を創設します。これにより農業・林業・漁業の振興を図り、農山漁村が持つ多面的機能の発揮・強化を図り、国民全体へ恩恵をめぐらせます。
- 農山漁村休暇キャンペーン等、都市と農山漁村の交流の推進等を含めた複合的な農政の展開により、共同体の存続を前提とした農山漁村機能の維持を図り、地域の力をさらに活性化させます。

- 農業委員会が果たす公的機能を再評価し、優良農地を守り、耕作放棄地解消につながる農地の引き受け手探しや、担い手への集積等、農村集落の維持に大きな役割を果たす地域の調整役としての機能強化を図ります。地域の代表者としての位置付けを明確に位置付けるため、「公選制」の復活について検討します。
- 国民共有の財産である農地の向上を図る公共財としての土地改良については、農業者の負担から国民全体への負担へと、その負担のあり方を検討し、国費によって進めます。
- 有機農業を振興し、オーガニック食材の積極的な利活用に向けて、学校給食等への利用を推進するほか、各地で朝市等を開設し地産地消を進めます。
- 株式会社等の農地取得やソーラーパネルの設置等に見られる農地転用については、農村集落の維持との一体化が阻害されないようにすること等の規制について検討します。
- 農福連携事業により、障がい者の農林漁業分野への就職や、就労継続支援事業所の農業への取り組みを強力に推進し、障がい者の社会進出と生活の質の向上を図ります。
- 農地や林地等、相続等を契機として、耕作放棄や森林の適切な管理が行われない状況が生まれています。農地を次の耕作者に引き継ぎ、森林の適切な管理を実施するための登記のあり方について検討し、所有者不明土地の解消や林地の境界画定を進めます。
- 農地は多面的機能の発揮や国民に安心・安全な食料を供給する公共財です。農地転用の厳格な運営に向けて、ヨーロッパ諸国に見られる都市計画のなかでの厳格なゾーニング規制等、従来の農地法・農振法・都市計画法等の枠組みを超えた本質的な農地政策のあり方を検討します。

農業・畜産業

農業者戸別所得補償制度の法制化・恒久化／収入保険／米・麦政策

- 「価格は市場へ、所得は政策で」との基本的な考え方の下で、持続可能な再生産を確保します。そのため、農家所得・新規就農者の増大、食の安全・安心の向上につながる農業者戸別所得補償制度を法制化し、恒久的・安定的な制度にします。あわせて、環境の保全に資する度合いや中山間地域への加算を行う等、制度のバージョンアップを図ります。
- さまざまなリスクに対応して平年並み所得を保障する収入保険制度については、農業者戸別所得補償制度と一体となって真に農業者の経営の安定に資する内容になるよう、制度の対象となる農業者の範囲等について検討します。

- 米については、農業者戸別所得補償制度の下、再度、生産調整を政府主導に戻します。
- 2021年12月の政府による水田活用直接支払交付金の見直し方針決定に対し、見直しを一旦白紙とするよう求めつつ、農業者戸別所得補償制度の復活に先駆けて、水田活用直接支払交付金を法制化し、恒久化を図ります。
- 農業者戸別所得補償制度と収入保険との一体的な実施の実現を目指しつつ、現下の米の需給状況に鑑み、緊急的な特例措置として、民間に保管されている過剰在庫を政府備蓄米の枠を拡充して受け入れて市場から隔離し、需給を安定化させます。受け入れた備蓄米については、既に実施されている子ども食堂や子ども宅食への支援のさらなる推進や、コロナ禍における生活困窮者等への支援、災害等緊急支援の一つとしてレトルトパック化した米を備蓄し、状況に応じて被災地への供給や海外援助へ活用するなど、他の省庁とも連携して、需要を促進・拡大する方策を検討します。
- ミニマムアクセス米の輸入については、日本国内での消費動向や、国の財政負担を伴って多くが飼料用米として販売されているなどの状況に鑑み、受け入れの停止や見直しを求めます。
- 物価高に対する緊急対策として、国が輸入する小麦価格に上乗せして製粉企業等へ売り渡すマークアップ（輸入差益）を引き下げ、小麦原材料費の上昇を抑えます。マークアップ引き下げ分は国の予算で十分確保し、国内での小麦生産を支えます。
- 米粉用米の加工・販路促進、国内産麦の生産支援をさらに進めます。

農業所得の安定・向上と担い手確保、新規就農者支援等

- 人・農地プランの作成により、多様な経営体の育成を図りつつ、農地の有効活用、農村の維持・発展など、今後の方向性を明確にする取り組みを支援します。
- 農業者戸別所得補償制度を復活し、農業者の判断のもとに、国の適正生産量にのっとって米生産を行う地域・農業者に対し、経営を維持し再生産可能となる支援を実施します。
- 地域にある自然環境や文化資源などを見直し、農林漁業体験機会の提供促進や滞在施設等を整備することで、都市住民との交流並びに農業・国産農産物への理解の促進を図っていきます。
- 地域の農林水産高校を地域の豊かな農林漁業や魅力の発信拠点として支援・整備し、第1次産業に関わろうとする若者の可能性を最大限追求できる場となるよう後押しします。
- 就農人口の極端な減少に対応するため、地域の担い手として、都市住民が田園回帰で農業を営む新たな兼業農家の様式（半農半X・副業農業）等の

多様なライフスタイル担い手の一形態として推進・支援し、新規就農者への充実した支援と高齢者の生きがいの場を提供します。

- 中核的な担い手の育成や農地集積を図るとともに、農山漁村への移住を積極的に支援するため、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）制度の充実などを通じて、意欲と能力のある若者・女性農業者等に対する積極的な支援を行います。

農業協同組合の役割と体制・機能の強化

- 農業者の相互扶助組織である農業協同組合は、農業者の経営、生活の安定・向上がその存在の第一義的な目的であり、さらに現在では、金融、保険、生活物資の販売、燃料の供給、病院の経営等の生活に欠かせないインフラを地域住民に提供しています。地域でのこうした農協の役割を明確に位置付け、支援することで農村地域住民の生活と利便性の向上を図ります。
- 官邸主導で改正された農協法を見直し、協同組合原則を踏まえ、「地域のインフラとしての農協」として、農家の所得向上と経営の安定を図るだけでなく、生活や医療、福祉など地域のさまざまな機能をも支える組織であることを法律上明確化し、農協がいきいきと活動できる環境をつくります。
- 農協など、地域に根差した協同組合の活動や、協同組合間の協同・連携を促進するための仕組みづくりを検討します。
- 農業協同組合が100％民間出資の団体であることに鑑み、農協のあり方については自主性を重んじ、その自主改革案を後押しするとともに、JA准組合員や員外利用の規制のあり方についても、民間組織であるJA自らが判断すべきであって、経済活動に対して過剰な介入を政府は行わないこととします。

都市農業の振興

- 消費地に近い場所で営まれる都市農業は、新鮮な農産物の提供、豊潤な緑地・景観の保全、防災空間の提供および都市住民との交流による農業への理解促進等、多様な役割を果たしています。今後とも、意欲ある都市農業者が都市農地を有効に活用し、安定的に経営できるよう施策を拡充していきます。
- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進を図ります。あわせて、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みを進めます。
- 都市農地は「なくてはならないもの」であることに鑑み、実情を踏まえた支援措置の創設を図ります。生産緑地指定の下限面積を引き下げ、対象農地を貸借した場合の相続税納税猶予制度の継続適用の拡大や、農業経営の

安定的な継続を可能とする固定資産税の減免等の税制改正を検討します。

園芸作物＝野菜・果樹・花き・茶等

- 野菜・果樹・花き・茶等を含む総合的な収入保険制度の強化を検討します。
- 生産状況等を的確に踏まえた上で、世界各地への輸出も視野に入れ、改植とこれに伴う未収益期間の経費支援等、引き続き園芸作物の戦略作物化も含めた効果的な生産振興を図ります。
- 中山間地域の重要な基幹作物である茶栽培の支援を図ります。また、関連するお茶文化の振興や海外への普及等を総合的に支援していきます。

農業のスマート化の推進

- AIの活用やGPSを利用した無人トラクター、ドローンを使っての防除など、農業分野での技術革新を支援します。またブロックチェーン技術等の情報技術の進歩は流通情報の正確性を確保するものであることから、農業の流通改革やブランド価値の発信に適用できるよう検討します。

鳥獣被害対策

- 農作物に多大な被害を及ぼす有害鳥獣の対策を進めるとともに、捕獲後のジビエ等の利活用を推進します。
- 近年の野生鳥獣の異常出没急増、それに伴う人的被害や農作物被害の深刻化といった実態を十分に踏まえつつ、生息地管理、中山間地域活性化、被害防除を3本柱とする対策のさらなる充実を図ります。その際、人の安全確保と農作物被害防止のための措置を確実に講じつつ、広葉樹林・針広混交林など野生鳥獣の生息しやすい森林整備を通じた被害軽減、可能な限りの生態系の再生・回復等に取り組み、鳥獣被害の抜本的解決を目指します。

畜産・酪農の振興

- 着実な生乳需給の安定対策を行いつつ、地域の特色に応じたブランド力の高い畜産・酪農経営を支援し、家族経営を中心とする、中小規模でも持続可能な酪農生産を目指します。
- 獣医師や家畜防疫員の人材確保など、動植物検疫の適正な体制の整備・拡充を図り、アフリカ豚熱（ASF）など、海外からの家畜伝染病流入の防止のため、水際対策を強化します。また豚熱（CSF）や高原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病予防の観点から、国内農業の防疫レベルを上げるとともに、飼養衛生管理基準の高位平準化を図ります。

- 将来展望を持って畜産経営が行えるよう、飼料高騰への対応を行うとともに、中長期的な視点に立ち、水田等地域資源の有効活用による国産の自給飼料基盤確立に向け、デントコーンなど、地域の風土に適応した飼料生産や生産技術向上の推進等、飼料政策の一層の展開を図ります。また草地交付金など所得補償と合わせて酪農を主産業とする地域経済の安定化を目指します。
- 畜産経営の安定を図るため、肉用牛肥育安定特別対策事業および養豚経営安定対策事業を強化します。また、酪農ヘルパー事業の充実を図ります。

アニマルウェルフェア＜家畜福祉＞の強化

- 生産性の向上や畜産物の安全にもつながるアニマルウェルフェア＜家畜福祉＞を強化していきます。

ワンヘルスの実施施策強化

- 近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症となっており、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、人や動物の感染症研究を担う国や大学等の機関、全国的に構築された医師と獣医師との連携体制の下、人および動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的にとらえて対処する「ワンヘルス」の実施施策を強化します。（再掲）

森林・林業・林産業

林業の多面的機能の発揮と保全

- 森林の健全な状態での維持は、国民生活および国民経済全体に多大な利益をもたらします。このため、森林経営者や林業従事者の所得を安定・向上すること等により、健全な林業経営を継続するとともに、社会全体で森林づくりを行うとの考え方の下、所有者不明森林の管理保全を含め、地元の森林組合および市町村、国および都道府県が、公的役割を連携・活用して実施する体制をさらに強化します。
- 豪雨災害による山腹崩壊の早期復旧および山地防災力の強化のため、森林経営者が受けた損害の救済対策、森林土木事業等を拡大実施し、あわせて、森林の適正な保全に支障を及ぼす開発行為等についての規制を強化します。
- 森林を適切に管理・保全することにより、土砂災害の防止や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能を向上させます。森林・林業再生プランに基づき、木材の安定供給の強化、国産材の利用促進を図り、また、フォレスタ

ー（森林総合監理士）、森林施業プランナーなどの山の専門家の育成等を支援します。

- 間伐、主伐後の造林等適切な森林管理を実施する者に対する直接払い制度を維持・拡充し、「木材自給率50％」を目指します。また、国産材の価格を低下させる要因の一つでもある違法伐採木材の日本市場への流通を阻止するため、クリーンウッド法の実効性を評価し、効果向上に向けた検討を行います。
- 森林環境税のさらなる有効な活用に向けて検討し、森林吸収源対策のための諸政策を拡充します。

林業所得の安定・向上

- わが国の林業は、小規模・零細な所有構造であり、多面的機能の発揮に対する支援を行いつつ、複数の森林所有者が一体となって主伐、再造林および保育等の循環型森林施業を実施する体制を構築していきます。
- 林業の担い手を育成・確保し、安全労働環境を整備し、雇用の安定および高齢者の生きがいある働く場を確保するとともに、林道・森林作業道の整備、林業機械の活用および優良種苗の確保等、総合的施策の展開により堅実かつ安定的な林業構造を確立し、林業所得の安定・向上を図ります。

木材産業の振興

- 路網整備や高性能林業機械導入への支援、販路開拓など流通ルート各段階における支援の強化、森林施業集約化をさらに進め、森林環境の保護と再造林の確保等、林業振興を一体的に推進し、林業の発展と雇用の拡大を図ります。その際、林業の労働安全衛生の徹底を図ります。
- 国産材供給量、木材需要量ともに年々回復傾向にある中で、わが国の木材自給率は、着実に上昇を続けています。木材の利用は、快適で健康的な住環境を形成するだけでなく、山村経済の活性化、森林の多面的機能の持続的発揮に寄与しており、今後もさらに森林・林業に関する国民の理解を深めつつ、公共・非公共建築物の木造化の推進、CLT（Cross Laminated Timber＝直交集成材）の活用、木造住宅ポイント制度の推進などにより、木材利用を促進します。
- 木材産業は原木の購入を通じて山村や森林の整備を支え、また、需要者のニーズに応じた木材製品の供給によって木材利用を推進するという重要な役割を担っており、今後も木材産業への原木の安定供給体制を強化するため、林地と施業の集約、再造林体制の強化、林業と木材産業との川上・川中・川下の連携等を推進し、木材の安定供給と国産材の利活用を促進します。
- 「植える→育てる→使う→植える」という森林資源の循環を維持するため、川上（森林所有者・素材生産業者）と川中（木材流通業者、木材加工業者）・

川下（工務店・住宅メーカー）との連携強化等により需給変動に的確に対応できる国産材の安定供給体制を整備し、木材価格の安定と川上への着実な収益の還元を図ります。
- 適正に管理された森林から産出した木材を認証する「FSC」「SGEC」制度を推進するとともに、違法伐採木材の市場流入を防止します。

山村の活性化

- 山村は、林業者が安定的に経営を営み、地域住民が定住し、森林の多面的機能を発揮する重要な場です。山村振興のため、森林資源の循環利用による林業経営の維持安定および生活環境の整備を図ります。
- 地域住民が里山林の保全管理に関わり、森林・山村を観光資源として活用しつつ環境教育・体験活動の場とし、都市との交流を進める体制を整備することにより、国民全体の森林への理解を深め、あわせて地域住民の定住促進を図ります。

国有林野の役割

- 国有林は、わが国の国土面積の2割、森林面積の3割を占め、その9割は「水源かん養保安林」等の保安林であり、公益的機能を果たす国民共有の重要な財産です。国有林野事業については、国民の安全・安心を確保するための公益重視の管理経営を推進し、その組織力、技術力を生かして、国有林野の荒廃地や保安林を整備するとともに、民有林と一体となって災害復旧、被災地域の支援を行い、また、林業の低コスト化等に向けた技術の実証・普及、人材の育成を支援します。
- 国有林野の活用により、林産物を計画的・安定的に供給し、地域経済の振興、住民生活の向上に寄与するよう支援していきます。
- 国有林野職員について、自律的な労使関係の下で労働関係の調整が行われてきたことに鑑み、引き続き労使関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革による自律的労使関係制度が措置されるまでの間、暫定的に、労使関係に関する従前の法律関係を確保するための措置を講じます。

漁業・漁村・水産業

水産食料の確保

- わが国の周辺海域で採捕される水産物は、国民の健康と生活を維持する大切な食料資源です。国民の求める水産物を安定的に供給するため、資源と漁業権の管理、中小漁業経営等の基盤強化対策を実施します。
- 国民1人当たりの水産物消費量が年々減少し続けている事態に対応するため、消費量減少の原因および消費者ニーズの変化を見極め、健康に良い

魚介類の消費拡大に向けて、水産加工・流通対策の強化と魚食文化の啓蒙（けいもう）普及および食育の拡充強化等の対策を講じます。

漁業所得等の安定・向上と担い手の確保

- 地域と水産業の担い手、女性および高齢者のそれぞれが役割を分担しつつ、地域ごとの水産資源の特性を生かし持続的生産を行うとともに、付加価値の向上を目指した流通・加工に取り組むことにより、漁業所得等の向上、多面的機能の発揮および地域の活性化を図ることを推進します。
- 「漁業者所得補償制度」（資源管理・漁業所得補償対策）や「積立ぷらす」の強化および「漁業経営セーフティーネット構築事業」の拡充や税制の見直しなどにより、燃油・養殖用配合飼料価格の急騰への対策の充実を図り、適切な資源管理と漁業経営の安定の両立を実現します。
- リース方式による漁船の導入を支援し、持続的な漁業生産構造を確立するとともに、国産水産物の流通促進と消費拡大を推進します。
- 地域ごとの実情に即した具体的対応策を地域の水産業関係者自らが考え合意する「浜の活力再生プラン」の策定と実行が有効であることから、各地域の目標達成に必要な資源管理、生産基盤整備、流通・加工対策、魚価対策および多面的機能の発揮等に必要な支援を行っていきます。

漁村地域の活性化

- 水産業および漁村は、国民の安心・安全な食料である魚介類を持続的かつ安定的に供給するほか、国境監視活動や海難救助等の国民の生命財産を保全する機能、地域社会や文化を形成し維持する機能等、多面的かつ重要な役割を果たしています。こうした水産業や漁村が果たす役割の重要性を再認識し、地域の漁業・水産業の発展を図り、あわせて、各地域の特性を生かした体験漁業、漁家民宿等により、都市と漁村の交流に積極的に取り組み、活力あふれる漁村を全国各地に創出していきます。
- 浜の豊かさを実現するため、漁業者だけでなく、漁業を支える加工、資材、販売、漁協などを面的に支援し、「浜プラン」の充実・強化を図ります。
- 沿岸漁業、養殖業等への新たな企業参入については、地元漁業協同組合が中心となって地域社会の意向を取りまとめた上で決定する仕組みを導入します。
- 漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取り組み、藻場・干潟等の保全など、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の取り組みに着目した直接支払制度を創設します。

漁業協同組合の役割と体制・機能の強化

- 漁業協同組合は、漁業者による協同組織として、販売、購買等の事業を実施するほか、漁業権の管理等を通じて水産資源の持続的活用、浜の清掃活動、海難防止等の公益事業に積極的に取り組んでいます。今後とも、漁村地域の中核的組織として漁協が行う各種事業の役割と意義を踏まえ、必要な経費負担のあり方、各漁村で地域組織が果たすべき役割等を検討しつつ、漁協組織の体制・機能の強化に取り組んでいきます。

水産資源の活用と管理

- わが国は、面積で世界第6位となる広大な領海および排他的経済水域を有し、生物多様性の高い豊かな海を有しています。近年のわが国漁業生産量の大幅減少の原因は、マイワシ資源の自然環境の変化に伴う減少と国際的200海里時代の到来によるところが大きく、これらの地球規模での環境・資源の変動、国際的な資源管理の取り組みの変化に即応し得るよう、漁業経営安定対策を拡充・整備していきます。
- 藻場・干潟の保全、国境監視等、漁業・漁村の多面的機能の発揮と地域や現場漁師の声と実感を反映させる仕組みを創設し、資源管理の実効性を向上させます。
- 悪質化・巧妙化する外国漁船による違法操業の取り締まり強化を進め、海洋・水産資源の確保と保全、漁業経営の安定を図ります。
- わが国の漁業制度は、操業海域での漁業資源の特性および各地域の輻輳（ふくそう）する漁業形態に即してきめ細かく定められており、先人たちの経験と苦労と知恵の結晶であると考えます。したがって、各国漁業とともに操業する海域に生息する水産資源の利用については、国際合意に基づき、必要に応じてアウトプット・コントロール（産出量規制）による資源管理を導入しても、わが国周辺海域の水産資源、特に沿岸の資源については漁場利用の実態に即し、インプット・コントロール（投入量規制）およびテクニカル・コントロール（技術的規制）を基本とした実効ある資源管理を行っていきます。
- 生態系や資源の持続性に配慮して漁獲されたことを示す「水産エコラベル認証」の普及を後押しします。
- 赤潮のメカニズムの解明と対策の強化・充実を図ります。

捕鯨文化の推進

- わが国の伝統や食文化に根差した鯨類資源の活用を推進し、再開された商業捕鯨の安定的実施拡大を目指します。
- 商業捕鯨について国際的な理解の向上に努め、わが国の持つ科学的な知見の拡大を推進します。

食の安全・安心

国民の求める安心・安全な食料の生産と提供

- 「品質」「安全・安心」および「環境適合性」の確保という国民のニーズに適った生産・流通体制を構築することは、わが国の農林水産品の品質向上や優位性を発揮する重要な手段です。「グローバルG.A.P.」(農業生産に関する国際基準)「HACCP」、有機JAS等の認証制度の普及を後押しし、消費者が求める安心・安全な食料生産を普及・支援していきます。また持続可能で、環境に配慮した農業生産を推進していきます。
- 食の安全確保に向け、内閣府・消費者庁・厚生労働省・農林水産省など関係政府機関の連携を強化するとともに、窓口のワンストップ化を進めます。
- 私たちの身体は、食物からできています。したがって長期間身体を構成することになる食品の評価は、身体に取り込まれた後も、長い間安全であることが必要です。こういった考え方を持つ「分子栄養学」的な観点から、現在の食品安全の評価手法を検討します。
- 貧困が拡大し、食事を満足に取れない人々が増加している一方、農産品価格の下落防止のために調整保管事業等、税を使っての農産品備蓄が行われています。やがては市場に出て、再度供給圧力となり得る保管事業ではなく、農産品そのものを消費することによって需給圧力を緩和し得る、困窮世帯への食料支援を実施します。
- わが国の財産である遺伝資源を守るため、主要農作物種子法を復活します。また、地域の農業用植物の優良な品種の確保と地域農業の持続的な発展に資するため、公的試験研究機関での新品種育成の促進や適切な利用、在来品種の多様性確保、種苗生産に係る技術を有する人材の育成を促進する法律の制定を図ります。

食の選択を可能とする仕組みづくり

- 食品流通の国際化や進展等に伴って、さまざまな食品がわが国の消費者に提供されています。そういった中で消費者が安心して食品を合理的に選択できるよう食品のトレーサビリティの拡大を図ります。また、消費者目線で食品表示制度を見直し、遺伝子組み換え食品についての表示制度をさらに厳正化し、消費者の「選択」を後押しします。

国境をまたぐ食品や遺伝子、種子管理の厳格化

- 輸入食品が量・件数ともに増加しているのに対し、検査率は低下しています。輸入食品の監視体制を強化し、違反・違法食品の流通を防止するため、税関職員や食品衛生監視員等の人員確保など検疫体制を整備するととも

に、トレーサビリティ制度の確立に向けて、米国の食品安全強化法など国際的動向を参考に必要な法整備に取り組みます。

- わが国からの優良な種や遺伝子の持ち出しが大きな問題になっています。貴重な遺伝資源の持ち出しや種子の持ち出しが行えないよう制度の厳格化に取り組みます。
- 安全性に懸念のある輸入食品の増加を踏まえ、予防原則・未然防止の観点から遺伝子組み換え食品の表示を厳格化するとともに、肥育ホルモン剤の利用状況を消費者に伝達するスキームの構築に取り組むなど、消費者の権利に応える施策の推進を図ります。

食品ロス削減

- 日本では、まだ食べられる食品が日常的に廃棄されています。食料廃棄の削減に向け、サプライチェーン全体の連携により食品の廃棄を抑制し、フードバンク等を通じて貧困世帯への支援や「子ども食堂」などの福祉分野での活用を進める取り組みを支援します。

フードダイバーシティの推進

- 観光にわが国を訪れたイスラム教徒のハラルやビーガン等のベジタリアン、あるいはアレルギーの人等、食に制限のある人々がいます。そういった人々が安心して食にふれ、わが国を訪れる人々にも美味しい食を楽しんでもらえるよう食の多様性（ダイバーシティ）を推進していきます。

食育の推進

- 食を通じて、健康な身体や心を培う「食育」を進めます。また、朝食の取れない児童・生徒に対する朝給食の導入や、いわゆる「子ども食堂」の取り組みを支援します。
- 学生に対する親元からの経済的支援や学生アルバイトも減少する中で、学費や生活費に困窮する学生が増えています。このため、フードバンクやNPO等による農産物等の食材提供を通じ、学業を継続できるよう、食の面からの支援を進めます。

「和食」文化の推進

- わが国の豊かな気候風土からもたらされる多様な食材で作られる「和食」は、だしや長期保存や加工など地域の文化や伝統が継承されたものも多く、国際社会からも健康食として高く評価されています。地域の行事や観光などを通じた食文化の発信を支援するとともに、日本ブランドとして和食の価値を世界で高めるための支援をします。

気候変動と災害対策

- 近年、急激に進行している気候変動は、豪雨、大型台風、異常高温等の発生による農地、農業施設、作物の流出、作物の生育不全などの大規模な被害をもたらしています。さらには、生産適地の変化に伴い、加工・流通体制の再編をも余儀なくされています。農業者等が直接に受けた被害については、可能な限り早急に復旧することはもとより、災害の発生防止と営農継続に向けた防災・減災事業を積極的に進めます。また、二次被害対策を含め、被害農業者の救済と農業経営の再建等のための支援策を拡充していきます。
- 気候変動に伴う作物の生産適地の変化については、試験研究機関等と連携し、地域の特性に合った作物を奨励し、その生産拡大と加工・流通体制の見直しにより、営農の継続および安定を支援していきます。
- 災害等不測の事態にも対応可能な供給力を反映した食料自給力を政策目標とし、効率重視から農地および農業従事者等の資源の保全でリスクに適応できる農業を目指します。
- ほ場整備や水利施設の整備、ため池等、農業の生産性向上や品質の向上に寄与する土地改良事業を進めます。また、近年頻発する自然災害の減災・防災対策を進め、被災した農林漁業者が、災害を契機として「なりわい」をあきらめることのないよう、きめ細やかで継続的な支援を実施します。

輸出・経済連携・貿易協議

輸出促進

- 日本の農林水産物の魅力や、ユネスコ無形文化遺産である「和食」など、日本の食文化を世界に向けて発信し、販路拡大を含め輸出倍増に向けた戦略的施策を推進します。きめ細かい情報提供などによって輸出促進に向けた農林漁業者の取り組みを促進します。
- 海外の規制に対応できる産地や地域産品を育成し、海外の消費志向を捉え、地域特産品や国産原材料を活用した加工品（加工食品・水産調整品・穀粉調整品等）の輸出促進により農業所得の向上、農山漁村の活性化を図ります。
- 米や米加工品の海外市場での需要拡大を図るとともに、国際的評価の高まる日本酒・焼酎（泡盛を含む）や、日本産酒類（ビール、ワイン、ウイスキー等を含む）の生産・流通支援、文化の発信、輸出の促進を行います。また米を活用したレシピの紹介や和食器などと合わせた日本食文化の魅力を発信し、多様な海外ニーズに合わせた市場開拓を支援します。
- 農林水産物輸出を促進し、農業における「グローバルG.A.P.」（農業生産に関する国際基準）、食品加工業における「HACCP」、林業における「FS

C」、漁業における「MSC」「ASC」などの農林水産分野の国際認証取得を推進します。

経済連携・貿易協議

- 自由貿易体制の発展にリーダーシップを発揮し、国内での持続可能な農林水産業の確立を前提に、多国間・2国間での経済連携については日本の利益の最大化を図ります。
- 行き過ぎたグローバリズムや他国の自国第一主義が、わが国存立の礎である農林漁業や食の安全などに甚大な影響を及ぼす懸念もあります。徹底した情報開示を求め、わが国の農林漁業・農山漁村の持続可能性や、食の安心・安全および食料の安定生産に看過できない影響が想定されるときは反対します。

行き過ぎた市場化や経済連携交渉に反対

- 国連では、家族農業や協同組合などの重要性を積極的に評価し、食料の安定供給とそれを支える自国の農業の持続的経営を支える国内政策を推進しています。国内の第1次産業・農山漁村の崩壊につながる行き過ぎた市場化政策や国際貿易交渉には反対します。

憲法

「論憲」を進める

- 現行憲法の基本理念と立憲主義に基づき「論憲」を進めます。国家権力を制約し、国民の権利の拡大に資する議論を積極的に行います。
- 内閣による衆議院解散の制約、臨時国会召集の期限明記、各議院の国政調査権の強化、政府の情報公開義務、地方自治の充実について議論を深めます。
- 現行の9条を残した上で自衛隊を明記する自民党案では、前法より後法が優先する　という法解釈の基本原理が働き、戦力不保持・交戦権否認を定めた9条2項の法的拘束力が失われるので反対します。

国民投票法の改正

- 国民投票の公平・公正を確保し、国民が正確な情報に基づいて判断できる環境を整備する　ため、国民投票法を改正します。資金力の多寡等による不公平を防止するため、賛否勧誘　の広告放送の全面禁止、政党等による意見表明の広告放送及びインターネット有料広告の　禁止、外国人からの寄附の禁止、投票運動等に関する支出上限額の設定及び収支の透明化を盛り込みます。投票日当日の運動も禁止するとともに、国政選挙の運動期間との重複を　回避します。

「憲法論議の指針」（2020年11月19日立憲民主党政調審議会了承）

基本姿勢

憲法は、主権者である国民が国家権力の行使について統治機構のあり方を定めたうえで一定の権限を与える。同時に、その権限の行使が国民の自由や権利を侵害することに制約を課す。憲法に関する議論は、ステレオタイプな「護憲論」、「改憲論」によることなく、この立憲主義をより進化・徹底させる観点から進める。

戦後、国民の間に定着している「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の理念を堅持する。論理的整合性・法的安定性に欠ける恣意的・便宜的な憲法解釈の変更は認めない。

立憲主義は手段であり、その目的は個人の尊重、基本的人権の確保にある。憲法制定時には想定されていなかった社会の変化に伴い、憲法に明示的に規定されていないが、確保されるべき人権のあり方について、議論を行う。

上記の観点から、日本国憲法を一切改定しないという立場は採らない。立憲主義に基づき権力を制約し、国民の権利の拡大に寄与するのであれば、憲法に限らず、関連法も含め、国民にとって真に必要な改定を積極的に議論、検討する。

検討に際しては、憲法の条文の規定ぶりから具体的かつ不合理な支障があるか、あるいは条文に規定がないことから具体的かつ不合理な支障があるかを重視する。すなわち、立法事実の有無を基本的視座とする。

いわゆる安全保障法制について

日本国憲法は、平和主義の理念に基づき、個別的自衛権の行使を限定的に容認する一方、集団的自衛権行使は認めていない。この解釈は、自衛権行使の限界が明確で、内容的にも適切なものである。また、この解釈は、政府みずからが幾多の国会答弁などを通じて積み重ね、規範性を持つまで定着したものである（いわゆる47年見解。末尾参照）。

集団的自衛権の一部の行使を容認した閣議決定及び安全保障法制は、憲法違反であり、憲法によって制約される当事者である内閣が、みずから積み重ねてきた解釈を論理的整合性なく変更するものであり、立憲主義に反する。

いわゆる自衛隊加憲論について

現行の憲法9条を残し、自衛隊を明記する規定を追加することには、以下の理由により反対する。

1. ①「後法は前法に優越する」という法解釈の基本原則により、9条1項2項の規定が空文化する(注1)。この場合、自衛隊の権限は法律に委ねられ、憲法上は、いわゆるフルスペックの集団的自衛権行使が可能となりかねない。これでは、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理が覆る。
2. ②現在の安全保障法制を前提に自衛隊を明記すれば、少なくとも集団的自衛権の一部行使容認を追認することになる。集団的自衛権の行使要件(注2)は、広範かつ曖昧であり、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理に反する。
3. ③権力が立憲主義に反しても、事後的に追認することで正当化される前例となり、権力を拘束するという立憲主義そのものが空洞化する。

- **注1**従前の解釈を維持しようとするならば、明確かつ詳細にそれを明記する必要がある。これは相当大部かつ厳格な規定が必要となる。また、その際には、集団的自衛権一部行使容認という立憲主義違反について、容認する規定とするのか、否定する規定とするのか、明確にされなければならない。

- **注2**わが国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」という要件。この要件は、いわゆる昭和47年見解が日本に対する武力攻撃を念頭に置いていたのに対し、新たに「同盟国等に対する武力攻撃」を含むとする解釈を「基本的な論理」（7.1閣議決定）に基づくと称する点で便宜的・恣意的な解釈変更といわざるを得ない。

文民統制について

文民統制（シビリアンコントロール）とは、政治と軍事を分離し、軍事に対する政治の優越を確保すること、その政治が民主主義の原則に基づいていることを基本原則とする。

国の防衛に関する事務は憲法73条にいう「他の一般行政事務」に属し、内閣は国会に対して連帯して責任を負っているので、立憲的統制の核心は国会による統制である。

ところで、憲法66条2項は特に「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」としている(注3)。これは、実力組織はとかく暴走しがちであり、その行使にあたっては、政治の判断を優越させる趣旨である。

南スーダンPKOの防衛省の日報に関しては、発見から大臣への報告に1か月も要しているが、このことに限らず、現場からの報告のタイミングがずれれば大臣の適時適切な判断はできなくなるおそれがある。また、イラクの日報では、大臣の指示に従わず、「存在しない」ことにしていたのであるとすれば、文民条項の趣旨を損ねる。

また、南スーダン日報の開示請求が行われた時から、防衛省が日報の「破棄を確認」し、不開示を決定したのは、南スーダンPKOに参加する自衛隊部隊の派遣延長の是非、安全保障関連法に基づく新任務「駆け付け警護」を付与すべきかどうかが、焦点となっていた時期である。この日報がきちんと公開され、現地情勢が明らかになっていれば、派遣延長や新任務付与の決定にも影響を与えていたはずであり、国会による立憲的統制に対して背を向けるものである。

文民統制に関する憲法上の議論は、自衛隊という実力組織に対する評価の問題もあり、これまで希薄であったことは否定できない。文民統制のあり方について、憲法上の議論の必要性を確認する(注4)。

- **注3**日本国憲法制定時には、憲法にこのような条項を定めた国はなく、閣僚の文民規定を憲法に規定しているのは、現在でも韓国に例を見る程度。
- **注4**ドイツ基本法では、憲法としては極めて詳細なシビリアン・コントロール条項が規定さている。

臨時会召集要求について

憲法53条後段には、衆議院か参議院のいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならないとされているが、期限が切られていない。

第194国会は、3ケ月も前に野党が要求していたにもかかわらず放置され、要求テーマに関する審議はまったく行われず、臨時会冒頭での解散が行われた。このような臨時会の召集の仕方は憲法53条後段に基づくものではなく、同条前段の内閣の発意に基づくものとみるべきで(注5)、少数会派の要求を無視した違憲状態の下で解散が行われたと言える(注6)。

衆議院総選挙後の特別会は選挙の日から30日以内に召集しなければならないことが憲法54条に規定されており、このバランスからも、臨時会についても期限を記述すべきかどうかについての議論を進める。

- **注5**政府は要求書送付の日から召集日の前日までの期間は98日間としているが、53条後段の趣旨からすると、要求に応じた審議ができるようになったのは特別会であり、要求書送付日から特別会の召集日(平29.11.1)前日までの期間は実に132日間。
- **注6**臨時会の召集要求書提出後、臨時会の冒頭で解散が行われたのは、第105国会(昭和61年、第2次中曽根康弘内閣)、第137国会(平成8年、第1次橋本龍太郎内閣)についで3回目。

衆議院の解散について

衆議院の解散については、内閣不信任案の可決あるいは信任案の否決の場合についての規定が69条にあるのみで、実質的な解散権が内閣にあることすら明文で規定されていない。このことから、第2回の解散以来、天皇の国事行為に関する7条を理由に解散が行われている。

解散は、選挙で選ばれている衆議院議員を任期満了前にその任期を終わらせるものである以上、相応の理由が必要なはずで、大義なき解散は許されることではない。しかし実際には、政権は自身に都合のよい時期に自由に解散権を行使できてしまっている。

そもそも議会の解散制度は、君主側が民選議会に対する抑制手段として行使してきたという歴史があり、民主政治の発達とともに解散権の行使は抑制されるようになってきている(注7)。内閣が恣意的にタイミングを選べるような運用は是正されるべきであり、この点についての憲法論議を進める。

- **注7**イギリスでも、2011年議会任期固定法が成立し、下院の解散を行うことには縛りがかかった(ただし、2019年12月12日に総選挙を行うという特例法により、総選挙が実施された例がある)。

国政調査権について

憲法62条は、国政調査権を両議院の権能とし、証人の出頭・証言、記録録の提出を求めることができるとしている。具体的には、特別の院議決定に基づいて調査特別委員会を設ける方法、常任委員会による調査要求を議長が承認する方法などにより権能が行使される(注8)。

一般に、国政調査権は国会の権能を有効に行使するための補助的手段であると説かれるが(いわゆる補助的権能説)、国会の権能は立法権にとどまらず、予算審議、行政監視など広範に及び、行政国家化した現代において、立憲主義の観点からは議会による行政統制の重要な手段である。

にもかかわらず、議院内閣制の下では、議会の多数派が内閣を構成することになるので、両院において行政監視のためにこれを行使しようとした場合、多数決原理に基づき、与党が合意しない限りこの権能は発動しえないということになり、実効性に疑問がある。この欠陥を埋めるべく、平成10年に衆議院規則を改正し、予備的調査制度が衆議院において採用された(注9)(衆議院規則56条の2、56条の3、86条の2)。

しかし、予備的調査制度は委員会による国政調査権の行使とは異なり、強制力を伴うものではない。そもそも国政調査権そのものが多数決原理でよいのかどうかについて(注10)、議論を進める。

- **注8**森友学園への国有地処分に関する、①財務省決裁文書の国会提出要求は、平成29年3月2日の参議院予算委員会における委員からの提出要求を踏まえ予算委員長より政府に提出要求がなされたものであり(参議院委員会先例により憲法62条に定める国政調査権の行使である国会法第104条による成規の手続を省略して行われたもの)、②会計検査院への検査及び報告要請は、3月6日に参議院から、憲法第62条に基づく国政調査権の行使として国会法第105条の規定に基づきなされたものである。(平成30年3月28日　参議院事務総長答弁)
- **注9**委員会は、審査・調査のため事務局の調査局長・法制局長に対して予備的調査を行い、報告書を提出するよう命じることができる。この場合、議員40名以上の要請で命令を発するよう書面を議長に提出することができる。
- **注10**ドイツ基本法44条では、議員の4分の1の申し立てで主として政府・行政の汚職・不正調査を目的とする調査委員会を設置できるとされている。

知る権利などについて

基本的人権の中でも、表現の自由は特に重要な人権であるとされている。たとえば、権力の行使に行き過ぎがあったとしても、表現の自由が確保されていればそれを是正することができるからである。すなわち、表現の自由は、説得と投票箱の過程、民主主義のプロセスを担保する重要な人権ということができる。

しかし、表現の自由が民主主義のプロセスにとって有効に機能するためには、その前提として十分な情報に接していることが必要である。不十分な情報や誤った情報に基づいて議論を重ねても、正しい結論を得ることはできない。

南スーダンPKOの防衛省の日報やイラクの日報のように、破棄していたと国会に対して説明されていたものが1年後に「発見」されるようなずさんな公文書管理や、加計学園の問題では、政権に不都合な情報を怪文書扱いしたり、森友学園への国有地処分を巡る事件において、決裁文書の改ざん等により国政調査権が蹂躙されるという議会制民主主義の存立にもかかわる空前の事態が生じた。

桜を見る会の招待者名簿についても、シュレッダーで破棄した、バックアップデータも復元不可能と信じがたい答弁は枚挙にいとまがない。

公文書管理や情報公開の在り方は、民主主義の前提となる「知る権利」を担保するものである。「知る権利」を回復、充足するため、公文書管理の在り方、電子決裁の推進等について議論を進める。

LGBTの人権、特に同性婚と憲法24条について

LGBTに関しては、教育の現場や職場をはじめとして、あらゆる場面での差別の解消等、人権の確保・確立が必要である。

ところで、政府は、「現行憲法の下では、同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」、「同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家庭のあり方の根幹に関わる問題で、極めて慎重な検討を要する」と述べている(注11)。

この点、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とされているため、同性どうしの結婚はできないようにも読める。

しかしこの条文は、結婚相手を強制的に親が決めたり、戸主や親の承諾を必要とする戦前の「家」制度から(注12)、婚姻をするかどうか、婚姻をだれとするかを本人の自由意思に解放する趣旨である。そうだとすると、異性婚は両性の合意のみによって成立することを定めたものと制限的に理解すべきであり、同性婚について禁止する規範ではないと考える。

学説においても、同性婚は禁止されてはいないが、これを採用するかどうかは立法裁量であるという考え方が一般的である。

なお、憲法24条2項が「配偶者の選択……婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とし、憲法13条が個人の尊厳と幸福追求の権利を定め、その内実

として人格的生存に不可欠な自己決定権が保障されているとの理解の下では、むしろ、同性婚も憲法上の保障を受けるとの解釈も有力に主張されている。この立場に立つと、その法的整備をすることは単なる立法裁量ではなく、立法府としての責務となる。

この点、立法政策の問題ととらえるべきか、憲法上の保障のレベルの問題ととらえるべきかについて、議論を進める。

なお、いずれの立場に立つとしても、同性婚を可能とするよう、法的整備をすることに憲法上の支障はないものと認識する(注13)。

- **注11**2015年2月18日、参議院本会議での安倍総理(当時)の答弁。
- **注12**明治民法では、家族の婚姻には戸主の同意が必要であり、一定の年齢(男は30歳、女は25歳)未満の子の婚姻には父母の同意が必要であった。
- **注13**1989年にデンマークで「登録パートナーシップ制度」が採用され、2000年にオランダが同性間の婚姻を容認して以来、同性間の婚姻を容認する国が増加している。ベルギー(2003年)、スペイン(2005年)、カナダ(2005年)、南アフリカ(2006年)、ノルウェー(2008年)、スウェーデン(2009年)、ポルトガル(2010年)、アイスランド(2010年)、アルゼンチン(2010年)、デンマーク(2012年)、ウルグアイ(2013年)、ニュージーランド(2013年)、フランス(2013年)、ブラジル(2013年)、英国(イングランド及びウェールズ)(2013年)、ルクセンブルク(2015年)、アイルランド(2015年)、フィンランド(2017年)、マルタ(2017年)、ドイツ(2017年)、オーストラリア(2017年)など。

【高等教育の無償化について】

国際人権規約A規約13条2(b)及び(c)により、中等教育及び高等教育を漸進的に無償とすることが国家の責務とされている。日本政府は長くこの条項を留保していたが、民主党政権下の平成24年9月11日に留保を撤回する旨、国連事務総長に通告した。

憲法98条2項(注14)は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規」を誠実に遵守することを必要としているので、わが国においては既に「高等教育の漸進的無償化」はすでに国内法上遵守すべき、政府の法的義務となっていると考えられ、憲法改正の対象として議論する意義は見出しがたい。

《参考》

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)

- (b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
- (c)高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。

日本国憲法第98条2項

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

- **注14**この規定は、総司令部案にも、第90帝国議会に提出された帝国憲法改正案にもなく、衆議院における審議過程で、わが国の主体的判断で立案・成立したものである（佐藤幸治著「日本国憲法論［第2版］」98頁〔成文堂〕2020年）。

国民投票について

憲法改正は国民の「承認」によって成立するが、承認の要件である「過半数」の意義について、憲法改正国民投票法は「有効投票総数」の過半数としている(**注15**)。このことに関して、いかに投票率が低くても憲法改正が実現するのは問題であり、「最低投票率」を導入すべきとの意見もある(**注16**)。

しかし、最低投票率の制度には、①ボイコット運動を誘発する可能性があること(**注17**)、②専門的・技術的な憲法改正で、必ずしも高い投票率を期待できない場合も存在すること、③最低投票率を満たしたほうが低い民意を反映するという民意のパラドックス(**注18**)の可能性があることから、制度としての弊害が大きいと考える。

憲法改正の正当性に疑義が生じないようにするのであれば、投票率を問題とするのではなく、絶対得票率について検討されるべきである(**注19**)。

ただしこの場合も、憲法を法律で書き換えることができないはずであるところ、国民投票によって「憲法となるべきとされた規範」を法律で無効としてしまう疑いがある。実際、最低投票率ないし絶対得票率を定めている多くの国で憲法上の根拠条文を置いている(**注20**)。

したがって、絶対得票率を定めるのであれば、憲法96条に明記することが望ましい。

憲法改正国民投票法成立後、大阪市で特別区設置法に基づく住民投票、英国でEU離脱の国民投票が行われ、直接民主制についての新たな知見が形成された。特に、テレビのスポットCMやインターネットによる情報発信など、投票の公正さに疑義を生じさせるおそれのある課題について、現在の国民投票法の仕組みが適切かどうかについて、検討を行う。

また、引き続き、憲法改正国民投票法の附則の規定に従い、一般的国民投票制度について、その意義及び必要性についての検討を行う。なお、衆議院の解散を制限した場合、総選挙後に国政に関する重大な問題が生じ、任期満了を待たずに国民の意思を問うべき必要が生じた場合、一般的国民投票制度が有効な手段となる余地があり、この観点からの検討も行う。

- **注15**一般に、憲法は強制投票制を採用していないことから、棄権の自由もあるものと考えられ、棄権した者を投票に行って反対票を投じたものと同様に考えることは不合理であり(「有権者総数」は採用しない)、また、無効票をすべて反対票と擬制することは適切でない(「投票者総数」は採用しない)と考えられたからである。
- **注16**「日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議」(平成19年5月11日参議院日本国憲法に関する調査特別委員会)
- **注17**ボイコット運動が起こっている状況の下では、投票に行くこと自体が「裏切り行為」となり、実質的に投票の秘密(憲法15条4項)が担保されない事態となるおそれがある。
- **注18**たとえば、最低投票率を50%とした場合、45%の投票率で賛成80%の場合、全体の36%の賛成があるにもかかわらず不成立。60%の投票率で賛成50%の場合、全体の30%の賛成で成立。
- **注19**仮に、有権者の半数が投票に行き、その過半数の賛成は必要だと考えたとすると、絶対得票率は25%となる。これに届かないようにしようと、ボイコット運動をしようとしても、75%の有権者に働きかけなければならず、事実上不可能。したがって、ボイコット運動を誘発する可能性は著しく低くなる。
- **注20**憲法に最低投票率を設けている国は韓国、スロバキア、ポーランド、ロシア、セルビア、ウズベキスタン、カザフスタン、ベラルーシ(有権者の50%以上)、コロンビア(有権者の25%以上)、憲法に絶対得票率を設けている国はデンマーク(有権者の40%以上)、ウルグアイ(有権者の35%以上)。これに対し、法律で最低投票率を設けている国はパラグアイ(有権者の51%以上)、絶対得票率を定めている国はウガンダ(有権者の過半数)、ペルー(有権者の30%以上)が散見されるにすぎない。

地方自治について

相次ぐ大規模災害やコロナ禍の経験を踏まえ、住民により近い地方自治体のほうが、実情の把握ときめ細やかな救済が可能であることが再認識された。国の役割は外交、安全保障、社会保障制度やマクロ経済政策等に限定し、住民に身近な行政は地方自治体が担う「補完性の原理」について、憲法92条の「地方自治の本旨」との関係に留意しながら議論を進める。

また、国と地方の役割分担の再整理を行う中で、条例制定権や財政自主権など地方自治の基盤をなす権限に関して法律の縛りがあることが適切であるかについても、立法事実の有無を検討する。

その他の検討事項

立憲主義の維持・確保のため、現在の違憲審査制のあり方で十分といえるか、外国における憲法裁判所の例なども参考に、検討を行う。

東日本大震災、コロナ禍などの経験を踏まえ、緊急事態における国家権力の役割とその立憲的統制について、既存の法制度の改正で対処できることを念頭に置きつつ、立法事実の有無について検討を行う。

あいちトリエンナーレ展における補助金不交付決定や、学術会議の任命拒否は、精神的自由に対して萎縮的効果をもたらし、民主主義のプロセスを毀損する。こ

のような具体的事例に照らし、憲法の精神にかなう国費の支出のありかた、組織・団体の自律性・専門性の尊重・確保について検討する。

《参考》参議院決算委員会要求資料「集団的自衛権と憲法の関係」（いわゆる47年見解）

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものと思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

新型コロナウイルス感染症対策

基本的な考え方

- 政府が進めてきた「withコロナ」（社会経済と感染対策の両立）では、これまでの間、感染抑制と感染拡大の波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えています。司令塔機能の不在、政治の都合で科学をないがしろにした対策、薬・ワクチンの開発力の不足、公的病院比率の低さなど医療提供体制の脆弱さ、格差拡大を招いた政府のコロナ支援策からの転換を図ります。これまでのコロナ対策を検証し、科学と事実に基づくコロナ対策（ビヨンド・コロナ）を推進します。
- 感染防止対策と医療支援、そして生活者・事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分に収束させ、その状態を継続させることで感染を封じ込め、通常に近い生活・経済活動を取り戻し、国民生活と経済を力強く再生させます。
- コロナ対策について国が司令塔機能を発揮できるよう法改正します。
- 強力な司令塔である「危機管理・防災局」を設置することで、戦略的で効果的な対策を進めます。（再掲）
- 政府のこれまでのコロナ対策を専門的見地から客観的に検証するための「コロナ対策調査委員会」を国会に設置します。

医療等支援

- 新型コロナウイルスのまん延時であっても、重症化リスクが高い人などが確実に医療にアクセスできるよう、「コロナかかりつけ医」制度を導入します。重症化リスクが高い人などが「コロナかかりつけ医」を登録できるようにします。「コロナかかりつけ医」は、平時においては、登録した人にコロナ等の健康相談、症状がある場合の検査を行い、登録した人が患者、濃厚接触者になった場合は、健康観察、医療提供、入院調整（症状悪化の場合）を行います。「コロナかかりつけ医」が属する医療機関に協力金等を支給します。制度導入にあたっては、患者による医療機関の自主的な選択（いわゆるフリーアクセス）を阻害しないよう配慮します。
- 新型コロナウイルス感染症患者については、本来軽症であっても入院とすべきところ、医療ひっ迫地域においても、中等症以上の患者が入院して治療を受けられる体制を整備します。そのために、全国規模で広域的に医療人材を相互調整し、臨時の医療施設を設置します。また必要かつ十分な医療を受けられる体制を整備します。

- あらゆる方策を講じても入院ができない場合には、酸素吸入器付きの入院待機ステーションや宿泊療養施設を確保するとともに、確実に訪問診療等を受けられる体制を作ります。在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、感染防護品を確実に供給します。宿泊療養・自宅療養の食事等の環境を改善します。また、入院調整等に関する保健所と地域医療との連携および情報共有を強化し、自宅や宿泊施設で療養する患者の容体悪化に即応できる体制を整備します。
- パルスオキシメーター、経口薬、検査キット等の物資の必要量を予測し、機動的に確保して適切に配分します。
- 自宅療養者等に対する健康観察等を行った医療機関に協力金を支給します。
- 医療提供体制確保のため、都道府県等が医療機関と協定を締結できるようにします。また、協定を締結した医療機関に対して協力金を前払いで包括的に支給します。
- 患者等に対する医療を確実に行うため、都道府県知事が医療機関に対し、設備、人員の配置の変更等の要請・指示をできるようにします。その要請や指示に従った医療機関に協力金の支給を行います。
- 政府対策本部長（内閣総理大臣）は、都道府県知事から政府に求めがあった場合に、他の都道府県の知事に対し、患者等の受け入れ、医療関係者の派遣、オンライン診療の実施のため必要な措置を取ることを要請することができるようにします。
- 政府対策本部長（内閣総理大臣）が総合調整を行うため必要があると認めるときに、都道府県知事等に対し、新型コロナウイルス対策の実施に関して必要な情報の提供を求めることができるようにします。
- 医療崩壊を食い止めるため、アカデミア・中核病院・総合病院の勤務医の待遇改善を行い、出産難民や救急車の不応需、医師の過重労働による医療過誤等をなくすこと等を実現するための予算を充実させます。
- 医療システムを守るため、クラスターが発生したことによる減収への支援を含め、収入の減った全ての医療機関への経済的支援を実施します。また、感染者を受け入れている医療機関に対しては、減収分と負担増を全額事前包括払いにして、煩雑な手続きなく速やかに支給します。
- 介護事業者に包括的な支援金を支給します。
- 診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の上乗せ特例を再実施します。
- コロナ禍の下で地域医療を支えている医療機関の仕入れにかかった消費税を還付する等の新たな税制上の措置を早期に講じます。
- コロナ禍の下で医療を支えている医療従事者に対する待遇改善を行います。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置された場合で、国民の生命および健康を保護するため緊急の必要があると認めるときに、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む）の治療のため、一定の要件の下、使用価値を有すると認められる医薬品を指定し、医療保険の保険給付、副作用救済給付の対象とする制度を導入します。指定は、企業からの申請に基づいて行いますが、申請を待ついとまがないときは、厚生労働大臣が申請によらずに行うことができるようにします。また、当該医薬品を確保するため、買い取りや企業への増産の要請等を行います。（再掲）
- 国内でワクチン・治療薬を開発できるよう、支援体制を強化します。
- 感染症のための医薬品の研究開発を推進するため、医薬品の基礎的な研究開発から臨床試験に至る過程における取り組みに対する支援、開発された医薬品の買い取り等を実施するために必要な財政上の措置等を講じます。（再掲）
- 新型コロナウイルスの後遺症の研究調査、診療する医療機関を拡充します。
- 後遺症とみられる症状に悩む人の相談体制を整備します。最新の知見をもとに、診察やリハビリの方法などを示した手引きを改訂するとともに、地域の医療機関で迅速に治療を受けられるようにします。

感染防止対策の徹底（検査の徹底、出入国管理の徹底など）

- 科学的知見とエビデンスに基づく対策を講じるため、全ゲノム解析を官民挙げて推進し、変異株の出現の早期検知と感染経路把握と政策の実効性の検証に活用します。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、適時適切で平易な情報公開・情報提供を行います。
- 政府対策本部長が、まん延防止等重点措置の実施等に係る都道府県対策本部長の要請に応じない場合、その旨および理由を示さなければならないこととします。
- 安価で迅速大量に検査できる機器の開発・導入が各地で進むよう、国が支援します。
- 医療機関等の検査機器購入代金の全額を補助することにより、検査件数の拡大を図ります。
- 唾液による定性抗原検査の生産を支援し、大量生産により手軽・安価に感染確認ができるようにします。
- エッセンシャルワーカーの希望に応じて実施する検査について、国が費用を負担して円滑かつ確実に実施するための制度を構築します。その際には、自費で検査した後の精算も可能とします。さらに、感染拡大地域の住民に対するより積極的な検査の実施について検討します。

- 濃厚接触者の濃厚接触者も行政検査の対象とします。
- 自主的な検査を受けやすくするため、検査を無料化します。
- 濃厚接触者等に対する措置（待機期間等）のあり方について不断に見直します。
- 人手不足の保健所について、職員の増員や非正規職員の正規化などにより、早期かつ確実に感染ルートを把握できる体制を作ります。今後の新たな感染症のまん延に備え、恒常的に職員の適正配置を進めます。同時に著しく減少した保健所を大幅に増設します。（再掲）
- 公衆衛生の視点から、コロナ禍で多発している不審死を含めてPCR検査、遺体解剖の体制を強化します。
- コロナ自宅死の実態調査を行い、今後の対策に生かします。
- 入国管理を徹底し、海外からのウイルスの持ち込みを防ぎます。
- 新型コロナなどの病原体が国内に侵入する恐れがあると認められる外国人を上陸拒否の対象とするため、現在、法解釈で行われている上陸拒否を排し、明確な法的根拠に基づく入管法の改正を行います。

新型コロナ対応の法的支援・差別解消

- 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策の申請手続きが、簡素で迅速なものとなっているかを検証し、必要に応じて改善を求めるとともに、専門士業の活用を推進し、支援が迅速かつ適正に行き渡るようにします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によってさまざまな法的課題を抱えた国民等が適時適切に弁護士による法的支援を受けることができるように、総合法律支援法に基づく民事法律扶助に東日本大震災時に準じた特例を設ける法案を成立させ、無料法律相談、弁護士報酬・実費等の立替金の償還猶予等の援助を行います。
- 新型コロナウイルス感染症に関連する差別解消の推進に取り組みます。改正後の新型インフル特措法には、相談体制の整備や知識の普及啓発が定められました。それに加えて、差別禁止を法律上の義務とし、国や自治体の責務、事業者が講ずべき措置などを明らかにする「新型コロナウイルス差別解消推進法案」の制定を目指します。
- 性風俗産業従事者に対する差別を是正するため、法制度上の不備を見直し、権利を守ります。
- 後遺症への理解・啓発を行うとともに、後遺症の影響で仕事を失ったり休業を余儀なくされたりする人が相次いでいることから、職場への復帰や再就職を支援します。

暮らしと事業を守る

- 最近の新型コロナウイルス感染症拡大や、巨大災害などをはじめとする事態に際しては、財政による機動的な対応を躊躇なく行います。
- コロナ禍や物価高騰により、国民生活や国内産業に甚大な痛みが生じていることを踏まえ、税率5%への時限的な消費税減税を実施します。これにより生じる地方自治体の減収については国が補填します。（再掲）
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減収した「ワーキングプア」の人、低年金者に臨時の給付金（5万円）を支給します。
- ひとり親の職業訓練を促進するため、給付金（高等職業訓練促進給付金等事業）を増額します。
- 職業訓練受講給付金受給者に対し、臨時職業訓練受講給付金（職業訓練受講給付金と同額の10万円程度）を支給します。
- 失業手当の給付額の支給割合を20%引き上げるとともに、失業手当の所定給付日数を一律90日間延長します。
- 住居確保給付金を再度延長するとともに、給付額を拡充し住居を確保できるようにします。
- 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付上限と返済免除措置の対象を拡大します。
- 生活保護については、生活保護の扶養確認を一時的に中止する、財産要件の緩和等により受給を確保して命を守ります。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響等に鑑み、生活保護の実施機関に対し、要保護者・扶養義務者の資産等の状況調査その他の調査を一層簡素化・合理化するとともに、積極的に保護を行う努力義務を課します。また、国に対し、要保護者が生活保護の開始の申請をするまでの間でも、当面の生活に必要な短期の資金の融通その他の必要な支援を行う義務を課します。
- 業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者が労災補償を受けることができるよう、事業主や労働者に周知徹底します。また、新型コロナウイルス感染症の後遺症も含めた長期の病状についても労災補償の充実を図ります。
- 大学生等の今年度分の授業料の半額を免除するとともに、アルバイト収入が半減した学生に給付金を支給し、学生を支援します。
- 今年度中に返還の期限が到来する学資貸与金等の返還が困難な者に対し、返還を免除するなど、奨学金返済中の社会人に対する返済猶予・免除を行います。
- 少人数学級の実施等のための教員の加配、オンライン教育等へ対応するための学習支援員の増員を行います。
- 学校での感染防止対策のための学校裁量金の給付や、夏休み中の授業実施に対応するための特別教室、学校調理場への空調設備の導入を進めます。

- 学校行事やスポーツ大会のあり方を検討します。
- オンライン教育のための環境整備を推進するとともに、内容についても国が一定のガイドラインを示すなど、教育効果の確保を行います。
- コロナ禍により多額の借り入れを余儀なくされた中小企業の事業再生と雇用維持を図るため、過剰債務について減免の法的整備等や資本性資金への転換促進を、金融機関の理解・協力を得て行います。
- 事業復活支援金について、支給上限額を大幅に引き上げるとともに、2022年度においても必要に応じて給付金が支給されるようにします。
- 新型コロナウイルスに対する新しい補助金制度や要件を緩和した家賃支援給付金制度の創設を図ります。
- 休業協力金、一時支援金支給の要件を緩和するとともに、事業規模に応じた支援を実施します。
- 迅速な事業支援のため、一定の要件を満たせば、融資の全額または一部の返済が免除される制度（日本型PPP＝Paycheck Protection Program）を創設します。
- 減収分の補填など、公共交通機関への支援を行います。
- 窮地にある観光産業で働く労働者の雇用と観光産業の継続性の両面を担保するため、観光事業者およびその主な取引先事業者等に対して観光産業持続化給付金を支給するとともに、観光関連事業者向けのさらなる支援制度の創設を検討します。
- 宿泊施設が感染対策等を講じる際の十分な支援措置を実施します。あわせて、宿泊療養を受け入れる宿泊施設の風評被害対策を講じます。
- 休業手当の支払を促進するため、労働者を解雇せず休業させた事業主に対する「雇用調整助成金」の助成率を、政令で定める日まで10／10とします。また、雇用調整助成金の特例措置を延長します。
- 休業手当が支給されない大企業の労働者について、対象者を制限せず、休業支援金・給付金の対象とします。また、休業支援金・給付金を延長します。
- 小学校休業等対応助成金・支援金を継続します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した特殊詐欺、悪質商法による消費者被害や、旅行や結婚式場などのキャンセルに伴う解約料に関するトラブルも多発していることから、新型コロナウイルス感染症に関連する消費者被害等の防止に向けた対策について検討します。
- 暮らし方、働き方が一変していることから、2拠点居住施策や地方移住への支援や、リモートワークの場所として宿泊施設を活用する際の助成など、各種支援策を多角的に検討し、柔軟に措置・対応します。
- コロナで苦境に立たされた文化芸術活動を、その基盤から支え、活動の維持とポストコロナに向けた新たな展開を見据えた文化芸術活動を振興します。

- コロナ禍で活動が制限されたライブハウスや劇場などへの支援策を強化します。
- コロナ禍は、特定産品の供給を外国に依存するリスクを明確にしました。特に食料供給は、国民の生命にも直結する重大な問題であり、あらためて食料安全保障の重要性が明確になりました。一方で、さまざまな農林漁業生産物が国内での需要を失い、多くの在庫が残ったことで、価格低下や新たな生産を阻害する要因にもなっています。農業での他作物転換や、次期作の取り組みへの支援、国内需給緩和時に国外市場向けの転換を可能とする代替新市場開拓など、コロナ禍であっても安心して農林漁業経営が行われるよう取り組みます。（再掲）

災害避難対策と感染防止対策の両立

- 新型コロナウイルスが収束しない中、災害避難は「3密回避」との両立が至上命題です。避難態勢の運営状況、衛生管理等を迅速に把握できる環境を整え、感染防止に資する避難行動等の住民周知、より多くの避難先の確保、避難所内での感染防止対策を徹底します。

コロナ禍のもとでのきめ細やかな女性支援

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的影響は、女性の自殺者の急増に見られるように、女性により深刻なダメージを及ぼしています。その影響を把握し、きめ細やかな支援を実施します。
- ひとり親等ダメージを受けやすい層に配慮したきめ細やかな現金給付を実施します。
- 医療や看護、介護に従事する女性たちの感染拡大防止や、給与を含む待遇の悪化防止を図ります。
- 妊娠中の医療従事者等が希望すれば休めるようにするなど、適切な配慮を促します。
- 妊婦と胎児の安全を守るため、官民問わず、パート、派遣、有期契約など多様な働き方をしている人も含めて、テレワークや時差通勤、休暇制度の活用等、事業主の安全配慮義務を徹底させ、妊娠を理由に解雇されることがないよう、取り組みを強化します。
- 不妊治療の保険適用の年齢上限について、感染拡大が収束するまでの延長の検討等、不妊治療を希望する者が治療を受けられるよう環境を整えます。
- 妊娠・出産・育児の準備に関する個別ケアの実施や電話相談、オンライン相談等の支援を促します。
- 広域的に分娩施設の確保に取り組みます。

ワクチン対策

ワクチン接種の基本的な態度

- 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種を希望する人が、一刻も早く、安心・安全、円滑・確実に接種を受けられるよう環境整備と体制確立に全力で取り組みます。
- ワクチンそのものの正確な情報の迅速・的確な公表・提供、ワクチンの確実な確保・供給、担い手の確保、差別や偏見などの社会的課題への対策などを講じつつ、現場の自治体や医療機関に丁寧に寄り添いながら地域の実情に応じた接種体制を確立します。
- ワクチン接種体制を確実に整備するため、地方負担が生じないよう、ワクチン接種にかかる全ての経費を確実に全額国の負担とします。接種単価の増額など各種財政支援策について、希望する全ての国民への接種が完了するまで確実に継続するようにします。国としてのあらゆる資源を総動員した支援策を強化します。

リスクコミュニケーションの強化

- リスクコミュニケーションを強化し、政府はリスクとベネフィットを包み隠さず、最新情報が更新される度に迅速に説明するとともに、リスクとベネフィットを比較衡量して接種を判断できるよう、わかりやすく科学的根拠に基づいて説明するようにします。
- 最新のエビデンスに基づいて、ワクチン接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、副反応に関する正確で具体的な情報を迅速かつ分かりやすく情報発信します。
- 新型コロナウイルスワクチンの副反応を専門に検討する会議体を設け、その開催頻度を高め反応の分析を一層深められるようにします。接種後の副反応等の相談窓口を身近な自治体ごとに置き、医療機関との速やかな連携を図ります。
- 新型コロナワクチンの接種による健康被害が生じた場合の予防接種法に基づく救済制度をより分かりやすく周知します。健康被害救済制度において、市町村が医療機関に対しカルテ等を求められるようにするなど、申請者の負担を軽減するとともに、制度を改善・充実させます。
- コロナワクチンの接種後、長引く体調不良などの後遺症について、訴えている人数や症状について十分に把握できていないことから、国による実態調査を行い、知見を深めるようにします。孤立しがちな後遺症を訴える人に寄り添い、ワクチン後遺症の啓発や理解を進めるとともに、専門の相談窓口の開設、専門的な医療機関の公表など必要な医療にアクセスしやすい環境づくりなど、さまざまな社会的支援を行います。

ワクチン接種の計画的・円滑な実施

- 政府にはワクチンを確保・供給し、接種をスムーズに進める義務があります。「ワクチン接種円滑化法」を制定し、ワクチン接種の計画的かつ円滑な実施を推進します。ワクチン接種の開始時期・終了時期、一日当たり接種回数、ワクチン接種従事者の確保などを盛り込んだ工程表を策定します。
- 高齢者・障がい者施設などでのクラスター発生が相次いでいることから、希望する60歳未満の医療従事者や介護従事者などのエッセンシャル・ワーカーを4回目接種の対象とします。
- 子どもの重症化リスクは大人より低く、現時点でリスクとベネフィットを勘案すると、5～11歳の健康な子どもへの接種を急ぐべきではありません。まずは同居家族や保育・幼稚園関係者、学校関係者など、子どもの周囲の大人が感染対策を徹底し、大きな負担が子どもたちにかからないよう気を配るべきです。また、5～11歳の子どもへの接種については、重症化を防ぐことが期待される基礎疾患を抱える子どもや、免疫不全の家族と同居する子どもに限定して推奨するようにします。

ワクチンの国産化の推進

- 将来のパンデミックから国民の生命と健康を守り、国際社会の「人間の安全保障」に貢献するためにも、国産ワクチンの研究・開発や製造体制強化を加速するとともに、安全性を確保するため、予算を拡充します。中核となる国立感染症研究所の予算・人員（特に研究者、ワクチン開発者、管理職）の配置を増やし機能強化を図るとともに、医薬・バイオに携わる事業者への支援を拡充します。

担い手の確保

- 接種体制構築に必要な人員の確保など、自治体の現場が抱える課題の解決を促進します。各種団体への働きかけや潜在看護師の掘り起こしを、縦割りを打破し国が責任を持って行います。
- 接種を実施する医師・看護師等が不足する事態に備えて、薬剤師等の医療関係の職種が接種を実施する場合の必要な研修内容の検討等を行います。

希望者を取り残さない

- すべての接種希望者が取り残されることがないよう、相談窓口の充実、予約・案内、接種自体について、親身で丁寧かつユニバーサルな対応を図ります。
- 地域の見守りや巡回接種などの支援を強化し、一人暮らしの高齢者やホームレスを取り残さないようにします。

- ワクチン接種には、医師との良質なコミュニケーションが重要であり、普段から健康状態を把握している「かかりつけ医」や利便性の高い地域の診療所、さらには施設の嘱託医等、身近な医療機関での個別接種、巡回接種や訪問接種の体制を整備します。
- 現地での接種を望む声が大きいことから、大使館の医務官による接種や現地の病院との提携による在外邦人の接種を求めていきます。
- ワクチンの予約や接種方法について、自治体の創意工夫の事例をひろげます。
- ワクチン接種会場までの高齢者の移動を支援するため、「ワクチンバス」や「ワクチンタクシー」の取り組みを進めます。
- 接種当日や翌日を出勤扱いや有給休暇とするなど、「ワクチン休暇」の導入を推進し、国民が安心して接種できる環境整備を進めます。

システム

- 「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」や「ワクチン接種記録システム（VRS）」について、ワクチン接種に遅滞・混乱が生じないよう、入力などの事務作業を極力省力化し、現場の負担軽減を図ります。自治体現場の意見を取り入れ、必要に応じてシステムの見直し・改修を行うとともに、サポート体制を強化し、セキュリティに万全を期します。

社会的課題

- ワクチン接種が進む一方で、「ワクチン・ハラスメント」が問題になっています。接種や接種意思の有無による誹謗中傷や偏見、差別、いじめ、行動制限、職業上の制限などの不利益が起こらないよう十分な配慮を行い、ガイドラインの策定や周知・啓発、相談体制の整備に取り組みます。未接種者への差別を禁止する条例の制定を進めます。
- 接種証明書を「GoToキャンペーン」参加、入院や介護施設への入所・通所などの条件にすることは認めないなど、必要な人が社会的・福祉的サービス等を受けられないなどといったことがないように配慮します。

今後の接種に向けて

- 諸外国にも配慮しながら、今後必要とされるワクチンの確保・供給に万全を期します。体制整備についても先手先手で備えます。
- 国家的なプロジェクトとなった今回の新型コロナウイルスワクチン接種の状況や課題を検証し、得られた教訓や経験を今後の接種に生かすようにします。今後追加接種を行う場合には、優先接種の対象者や進め方についても改めて議論し見直します。ワクチン接種の費用対効果、製薬会社とのワクチン契約の検証に取り組みます。

- ワクチン接種を担う医療機関や自治体現場の疲弊は高まっています。ワクチン接種による負担増で疲弊している医療従事者や自治体職員などへの支援を強化します。中長期的な「バッファー」を確保するよう努力します。
- ワクチンが有効期限切れとなり大量に廃棄されていることから、その実態を調査し、調査結果を公表します。
- 新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束は全世界的な課題であり、国際社会の「人間の安全保障」に貢献するためにも、COVAXへの拠出拡大を含め、コロナ対策における国際社会の取り組みに貢献します。